

## 平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

### 第1. 招 集

1. 日 時           平成27年9月4日
2. 場 所           西会津町役場

### 第2. 開会、閉会及び会期

1. 開 会           平成27年 9月 4日
2. 閉 会           平成27年 9月14日
3. 会 期           11日間

### 第3. 議員の応招・不応招

#### 1. 応招議員

|    |     |     |     |     |     |     |     |     |
|----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-----|
| 1番 | 三 留 | 満   | 6番  | 猪 俣 | 常 三 | 11番 | 青 木 | 照 夫 |
| 2番 | 薄   | 幸 一 | 7番  | 伊 藤 | 一 男 | 12番 | 荒 海 | 清 隆 |
| 3番 | 秦   | 貞 継 | 8番  | 渡 部 | 憲   | 13番 | 清 野 | 佐 一 |
| 4番 | 小 柴 | 敬   | 9番  | 三 留 | 正 義 | 14番 | 武 藤 | 道 廣 |
| 5番 | 長谷川 | 義 雄 | 10番 | 多 賀 | 剛   |     |     |     |

#### 2. 不応招議員

な し

## 平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

### 議事日程一覧

平成27年9月4日（金）

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託
- 日程第4 所管事務調査実施報告
- 日程第5 例月出納検査報告
- 日程第6 付議事件名報告
- 日程第7 提案理由の説明
- 日程第8 議案第1号 西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例
- 日程第9 議案第2号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例

平成27年9月7日（月）

- 日程第1 一般質問（三留満 猪俣常三 伊藤一男 小柴敬 長谷川義雄）

平成27年9月8日（火）

- 日程第1 一般質問（渡部憲 多賀剛 青木照夫 清野佐一）

平成27年9月9日（水）

- 日程第1 議案第3号 平成26年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第2 議案第4号 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第3 議案第5号 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第4 議案第6号 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第5 議案第7号 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第6 議案第8号 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第7 議案第9号 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第8 議案第10号 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

|       |        |                                    |
|-------|--------|------------------------------------|
| 日程第9  | 議案第11号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  |
| 日程第13 | 議案第15号 | 平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |

平成27年9月10日（木）

|      |       |                                       |
|------|-------|---------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第3号 | 平成26年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第2 | 議案第4号 | 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第3 | 議案第5号 | 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第4 | 議案第6号 | 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第5 | 議案第7号 | 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6 | 議案第8号 | 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7 | 議案第9号 | 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |

平成27年9月11日（金）

|      |        |                                    |
|------|--------|------------------------------------|
| 日程第1 | 議案第10号 | 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2 | 議案第11号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について  |
| 日程第3 | 議案第12号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第4 | 議案第13号 | 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第5 | 議案第14号 | 平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について  |
| 日程第6 | 議案第15号 | 平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について   |

|       |        |                                 |
|-------|--------|---------------------------------|
| 日程第7  | 議案第16号 | 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第3次）         |
| 日程第8  | 議案第17号 | 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第2次） |
| 日程第9  | 議案第18号 | 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）  |
| 日程第10 | 議案第19号 | 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）   |
| 日程第11 | 議案第20号 | 平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）     |

平成27年9月14日（月）

|        |                       |                                                   |
|--------|-----------------------|---------------------------------------------------|
| 日程第1   | 議案第21号                | 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）<br>橋梁上部工工事請負契約の締結について |
| 日程第2   | 議案第22号                | 財産の取得について（消防ポンプ自動車）                               |
| 日程第3   | 議案第23号                | 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について                          |
| 日程第4   | 議案第24号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて                     |
| 日程第5   | 議案第25号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて                     |
| 日程第6   | 議案第26号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて                     |
| 日程第7   | 議案第27号                | 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて                     |
| 日程第8   | 議案第28号                | 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて                         |
| 追加日程第1 | 提案理由の説明               |                                                   |
| 追加日程第2 | 議案第29号                | 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第4次）                           |
| 日程第9   | 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙 |                                                   |
| 日程第10  | 議会活性化特別委員会の設置について     |                                                   |
| 日程第11  | 議会活性化特別委員会委員の選任について   |                                                   |
| 日程第12  | 陳情第2号                 | 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書                     |
| 日程第13  | 常任委員会の管外行政調査実施申出について  |                                                   |
| 日程第14  | 議員派遣について              |                                                   |
| 日程第15  | 総務常任委員会の継続審査申出について    |                                                   |
| 日程第16  | 議会運営委員会の継続審査申出について    |                                                   |
| 日程第17  | 議会広報特別委員会の継続審査申出について  |                                                   |
| 日程第18  | 議会活性化特別委員会の継続審査申出について |                                                   |

平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月4日（金）

開 会 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 農業委員会長     | 佐 藤 忠 正 |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |
| 建設水道課長  | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第1号）

平成27年9月4日 午前10時開議

開 会

開 議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 議長諸報告  
陳情の受理、委員会付託

日程第4 所管事務調査実施報告

日程第5 例月出納検査報告

日程第6 付議事件名報告

日程第7 提案理由の説明

日程第8 議案第1号 西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第2号 西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例

散 会

（全員協議会）

（議会広報特別委員会）

○議長　ただ今から平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を開会します。(10 時 03 分)

はじめに、町教育委員会の井上祐悦委員が、去る 6 月 17 日にご逝去されました。謹んで哀悼の意を表しますとともに、心からご冥福をお祈りいたします。

開会にあたり一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、公私誠にご多忙のところご出席賜り、厚く御礼を申し上げます。

本定例会に提出される諸議案につきましては、後刻、町長から詳細にわたって説明されることと存じますが、円滑に議事を進められ、適正妥当な議決に達されますよう切望いたしますとともに、諸般の議事運営にご協力を賜りますようお願い申し上げまして開会のごあいさつといたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、事務局長から諸報告をいたさせます。

事務局長、渡部峰明君。

○議会事務局長　本定例会に、町長より別紙配付のとおり 28 件の議案が提出され、受理しました。

本定例会までに受理した請願・陳情は、陳情 3 件であり、陳情の要旨等はお手元に配付の陳情文書表のとおりであります。

本定例会の一般質問の通告は、9 議員からであり、質問者及び質問の要旨は、お手元に配付の一般質問通告書のとおりであります。

次に、例月出納検査、定期監査及び財政援助団体の監査結果につきましては、監査委員から報告があり、その写しを配付してございます。

次に、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 27 条第 1 項の規定による平成 26 年度西会津町の教育に関する事務の管理及び執行状況の点検評価の結果については、教育委員長から報告があり、その写しを配付してございます。

最後に、本定例会に議案説明のため、町長、教育委員長、監査委員、農業委員会会長に出席を求めました。

なお、本定例会に、地方自治法第 121 条の規定に係る説明委任者として、町長から副町長、各課長及び会計管理者兼出納室長を、教育委員長からは教育長、学校教育課長、生涯学習課長を、農業委員会会長からは農業委員会事務局長をそれぞれ出席させる旨の通知があり受理いたしました。以上であります。

○議長　以上で諸報告を終わります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 116 条の規定により、3 番、秦貞継君。11 番、青木照夫君を指名します。

日程第 2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から 9 月 14 日までの 11 日間にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から9月14日までの11日間に決定しました。

日程第3、議長諸報告を行います。

6月定例会以降、現在までの議会活動は、お手元に配付の議長諸報告のとおりであります。

次に、陳情の受理、委員会付託について申し上げます。

本日までに受理しました陳情は3件であります。会議規則第93条の規定により、お手元に配付しました陳情文書表のとおり、委員会に付託いたします。

日程第4、所管事務調査実施報告を行います。各常任委員長の報告を求めます。

報告は総務常任委員会、経済常任委員会の順で行ってください。

総務常任委員会委員長、多賀剛君。

○総務常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 経済常任委員会委員長、荒海清隆君。

○経済常任委員会委員長 (別紙報告書により報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

まずはじめに、総務常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 続いて、経済常任委員会。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、所管事務調査実施報告を終わります。

日程第5、例月出納検査報告を行います。

監査委員の報告を求めます。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 (例月出納検査結果報告)

○議長 ただいまの報告に対して質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これをもって、例月出納検査報告を終わります。

日程第6、付議事件名報告を行います。

付議事件名につきましては、お手元に配付の議会定例会議案付議事件記載のとおりであります。

日程第7、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由の説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 日程第8、議案第1号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を議題といたします。本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第1号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例について、ご説明を申し上げます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法が平成25年5月に制定され、本年10月5日から全ての国民に個人番号が付番されることとなります。この個人番号は、個人情報に該当し、西会津町個人情報保護条例の規定が適用されますが、マイナンバー法に基づき、より厳格な保護措置を講じなければならなかったことから、本条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正条文についてご説明を申し上げますが、合わせて、条例改正案新旧対照表の1ページをご覧ください。

西会津町個人情報保護条例の一部を次のように改正する。

第2条であります。用語の定義でありまして、第4号を第8号とし、第4号、特定個人情報、第5号、情報提供等記録、第6号、保有特定個人情報、第7号、特定個人情報ファイルを新たに加えるものであります。

第5条は、個人情報保護条例の適用除外を規定しておりますが、統計法が全面改訂されたことにより改正するものであります。

第8条は、利用及び提供の制限を規定しておりますが、第1項中の個人情報の次に保有特定個人情報を除くを加えるとともに、新たに第8条の2として保有特定個人情報、いわゆる個人番号の利用の制限を、第8条の3として保有特定個人情報の提供の制限を加えるものであります。

次に第12条は、自己情報の開示請求を規定しておりますが、第1項中の個人情報の次に保有特定個人情報を新たに加えるものであります。また、第2項につきましては、未成年者または成年被後見人の法定代理人を規定しておりますが、保有特定個人情報に係るものについて、本人の委任による代理人を新たに加えるものであります。

第13条は、個人情報の開示義務を規定しておりますが、開示請求者に保有特定個人情報に係る代理人を新たに加えるものであります。

第16条は、開示請求の方法を規定しておりますが、第2項中の法定代理人を代理人に改めるものであります。

第17条は、開示請求に対する決定等を規定しておりますが、第1項及び第5項において保有特定個人情報に係る開示決定等を新たに加えるものであります。

第23条の2から第23条の5までは、マイナンバー法及び行政機関個人情報保護法に基づき新たに規定するものであり、第23条の2は自己情報の利用停止請求を、第23条の3は個人情報の利用停止義務を、第23条の4は利用停止請求の方法を、第23条の5は利用停止請求に対する決定等をそれぞれ規定するものであります。

第24条は、不服申立てがあった場合の手続きを規定しておりますが、不服申立ての根拠法令である行政不服審査法の全面改訂により、第1項を改正するものであります。

次に、附則であります。施行期日を個人番号の付番に係るマイナンバー法の施行日である平成27年10月5日とするものであります。

以上で、説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　今ほど総務課長から説明いただきましたけれども、私自身も聞いていてもよくわからないと、そういう方が大方ではなかろうかという思いをしております。

これは議案1号、2号に共通するところでありますが、いわゆる国のマイナンバー制度導入に伴う上位法令が変わったので、町の条例も整備しなければいけないと、改正しなければいけないということだと理解しておりますが、このマイナンバー制度自体、私も国会でいつの間にか審議されて、いつの間にか決まって、これ来月からスタートして1月から運用するんだということになっておるようであります。今朝の新聞なんかを見ましても、国民の5割ほどが内容をよくわかっていないと、ある調査によれば、7割ぐらいわかっていないんじゃないかというような報道をされておりますけれども、こういう中であって、いわゆる国の法律が変わったから町の条例を整備しなければいけない、改正しなければいけないと、こういう考え方、スタンスで私はいいのかなと思うんですが、その点をまず伺っておきたいと思います。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

今回、今、議員からご質問ありましたとおり、国の法律改正に伴いまして、町の個人情報保護条例を改正するというごさいまして、根拠法令に基づいて町条例は制定してごさいますので、当然、上位法令が改正になれば、それに伴いまして町の条例も改正するというごさいます。なお、今回の改正、議案説明でも申し上げましたが、マイナンバー法が適用になることによりまして、より個人情報の保護を厳格化するというごさいますが、今回の改正の目的でございまして、今ほどご説明いたしましたけれども、新たに町の個人情報保護条例の中に、町として、その個人番号の利用、それはここまでしかできませんというような利用の制限、それが新たに加わりましたり、逆に提供、国であろうが県であろうが、その提供の制限についても今回の改正で加わったところであります。

もう1点、新たに加わったものとしましては、利用者といいますか、例えば町民の方、町民の方がその利用の停止請求を町にできるというような条項も新たに加わってごさいますので、そこら辺、そういった厳格な取り扱いになるようにということの今回の改正でございまして、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　説明いただいているわけなんですけど、私もまだ正直、十分理解されていない。このマイナンバー制度のデメリットというのは、メリットはおっしゃったような形でいろいろあるのかもしれないんですが、いろんなマスコミでは、いわゆる個人情報の流出による被害があるんじゃないかというようなことを心配されております。おそらくそのデータ管理にしましては、国家レベルの、本当に厳格な管理をされて、リスク管理をしていくんだという思いでおりますが、実際にこれ運用するのは、役所であつたり、役所の個人であつたり、将来的には民間企業なんかでも使えるようになるということではありますけど、すべてこの、いわゆる人は悪いことをしないんだと、性善説の上に成り立っているような気がしてならない。あの年金機構の個人情報の流出の問題にしても、いわゆるインターネットを

利用したウイルスによる情報流出だとか、いわゆるサイバー攻撃、ハッカーによる、やろうと思ってやられる、いわゆる脅威というのが現代社会ではあるわけでありますので、この厳格にする、厳格にするとおっしゃいますが、私はどうも具体的な措置をどういうふうにするのかなというのがよくわからない。その点をもう1回説明していただけますか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、まずシステムが基本だと思います。住民基本台帳のデータ、それから税情報、その他もろもろ、システムの連携で運用が図られるということでございまして、システムのセキュリティにつきましては、国の仕様が示されてございまして、それに従って各市町村では、その仕様に沿ったシステム改修をするしかないといえますか、言い方悪いですが、そういった状況でございまして、そこら辺は国できちんとした、そういったセキュリティの部分は考えた中のシステム改修をしているということしかお答えはできないということであります。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　お互いによくわからない状況の中で、これ試行錯誤の中でスタートするのかなという思いはありますが、先ほど言ったように、国民の全体が、5割ないし7割がよく内容をわからないという中で、政府自体があまり説明をしていないということもありますけれども、これは町として、こんな状態で始めていいのかなというのを、私常々思っておりますが、これ町長にお尋ねしたいんですが、これは国任せではなくて、町としてやっぱこれができることによって、町民の皆さんにはこういうメリットがありますよ、しかしこういう危険もありますよ、そういうのをしっかりと説明していく必要があるかと思うんですが、町長その辺はいかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　この導入の背景には、国会で決める前にいろいろなやり取りも国会内にもありました。これ名前ではなくて、今度は国民総背番号制になったわけで、個人の名前というよりも、その番号を見ただけでだれだれというのはすぐ判明するわけであります。

メリットとしては、いわゆるこれから住民票とか、個人を特定するために、この個人番号の通知書ではなくて、個人番号票を持っていれば、それを持って個人を証明できるというところもあるかと思えますけれども、じゃあそれを国民はいったいもらって、何に使うといったら、人それぞれだと思います。今回、国が、昨日ですか、改正されましたけれども、これ預金通帳までこういうところに対応ができるということになりました。中には悪用するというようなことであれば、そういうことは非常に問題もあるかと思えますけれども。

しかし、いずれにしても、この我々町としては、国の上位条例、法律で定まったものについては、これは好むと好まざるに関わらず、条例の、上位条例に従うしかないということでありますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

町条例が法律を上回るような条例をつくることは決してこれはできませんので、その点のご理解をいただきたいなと、こう思います。

また、じゃあこれが一般的な町民の皆さんにどれだけ浸透しているかという点、議員が

らも申されたとおり、そんなに必要としないものについて理解をするということについては、なかなかこれのできないかというふうに思いますが、ご質問にも、一般質問の中にもありましたけれども、これは町としても、各地域ごとに、ずっとこのために説明会を開くというのは、なかなかこの日程上厳しいかなと。ただ、これからいろんな会議や集落座談会や、そういった場合において、こうした質問等についてお答えする。あるいはケーブルテレビで今、個人番号とはなんぞやということで放映されておりますので、そういったことプラス、今度はチラシやそうしたことに對するいろんな取り扱いの注意点、さらにはこれをどういうふうにして町が利活用するのかということも含めて、これは懇切丁寧に機会をとらえながら説明していくしかないのかなとこう思いますので、この点については担当課のほうでしっかり対応するように、私から指示をしたいというふうに思っております。

悪用をしないような方法、体制というものもしっかり、これを我々も含めて検討していく必要があるだろうというふうに思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第1号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第1号、西会津町個人情報保護条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案についての説明を求めます。

町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

本案につきましては、町長が提案理由でご説明申し上げましたが、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度の導入に伴い、すべての国民に個人番号が付番され、本年10月から個人番号が記載された通知カードが、国から世帯ごとに送付されることとなります。本制度により、これまで交付しておりました住民基本台帳カードは、平成28年1月から交付できなくなることとされております。また通知カードや、来年1月から希望者に交付する個人番号カードについて、紛失等によりカードを再発行する場合には、手数料が生じますことから、条例の一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますが、議案書と合わせて、条例改正案新旧対照表の9ページをご覧ください。

西会津町手数料徴収条例の一部を次のように改正する。

第2条は、種類及び金額について定める規定であります。住民基本台帳カード交付手数料1枚500円を削り、通知カード及び個人番号カードの再交付手数料を、それぞれ規定するものであります。なお、再交付手数料につきましては、すべての自治体において一律とされております。

次に、附則につきましては、施行期日を定めるものでありまして、原則、平成28年1月1日からとするものであります。第2条第1項第20号シ、通知カードを加える規定につきましては、番号法の施行の日であります。平成27年10月5日から施行するものであります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　私も1点ほど伺いをいたします。先ほども議論ありましたが、大変これ難しいことだと思いますが、再交付に1枚800円、この金額はいいとしても、例えばセキュリティの問題なんです。紛失した、それを他人が拾って、それを悪用するというようなこともないとも限らないというふうに考えれば、その点のセキュリティに関してはどのような対策をなされるのか、これまず1点お聞きしたいと思います。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　荒海議員のご質問にお答えいたします。

通知カード、それから個人番号カードのセキュリティの問題でございますが、まず、紛失した際には、当然、町のほうに手続きをしていただくことが、まず優先かと思えます。それによって、カードの利用を停止させるというのがまず第1点でございます。当然、警察関係であるとか、そういった届出も必要かとは思いますが、まずそのカードを利用させないということで、再交付の申請をしていただいて、これまでお渡ししていたカードを停止させると。それで新たな番号を、紛失した場合は、もう1回付番されることになりますので、それを早急にさせていただくというのが、町民の皆さんにやっていただきたいことだと思います。

以上です。

○議長　12番、荒海清隆君。

○荒海清隆　ただいまご答弁いただきましたが、なかなかカード、そんなには頻繁に使うものではないんじゃないかなというふうに考えるとき、紛失したのをわからないでいた、その点に早く届け出ればいいんですが、届けることができなかつたために被害にあうとか、ということも考えられますが、一番それを早くすればいいわけなんです。再交付される時、番号というのは、その番号は一生変わらないんだというようなふう聞いたことがあるんですが、その辺はどうなんですか。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　ただいま議員申されましたように、まず基本的には付番は、基本的に変わりませんが、先ほどの再交付の場合は、新たにつくりなおさないと、それこそ悪用される恐れもありますので、再交付は新たな付番をする形になりますので、ご理解いただき

いと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 このいわゆるマイナンバーカードと住基カードの説明がありましたけれども、そうすると、このいわゆる来年の1月からは住基カードはもう発行しないということは、住基カードはもう新しく、いわゆるマイナンバーカードを取得した人は処分する、返してくれということだと理解しております。

このマイナンバーカードは、番号、マイナンバーに関しましては、私なんとなくわかりました。来年1月からは、いわゆる社会保障を受ける、あるいはサラリーマンであれば、雇用保険等々に全部番号を記載しなければいけないというようなことで、番号の必要性はわかりましたが、いわゆるこのカードはいったい何に必要なのか。いまひとつ何に使ったらいいのかなというのがわかりません。

それと、いわゆる今まで私思っていました、住基カードと同じような使い方ができるのかなと思いますけれども、この住基カードの利用状況、発行枚数等もわかれば教えていただきたいと思います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。

まずカードのちょっと整理をさせていただきたいと思います。住基カードにつきましては、来年から交付はしませんが、現在交付されている方々は、10年間期間が、有効期限がありますので、まだ有効期限内であれば利用することは可能です。ただし、28年の1月以降、個人番号カードをつくりたいというような方がいらっしゃれば、そのカード、住基カードは一旦返していただいて、廃止となります。それで、新たに個人番号カードを交付する形となります。したがって、個人番号カードをその後は利用していただくというようなことであります。

ちなみに、個人番号カードにつきましては、これも10年間有効期限となっております。個人番号カードには写真が載ります。先ほどセキュリティの関係もありましたので、ちょっと申し添えます。写真をそのカードに添付されることになってございますし、ICチップがございまして、ICチップでセキュリティをかけています。それで、そのカードの中にはどんな情報があるかといいますと、名前、生年月日、性別、住所のみの情報だけです。それ以外の町の情報、税であったり、さまざまな医療であったりというのはまったく入ってございません。あくまでも基本4情報といいます、先ほどの4項目だけでございます。それから、通知カードにつきましては、あくまでもご本人さんに、この番号ですと、いわゆる12桁の番号ですというお知らせだけです。

今後の利用ということでもありますけれども、あくまでも、例えば来年ですと、申告書に今度番号を記載することになるかと思っております。その場合に、自分でその通知カードを見て番号を書いていただくというようなことがあろうかと思っております。

それから、個人番号カードにつきましては利用は、先に申しあげました住民基本台帳カードと同じように、申告、電子申告を使われる方がいらっしゃるかと思うんですが、その場合にそのカードが必要になってきます。それで電子申告を行うというようなことになっています。

それから、前後しますが、住民基本台帳カードの交付状況ということでございますが、住基カードは平成15年から始まってございます。これまで、今年の8月31日までの状況でございますが、現在172枚の交付となっておりまして、9月1日現在の人口で割り出してみますと、だいたい2.5パーセントの交付率というような状況になってございますので、ご理解いただきたいと思います。

もう一つ、カードの利用の部分で、いわゆる住基カードと同じように場合によっては、通常運転免許証で提示、身分を確認するというケースもあろうかと思いますが、住基カードと同じように個人番号カードで身分証の代わりになるというようなことの利用もございまして、付け加えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 大まかなところはわかりました。そうすると、その住基カードが、いわゆる2.5パーセント程度の発行でいたということであれば、このいわゆるマイナンバーカード、個人番号カードも、必要に迫られた人だけつくればいいのかという認識で理解しました。

今、町民税務課長、説明の中で言いましたけれども、私もこの手続きもいろんな報道の中で問題点が指摘されているところがあります。いわゆるこの個人番号、申請する際の写真を添付する。それで来年その個人番号カードを受領する際には個人が身分証明書を持って出向いて、役場に来て受領しなければならないというような手続きの流れを見たことあるんですが、実際にこれから事務をする上で、例えばカメラを持っていない人、老人の一人暮らしだったり、そういう人の、欲しいといった場合の手続きの仕方はどうするのか。実際、動けない方がどうやって自分で身分証明書を、免許書を持たない人が役所に行くのかというような、具体的にこの事務の取り扱い、どうするのかと私疑問ありますけれども、その辺はどうなさるおつもりでしょうか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 議員の再質問にお答えをいたします。

具体的な事務の流れになってきますが、これからまた細部、検討する必要もありますが、現段階であります。その交付にあたっては、本人がこられないというケースも想定されます。そういったことで、代理というようなことで受け取ることは可能であります。それでその際には、やはりその代理の方の証明となるものが必要になります。例えば運転免許証であったり、2、3付けていただく。通知カードも持ってきていただいたりということで、まず代理の方の確認も必要となってきます。また場合によっては、町から照会書を出させていただいて、それが届いてからお持ちいただくというような方法もございます。

ちょっと先ほど説明漏れましたが、今回、通知カードが各世帯単位に書留で送られます。その中に、いわゆる希望される場合、個人カードを希望される方がいらっしゃれば、その中に申請書がございまして、そこに写真も添付できるようなことになっておりますので、例えばデジカメで撮っていただいて、または最近ではスマホを使ってもいいというような通知も入っております。そういったことで、それらに添付していただいてデータを送ってというようなことで、そういった簡易的な対応もできるというようなことで、連絡が入っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛　これから始まることなので、これから詳細は詰めていかなければいけないところあると思いますが、私、心配しているのは、カードは欲しいけれども、カメラも、スマホの話をしましたけれども、今お年寄りの一人暮らしでカメラも持たない、ましてスマホなんて持たないという人が、警察署の免許書の発行窓口のように、役所に来ればそこで写真撮ってもらえるとか、そういうことがなければ、いわゆる写真を添付して申請をしてくださいといった場合に、できないんじゃないかと、ましてなかなか病弱で、病弱というか寝たきりだったりする方なんかは、逆にこっちから行って申請書類を持って、写真を撮ってくれるようなサービスがなければ、実際に欲しい人が申請できないのではないかなという、余計な心配かもしれませんが、そんなことを心配するわけです。今の若い人は、それこそスマホで写真を撮って申請すれば、それで済むということではありますが、そういうこともできない弱者の対応というのが必要だと思いますが、その辺を最後にお尋ねします。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　弱者の方への対応ということでありますが、その辺は詰めさせていただきたいと思いますが、あと、これまで住基カードの交付の際も、町側で窓口においてになれば、こちらで撮って、それを住基カードの中に、写真が必要な方についてはこちらでお撮りして交付していたというケースもございます。今度これからは、個人番号カードにつきましては必ず写真が入ることなので、そういった対応も引き続き、窓口の部分においてはやっていきたいなというふうに考えてございます。

先ほどの弱者に対する対応ということでありますが、まだ具体的に、その国から詳しい事務取扱というのは示されていないわけですが、やはりその辺は国のほうの指針等もございましょうから、その辺を十分見据えながら検討させていただきたいと思っております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長　討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第2号、西会津町手数料徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。(11時52分)

平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月7日（月）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 農業委員会長     | 佐 藤 忠 正 |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |
| 建設水道課長  | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第4号）

平成27年9月7日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

延 会

（一般質問順序）

- |          |            |            |
|----------|------------|------------|
| 1. 三 留 満 | 2. 猪 俣 常 三 | 3. 伊 藤 一 男 |
| 4. 小 柴 敬 | 5. 長谷川 義雄  | 6. 渡 部 憲   |
| 7. 多 賀 剛 | 8. 青 木 照 夫 | 9. 清 野 佐 一 |

○議長 平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 03 分)

皆さんに申し上げます。会議録署名議員の追加指名を行います。10 番、多賀剛君を追加指名いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

通告により、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

1 番、三留満君。

○三留満 皆さん、おはようございます。1 番、三留満です。初めての一般質問でございます。よろしくお願いいたします。質問事項を 3 点提出しておりますので、順次質問をいたします。

1 件目は、企業誘致の取り組みについてです。町はこれまで、継続的に重点政策として企業誘致活動に取り組んでおりますが、十数年来、誘致にいたってはおりません。これまでの取り組みと交渉まで進んだ件数はどのくらいあったのか、また誘致にいたらなかった要因は何だったのか、課題と今後の対策をできるだけ具体的にお答えいただきたいと思っております。

また、西林の工業団地未分譲地の今後の対応はどのように考えているのかお伺いします。

2 件目は、菌床キノコの大規模産地化と新たな産業創出に向けた取り組みについてです。町総合計画後期計画を私なりに解釈しますと、非常にわかりやすく現状分析がされ、全体が具体的によく整理されております。また具体的な目標値を掲げ、積極的に取り組もうとする努力は評価できますが、現状を打開する町の将来像を具体的に描き切れていないと私は考えております。

先日、説明を受けましたまち・ひと・しごと創生会議総合戦略の中間報告を見ても、中間報告ですから仕方ないのかもしれませんが、今日もっとも重要なことは、具体的な目標を掲げ、結果の伴う施策を実行することであろうと私なりに考えております。最終報告に期待するものであります。

このような観点を含め、私は次のような提言をさせていただきます。菌床キノコの 10 億円の大规模産地化を目指すことを目標に掲げ、菌床センター、パックセンター、オガ製造工場を設立し、200 人以上の雇用、就農の場をつくり、地域活性化を図る施策を町として積極的に取り組む考えはありませんか伺います。

現在、一農事組合法人が菌床センターを運営しておりますが、今後 4、5 年で菌床製造は限度になり、およそ 1 億 5 千万円前後の出荷額が上限ではなかろうかと考えております。結局それは、やはり産地としては中途半端に終わるということになろうと私はみております。またパックセンターにおいては、首都圏出荷において、消費地の人手不足による人件費の高騰に大変苦しんでおり、強く生産地のパック出荷の要請を受けております。産地として必ず取り組まなければならない課題であります。オガ製造工場については、町木質エネルギー産地消計画では、その採算性に大きな疑問がついて、具体化の展望はみえていないようでありますが、今日の石油価格の乱高下の中での単独事業化は大変大きな危険を

伴うものと私は考えております。しかしここにキノコ用のオガ製造が加われれば、経営の安定化は大きく変わります。キノコ用オガは、菌床キノコ栽培の絶対条件であり、ほかに代わるものはありません。高品質であれば安定した価格で取り引きされ、地元で生産されれば輸送コストも大幅に下げることができ、また地元の山林の有効活用にもつながります。これは競争力のある産地をつくる条件として、今後考えていただきたいと思います。

毎年、近隣の市町村や首都圏から、キノコ栽培に関心を持って視察にこられる方が結構おります。来週には会津地区の若い農業者が5、6人この町に視察にこられるそうです。雪国の農業は、冬期間の収入の目途が立たない限り、私は専業農家は非常に厳しい環境にこれから陥るだろうと考えております。西会津は会津のみならず、福島県のキノコ栽培の中心拠点になる可能性を秘めていると私は考えております。若い人たちがこれだけそろっている産地は、実は県内でもありません。彼らは積極的にキノコづくりや販路拡大に取り組んでおります。彼らのような人材こそ、今この町にとっては必要であり、そのような将来を担う人材をどれだけ私たちの町が確保できるかが、この町の将来にかかっていると思っております。町の積極的な取り組みを期待するものです。

3件目は、高齢世帯の除雪体制について質問します。町総合計画後期基本計画によれば、10年後の当町の人口構成比率のもっとも高いのは、90代の女性と推計されております。このように超高齢化が進んでいく中で、除雪に苦勞されている高齢者、高齢世帯は、これまで以上に増加していくものと予想されます。これまでは、集落や、あるいは近所、また除雪ボランティア等で対応しておりますけれども、地域全体が高齢化していくこれからの時代にあった、新しい対策が必要かと考えております。町もこれについては検討していると思っておりますが、どのように考えておりますか伺います。

以上の3点が私の質問事項です。この質問の根底にあるものは、私はこの町は、今後10年までに町の将来の方向が決まると、そのようにみております。伊藤町政のもとで、小さくとも活気のある町になる道筋が見えるような、思い切った政策を取っていただくこと、強く期待するものであります。以上であります。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　1番、三留満議員のご質問のうち、私からは、菌床キノコの大規模産地化と新たな産業創出に向けた取り組みについてお答えをいたしたいと思います。

本町における菌床キノコの生産は、米、ミネラル野菜とともに、町農林業振興の三本柱に位置付けており、町といたしましては、その生産振興を図るため、これまで菌床生産施設整備の補助や、生産者の初期投資軽減のためのパイプリースハウス事業などについて積極的に支援をしてきたところであります。生産者の方々も、先駆的な農家に加え、若手の新規参入者も増えて、積極的に取り組んでこられたわけであります。この結果、各種コンクールで入賞するなど各方面での評判が高まり、あるいは評価が高まり、販売額は大きく伸びております。菌床シイタケ、キクラゲ、まさに町の特産品になっております。今後も一層、生産規模の拡大が見込まれるということから、同時に、就労雇用の拡大と町経済発展にもつながるということで、大いに期待しているところであります。

おただしの菌床キノコの大規模産地化等についてであります。町内の森林資源を活用できる菌床栽培用オガ粉や木質燃料を製造する施設については、町木質エネルギー地産地

消計画に記載されております。あわせて菌床センターやパックセンターの整備は、生産規模の拡大だけではなく新規就労者や新たな雇用の確保とともに、菌床の原料からキノコの出荷まで、すべて町内での一貫生産出荷体制を構築できる理想の将来像であるなどこう考えているところであります。

この構想を実現していくためには、新たに複数の施設整備が必要なこと、また、より企業的な運営体制の構築など、さまざま検討する事項があることから、今後は町内の生産者の皆さんと具体的に鋭意話し合いを進めながら、町として可能な支援について積極的に行ってまいりたいと考えております。また、木質燃料・オガ粉工場などの木質エネルギー地産地消計画の具体化に向けても、その検討組織の設置や先進地研修、これらについて、調査・検討を進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 暫時休議します。(10時18分)

○議長 再開します。(10時19分)

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 1番、三留満議員の企業誘致の取り組みについてのご質問にお答えいたします。

雇用の維持・確保や若者の定住対策を進める上において、企業誘致は大変重要な政策課題であります。町のこれまでの取り組みにつきましては、県企業立地課や県東京事務所と連携し、情報収集を図りながら、町の特色や立地環境について情報を発信してきたところであります。

この結果、これまで畜産関係やバイオマス発電、太陽光発電関係の企業から、現地調査や立地に向けた環境調査が行われましたが、畜産関係では、地区住民から理解を得られず断念したほか、バイオマス発電については、電力会社の高圧線の容量不足により、立地まではいたりませんでした。

このような状況から、町では企業ニーズや、町の現状・課題などを整理し、誘致対象業種、優遇制度を検討するため、昨年度、企業誘致に係る戦略プランを策定したところであります。この計画による町の課題としては、従業員・技術者の人材確保や、調達・取引先の産業集積などの事業環境、住設環境において評価が低く、立地に向けた優位性を見出せないとのことであり、また、要望として多くあげられたものとしては、町独自の優遇措置の充実となっております。誘致対象業種としては、食料品関係、輸送用機械器具、情報サービス、データセンター業が有望であるとのことであります。

町といたしましては、本戦略プランを踏まえ、今後、既存立地企業への支援策をはじめ、現行の工場誘致条例の見直し、庁内体制の整備、工業団地を含めた立地環境の整備について検討して行きたいと考えております。

また、工業団地の未分譲地の今後の対応についてであります。引き続き県企業立地課や県東京事務所と連携して、情報発信・収集を行い企業立地に向けた取り組みを進めるほか、工場誘致以外への利活用ができないかどうか、調査検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 1 番、三留満議員のご質問のうち、高齢者世帯の除雪体制に関するご質問にお答えします。

特別豪雪地帯に指定されている本町にとって、除雪への対応は大きな課題であります。現在、本町での降雪期の対応といたしましては、豪雪対策本部が設置された際に、除排雪費用助成事業により雪下ろし費用の一部を助成しております。また、積雪の多い地区の一人暮らし世帯などに対しては、社会福祉協議会やボランティア活動サポートセンターと協力をしながら、ボランティアによる除排雪作業を行っているところであります。

一方、社会福祉協議会では、除排雪が困難な世帯等に対して、安否確認のため、除排雪協力員による敷地内の道付けを行ったり、高齢者世帯等に燃料費を含め、無料で除雪機械を貸出す事業などを実施しております。しかしながら近年、高齢者世帯や高齢者一人暮らし世帯が急増しており、安心して住み慣れた地域で暮らし続けていくためには、さらなる支援が必要となっております。また、若者の定住課題の 1 つとしても克雪があげられていることから、今後、総合的な雪対策を講ずることが求められております。

このため、今年度、国土交通省国土政策局による、克雪体制支援調査業務に取り組むこととしており、懇談会やアンケートなどの実施により実態を調査し、本町にあった支援体制の方法について、関係各課や社会福祉協議会等で検討することとしていますので、ご理解願います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それでは再質問をさせていただきます。まず最初に企業誘致の件についてですが、なかなか思うような企業誘致は難しいのかなと思っておりますが、私は西林の工業団地の造成されていない部分といいますか、土砂が置いてある部分を通るたびに思うことは、企業のそういう担当者は、あるいは経営者があそこを、現地を見たときに、本当にこれ企業誘致するような体制があるのかなと、そのような疑問を感じるんじゃないでしょうか。私はもし自分がその立場であったら、もっと整備された場所に、もうきれいにいつでも来てくださいという状況、整備されているところに、これは当然そういうことになるんじゃないかなと思っておりますけれども。要は工業団地としての、残念ながら体裁を整えていないと考えられるわけですが、あのままの状態、やっぱり今後も当分はおく予定なんではないでしょうかお聞きします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えさせていただきたいと思います。

西林にあります工業団地の現状についてということでございますが、現状、確かに高速道路の残土を搬入した関係から、現在のところ約 2 万 5 千立米ほどの土砂が確かにございます。それを撤去しまして企業誘致を進めたらどうかというような部分でございますが、やはり撤去にかけましても、若干多額の予算も伴うということでございますので、当面は現行のままでいきたいと考えておりますが、今後、工業団地という部分の用途でいいのかどうかというの、今後検討させていただきまして、その中で判断していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 それでは 2 点目の、菌床キノコの大規模産地化という件についてでございます

が、実は私、先日、群馬県のある村の資料をいただいたわけです。これは群馬県の上野村という小さな村ですね、人口 1,300 の村です。そこは林野率が 90 パーセント以上というような、文字通り上野村、日航ジャンボ機が墜落した御巣鷹のところですね。非常に地理的にも恵まれてはいないところのようです。しかしそこで村が、1,300 人の人口の村が、平成 23 年度、11 億 7 千万を投入して、きのこセンターを、これはその前にも小さくやっていたようですけども、本格的に。そしてここで、おそらく議会、あるいはそれぞれの内部で、大変な議論がなされたんだろーと思いますが、ここで私は非常にこう感動したといいますか、村が、本事業の成否は村の基盤と将来がかかっている。そのぐらいの強い意志を持ってこの事業を進めた。現在、雇用は 56 名だそうです。最初は村の直営で始まりまして、現在、民営化になったのかどうか、ちょっとそこまではまだ定かではありませんけれども。

私は西会津も、やはり民間が本来やれば一番いいことだと思います。しかし残念ながら、今この地方の民間の個人にせよ、事業体にせよ、それだけの体力は私はないと思っています。やはり町が、町の将来に向かって明確な方向性を出して、私はなにもキノコということで申し上げるつもりはありません。これはミネラル野菜であろうが、本当に企業誘致 200 人の誘致ができるのなら、それはそれでいいですよ。ただ、今もっとも可能性のあるものは、その将来性のあるものは、私は菌床キノコだという。将来、米以上の作物になる可能性を秘めているのは、私はこの地域の気象的条件、あるいは地理的な条件を考えれば、これが最も近いものだろうと、そんな認識をしております。町として、私は本格的に取り組むような方向性を、ぜひ考えていただきたいと思うわけではありますが、町長のお考えを伺います。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　今、西会津町の産業振興の中で、やはり何か一番将来的に有効的なのかということを考えていったときに、1 つは持っている資源、この活用というのは一番大事にしなければならないだろうというふうに思っております。

そこで今、地方創生の取り組みの 1 つに、私からこの会を立ち上げる前提としてお願いしたのは、まずこの、まったくこの西会津町にそぐわないようなものであってはならない。それには、1 つは大きな方向性の 1 つとして、西会津町の資源をいかに活用するか。それと人材をどうこれから活用していくのかという、この活力。それから、継続性でなければならない。こういうところを 1 つの大きな視点として考えていただきたいということで、今、それぞれの立場から中間報告にあったような、地方創生に向けた活発な議論がされているところでありまして、その基本に据えているのが、まさに私から申し上げたような内容を基本的に据えて取り組んでおられるということでございます。

そこで今、三留議員から、その町の将来的なこうした産業振興の一番大事な部分という、将来的なことを踏まえてご提言申されましたけれども、まさにそういったところが、これから西会津町がもっとも重要視しなければならない課題の 1 つだというふうに思っております。今ほど地域の活性化の中での大事な企業誘致の話もございましたけれども、まさにそれも当然、これも町として進めていかなければならない課題であります。しかし、現実的に、これからもっとも重要視しなければならないのは、この資源の利活用、持ってい

る西会津町の資源をどう活用するかということで、重点的にこれから進めてまいりたいと思います。

そこで、もっとも必要なのは、やっぱり何でも町が主体性を持ってやるということであれば、これは一番これに越したことはないわけではありますが、しかし行政といえども、まったくその産業の中での技術力、あるいは指導力といっても、そうはなかなか難しいところもあるわけでもあります。それにはやっぱり、今まで一番苦勞をし、現在まで取り組んできた生産者、この方を中心としながら、いかにこの町として助成できるか、支援できるか、そういったことを考えながら、ともに一体となって取り組んでいく必要があるだろうと思います。

今ほど例題が出されました上野村でありましょうけれども、これも1つは小さなところからだんだんと思い切った政策を取り入れるというのは、それなりの過程が、やっぱりしっかりしてあるだろうというふうに思いますので、今、西会津町のキノコ生産者組合というのは、まさに今はそこまでようやく育ってきている、あるいは技術力を高めているなどというふうに思いますので、今後こういった事例を検討しながら、組織体制をいかにつくっていくべきなのかということを、今後、町と生産者と一体となって、これを組織してまいりたいと。そしてその過程の中では、やっぱりいろいろ検討しなければなりませんし、学習しなければ、勉強しなければならぬ課題もありますから、先進地視察も含めて、より具体的な方向性を互いに見出していきたいというふうに思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○議長　　1番、三留満君。

○三留満　これから若い人たちは、新規に町内、あるいはほかからもやりたいというような声がかかなりあるようで、ぜひ町の積極的な取り組みを期待いたします。

それで3点目の高齢者の除雪の件ですが、私が選挙の期間のとき、町内を歩いたときに、ある高齢のご夫婦の方に言われたこと、実は心に非常に強く残っているわけです。それは、この町には夫婦で元気であるうちは、何とか暮らせるかな、でも一人暮らしになったらもうこの町は出て行くしかないんだと、そんなことを発言された、言われた方がいるんですね。何ですかと聞いたら、結局、雪だと。もう歳をとって、雪の始末を1人でなんかできないよと。2人だからなんとか頑張れるけれども、1人になったらもう私はこの町を出て行くしかないよと、そんなことを言われました。また、実際にそういう経緯を踏まえて、この町をもうすでに出て行かれた方も私は相当数いるのではないかなと思っております。

やはり町が安心して暮らせる町ということで、やはり将来、本当に心配しながらここで暮らすということであって、やっぱりならないと思うんで、ぜひこの件については、町として本当に新しいような対策、高齢になってこの町を去るというのは、じゃあ新しいところで豊かな暮らしと言いますか、安心して暮らせるのかなと思ったら、たぶんみんなストレスを抱えて、たぶん体調を崩すようなことのほうが多いんじゃないでしょうか。ぜひそういうことの検討をお願いしたいと思います。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　高齢者の除雪体制の再質問についてお答えいたします。

議員おただしのとおり、高齢者、特に一人暮らしの高齢者世帯にとって、除雪をすると

いうことは本当に、一番、なかなか大変な状況になってきていると思います。特に最近はどこか雪が降ったりして、雪、豪雪で、本当に多い、雪の多い年が続いておりますので、皆さん大変だなというふうに考えております。そんなこともあり、町では先ほども申し上げましたが、今回、除雪、克雪体制支援調査業務というようなことで、今までも懇談会等を通じながら、いろんなご意見をいただいていたところではありますが、今年は特に、この業務を、この事業を取り入れながら、しっかりとして皆さんの声を聞きながら、これからどういった体制が必要なのかというようなことをしっかり検討していきたいと思っております。

他町村では、除雪経費の補助とか、そういったこともやっているところがありますが、補助だけではなく、やっぱり実際に除雪をして支援をする体制づくりというのは、これから大切になってくるのかなというふうに考えておりますので、そういったことも含めて、しっかり検討をしてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 1 番、三留満君。

○三留満 大変積極的なご返答をいただきまして、ありがとうございます。私は、質問の最後にもありましたけれども、やはりこの町のこれからの 10 年が、本当に将来を決めると、そんなふうに考えております。われわれ議員も、また町も、このことについては 10 年後の西会津に責任を持つという覚悟で、私は取り組まなければならないと考えております。どうか、これからもよろしくお願いします。

私の質問は以上で終わります。ありがとうございます。

○議長 暫時休議します。(10 時 41 分)

○議長 再開します。(10 時 44 分)

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 町民の皆さん、議場の皆さん、そしてまた傍聴していただきます西会津小学校の皆さん、おはようございます。6 番、猪俣常三です。今次の議会は決算議会ともいわれまして、町政運営や町民の生活に関わる重要な課題について、9 月定例議会において一般質問を通告させていただいております。

その前に、最近の報道による女性活躍の場といたしまして、女性の方々に注目が集められております。人口減少の中で、女性の方の活躍なくしては、経済の再生はないとのことであります。地方においても、まさに女性の活躍が望まれておりますが、その環境になっていないのが実情であります。この実態をようやく国が目覚めはじめたようであります。それは、働き盛りの女性の方にとって、仕事と子育ての両立をしながら働きたいにも関わらず、第 1 子を出産した後、職場を辞める、厳しい現実があるわけであります。このことが解決されない限り、希望が与えられることを念じてなりません。そのことから、何といたっても子育てで支援策が、しっかりと行政サポートしていかなければならないと報道されておりました。私は前回の 6 月議会において、子育て支援策の中の保育料の完全無料化をお尋ねいたしました。疲弊した地方から解決の道筋をつくりあげていくことも必要であろうと思います。

今、伊藤町政において、人口交流の拡大を進めておりますが、会津地方において各自治体が抱える問題点は、人口減少をどのような対策や抜本改革を持って解決しようとして進

めていくのか模索中であります。

そこで、関連をいたしまして、本町において道路整備について、切り離すことのできない難問の課題の一つであろうと考えております。本町に国道や県道や、町道などの距離を抱えての管理は大変なものがあると理解しておりますが、生活道路として住民の皆さんや児童生徒の通学路、そして老人施設利用者等に対して、安心安全を確保して利用する限り、利便性を高めることに改良、改善や、修復、修繕が行われることは当然のことと考えております。本町において、道路の損傷部分の補修が多い中、津々浦々まで行政の目が対応しているように感じております。今後も継続性を持って、すばやい対応を望みます。

さらに少子高齢化や過疎地域になればなるほど、主要道路はよくしていかなければなりません。本町において道路整備の必要を増してきております。どのような対応を考えているのかお伺いをしてまいりたいと思います。

それでは、1点目は、県道上郷下野尻線の樟山バイパスが完成したのち、現在の樟山地区内の県道の一部が、町道に編入される可能性があるのかどうか。また、現在の樟山地内の道路状況が悪く通行に不便をきたしており、補修が必要と思われるが、現在の県道の段階で、補修工事がなされないのか、合わせて県への要望など、今後の見通しについて町の考えをお伺いいたします。

2点目は、町道野沢安座線についてでございますが、牧地内に入る手前の牧橋のところで、それから急な坂道での通行上不便をきたしている。そういう状況の中で、橋においては幅員が狭く、対面通行ができず危険な箇所となっています。また、当箇所は冬期間において坂道も急になっており、急カーブで見通しも悪く、接触事故につながる危険な状況になっていることから、橋の架け替えと急な坂道の解消する考えはないか、町の所見をお伺いいたします。

以上をもって一般質問とさせていただきます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 6番、猪俣常三議員のご質問のうち、まず、県道上郷下野尻線の樟山バイパスについてお答えをいたします。

樟山バイパス工事の今後の見通しについては、福島県喜多方建設事務所によると、平成29年度内の完成を目指し、鋭意工事を進めているとのことでございました。樟山バイパスが完成すれば、そこが新たな県道の路線となることから、現在の道路であります樟山集落内の約800メートル区間については、町に移管したいとの考えであります。正式に県より町に移管の協議がなされれば、町としては県道であるうちに、舗装、側溝、消雪施設をしっかりと補修していただき、その後に町道へ編入する考えですのでご理解いただきたいと思います。

次に、町道野沢安座線の牧橋とその前後の整備についてのご質問にお答えをいたします。

本区間について、橋梁の幅員が狭く車両のすれ違いができないことや、橋梁前後は縦断勾配が急であることは、町として十分に認識をしております。これらを解消するためには、橋の架け替えとともに方線自体を見直す必要があることから、整備には多額の経費を要します。現在、道路網整備の最重点事業として町縦貫道路の整備を進めており、町道野沢柴崎線の整備が完了した後に、交通量や迂回路の有無など路線の重要度を総合的に判断しつ

つ、新しい道路整備計画を策定していく考えであり、町道野沢安座線の牧橋とその前後の整備についても、その中で検討してまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　詳しくご説明をいただきました。樟山地区内の樟山バイパスと同時に、樟山集落内の今現在通っている県道でございますが、非常に大きな工事をしているわけであります。今、言ったように、県としましては、移管をする際に、舗装や側溝や、それから消雪等の設備等をきっちりと整備をされて、そして町に移管されるというようなお話でございます。

○議長　　違う、町が要望しているんです。

○猪俣常三　　たまたまこれは県の所管でもございますので、十分町としましてのご要望を再度固くお伝えをしていただきたいたと、こういうふうに考えますが、そこを再度確認をしたいと思います。お答えしていただきたいたと思います。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　　それでは、再質問にお答えいたします。

今ほど県道上郷下野尻線の樟山地内の件でございまして、先ほど答弁の中でお答え申し上げましたが、県道から町にいく場合には、県道であるうちに、先ほど言いました側溝なり、また舗装なり、消雪施設、それはやっていただくということで、事前に協議をしてございます。

今後、正式にそれが決定すれば、正式な書類で協議書という形で町のほうに出てまいりますので、その際にも強く要望したいと思います。また、毎年、県と町の懇談会、また難しい移動建設ですが、そういう際にも、県道等につきましては、いろいろと要望してまいりますので、今後とも、毎年継続して行っていきたいと思いますので、ご理解いただきたいたと思います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　この話を持ち出した理由を申し上げますと、やはり今、今日、傍聴においでになっておられます学童生徒さんたちの通学路の確保というのが一番大事なところでございまして、やっぱり道路もきっちりとしたところで、安全で安心に学校に到着するということが一番大事なことはないかなと、そういう身近な問題が1つあったということでございますので、できる限り生徒さんの大事な命を、学校へきっちり運んでいただけるようなすばらしい道路にしていいただきながら、この道路の整備については、町当局一丸となって取り組んでいただきたいた。今現在、この樟山バイパスの終了が終わったあとの樟山地内の県道につきましても、そこばかりでなく、いろんなところがいろんな形で議会の経済委員会のほうから、いろいろと問題点として提案されているでしょうし、また、自治区のほうからの陳情等、あるいは請願書等がございまして、そういったところも含めまして、今回はそういったところの部分を除いて、私なりに今回、この大事なところをお尋ねをしたわけでありまして。今日はそういう一番身近な生活道路に関わるところでお話を、質問をさせていただいておりますので、十分そこら辺のところを切に町当局の考えを貫いていただきたいたと、こういうふうに思っているところであります。樟山バイパスはとにかく、平成29年度にはその完成をみるということをお話されておりますので、そういったと

ころも踏まえて力を注いでいただきたいと思います。

ところで、この 800 メーターというところについてお尋ねをいたしますが、どこからどこまでの部分を 800 メーターとして修理をされていくのか、そのところを確認させていただきたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 樟山バイパスの約 800 メートルというのはどこかというご質問にお答えします。

実は約という言葉申し上げましたのは、まだはっきりとどこからどこまでの区間というのが、結論が出たわけではないということから、約 800 メートルというお話をいたしました。いずれにいたしましても、現在、県道である部分で町道になる部分、そこについては、県のほうとしてはしっかりと補修してやるということでございます。

この今申し上げた 800 メートルの部分ですが、樟山集落の入り口から、現在、奥川新郷線と奥川にいく部分と新郷登る分でございますが、その間までの区間が約 800 メートルという形でございます。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 内容についてはよくわかりました。それでは 2 点目のところの牧橋のところの路線の中の取り組みについてお答えをしていただきたいと思います。

まずは町の縦貫道路、野沢柴崎線等の事業が終わらないと、なかなかこの問題には手が入らないというような表現になっておりますが、もっとそれを進めていくような方法はないのかどうかをお尋ねいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 続きまして町道の整備の質問にお答えをいたします。

現在、議員おっしゃいましたように、町の縦貫道路ということで、町では最重点事業として進めております。この町の縦貫道路は、県道、町道でございますが、そのうち町の部分につきましては、町道野沢柴崎線で、現在、橋梁の工事を行なっておりますが、これができればほぼ完成に近い状態になります。それ以外にも取り付けの部分若干ございますが、この橋ができればほぼ完了かなと。やはり、これについては国の交付金を活用しながら事業を行っている事業でございまして、大きな改良等を行う際には、なかなか町だけの金では難しいという点がございますので、やはりこれが完了したのちに、また新たな計画のもとに町道の整備をしていきたいというふうに考えております。

○議長 6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 ここもご承知のとおり、通学路のやっばり確保をしてあげないと、冬期間の問題にかかってくるわけであります。やはり子どもさんの生命というのが一番大事でございまして、こういった道路の整備こそ、非常に身近な問題であろうかなと、こんなふうに考えているわけであります。ご承知のとおり、私も何回かあそこを通らせていただいております。ことが 1 つ、冬期間で子どもさんたちが乗せたバスが 1 つ事故などがあつたら、これはまた大変なことではなかろうかなと、こういうふうに考えるわけであります。そうならないうちに、あそこのところは、もし万が一のことがあれば、谷底が深いございますので、相当高さもあろうかと思えます。だから事故が起きてからのことでは困るというふ

うに思いますし、なおかつそういったところの部分を検討して、できるだけ早い町の計画を立てていただけないだろうかということを、1つお尋ねをしたいと思います。お答えください。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 町道の整備ということで、安全安心な、先ほどの通学路というような具体的なお話もございましたが、そういった生活にかかる一番密着した道路でございますので、特に通学に関しては、スクールバスでの通学、また徒歩での通学、それぞれ小学校、中学校さんで通学方法がございます。そういう点も加味しながら、町としては安全な道路、また除雪も含めました通行につきましては、十分留意しながら進めております。

なお計画でございますが、もう少し早くできないかというようなことでございますけれども、これにつきましては、道路の現状なり、交通量を含めたさまざまな諸条件が絡んでございますので、それらを調査をしながら、しっかりした計画をつくっていきたいというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 その際、財政的な規模がこういうものをこのような形で直すとすれば、これだけの財源が必要となりますよという、だいたいの概算的なものがわかれば、わかる範囲内でお答えいただけないでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ただいま概算でどのくらいというご質問でございますが、先ほど申し上げましたように、この橋の架け替えだけでなく、それに対する法線、いわゆる道路のいろいろルートがございまして、それによりまして事業費は大きく変わってまいります。したがって、ちょっといくらというような金額は申し上げられませんが、少なくとも億単位という形の、大きな金額になりますので、やはりこれについては国の交付金、こういったものを十分活用しながら、また起債の活用も合わせながらやっていくべきかなというふうに考えております。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 大変具体的なところまでお話をさせていただきました。今後これだけ西会津の道路が網羅している距離というのは相当ございます。そしてまた先ほど申し上げましたように、管理する部分も町道の部分であろうと、県道の部分であろうと、国道の中での道路の管理であろうと、大変な管理に苦労されているであろうというふうに私は理解しております。これだけ生活に密着した路線を持っている西会津町の状況でございますので、今後、こういった生活に密着した道路に大きな整備の力を今後希望いたしまして、私の一般質問を終らせていただきます。ありがとうございました。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 7番、伊藤一男です。私は今議会定例会において、町政の課題について3項目にわたって一般質問の通告をしておりますので、これから順次質問をいたします。

まず1つ目として、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお伺いいたします。国では人口の急減、超高齢化というわが国が直面する大きな課題に対し、国が一体となって取り組み、人口減少の歯止めや地方への流れの仕組みづくりにより、東京一極集中などの是

正等を目的に、昨年 11 月にまち・ひと・しごと創生法が制定されました。

これを受け、本町でも、特徴を活かした持続的な地域社会を創生することを目指し、町人口ビジョン及び町総合戦略を本年度作成することで鋭意作業を進めております。町策定部会、町民会議において素案の検討も進んでいると思いますので、次の諸点についてお伺いいたします。

(1) として、町における安定した雇用を創出する方策は。

(2) として、町への新しい人の流れをつくる方策について伺います。

次に、交流人口の拡大についてお伺いをいたします。今年の夏は猛暑続きで大変でした。学生にとっては夏休みの時期でもあり、部活においては合宿により身体の鍛錬、技術向上を図るための時期でもあります。本町のさゆり公園、福島ホープス西会津球場では、東京 6 大学の名門、慶応義塾大学野球部が 8 月 17 日から 21 日までの 5 泊 6 日の日程で合宿を行ったようであります。また合宿の様子が新聞報道されたりして、大変話題になり、反響があったことと思います。

そこで 6 大学の名門野球部がさゆり公園の野球場を合宿の地に選んだ理由をお伺いいたします。また、これを機に合宿誘致に弾みがつき、交流人口の拡大につながることも予想されますので、宿泊設備等の一層の充実が望まれると思いますが、町の考えについてお伺いしたいと思います。

次に、第 2 回市町村対抗県ソフトボール大会についてお伺いをいたします。大会の組み合わせ抽選会が 7 月 29 日、福島市で開かれ、出場する 53 市町村の組み合わせが決定しました。大会は相馬市で開催され、県ソフトボール協会、福島民報社の主催となっており、東日本大震災からの復興を祈念し、市町村の交流と地域の活性化を目的に始まった大会であります。今年は 6 市町村が初出場し、昨年出場した本町と桧枝岐は不参加の新聞報道をされましたが、なぜ今年は不参加になったのか、その経緯についてお伺いいたします。

以上で私の質問といたします。

○議長 暫時休議します。(11時13分)

○議長 再開します。(11時14分)

町長、伊藤勝君。

○町長 7 番、伊藤一男議員のご質問のうち、私からは、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてのご質問にお答えをいたします。

西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定につきましては、町内各分野から 21 名の皆さんに参加をいただき、総合戦略策定町民会議を設置いたしまして、また、職員で組織する総合戦略策定部会とともに連携を図りながら、12 月の成案策定を目標にして検討作業を進めているところであります。

まず、総合戦略策定の基本的な考え方ではありますが、町内にある自然や風土、歴史、文化遺産などの豊富な資源や、これまで培ってきた人材などを活かすとともに、町がこれまで実施してきた各種施策の継続性を踏まえ、それぞれの活力をさらに高めながら、魅力あふれる地域社会の創生を図ることを目的に、総合戦略を策定していくこととしております。

町総合戦略の基本目標としましては、国の総合戦略の 4 つの基本目標を勘案して、1 つは、町における安定した雇用の創出、2 つ目は、町への新しい人の流れをつくる、3 つ、

若者の結婚、出産、子育てへの支援、4つ目として、時代にあった地域をつくり、安心な暮らしを守る。この基本目標を掲げて、施策の検討を行っているところであります。

まず、第1点目のご質問の町における安定した雇用の創出であります。本町の多様な資源を活かし、農林業を含めた産業の振興や、企業誘致の推進、町内企業との連携、新たな起業、起こす起業、これの支援、道の駅と連携した商店街の活性化などに、安定した雇用の創出、維持に取り組んでいきたいというふうに考えているところであります。

第2点目の、町への新しい人の流れをつくるということですが、これまでの町内での地域づくり活動やグリーンツーリズムの取り組み、継続、これらを維持しながら、地域にある資源等を磨き上げ、町内への受入体制の推進、あるいは暮らしやすさなどの情報発信など、地域力を高めて、若い人が働いてみたいまち、多様な人材が集まるまちなど、若者にとって魅力あるまちづくりを進めて、交流人口の拡大につながるように取り組んでいきたいと考えております。

なお、具体的な実施事業につきましては、現在町民会議で検討しておりますので、今後、総合戦略の素案ができましたら、町内各地での説明会や、あるいは意見公募など、必要な手続きを行いながら、12月町議会定例会へ成案を提出していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁をいたさせます。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 7番、伊藤一男議員の交流人口の拡大についてのご質問にお答えいたします。

去る8月17日から22日までの日程で、さゆり公園・福島ホープス西会津球場を会場に慶應義塾体育会野球部、いわゆる慶應義塾大学野球部でございますが、その夏合宿が行われました。今回の合宿につきましては、福島ホープスを運営する株式会社福島県民球団からご紹介いただき、町と振興公社が連携して大学に赴き誘致活動を行った結果、実現したものであります。

町といたしましては、練習環境の充実を図るため、経年劣化していました打撃用ネットを更新するなど施設の満足度向上に努め、次年度以降の継続的な受入に繋がるよう対応してきたところであります。また、宿泊については、ロータスインと町内宿泊施設とが連携し、分宿によるサービスを提供いたしました。

また、合宿期間中には福島ホープス西会津球場のロゴ看板の設置が完了したことから、これを県内報道機関にプレスリリースしたところ、BCリーグ公式戦から、球場命名権契約の締結、さらには慶應義塾体育会野球部の合宿誘致までの取り組みが地元紙に大きく取り上げていただき、大きなPR効果があったものと考えております。慶應義塾体育会野球部は国内の大学野球部の中でも最も歴史が古く、創部125年を迎え、東京6大学野球でも、早稲田大学と並ぶ古豪チームであります。

町といたしましては、このような有名校の誘致を契機といたしまして、今後、スポーツ施設を利用した合宿を誘致するため、町内の旅館等と連携した受入体制の確立を目指すとともに、合宿のみならず企業研修などにも対応可能な施設の整備について、調査検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 7 番、伊藤一男議員のご質問のうち、市町村対抗福島県ソフトボール大会についてお答えいたします。

本大会は、東日本大震災からの復旧復興や、市町村の交流、地域活性化、ソフトボール競技の普及などを目的に昨年度から開催されている大会であります。

はじめに大会参加に際しての、参加チームと町の関係であります。参加チームにつきましては、スポーツに懸ける情熱と自主性をもって参加することが望ましいものと考えております。一方、町としましては、大会に参加するチームを物心両面から支援する立場にあるものと認識しております。

ご質問の今回大会に本町チームが不参加になった経緯についてであります。町としましては、今回大会に参加することについて、ソフトボール協会関係者の意思を確認したところであります。その後、ソフトボール協会内部で参加の有無について調整を行った結果、チーム編成過程において関係者の調整がつかなかった、とのことから、今回大会への参加を断念せざるを得なかったものであります。

町としましては、次回以降の大会参加を目指し、引き続きソフトボール協会関係者と協議の場を設けて行く考えでありますので、ご理解願います。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 ただいま、それぞれ質問に対して答弁いただきましたので、これから再質問をさせていただきます。

まず最初に、まち・ひと・しごと創生総合戦略について再質問をいたします。国では、地方に対して地方創生関連の経済先行型の対策として、予算として 26 年度に 5,250 万ですか、交付されたわけですが、27 年度については、この予算については、計上されるような通知とか内示、そういうものはあるんですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 地方創生の予算についてのおたかしでありますけれども、昨年度、昨年というか 26 年度の補正予算で、地方創生に関連する予算ということで、3 月議会で町では 5,200 万ほど計上させていただいたわけですが、中身は 26 年度補正予算ですが、実質的には 27 年度の実行予算というような形になっております。ですから、本年度については、具体的に 27 年度予算というのはついていないという状況であります。

今、国では 28 年度に向けての各省庁で、いわゆる概算要求というような形で、今要求しているところであります。地方創生についても 28 年度に向けて内閣府、それから関係する省庁で、そういった概算要求をしているような状況でございます。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 経済対策の先行型の予算については、予算についてはまだわからないと。

それでは、町では創生総合戦略策定を今年終えるということですが、それについては、国からの 28 年度の事業予算というのは交付されるのかどうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 来年度予算についてということですが、先ほども申しましたように、今、来年度予算については、国のほうで担当している内閣府のほうで、財務省のほう

に概算要求しているというような状況であります。今、町では総合戦略の計画づくりをしているわけですが、これは年度内に、国のほうに提出するというような、そういったスケジュールでやっておりまして、それで、結局この計画に網羅されている事業、具体的な事業になるわけですが、昨年の場合ですと空き家対策事業とか、町の物産をPRする事業とか、そういうのを補正予算で付けさせていただいたわけですが、そういった具体的事業について、来年度予算に要求していくというような形で、今、県のほうと調整しているような状況でございます。

○議長　　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　わかりました。

それでは、総合戦略の基本目標である、町における安定した雇用の創出というようなことで、いろいろ先ほど答弁いただいたわけですが、その中で、やはり農林業の活性化や新規就農者、そういったところのいろんな施策についてはわかったわけですが、その中で道の駅と連携した商店街の活性化についてという施策があるんですが、それについて簡単に説明していただきたいと思います。

○議長　　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　具体的な施策の中で、道の駅を活用した商店街の活性化というようなお話であるわけですが、ご承知のように、今、道の駅には年間30数万人を超える方々が利用しているというような状況なわけでありまして、そういった方々がかなり町の経済効果を及ぼしているところがあるわけですが、ただ、この方々が結局は道の駅だけに滞在して、なかなか町の商店街のほうにもそれらが還元されないというような、そういったお話があるということで、やはり今、検討部会の中でも、やはりそういった道の駅に多くの利用されている方々が、まちなかに入ってきて、それが経済波及効果につながるような、そういったものを検討しなければいけないのではないかというようなことで、今、そういった道の駅と連携した商店街の活性化というような、案づくりをしているところであります。

今、具体的な事業等につきましては、もう少し検討しているところですので、次回の報告の際にでも、内容等についてはご説明させていただきたいなと思っております。そういった今、道の駅からどうやって町の中に利用客を集客するか、そういったことを検討部会で検討している状況でございます。

○議長　　7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　やはり商業者の育成といいますか、そういうことも新規にやはり店を出す人、そういう人たちのやはり支援というものも十分考えていかなければならないんじゃないのかと、そのように思いますが、やはり今、西会津に町外から来ているお客さんというのは、食べ物、食べ物とかそういうもので、やはりかなり西会津町には人が来客しているんじゃないのかと、例えば道の駅においても、道の駅のレストラン、それからロータスインのレストラン、そしてまちなかのそういう味噌ラーメンとか、カツ丼、例えば馬刺し、そういうようなことで、かなりのお客さんが町外から来ているんじゃないかと思えます。その辺については、まだそういう調査とか何かはやっていないと思うんですが、やはりそういう意味で、やはり西会津はもしかしてグルメの町というか、そういうような方法といいます

か、やはりこれからまちなかではいろんなそういう軽食みたいな、そういうやってきてしまった人もおります。またこれから、また出るであろうと思いますが、そういう人たちに、やはりそういう新規に対するそういう支援、補助、そういったものがやはりこれから必要ではないのかと、ただ、道の駅から自慢館にどうやって人を呼ぶかとか、それは方法、1つの方法であって、それがすべてではないわけですので、やはりそういう商業者への支援をもって、そういうグルメの町、そういうようなことでも、これから西会津は可能性を持っているんじゃないかと、そういうことで、その辺についてどのように考えていますか、お伺いしたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

確かに議員おっしゃるとおりに、西会津に多くの方が道の駅に来ているのも、さっき言ったように30数万人も来ているということで、それから、まちなかにもおいでになっている方の場合、見ていますと、やっぱり食に関連した方々が多く町外からおいでになっているのかなということで、そういった食を通じて交流人口の増大というか、拡大というのを図るのも、また1つの方策なのかなと思っております。

今回、道の駅に増設します施設につきましても、テナント施設を設けているわけですが、ここには4つのテナントを入れる予定ですが、これらについても食に関連する方々に入っていただくということで、そういった食を通したさらなる利用客のアップを図ろうかなというようなことでありますし、またあと、今回のそういった商店街への、いかにこう人を呼ぶかという中でも、やっぱり今、空き店舗も多いということで、そういったものも利活用できないかというような、そういったものも今回の検討会議の中にも話、出ていますので、そういった空き店舗を活用したチャレンジシップとか、そういうのができないのかとか、そういうようなものもちょっと話題に出ておりますので、今後、内容を詰めさせていただきたいなと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 町の考え方についてもよくわかりました。

それでは、先ほどから同僚議員から高齢化社会に対する、そういう雪の対策、福祉対策とか、いろいろ出ておりましたが、その辺については、この基本目標のどの辺で検討されてこれからやっていくのか、その辺についてお伺いしておきます。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 雪対策についての、それを今回のまち・ひと・しごと創生の中で検討しているのかということでありますけれども、これは基本目標の中の4番目の中で、安全安心なまちづくりを進めようというようなところで検討しておるところであります。やっぱり今回の検討会議の中でも、若い人たちも、やっぱり雪をなんとか克服していかないと、なかなか若者の定住にはつながらないんじゃないかというような意見も出ておまして、そういった中で、やはり雪国の中でも快適に暮らせるような、そういった仕組みづくり、そういうのも今、検討会議の中で検討しているところでもあります。その中の1つとしては、やっぱりそういった克雪体制というんですか、冬の除雪体制をどうしたらいいとか、当然お年寄りの方々の対応もしていかなければ若い人たちもなかなか住めなくなるんじゃない

いかなということ、特にそういった克雪体制などについてもやっておりますし、またあとは、ハード面でもですね、消雪とか融雪とか、そういったのも新たな技術なんかも取り入れられないのかとか、そういった内容も検討していると、検討しているといっても、これはなかなか財源のある話ですので、そういった若い人たちの意見なども出ているような状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 高齢化社会については、これはもう避けて通れないわけですので、その辺も戦略会議の中で十分検討していただきたいと思います。

続きまして、総合戦略の中で、その客観性を担保するために、その外部有識者等を含む検証機関を設置するとありますが、町ではどのようなことを予想されているのか伺いたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 今、いわゆる事業に対して、これから5年間の事業計画をつくるわけですが、それに対する検証機関というようなことで、どんなものを考えているんだということですが、まだ具体的にどういう組織にするかというのは、まだ具体的には検討していない状況でありますけれども、ただ、今現在、検討していただいている町民会議の方々などを、やっぱり継続してそういった検討組織という形で、自分たちがつくったものを、やっぱり自分たちも一緒になって参加する。そして一緒になってそういうものを検討評価するとか、そういった組織になっていけばいいのかなということで考えているわけですが、今後もう少しその内容については検討していきたいなと思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 これは検証機関というのは、国からの今回の戦略会議対策の1つのあれだと思うんですよ。目玉というか、これについては必ず設けなければならないものかどうかということによろしいですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 お答えしたいと思います。

こういった検証、5年間の計画をつくって、それぞれ実際に数値目標も立てて、どの程度進捗しているかというのも国のほうに報告しなければいけませんし、やはりそういった事業内容についての検証機関もつくって、それぞれいろいろ実際にやってみてどうか、もう少しこういうのを見直したらいいんじゃないかとか、そういったことも推進していけというような、そういった国のほうでも通知もございますので、今後そういった検討機関をつくっていききたいというふうに思っております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 次に、総合戦略策定にあたって、国の人的支援制度が今回あるわけですが、それについては、十分活用すべきだと思いますし、まだ考えてないのかどうか、その辺については。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 国からの人的支援というようなおたかしであるわけですが、国では例えば、今回の総合戦略をつくる際に、例えばアドバイザー、今回、町では東京大学の

講師の方をお願いしたわけですが、国では、国の機関の職員などもこういった形でアドバイザーなども派遣しますよというようなお話もありますし、それからあと、もっとそういった地域づくりなどを行っている専門家などを派遣する場合も、国のほうを通して派遣していただくと、そういった制度なども設けておりまして、この総合戦略をつくる際に、そういった人材、国の人材支援も活用できたわけですが、町としては、今まで若者プロジェクトとか、あと西高への支援などをしていただいた講師の方を、今回アドバイザーとしてお願いしたような状況でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そういうことで、今回については、国のそういう人的制度については、まだ考えていないということよろしいですか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 国の人的支援についてですが、今の計画づくりの中では、現状のままに進めようかなというふうに考えておりますし、今後、事業を進める上で、当然これ国との関係も必要となってきますので、そういった際に、そういう人的支援も必要だというような状況が生じた場合は、国のほうにも支援等お願いしながら、総合戦略を円滑に進めるような状況に、円滑に進めていきたいというふうに考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回の総合戦略策定では、今までの事業と違って、今までは町の総合計画だと基本数値とかそういうのはあったんですが、これは今度は評価の指標とか、そういうものを設定して、検証機関を設置するなどして、結果が問われると、そういうような事業がありますので、大変厳しいといいますが、今までその結果についてまではあまり求めなかったのかもしれませんが、今回はそういう結果というものを国でも大変重きを置いていると、そういうようなことなので、これから、まだ中間でありますので、これから1年間の中、12月、3月までにやるのかな。そういう中で、やはり結果を出すような、そういう総合戦略の策定をしていただきたいと思います。

それでは次の質問に移ります。次は、交流人口の拡大についての再質問ということでしたいと思います。慶応大学野球部の合宿誘致というのは、福島ホープスの紹介でと、そういうことがあったわけですが、それについての町の対応といいますが、あと振興公社、そういうところの対応が十分になされて、今回のそういう慶応大学野球部の合宿というのが成功といいますが、よかったのかなというふうに思っております。

そこで、今年さゆり公園の施設において合宿等をした、そういう件数とか、そういうものがあつたら。また昨年と比較してどうであったのか、その辺についてお答えいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

今年度、合宿の状況ということでございますが、水泳、野球、剣道等で、全部で今のところ、8月31日現在でございますが、12件、人数にいたしまして455人、西会津町の施設を利用しております。これを昨年度と比較しますと、昨年度も件数ではプラマイ0でございますが、12件。人数では482人となっておりますが、減少としまして27名の減とい

うような形になっておりますが、こちらのほうは、水泳の合宿におきまして、やはり人選を絞ったということでしたので、その部分でございますので、この受け入れに対してはほとんど変わらない状況となっております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 合宿の人数については、少し少なくなったけれども、ほぼそんなには違わないと、そういうような結果でありました。南会津町のほうの合宿の誘致といいますか、なんかそういう合宿に対する補助金を出すとか、そういうようなことで、今年は飛躍的に合宿が増えたと、そういうようなことがありますか、町についても、やはりそういう補助といいますか、なんか恩恵があるような、そういうようなことも考えながらやっていければいいのかなと思いますか、その点については。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 支援策といいますか、合宿の誘致に向けた補助金等を創設してはどうかとのご質問でございますが、確かに南会津町では、こちらのほうの、先ほど申し上げましたが、まち・ひと・しごと創生交付金の中で補助金を創設いたしまして、合宿誘致に多大な部分になったということでございます。私ども、今回の慶應義塾大学につきましては、県の事業で、合宿の部分で、最高30万円補助になるという部分を当てはめましてご紹介した経緯もございます。ただし、今後、南会津でもいっていたんですが、補助金があるまではいいかもしれませんが、今後、やっぱり継続してやっていくにはなかなか多額の財源負担が伴うということで、5年後以降はどうなるかという部分を心配しておりました。

町といたしましても、そういう形は確かに有効な手立てであると思うんですが、多額の財源も伴うという部分もございますので、そこは慎重にもう少し考えていきたいと考えております。確かに補助金というのは有効ではありますが、その安さだけで合宿に来てくれるというのも現実でございますので、町としての環境の優位性とか、そこら辺をPRしながら、やはり屋内プールもあるとかいう部分もありますと、やはり冬期間も誘致できますので、そこら辺も踏まえて、トータル、オールシーズンの誘致策は考えておきたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 わかりました。それでは、慶応大学野球部の合宿も来年も続けていただきたいと思うんですが、新聞報道によりますと、来年も、マネージャーのコメントですので何ともいえませんが、来年も来るように検討したいと、そのようなことだったんですが、その辺については。

あともう1つは、そういう大学の要望ですね、公園そのものをもっと整備してほしいとか、土を替えてもらいたいとか、何かそういうような要望等はあったのかどうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 慶応大学の来年度以降の取り組みということでございますが、一応、今、大学秋季リーグ中でございますので、その期間中に、もし可能であれば向こうの監督と面談いたしまして、ぜひ要望していきたいと考えております。

また、合宿の誘致にあたりまして、野球場への整備等の部分で要望があったのかとのご質問ですが、特にございませんで、これだけすばらしい環境でできたことに対して、大変

感謝された次第でございます。ただ、若干、ファールボールが飛び出してしまうという部分もありますので、そこら辺の対応という部分を、今後町としては考えていかなければいけないのかなという部分は考えております。以上でございます。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 さゆり公園の野球場もそうなんです、まわり見ても、いつも草刈りがされていて、もうきれいになっていて、確かにイメージとしてはよくて、やっぱりまた次も来たいなと、そういうような考えになるのかなというふうに思います。

それで、今回の合宿では、ロータスインだけの宿泊ではなくて、町の旅館にも宿泊したというようなことを聞いているんですが、これは本当に町としても経済の活性化になる、そういうためにはすごくいいことだなと思うんですが、それについてはどのような、その宿泊の内容だったのか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 町内に分宿した対応ということでございますが、慶應義塾大学では全部で45名の方がこちらのほうに合宿でいらっしゃいました。本来であればすべてコテージ等に対応すべきところであったんですが、やはりコテージですと最大で5名は泊まれるんですが、やはり大学生となりますと体も大きいものですから、やはりその中ではなかなか対応もできないということでございますので、今回、町内の2つの旅館のほうへお願いいたしまして、全部で11名ほどですか、お願いしました。一応、今後、ロータスインだけではなくて、合宿誘致施策を進める上では、やはり町内の旅館の方々の協力も必要だということで、ある程度計画性を持って、事前にこれだけの宿泊数をお願いできないかとか、そういう要望等も踏まえながら、合宿誘致に向けた取り組みを進めていきたいなと考えております。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今回のそういう6大学の名門野球部が、やっぱり合宿したということは、本当に町のイメージアップ、さゆり公園のイメージアップにつながるわけですので、やはり宿泊設備等の一層の充実といいますか、やはりあまり金のかからない方法といいますか、例えば廃校になった小中学校を改装するといいますか、それについて何か補助事業とか、そういうものがあれば、そういうものを使っただいて、野球だけではなくて、やっぱりみんな体育館とか、いい体育館もありますので、合奏とか合唱とか、いろんな、そういう農業セミナーとか、いろんなこう合宿できるような、そういうような設備ですか、そういうことも考えていかなければならないと思いますが、その辺についてはどのように考えていますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 合宿施設、または研修施設の整備についてのご質問でございますが、やはりこういう形で合宿等部分も誘致しておりますと、若干やはり西会津町の収容人数というのは限られているとは思いますが。その中で、やはり廃校という部分も1つの利用とは考えておりますが、そのほか、そういう補助事業があるかどうか、財源的な部分もございしますので、それを検討しながら進めていきたいと考えております。具体的にはやはり、合宿だけではなくて、企業研修にも使えるような形で何か施設等について、整備が可能かどうか

かというのも、今後、検討課題として進めていきたいと考えております。

廃校につきましての宿泊施設という部分は、やはり耐震的な部分もございますので、それはちょっと厳しいというふうな認識でございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 だいたいわかりました。それでは、今回はやっぱり町民の方のそういうホープスの応援団とか、そういう人たち、また職員、振興公社の人たちの頑張りがあって、今回いい結果が出たわけでありますので、これからもひとつ合宿誘致に一生懸命頑張りたいと思います。

次に、県市町村対抗ソフトボール大会の再質問に移ります。このソフトボール大会は、大会の組み合わせ抽選会が7月29日にあつて、あと大会は10月のおそらく中旬だと思います。そうすると2カ月ほど期間の余裕というのがあるわけですね。その中でいろんな方法というものが考えられなかったのか、出場に対する、例えば公民館の組織には、体育協会があるわけですね。その下に各支部の、地区の支部があつて、その中で体育部員とか、そういうのがいるわけですね。そういう中で、やはりそういう体育協会に相談をしながら、そういうチーム編成ということも考えられたと思うし、今、市町村野球、これから9月中旬に始まりますが、そういう若い人たちがやってもいいと、そういう人たちもいると思うんですね。そういう方々の力を結集して、この大会に出るということも考えられたことではないのかと、そしてやはり、もっと町が主体性を持って積極的に私はやってもいいのではないのかと、そのように思いますが、いかがですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 再質問にお答えしたいと思います。

出場するまでの2カ月間に、もっとほかにさまざまな手立てはあつたのではないかなというふうなお話かと思ひました。体育協会会長が実行委員長になっているというような立場でございまして、その中で、チーム編成につきましては、ソフトボール協会が町にございますので、その関係者を中心に、これまでも調整を図ってまいりましたし、今回も早いうちから、そういった意志の確認をまずし、第1エントリーを行い、それから、その協会を主体としてチーム編成等の調整を行ってきたところでございます。

その中で、かなり次のエントリーまで、2次エントリーといいますか、実際に選手を出すまでの間、何回か調整をしてまいりましたが、その結果、協会内部の調整がつかなかったということでございます。

それで、その幅を広げてというような部分につきましては、かなり確かに可能性ございますが、今回につきましては、協会を主体として調整をお願いしたということでございますので、ご理解願ひたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 今の答弁、わかりましたが、やはりこの大会の開催の趣旨、目的というのは、やはり東日本大震災からの復興と市町村の交流等、地域の活性化ということが目的になっているわけですね。実際、東日本大震災で災害にあつた地域というのはあるわけですね。その地域、町村というのは、やはりこの大会のためだけに人を集めて大会に出ると、そういうようなことなんですね。そこからみたら、西会津、風評被害以外そんなには災

害はなかったわけですので、これからやっぱりその辺を考えれば、勝負を度外視しても出なければならない大会だと、私はそういうふうに考えておりますが、その辺についてはどうですか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

大会出場にあたりましては、われわれも趣旨、東日本大震災からの復興復興、市町村の交流、地域活性化等々というようなことで、まずは大震災からの復興復興ということが主眼にあるというふうに認識しております。

ただ出るにあたりましては、やはり町は、先ほど答弁でも申し上げましたが、物心両面から支援する立場であると、それで、やっぱり何といいましても、昔からいうスポーツマンシップというような言葉もありますけれども、参加する皆さまについては、その熱い思いですとか、自主性というのが、何といっても一番先に出るのかなと。それを町はあくまでも後押しするという、そういった間柄が望ましいのかなというふうに考えてございます。

今後関係者等々、体育協会も含めまして協議の場を設け、もうすでに次年度以降の大会出場に向けてお話も何回かしておりますし、早い段階で意思決定ができればよろしいかなというふうに考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 やっぱり町が不参加という、やっぱり新聞報道とかされますと、やはり町に若い人が少ないのかとか、そういう町に勢いがいいのかと、そういうようなイメージを、やはりほかの町村からそういうふうに見られやすいと。私はそういうのをとっては、町にとってはプラスではない。だからやっぱり、大変でしょうが、ソフトボール協会がもしどうしても体制うまくいかないと、今回出場するわけいかないと、そういうことになって、また来年もそういうふうなことになるたら、また出場できないというようなこともあるわけですので、今年こういう結果になったわけですが、これはしょうがないとしても、来年、前向きにいろんな方法を考えながら、やっぱり出場すると、そういうようなことを最後に、そういう来年のこの大会に対する決意みたいなものをお聞きしたいと思います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

このソフトボール大会の趣旨、復興復興等々ございます。この趣旨に沿うよう、そして町の代表として積極的に参加できますよう、関係者ともども調整してまいりたいと思いますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 以上で私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 暫時休議します。(12時01分)

○議長 再開します。(13時00分)

4番、小柴敬君。

○小柴敬 4番、小柴敬でございます。通告に従いまして、順次質問をさせていただきます。今回は2つの項目について質問をさせていただきます。

まず第1点目でございますが、プレミアム商品券発行事業の検証及び今後についてであり

ます。これは平成 26 年度、国の補正予算によりまして、まち・ひと・しごと地方創生、この予算を活用しまして実施いたしましたプレミアム商品券事業であります。まずその第 1 点目としまして、町として商工会に補助金を出したわけでありましたが、指導的立場にある担当課は、この 8 月末時点における換金金額及び各業種別売上等、掌握しているのかどうかお伺いをしたいと思います。

2 点目であります、今回、50 万円という 1 世帯当たり非常に高い購入金額、これを設定したわけでありまして。この是非はありますけれども、即日完売し、そして消費喚起が図られたということは、まぎれもない事実であります。そして小売業の活性化につながる、このプレミアム商品券事業であります、この検証を含めて、次年度町としての予算化の考えはないか、この 2 点についてまずお伺いをいたします。

次の 1 点であります、西会津町における再生可能エネルギーの取り組みについてお伺いをいたします。平成 26 年度、町が実施いたしました西会津町木質エネルギー地産地消計画、これについて 3 月議会全員協議会において私たちは説明を受けました。また今回、新聞報道によりますと、環境省はこの再生可能エネルギーの導入促進地域、これを新たに選定するという方針を固めたという報道がありました。そしてまた、バイオマス発電も増加しているとありましたが、燃料となります木質ペレットの国内生産量は約 11 万トン、これに対して輸入量が 8 万トンもあるという事実であります。そして、政府はこれまでの太陽光に偏った再生可能エネルギー政策を見直し、バイオマスの普及を後押しするというが、現在、国内の木質ペレット製造工場は規模が小さく、需要に追いついていないのが現状であるといわれます。そこで、わが西会津町の今後の取り組みについてお伺いをいたします。

1 つ目です。今回策定しました西会津町木質エネルギー地産地消計画、この概要版でもいいんですが、これを町民に、住民に幅広く説明し、広く町のこれからの対応、対策、これに対する住民の意見を聞く考えはないのかお伺いをしたい。

2 つ目であります。政府のバイオマス普及政策及び木質バイオマス製造工場建設について、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、大きな 2 項目について明快な答弁をよろしくお願いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 4 番、小柴敬議員のご質問のうち、プレミアム商品券発行事業の検証及び今後についてのご質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券発行事業は平成 26 年 11 月に制定された、まち・ひと・しごと創生法に基づき交付された、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、町商工会に補助金を交付し実施しているものであります。事業実施主体であります町商工会では、去る 6 月 7 日に商品券を販売したところ、同日で全て完売となり、現在、取扱事業者からの換金手続きを毎週水曜日に行っているところであります。

ご質問の 8 月末現在の換金金額及び業種別の売上げについてであります、まず換金金額ですが販売総額 1 億 200 万円のうち、7,297 万 9 千円が換金されております。換金率は 71.5 パーセントとなっております。

次に、業種別の内訳では、換金額の多い順に申し上げますと、建築関連が 3,760 万円で 51.5 パーセント、小売店が 1,376 万 7 千円で 18.9 パーセント、自動車・機械が 785 万 3

千円で 10.8 パーセント、設備関連が 765 万 7 千円で 10.5 パーセントの順となっております。

発売から 3 カ月程度経過したところではありますが、購入上限を 50 万円としたことにより、町内での買回り品・リフォーム等への購買意欲につながり、消費喚起による地域経済の活性化が図られているものと考えられます。

次に、小売業の活性化につながるプレミアム付商品券発行事業の次年度以降の予算化の考えはないかのご質問であります。町といたしましては、プレミアム付商品券発行により、消費喚起・拡大につながり一定の効果はあるものと認識しております。しかし、商品券発行事業に充てる特定の財源が次年度以降ない限り、町独自での商品券発行事業の実施については、現在のところ考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 4 番、小柴敬議員のご質問のうち、再生可能エネルギーの取り組みについてのご質問にお答えいたします。

町では、地域の豊富な森林資源を有効活用し、地域で燃料を生産し、地域のエネルギーとして活用する、エネルギー地産地消の町を目指したまちづくりを進める中で、昨年度、西会津町木質エネルギー地産地消計画を策定するとともに、新たに整備する公共施設から、バイオマスボイラーの導入を進めているところであります。

1 点目の木質エネルギー地産地消計画を住民に説明し、広く意見を聞く考えがないかのご質問にお答えいたします。本計画については、システム構築に向けての集材や供給体制、燃料生産施設、施設整備後の運営体制など、整理、検討すべき課題もあることから、今後、検討会議などを立上げ、地産地消システムのあり方や、オガコのキノコ栽培への提供など、町の特色を活かす方法を十分に調査、検討を行い、具体的な計画段階に入る際には、説明会などを開催し、住民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、政府のバイオマス普及政策についてであります。国では、平成 26 年 4 月に策定したエネルギー基本計画の中で、再生可能エネルギーについては、導入を最大限加速し、今後 15 年間でエネルギー需給に占める再生可能エネルギーの割合を 10 パーセント程度引き上げることを目標にしており、その中でも自然条件によらず、安定供給が可能な地熱・水力・バイオマスなどの普及を図るというものであります。町においても森林資源の活用や二酸化炭素排出抑制の観点からバイオマスの普及、推進を図っていききたいと考えております。

次に、木質バイオマス製造施設の整備についてのご質問にお答えいたします。木質エネルギー地産地消のまちづくりを推進する上において、燃料生産施設の有効性は認識しておりますが、多額の建設費用が必要であることや、先ほど申し上げました地産地消システムの構築に係る検討事項も多くあることから、今後、先進地調査や検討会議を立ち上げるなど、施設整備にあたっては、十分な調査、検討を進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 4 番、小柴敬君。

○小柴敬 それでは何点か再質問をさせていただきたいと思います。6 月 7 日にこのプレミアム商品券を発売しまして、8 月末時点での換金率、これが約 7,300 万、そしてパーセ

ンテージ的には7割ちょっと換金されたということでもあります。非常に私も今回小売関係、それから設備関係、この消費喚起という点で非常に担当課が頑張っていて、また商工会のほうも頑張っていて、即日完売。そして、町内におけます8,500万円という金額が、今まで金融機関、通帳の中、あるいはタンス預金、それらの金額が市場に出回ったわけでもあります。

また今回、リフォームに非常に多く出回ったという関係ですが、やはりこういった業者の方々が、この3月においてプレミアム商品券を発行するんだということで、しっかりと情報をとらえ、そして事前にしっかりと町民に対する自分のPR等を行ったことと考えますが、担当課ではどのようにお考えでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 プレミアム商品券の建築関連と申しますか、リフォーム業者への傾向が多いのではないのかというご質問でございますが、やはり建築関連が多いということは、やはり建材関係関連の方、業者の方々が、やはり事前に営業努力をされた結果ではないのかなという部分では考えておりますが、そのほか、大工さん、並びにその設備関係の方々についても、やはりそれをプレミアム商品券によって事業ができますよということをPRした結果ではないのかなと考えております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回のプレミアム商品券発行でありますけれども、近隣町村、これでもおそらくプレミアム商品券という形で、この地方創生のお金がわたったと思うんですが、もしわかる範囲でいいので近隣の市町村、この辺の発行状況、それから今現在、どのくらい、例えばわが町は即日完売しました。しかしながら、聞くところによりますと、まだ完売していないというような市町村もあるように聞いておりますが、その辺、把握されていらっしゃいますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 会津管内の市町村のプレミアム商品券事業の発行状況ということのご質問でございますが、現在私どもで把握している部分の中では、同じ会津耶麻町村会関係の猪苗代町におきましては、やはり若干の、まだ売れ残りがあるということでもあります。事業期間につきましては、8月31日までですが、まだ約500万以上の売れ残りがあるということとなっております。そのほか北塩原村につきましては、即日完売だということでもあります。あと磐梯町につきましては、若干まだ売れ残りがあるということで把握しておりますし、あとお隣の柳津町につきましても、即日完売してしまったと。あと会津美里町におきましては、まだ若干売れ残りがあるという部分でございます。三島町についても当日完売してしまったということでございます。あと金山町につきましても、6月末で全部完売してしまったというような状況での調査結果になっております。主だったものでは以上でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ありがとうございます。その中で、ここ数年、2、3年含めて、町独自の商品券発行事業、町が持ち出しをして、商工会がプレミアム商品券みたいなものを発行しているというような行政区といいますか、町はどのくらいあるものでしょうか。またそのわかりましたら金額的なものも知らせていただければと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 このプレミアム付き商品券の発行事業以外に、町単独で去年までとか、やっているという町村があるのかという部分で、私が聞き及んでいるところでございますと、まずお隣の柳津町で実施しているという部分でございます。景気対策の一環として取り組んできたということで、プレミアムの部分については2千万円ほどのプレミアムを付けているというふうな、補助金を出して実施しているという部分でございますので、発行総額は1億2千万というふうな形なのかともおります。あとそのほか三島町におきまして、プレミアム率が400万円ということですので、考えますと2,400万円というような部分で実施していると。あとちょっと金額は定かではないんですが、金山町、あとは只見町のほうで独自の今まで実施したことがあるということでございます。以上です。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 ありがとうございます。今回、購入上限が1世帯50万円、確かに高額でありました。一部のお金を持っている方々、そういった方々しか購入できなかったというのも事実でありますけれども、その中でもやはり、朝3時ころから並んで購入をしたという方々がほとんどでありました。それで、この地方関連の経済対策として非常に有効な手段であったというような形であります。また件数的に、町長が説明の中でおっしゃいましたけれども、194名というふうな、ごく一部の方々にだけしか購入できなかったということも事実であります。

では町として、今後こういった地域経済の活性化、そういったものに対して取り組むことで、今回は50万円だった。しかしながら、今後もう少し金額を下げ、そして今回当たらなかった低所得の方々、そういった方々に対しても、この商品券事業をやって、地方の、町の救済というか、そういったことで考えていってほしいと思うんですが、その点のお考えはありませんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 今後、今回の例をいたしまして、購入限度額を下げ、プレミアム商品券の販売を実施できないかというご質問でございますが、先ほど3時くらいからの人がほとんどということでありましたが、早い方では3時くらいから、確かに目的意識を持って購入された方というのが多かったのかなという、今回は考えているところでございます。

今後、消費喚起の部分を含めまして、限度額を低くして販売してはどうかというような部分でございますが、やはり特定の財源がない限り、なかなか厳しいものと私どもとしては認識しております。確かに一定の消費喚起はあるものの、こういう形で一時的な部分、どういうものがあるかという部分もありますが、若干そういう部分についてはもう少し、国の経済対策並びに状況を鑑みながら、やっぱり検討していかなければいけない部分があるのかなと思います。

先ほども申し上げましたが、やはり現時点におきましては、限度額を下げたとしても、商品券事業については、現在のところ、まだ検討はしておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 視線をちょっと変えてお尋ねしたいと思います。今回、約1億200万円という

商品券が町内に回ったわけでありまして。これによる消費喚起、これは当然、町として税収という形で、おそらく跳ね返ってくるのではないかとこのように思うんですが、その辺は早期に検証するということはできないと思いますが、来年の3月31日、これでおおむね町の予算というか、決算が閉まるわけでありまして。その段階で、おそらく税収関係にどのような影響があるかというようなことの検証は可能であるかどうか、ちょっとお尋ねします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 ご質問の町内に1億200万のお金の流れまして、それが事業者、購入されるという部分で、若干税収とかに影響があるのではないかとこのようにご質問でございますが、現時点では、まだ事業期間11月30日までという形になっておりますので、その中で、今後申告関係、商工会に申告関係が、大多数の方がやっているとこのように思いますので、その中で直接に町の税収になるかどうかという部分ははっきりしませんが、検証の中で結果が、こういう経済効果があったという部分を商工会に求めながら、いきたいと考えております。ですので、現時点ではどれだけの税収があったかという部分は把握しかねますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回、町長の提案理由の説明の中で、最後のプレミアム商品券関連でおっしゃっていましたが、今後も地域経済の活性化に向け、商工会と連携し、各種事業に取り組んでいきたいと考えるということでおっしゃっております。今、町は今回2千万円という持ち出しをしてプレミアム商品券をやったわけでありまして。これが来年度にならないとわからないといいますが、2千万円出して、例えば3千万円の税収伸びたということであれば、私は事業がもしやれるのであれば、できるんじゃないかと思いますが、町長そういうお考えはありませんでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町では、私が町長になってから、非常に経済が落ち込んでいたときに、経済対策として、いわゆる西会津町に、町として、これ町単独ですが、当時7千万の原資を出して、そして経済効果、3億3千万の経済効果をあげたという事例がありました。これが、いわゆる喜多方市にとび、あるいは地域のほうにとび、今まさに当時西会津が行った事例をもとにして、今リフォームとか、そういう制度の活用を行いながら経済の活性化を図っているというのが、各市町村ではなかったかなというふうに思います。

ただ、それを行うためには、どうしても原資が必要なんです。当時、やっぱり一般質問にも相当数の議員の皆さんから、そういう経済効果があるならば、この次もやっぱりやったらいいんじゃないかということで、相当質問を受けました。しかし原資として7千万をばっと出すというのは、なかなかこれはできないことであります。したがって、その後、そういった思い切った経済効果というのは、経済対策というのは取り組んでいかなかったわけでありましてけれども、今回、じゃあ原資はどこで出すかということで、いわゆる5,200万がこの地域創生事業で町のほうに、26年度、27年度事業で前倒しできたということを原資にして、この原資の3,300万かな、今回原資は、1,700万か。これに対する原資として町はプレミアム分を持ったんでしょう。原資は違うんでしょう。国からの原資でしょう。

原資があって町からプレミアムを出したわけですから。

やっぱりそうなりますと、今度はじゃあ、いろんなこれまで言葉に、三方一両損というような話がありましたよね、それぞれが出し合いながら、そういう対策を行うという。これは話でありますけれども、例えば、町が原資を出す、プレミアムの部分は、じゃあどこで、商工会で、じゃあその何パーセントか出せるか。じゃあそれに合わせて購入する町民もそれに対応するという、互いの連携がなければ、なかなかこのプレミアムというものを付けて出せるというわけにはいかないわけです。それで、今回の原資そのものについては、今回こうした国の対応策があったものですから、それに対応させていただいたということでございます。

したがって、原資プラスプレミアムを付けて、すべて町の持ち出しだけということになってくると非常にこれは難しいということでもありますので、私は最後に連携をして、商工会等の連携をするというのは、まさにこういったことも将来的にもしっかりと、このプレミアム部分とか、あるいはそういう経済対策について提言をいただくということも、私は商工会から必要であろうというふうに思いますし、また同時に、これだけではなくて、経済対策効果というのは、まさにふるさと自慢館でもそうでありますけれども、あらゆる角度からいろいろと商工会と連携を図るというものは、こういう商品券のみならず、いろいろ政策過程の中であるのではないかということを踏まえて、総合的に申し上げたつもりでいるわけであります。

まだ来年以降の対策については、今課長が答弁したとおり、これを続けて行うということまでいたっておりませんので、この点については十分検討しながら、西会津町の経済効果、あるいは経済対策、これは検証していく必要は十分あると思いますので、今回の事業内容についても参照、精査し、そして今後の対応策にも十分検討する価値があるのかなとかというふうに思いますので、今後十分そうした意を持って、すぐやるとはなかなか言い切れないところがありますけれども、検討をしてまいりたいというふうに思います。

○議長　　4番、小柴敬君。

○小柴敬　　町長の答弁ありがとうございます。今後この検証を踏まえまして、前向きな対応をよろしくお願いしたいと思います。

それでは質問を変えます。2問目の再生可能エネルギーについての質問に変えさせていただきます。私がここで、(1)で、町民に対して幅広くうんぬんというようなことを言ったのは、今回、概要版という形でもって雑誌というかパンフレット、これがわれわれ議員、それからたぶん担当課を含めて配付されたわけでありますけれども、あの形で、一応、町の持つ今後、木質エネルギー、それから再生可能エネルギー、地産地消、そういった考えが、今回こういうふうな形でもって一生懸命努力して、町はやっているんだよということを、やはり広く町民に知ってもらいたいということを私は言ったつもりであります。そしてそれを、お一人、お一人がそれを読んでいただいて、ああ、町はこういう方向でもって考えてくれているんだということで、それから先ほど、町長の答弁もありました、それから1番議員の、三留議員に対するオガコ生産、そしてまたバイオマス工場、それも前向きに考えるというような答弁、そういったものも非常に参考になりましたので、やはりこの概要版、これを広く町民のほうに配付するという考えはありませんでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 4番、小柴議員の概要版の町民に周知させたらどうかというようなおた  
だしであるわけですがけれども、先ほども答弁の中でお答えさせていただいたわけですがれ  
ども、まだこの計画については構想の段階でありまして、まだまだ内部的に、一つ一つの  
システムなどを検討しなければならない、検討なり整理なりをしなければいけない内容が  
あるのかなということで、構想だけが先に周知させて、話だけが先行してしまうような状  
態ではなくて、やはりある程度こういった形で進めますよという具体的な検討整理がされ  
たのち、そういった形ののちに、住民説明会などを開いて周知を図っていききたいなとい  
ふふうに考えているところでございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 先ほど1番議員の答弁の中で、将来検討すると、それで具体的な方向性を見出  
すというような答弁がありましたけれども、じゃあ先ほどの三留議員も、ここ10年が勝負  
なんだよということをおっしゃっていましたが、じゃあ町としては、その方向付け、具  
体的な、じゃあ具体的というのは何年先なんだというようなことをちょっとお伺いしたいん  
ですが、どうお考えでしょうか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 具体的なスケジュールというようなお話なのかなと思うんですけれども、  
昨年度に実際にこの計画書を手掛けて、実際に木質エネルギーというのはどういうものな  
のかなというのが、かなり役場庁舎内でも理解されたのかなというような状況だと思うん  
ですね。これから、やっぱり実際にやっているところへの先進地研修なり、それからそう  
いったことを調査する検討期間などを設けながらも、やっぱり内容等を煮詰めながら、先  
ほどいった、例えば山からの集材をどういう形で進めたらいいとか、例えばあと燃料施  
設にしても、先ほど1番議員にお答えしたように、もしかしたらペレットだけではなくて、  
オガコを併設するような形もいいのかもしれないとか、そういった具体的な検討をしてい  
く中で、実際にこれだったら何年後にやれるとか、そういったスケジュールとか、判断材  
料なんかが出てくるのかなと思っております。

ですから、今現在としては、何年先だということをここでお答えするというのは、しかね  
るかなというような状況でございます。

○議長 4番、小柴敬君。

○小柴敬 今回のまち・ひと・しごとという形でもって、今、町のアイデアを募っている  
ということで、12月に出てくるわけでありまして。それで、その中で、このバイオマス関係  
の検討もなされているようにおうかがいをしましたけれども、やはりその中で、具体的に  
どのような形でもって先に進めていくんだと、それで、実施計画に載せるのはいつなんだ  
というような、やはり具体的な方策がなければ、現在、取り組んでいる21人の委員の方々  
も、実際にやってみたけれども、町は結局は1年、2年では取り上げてくれない。じゃあ  
何年先なんだというような、具体的なところはどうかということ、おそらく一生懸命、皆  
さん頭を突き詰めながらやっていらっしゃると思います。

ですからやはり、その方々のためにも、具体的にどのような形でもってできるのか、  
それもしっかりと踏まえて、この12月、いい答えが出るような形を期待しまして、今回、

私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 皆さん、こんにちは。長谷川義雄です。暑かった夏も過ぎ、朝晩涼しくなり、町民の皆さまには、元気にお過ごしのことと思います。早いもので9月に入り、すでに1週間経ちました。また、この9月下旬の9月21日には、敬老の日もあり、その前後5日間は、今年から大型連休のシルバーウィークもあります。何か行事をやる連休は増えてきましたが、地区の行事を行うにも、町の現状をみますと、町の高齢化率は42パーセントをすでに超えており、高齢者のみの世帯も約37パーセントとなっていて、集落の点在する本町では、集落機能も低下しています。従来から各地区で行っていた行事や共同作業等が困難になって、課題も深刻です。特に町中心部より離れた集落ほど顕著になっております。このような状況から、私は今回、町の高齢化社会の問題と高齢者の現状について質問したいと思います。

1つ目として、小さな集落では、若者もいなく、集落内道路等における草刈りや側溝あげなど、管理が困難な状況です。行政による支援はできないかお聞きします。

2つ目として、認知症と診断された方はどのくらいいて、また、認知症対策についてはどのようになっていますか。

3つ目として、介護保険施設を利用している高齢者は、毎年、負担限度額認定の更新が必要であり、その中で今年から引き続き軽減を受けるには、申請の際に資産を証明できるものを提出するようになりますが、利用者の中には不安と思っている方も多くいると考えるが、その対応を伺います。

4つ目として、10月からのマイナンバー制度により、最初に通知カードが配付されますが、特に高齢者にはチラシだけではなく、わかりやすく説明すべきと思うが、町の考えを伺います。

次にですが、9月1日は防災の日でもあり、全国各地で防災訓練が行われました。本町においても、いつ大きな災害にみまわれるかわかりません。そのためにも防災計画と、その周知及び訓練が大事です。本町では、土砂災害警戒区域や急傾斜地崩壊危険区域も多数あることから、日頃より非常時に備え訓練等をすべきと思い、防災計画について伺います。

その中で1つ目として、今回、町地域防災計画、全面改正となっていました。平成25年3月発行の西会津町地域防災計画との、特に違いは何ですか。また、町民の責任は増加しますか。

2つ目として、災害時の業務継続計画は早急に策定すべきと思うが、策定期間も含めて、どのように考えているのかお聞きします。

今回の私の一般質問は以上です。よろしくお願いします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 5番、長谷川義雄議員の集落内道路維持管理に対する行政による支援のご質問にお答えをいたします。

集落内道路の日常の維持管理に関しては、草刈や側溝の土砂撤去など、自治区でできるものは自治区にお願いし、集落から離れた箇所の除草などは、町が委託職員や委託業者などで維持管理をしております。高齢化が急激に進む中、小さな集落や高齢者のみの集落に

は、道路の維持管理だけでなく、共同作業で成り立ってきたものがない現状にあり、現状を打破していくためには、集落を超えた地域全体での支援体制が必要であると認識しております。

集落内道路の維持管理については、集落支援員やボランティアサポートセンターなど関係者や関係団体の協力をいただきながら、集落の現状等を把握した上で、町としての支援をしてまいりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 5 番、長谷川義雄議員の町の高齢化社会の問題と高齢者の現状についてのご質問のうち、認知症対策と介護保険制度における対応についてお答えいたします。

はじめに、認知症対策についてのご質問にお答えします。一般的に認知症高齢者としてとらえているのは、要介護等認定の際に提出いただく主治医意見書による、認知症高齢者の日常生活自立度が 2 以上の人としており、本年 4 月 1 日現在、本町では 552 人となっております。

町では、国の総合戦略などに基づき、第 6 期介護保険事業計画及び第 7 期高齢者福祉計画において認知症対策の推進を重点施策の 1 つとして位置付けております。そのため、以前から取り組んでまいりました、認知症サポーター養成講座や講演会等による認知症の理解を深めていただくための、普及・啓発活動を進めるとともに、認知症の進み具合に応じてどのようなサービスがあり、どうしたら利用できるかをわかりやすく示した、認知症ケアパスの作成、さらには、地域における認知症の課題と、その解決にむけた話し合いの場を設けるなど、各種対策を講じていくこととしております。

このような対策を具体的に実行に移すため、今年度、新たに西会津町地域包括支援センターへ認知症地域支援推進員を配置し、町や関係機関ときめ細かな連携を図りながら、認知症の人ができる限り住み慣れた環境で、その人の意思が尊重され、自分らしく安心して暮らし続けられる地域の実現に取り組んでいくこととしております。

次に、介護保険の負担限度額の認定手続きについてのご質問にお答えします。介護保険は、制度がスタートして 15 年が経過し、社会全体で支えあう社会保障制度として定着してまいりました。この間、少子高齢化が急速に進んだこともあり、介護サービスに求められるニーズは多様化し、重度の要介護者や認知症高齢者が増加するなど、介護サービスに要する費用は制度発足以来、毎年増加し続けております。

このような状況に鑑み、国では、今後迎える超高齢化社会に向け、制度の持続可能性を確保するためのさまざまな制度改正を行っているところであります。その改正の 1 つに、本年 8 月より、施設入所やショートステイサービスを利用する際の食費や部屋代の負担軽減の判定に、今までの前年度の収入による判定のほかに、預貯金等の資産額による判定が加わり、資産総額が一定額を超える場合は、対象から外れることになりました。この判定の確認のため、本人や配偶者の預貯金等の資産の申告が必要となり、通帳等の写しの提出を求めています。

制度改正以降、現在まで 142 名の方が申請されましたが、制度の改正内容を丁寧に説明しながら提出いただいております。その情報につきましては、負担限度額の認定にのみ使用し、他に情報が漏れることのないよう厳重に管理していくことを理解していただいております。

に問題も発生しておりませんのでご理解願います。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 5 番、長谷川義雄議員のご質問のうち、マイナンバー制度についてのご質問にお答えいたします。

社会保障・税番号制度、マイナンバー制度は、社会保障、税及び災害対策の分野における行政運営の効率性・透明性を高め、国民にとって利便性の高い、公平・公正な社会を実現するための社会基盤として導入されるものであります。本年 10 月からすべての住民に対して、個人番号が記載された通知カードが、国から世帯ごとに簡易書留で送付されます。この通知カードにつきましては、行政機関等で個人番号、マイナンバーを求められた場合には、本人の個人番号を証明する書類となりますので、大切に保管する必要があります。

おただしのありましたマイナンバー制度の周知につきましては、これまで広報紙やケーブルテレビを活用し、広く周知を図っているところであります。今後につきましても、ケーブルテレビなどを活用するとともに、自治区や老人クラブ等において説明会を希望される場合には、出前講座を開催しながら、制度周知に努めてまいりますので、ご理解願います。

次に、町地域防災計画の見直しについてのご質問にお答えいたします。平成 27 年 3 月に見直しを行いました町地域防災計画につきましては、国の災害対策基本法や気象業務法などの改正、さらには県の地域防災計画の見直しを踏まえ、今後の防災対策に反映させるために、必要な事項の修正を行ったところであります。

今次の見直しの 1 つ目は、気象特別警報の追加によるもので、近年において気象予測をはるかに超えた集中豪雨や豪雪などが、全国的に多発していることから、国では、気象特別警報を新たに追加する気象業務法の一部を改正したところであります。これを踏まえて、町地域防災計画の関連箇所に、気象特別警報を追加するとともに、特別警戒配備を追加し、防災体制の強化を図ったところであります。

2 つ目には、国の災害対策基本法の一部改正に伴い、高齢者や障害者、乳幼児その他の特に配慮が要する人について、災害時要援護者から要配慮者に改められたことから、本計画の関連箇所を修正したところであります。

おただしのありました町民のみなさんの責務につきましては、今次の修正では文言の整理がほとんどでありますので、これまでと変わらないところであります。町といたしましては、今後も災害対策基本法の改正や、防災基本計画の修正、県地域防災計画の見直しなどを踏まえ、町地域防災計画の見直しを随時進めるとともに、防災体制の充実・強化を図り、安全・安心なまちづくりを推進してまいる考えでありますので、ご理解願います。

次に、業務継続計画の策定についてのご質問にお答えいたします。本計画につきましては、大規模な災害発生時に行政機能が被災し、人、物、情報等の利用できる資源に制約がある条件下において、優先的に実施すべき業務、非常時優先業務を特定するとともに、業務の執行体制や対応手順、継続に必要な資源の確保など、あらかじめ定めるものであります。国では、本計画の策定を推進させるため、本年 5 月に、市町村のための業務継続計画策定ガイドを作成し、去る 8 月 27 日に策定に向けた県内の説明会を開催したところであります。

本計画の策定にあたっては、住民生活に欠くことのできない町の業務について、被災の影響を最小限に止め、速やかに業務を可能とするために、被害想定を行い、職員の参集、庁舎や資機材、設備の確保など多岐に渡る事項について、詳細な分析をした上で定める必要があります。このようなことから、災害の種類によっては庁舎の一部、または全部が使用できなくなることも予想する必要があることから、代替庁舎の確保なども見据えながら検討事項について十分精査し、本計画の策定作業を進めてまいりますので、ご理解願います。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　それでは、順次再質問させていただきます。小さな集落では、最近、自治区及び個人でシルバー人材センターを依頼して、草刈り等とか、地区の共同作業に従事しているのを私は見かけておりますが、町当局では把握されていますか。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　ただいまのご質問でございまして、自治区によってはシルバー人材センター、またその他、中には違った業者にもお願いしてやっているというような事例は聞いております。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　その際なんですが、どうしても共同作業が安全が第1番だと思いますが、その際、ここ数年で事故とか、相談ごととか、そういった報告は受けていますか、受けていませんか。

○議長　　建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長　うちの場合、河川愛護とか、クリーンアップとか、そういうのをお願いをしながら、共同作業、町からもお願いしております。そういった中では、大きな事故というのはうちのほうに特に連絡はございませんが、ハチに刺されたとか、若干そういったものはあったようでございます。ただ、シルバー人材あたりを使いながらの中で、そういう事故という話はうちのほうにはちょっときておりません。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　その際、不幸にして怪我とか、入院された場合、その地区の行事なんですけれども、自治区の行事だと思うんですけれども、そういった場合の補償はどのようになるのでしょうか。自治区ではなかなかできない面等もありますけれども、それで、支援もできないと申し上げた部分もあります。確かにスポーツとか何かについては、傷害保険とか入っていると思いますが、自治区の共同作業についてお伺いします。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　保険についてお答えをいたします。

町では町民の方が、そういった自治区の人足ですとか、あと運動会ですとか、そういったもので怪我をされた場合に、自治会活動保険という保険、全町民の方を対象に保険をかけてございます。ですから、今、長谷川議員がおっしゃった、例えば自治区の人足で草刈りをやっているときに怪我をされたという部分については、その保険の対象ということで、通院費ですとか、そういった部分は対象としてございます。実際そういった保険を適用された方も、今年はバレーボール大会で怪我をされたという人もいますし、あと春先、部落

の人足で漆かぶれをしたというのはまっています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それなんですけれども、今の説明ですと保険は全自治区の全町民と聞きましたが、例えば自分の自治区から他の自治区に行っても適用するのか。また、自分が出なければならぬんですが、出られない場合に他の町村に住んでいる子ども等と呼んでやっている方もいますが、それについてもお聞きしたいと思います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 ただいま申し上げました保険の対象は、住民、住所のある方、町民ということでありまして、ですから、例えば自治区の人足で、隣町、例えば喜多方市に住んでいる息子さんが、その自治区の人足に出て怪我をされた場合、そういった部分については対象になっておりません。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、西会津町における町民については保険は適用になるが、他の隣町に住んでいる子どもも呼んで適用にならないと。ということは、したくてもできない人が自治区において保険も何もないとすれば、自治区の作業が縮小すると思いますが、自治区の価値がなくなるようにも思うんですが、その辺のところを考えるべきではないかという質問したわけなんですけれども。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 実際そういうケースもございまして、町としましては、そういった自治会活動で住所のない方が、そういった活動をした場合に、何とか事故が起きた場合に適用できるような保険はないかということで、保険屋さんのほうに確認を取ったんですけれども、結局そういった保険はないと。ですから、例えば自治区でそういった人足をやる際には、別途保険をかけない限り、そういった補償はできないという保険屋さんの話でありました。

ですから、町がかけている保険ではそういった他町村の方が人足等で怪我した場合の補償の対象になるような保険はないということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 保険は適用にならないというのはわかりませんが、今後、自治区においては増えると思いますので、考えてほしいなと要望するものです。

それでは続きまして、認知症についてお伺いしたいと思います。認知症についてですが、その人数についてはいつごろからやっていますか。そしていつごろから統計など、調査をしていますか。わかる範囲で結構です。それで、その当時と今では認知症の種類も違うと思うんですけれども、わかる範囲で結構です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認知症の統計でございしますが、これにつきましては、制度が発足した時点から、その人数等については把握をしております。ただ、大変申し訳ございません。手持ちの資料、現在ございません。資料では平成25年度の資料であります、522名ということで、先ほど552名と言いましたので、2年間で30人ほど増えているような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 認知症は進行性の、一般的に進行性の症状だと思いますが、初期の段階では本人も周りも気が付かないと思います。それで、その際の対応策ですけれども、その中で、町では高齢者や認知症の軽い方、本人も気が付かない程度で、その送り付け商法とか、オレオレ詐欺にあった方はいますか。わかる範囲で結構です。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

オレオレ詐欺等での被害は、町内でも何件か確認されておりますが、その方が認知症であったかどうかという確認までは、ちょっとしておりませんので、ご了承願います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、高齢者、認知症になっている方を守るために、なぜ聞いたかといいますと、一般的に電話が多いと思います。それで電話についてなんですが、通話録音型とか、自動着信拒否型とかいろいろありますが、そういった町で紹介したり、有償、無償と問わず貸し出すような考えはございませんか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまの成りすまし詐欺といいますか、その関係での対応というようなことでありますが、現在、喜多方警察署の中に、喜多方地区の防犯協会連合会という組織がございます。その中で、金融関係団体から寄付を受けて、6台ほどだったかと思うんですが、その貸し出しをしているというようなことでございます。防犯関係は町民税務課のほうで対応しているわけですが、そういった相談があった場合には、一応そういうお話はしておりますが、引き続きそういった対応は喜多方警察署のほうを通じて、していきたいと考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確か、警察関係でも県に1千台ですか、要望するというような情報もありますので、早めに情報を仕入れてやってほしいと思います。

それと同じくなんですが、高齢者が、軽い認知症の方で車を運転する方がいます。運転するなどはいえませんが、その際ですけれども、家族が運転をやめてくれといってもやめないと思います、やめづらいと思います、辺地におる限り。それで、買い物や通院の生活のサポートとして、自主的に交通事故を起こす前に免許の返納をする方もいらっしゃると思います。そういった方々に、通院などの生活のサポートを考える気はありませんか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

車の、軽い認知症の方で車を運転する際、周りの方に危険が及ぶということもあって、その返納制度というようなことでありますが、他の町村ですと、返納に合わせてバス券ですとか、そういったものを配付している町村、近隣の町村でもあることは聞いております。ただ本町におきましては、今デマンドバス等で自分の家の近くまで行けるというようなことがございまして、そういったものをしっかり利用していただければなというふうに考えています。

ただ、議員ご質問のときも言った内容であります、やはり自分で車を運転している人

がなかなか返納するというのは難しいと思いますので、その辺については、認知症というのはこういうもので、こういうふうなんですよということで、そういう認知症の病状なり、そういったものをしっかりこう、町民の皆さん全体にお知らせをするというような形で、認知症サポーター養成講座なんかは全町的にやっております、そういったことで、地域の皆さんで守っていただくというようなことでは取り組んでいるところでありますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 私は、その買い物や通院などの生活サポートと申し上げたのは、例えば高齢になっても、人それぞれに運転技術がいい人と、思うようにできない人もいますので、そういった方に、今デマンドバスだと高齢者の方は100円ですか、そういった制度で、少しでも無料パス券みたいなのがあればいいのかなと思ったわけです。検討をお願いします。

それから、認知症が進みますと徘徊するようになると思います、全員とはいいいませんが。その際、その対策として、美里町ではQRコードを使って身元がわかるシステムを若松のアイネットと共同でやっていると聞いていますが、西会津町では位置情報はGPSとかいろいろありましょ、何か考えていますか、やる気はありますかお聞きします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 認知症の方の徘徊というか、どうしても外出して帰れなくなるというような事故等、最近全国的にも報道されているところでありますが、町内においても、やはり何人かの方がやっぱりそういう徘徊等の事例もございます。その際にですが、現在町ではそういった方を見かけた際につきましては、そういう人が発生した場合については、その地域内での話し合いをするようなことで現在進めております。特に、今年度に入っても一例ございましたが、やはり実家に帰りたいというか、やはり幼少に戻ってしまうということがあって、自分の実家に帰りたいということで動き出してしまうというような方がおられまして、そういった方は、家から全然遠いところで発見されたりということがございました。実際にあって。そういった例が何回か続いたものですから、その地域の方、それから家族の方、消防団、警察の方、そういう関係者を集まっていいただいて、じゃあこの人をどういうふうに見守ったらいいのかというようなことで話し合いをして、その人を見かけたらここに、誰に連絡してください。そうした場合、こうしてくださいというような、そういう見守り体制を地域全体でつくっていきしょうというような話し合いをしているところです。

今後も、これから認知症の方、当然増えてくると思いますので、地域での見守りが一番大切になってくるのかなというふうに考えております。GPS等を使っての、そういうところについては、今後検討していきたいなというふうには、そういったものについても、今後は検討する余地はあるのかなというふうには考えておりますので、今後検討させていただければというふうに思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 見守りも大事ですけども、いろんなシステムも必要な時代になっているのかなと私なりには考えています。

それで、さらに認知症についてですけども、身寄りのない方が認知症になった場合、

その財産や生活を守るため、成年後見制度というのがあります、ご存知でしょうか。それを本人に代わって金銭管理や医療介護の契約をする場合ですが、最近、親族がみつからなかったり、みつけても申し立てに協力できない方も多々あると思います、増えると思います。そういった場合、町でやる救済の1つで、首長による申し立てという制度があるんですが、それを周知して進める考えはありませんか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

成年後見人制度の利活用であります、ここ数年、町内でも何件か出てきております。実際、首長申立も数件やっておりますので、これにつきましては、現在、地域包括支援センター等と話し合いながら、そういった該当の人がいれば、該当の人がいて、本当に、4親等以上の方が申し立てできるようになっているんですが、そういった中でも、どうしてもいないというような場合については、町の首長申立という形で実際やっておりますし、そういった形で進めることでは、町と包括支援センター等では話し合いを進めておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 そういった、実際に首長により成年後見制度を利用しているというのは、一般にはまだあまり知られていませんが、事務も増えますかもしれませんが、町民にわかるようにお知らせしてもらえればありがたいです。

それから次ですが、介護保険施設の負担限度額軽減についてですが、今度8月、先ほどの説明でもわかりましたが、8月1日から資産も見るということになりまして、それで、資産内容を確認するということで、基本的には本人、一般的に通帳を見て1千万、夫婦で2千万というふうに報道されていますが、その際、残高証明の確認をするという場合、他の町村によっては同意書を取っているというふうに、金融機関を確認してもいいですかと、それで西会津町ではどうなんでしょうか。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

8月1日から介護保険制度が変わりまして、食費、あるいは部屋代、特別養護老人ホームですとか、老人保健施設等を利用される方、入所されている方、それからショートステイを利用されているか、入所系のサービスを、入所されている方の食費と居住費につきまして、非課税世帯ですとか、そういった世帯の方は軽減されるという制度がございます。

それで、今までですと、その軽減判定は本人の収入なり、本人の所得、収入状況、課税状況で判断していたところではありますが、今度は本人の収入状況だけで、課税状況だけで判断していたんですが、今度は配偶者の所得の状況、それから、本人というか配偶者の預貯金等の、その資産の状況、それを加味して判断するというふうになりました。それで、その資産の中には預貯金は当然ですが、有価証券ですとか、金、銀、あるいは細かく言えばタンス預金まで把握して判断しなさいよというふうになっております。現在、町でも対応しているところではありますが、基本的には本人からの申請を基準にしてやっております。本人の申請をもとにやっております、その際、預貯金等については、通帳の写しを提示してもらっているということでございます。

ただ、先ほど言いました一人暮らしとか何かで、預貯金がわからないとかという方がおいでの場合ですと、その家族、本人家族等に同意書等をいただいて、金融機関の確認もしているという状況であります。本人、ちゃんと預貯金等を提出された場合については、金融機関の確認までは、現在のところはしておりません。ただ、もしあとから発覚すれば、その分については罰則がありますよというような説明をしながら申告をしていただいているというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それで、1つの例として、例えば特別養護老人、特養に入っている方で、例えば入所者が国民年金のみで、今度は配偶者の所得も見ると、それで、例えば配偶者が厚生年金のみで、例えば厚生年金が150万くらいもらっている方で、8月前と8月後でどのくらいの差が出ますか。試算ができていたら。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

特別養護老人ホームに入所されている方は、住所を移動するものですから、1人世帯という形で世帯分離をして、1人世帯という形で判定をしておりましたので、今までは本人の年収なり課税状況で判断をしておりましたが、先ほども言いましたように、8月1日からは世帯分離をしても、その配偶者の収入、課税状況、そういったものも加味されるということがございます。そのために、今回何人かの方が非該当になったという例も出てきております。

それで、いくらくらい違うのかということですが、先ほど言いましたように、申請者、今まで142名おまして、1番多い該当の方というのが、第2段階に該当される、第2段階というのは、本人及び世帯全員が非課税で、合計所得、年金収入が80万以下の方というのが第2段階というのに該当するんですが、そういった方が1番、全体の8割程度を占めております。その方々につきまして試算しますと、西会津町のさゆりの園の場合ですと、多床所ということで、4人部屋とか5人部屋というふうになっておりますので、そういった多床室の施設につきましては、第2段階の方については、居住費の減額はございません。それで食費のほうで減額がありまして、月にしますと3万程度違ってくるというような状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 わかりました。大変負担が増えて、申請しなければ自動的に居住費、食費の軽減は受けられないと。今後もいつどなたになるかわかりませんので、町の広報にも出ていますが、もう少し説明などをしてもらえばありがたいかなと思います。

それから、マイナンバー制度についてに移りますが、先ほどの説明も受けましたが、マイナンバー制度が10月1日より通知カードが配付され、来年の1月以降が個人カード、それで特に高齢者の希望動向はちょっと私もわかりませんが、高齢者について申請時の手続とか、例えば紛失した場合の対応とかについての説明をわかりやすくするのは、先ほど老人クラブとかやりましたが、窓口業務についてはどのように考えていますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまのマイナンバー制度の関係に関するご質問にお答えいたします。

10月5日から通知カードということで、各世帯ごとに送られます。先ほど申し上げましたが、簡易書留でということで、各世帯に送られることになります。それから来年1月からは、個人番号カードということで、これはあくまでも希望者さんだけということで、希望されればそのカードをつくることのできる。別にすべてつくらなければならないということではございません。その個人番号カードをつくる場合においては、先に、10月5日より順次送付されます通知カードの封筒の中に、一緒に申請用紙がございます。基本的にその用紙で手続きされる場合には、直接国のほうに送る形になります。場合によっては役場経由でも構いませんが、基本的に申請用紙はすべて通知カードの送付する際に、一緒に申請書も送る形になります。1枚の中に通知カードがありまして、下のほうに申請書ということで、切り取って送付していただくと、当然、返信用の封筒も入っております。それによって希望される場合は、国のほうにお送りをしていただいて、後日、町のほうに個人番号カードが届きますので、その際にこちらから連絡をし、受け取りに来ていただくというような流れになってございます。

また紛失におきましても、町のほうに届けていただく。または緊急性も要しますので、電話対応もすると、国のほうでは365日24時間、電話対応でもいたしますというような確認を取ってございます。そういう状況でございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 説明は受けましたが、一応申請には、今後写真も記録されると、いろんな情報が入る。そういった場合、窓口業務をどのように考えていますか。例えば喜多方に行けば、警察署だったら、脇に写真を撮ってくれる場所があったり、お手伝いする方もおります。その辺を聞いたわけなんです。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 本人がデジカメ等で撮られれば、その申請書に張り付けて、それで別にかまわないんですけれども、これまでも、前にも申し上げましたが、住基カードをつくる際に、どうしても顔写真を入れたいという方につきましては、町のほうでデジカメで撮らせていただいて、カードを作成している状況でもございますので、その辺は柔軟に対応させていただきたいというふうに思っています。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 次に最後の防災計画についてお伺いします。先ほどの説明だと、変わったのは気象特別警報等が入ったということを説明を受けました。それで、25年3月発行の西会津町防災計画の中では、西会津町は避難場所として選定はされていますが、指定はされていません。それはなぜですか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまの防災計画の避難場所についてのご質問にお答えをしたいと思います。

防災計画の中の資料編の中に、避難場所として公共施設を指定してございます。あくまでも避難場所ということであります。今次、また災害対策基本法の改正によりまして、今度はさらに細かく細分なさいというような指示もございまして、指定避難場所、それから指定緊急避難場所ということで分けることになります。この違いは何かといいますと、

指定避難場所につきましては、いわゆる東日本大震災の際に町が受け入れたように、ある程度、例えば体育館施設で、一定の期間居住できるような施設、避難場所、それについては指定避難所というような形になります。特に、そこはある程度中継地点というようなことで、いわゆる発災しますと、のちのちいろいろな支援物資が届きます。そこである程度振り分けるような大きな施設というようなことで、それを定めなさいよと。それから、元に戻りますが、指定緊急避難場所、これについては、災害が発生し、身の危険があるということで、一時的に、いわゆる逃れるための避難場所というようなことでありまして、今、地域防災計画については、順次見直しを図っておりますので、今年度内にこの部分は整理し、指定するというような形で決まれば、周知を図っていきたいと思います。ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 一般的にですが、災害が起きた場合、集落においてはまず地区の区長なり、役員より避難してくださいという指示があって、町当局と連絡を取り合ったりしますが、集会所はどのような扱いになるんですか。

それから、その後、集会所の場所については、また低い場所もありますし、山崩れの恐れのある場所、または大きな木があって、大風が吹いた場合、危険かなという場所もありますが、その点について、自治区の役員とか住民に打ち合わせが必要だと思いますが、どう考えておりますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまの集会所施設の避難所といたしますか、その質問にお答えいたします。

基本的には町としては、地域防災計画に掲げてございますように、公共施設を避難場所としております。したがって、あくまでも集落にあります集会所につきましては、避難場所ではなく、一時集合的な場所、いわゆる集落の皆さんで、例えば町の避難場所のほうに移動する際に前に集まっていたいて、そこからというような形になろうかと思いますが、あくまでも避難場所では、町が指定する避難場所ではないというようなことであります。

それらについては、これまで特に土砂災害については、ハザードマップ等も作成し、各避難場所については地図の中に記載してございます。今後もそれら、またハザードマップ等も整理しまして、その辺、ある程度全体の危険区域をエリアにした形のができれば、さらに各自治区長さんなりと調整をさせていただきながら、安全な避難というようなことで対応していきたいというふうに考えてございます。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その避難場所なんですが、他の市町村にいくと、避難場所、避難所という看板があるところもあります。西会津町でもそういったことをするべきではないかと思います。というのは、大人がいればいいんですけども、子どもだけのときだって、老人のときの場合もあると思います。そのときに普段目にしておけば、あそこがとりあえず避難場所だとか、避難所だという、普段からの目にすることが一番非常時には大切だと思いますが、そういった看板を掲げるとか、そういう注意喚起については考えていますか。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 ただいまの避難場所の看板等の設置というようなご質問でございますが、今、先ほど申し上げましたように、地域防災計画の中で、先ほどの指定避難所、それから指定緊急避難場所ということで、さらに整理し、これを指定してから、やはり今議員が申されたように、誰が見てもわかるようなということでは、その辺、設置等については検討をして、今後検討をしていきたいと考えてございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 それでは、いろんな質問について答弁をお聞きしました。普段からの日頃の注意喚起が大事だと思いますので、今後早急に進めるようお願い申し上げます。

以上です。これで私の質問を終わります。

○議長 お諮りします。

本日の一般質問はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(14時32分)



平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月8日（火）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 農業委員会長     | 佐 藤 忠 正 |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |
| 建設水道課長  | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第5号）

平成27年9月8日 午前10時開議

開 議

日程第1 一般質問

散 会

（各常任委員会）

（一般質問順序）

- |            |          |            |
|------------|----------|------------|
| 1. 渡 部 憲   | 2. 多 賀 剛 | 3. 青 木 照 夫 |
| 4. 清 野 佐 一 |          |            |

（各常任委員会会場）

- 総務常任委員会……〔議 員 控 室〕（第1会議室）
- 経済常任委員会……〔議会委員会室〕

○議長 おはようございます。

平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、一般質問を行います。

昨日に引き続き、順番に発言を許します。質問者は順次質問席に着席し、発言を求めてください。

8 番、渡部憲君。

○渡部憲 皆さん、おはようございます。8 番、渡部憲と申します。ただいまより一般質問に入る前に、私からちょっと感じたことがございますので、ちょっとお話しさせていただきます。

東北大震災から 4 年が過ぎようとしております。いまだに震災の爪あとは大きく残り、福島原発の事故により、風評被害、そしていまだにふるさとを離れ、避難されている方や、仮設住宅でつらい思いをされている方の気持ちを思うと、一県民として万感の思いであります。わが町、西会津町も例外ではありません。風評被害により農作物やキノコ、山菜等に被害が出ております。私は福島県民の一員として、ふるさとを離れ、避難されている方々に対し、一日でも早くふるさとに戻り、元の生活に戻れることを願わんばかりであります。

それでは、一般質問に入ります。一般質問の 1 つ、プレミアム商品券についてお伺いいたします。

まず 1 つ、町民の何世帯ぐらいに行きわたったのか。

そして 2 番目は、限度額 50 万となっておりますが、金額を少なくして、多くの町民に行きわたるようにはできなかったのか。

3 番目、弱者対策については考慮されたのか。特に老人の方々です。

○議長 通告なし。通告にありません。

○渡部憲 それは答弁はしなくても結構です。できなかったらですよ。もしできたらお願いいたします。

次、質問を変えます。野沢保育所の跡地利用について。町として野沢保育所の跡地利用については、地元住民の意見を取り入れることとの答弁でございましたが、その後の町の対応はどうなっておるのか。

2 番目、保育所跡地につきましては、町内の集会所やサロンなどに使用することはできるのか。

次の質問に入ります。いじめや不登校についてお伺いいたします。町教育委員会は、いじめや不登校についてどのように現状を把握されておるのか。

2 番目、不登校の人数や親からの相談は、26 年度は何人くらいあったのか。町の教育行政は、問題が起きた場合、教育委員会と学校と保護者が対応すべきと思うが、どう思いますか。

この 3 つでございます。通告していない部分もございましたけれども、それは当局にお任せいたします。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 8 番、渡部憲議員のご質問のうち、いじめや不登校についてのご質問にお答えいたします。

はじめに、いじめや不登校についての状況把握についてであります。いじめに関しましては、小・中学校それぞれが、いじめ防止基本方針を策定し、それに基づき取り組みを進めているところであります。その方針の中でいじめの早期発見・早期解決に向けた取り組みとして、定期的に学校生活に関するアンケート調査等を実施し、児童生徒の人間関係の把握を行っております。調査結果につきましては、その都度、教育委員会に報告をいただくこととしておりますが、これまで小・中学校からは、いじめに関する報告は受けておりません。しかしながら、いじめはいつでもどこでも起こり得るものであることから、教育委員会といたしましては、いじめ問題は本町にも存在するという認識のもと今後とも対処していく考えであります。

また、不登校についてであります。担任などが定期的に家庭訪問を実施しており、その状況につきましては、毎月の町校長会等において報告を受けており、必要に応じ関係機関と連携した対応を行っているところであります。

次に、不登校の人数であります。現時点で欠席日数が 30 日を超え、不登校とみなされる生徒の数は 3 名であり、全て中学生であります。また、保護者からの相談についてであります。学校の担任、教育相談員及びスクールカウンセラーなどが今年度に受けた相談は、件数にして小学校が 2 件、中学校が 6 件となっております。

次に町教育行政に問題が起きた場合の町と教育委員会との連携についてのおただしであります。これまでも本町の教育課題等につきましては、その都度、町長と協議をしながら進めてきたところであります。また、本年 4 月から施行された改正地方教育行政の組織及び運営に関する法律に設置が義務付けられた総合教育会議を有効に活用しながら、これまで以上に町長と連携を図り、本町教育行政の推進を図ってまいる考えでありますのでご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 8 番、渡部憲議員のご質問のうち、プレミアム商品券についてのご質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券につきましては、去る 6 月 7 日、日曜日、午前 9 時より、交流物産館よりっせ、奥川みらい交流館、新郷連絡所の 3 カ所で販売いたしました。3 カ所の販売所ともに午前中で完売し、購入された方は町長が提案理由の説明の中でも申し上げましたが、全体で 194 名であります。

次に、購入限度額についてであります。プレミアム付商品券の発行にあたり、町商工会では、会員から購入限度額の上限を高くし、建築関係、自動車関係、設備関係、小売など幅広く消費ができるよう要望があったことから、商工会内部で検討を重ねた結果、購入限度額を 1 世帯あたり 50 万円としたとのことであります。また、販売方法や販売場所、低額商品券の綴りの準備、障がい者等の代理購入などについても、配慮していたところであります。

プレミアム付商品券発行事業については、買回り品の地域消費喚起に効果がありましたが、予想以上に限度額まで購入される方々が数多くおり、結果として町民の一部にしか行

き渡らなかったことを含め、事業終了後、商工会におきまして、検証していくとのことでありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 8 番、渡部憲議員のご質問のうち、野沢保育所の跡地利用についてのご質問にお答えいたします。

おただしの野沢保育所の跡地利用については、現在、保育所として使用していることから具体的な検討に入っておりませんが、今後、その活用方法については、地域の方々の懇談会等を開催しご意見をいただきながら検討していきたいと考えております。なお、野沢保育所については、築 38 年が経過し老朽化が著しいため、今後、サロンや集会所として活用するには、大規模な改修や修繕が必要となってくることから、難しい状況にありますので、ご理解願います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 議長、ちょっと資料を取ってきます。

それでは、まずプレミアム商品券についてお尋ねいたします。プレミアム商品券は 190 世帯ですね。そうするとパーセントにしますと 6 パーセントくらいですか。そんなものですよね。そうすると、恩恵にあずかった方というのは、町民の 6 パーセントしか恩恵にあたらなかった。そういうことなんでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 渡部憲議員の再質問にお答えしたいと思います。

プレミアム付き商品券の発行につきまして、世帯数が 194 世帯ということで、恩恵がそれしかなかったのかという部分でございますが、確かに購入された方については 6 パーセントとなっておりますが、やはり購入された方が町内の小売店、建築関係で使うということになりますと、それ以上の効果はあったものと思われます。

ただし、購入したという方については、それしかなかったというのは事実でございます。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 この限度額 50 万ですね。1 人 50 万ですか、1 世帯 50 万ですか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

1 世帯 50 万円となっております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これは町外の購入者はどのくらい買われたかわかりますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 町外の方の購入者ということで、35 世帯という形になっております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 これですね、みんな購入されるとき並びました。アンケートを取りましたよね、アンケートの中身、わかりますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まずいろいろとご質問されましたが、今回の商品券事業につきましては、国の制度設計に基づきまして、町が商工会に対して補助金を交付して実施していると。ですので、あくまでも事業主体は商工会でございます。それで、大きな観点といたしまして、やはりアベノミクスの地方への波及、あとは消費税で増税になりました部分で消費が落ち込んだ部分の消費喚起というのを前提として、消費喚起というものが前提に出ている部分の事業でございます。それを踏まえまして、町としては商工会に補助金を交付いたしまして、商工会が制度設計し、ある程度こういう形で実施したと。それで予想以上の反響があったということで町は認識しているところでございます。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　はい、わかりました。しかしアンケートは、書いても書かなくてもよかったわけですね、別に強制的なものではないんですからね。そうすると、これは国のほうからある程度の目的は、購入目的はどうだと、いくらくらい買うんだと、そういう指示はあったわけですか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　失礼しました。アンケートの結果という部分で、ご質問のあったその答弁漏れてしまいましたが、アンケートについては、一応、お聞きするところによると、ある程度は書いていただいたということはお報告は受けていますが、その内容についてまで、まだ私どもまでには伝わっておりません。

この今回のプレミアム商品券についての部分については、ある程度自治体という部分、自治体の考え方によって、そのどこまでにしろよとか限度額という部分はございませんで、あくまでも町村、市町村、並びにそれを補助金として交付をしたところによる、ある程度自由な制度設計というような形になっておりますので、そういうような制限的な部分はございません。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　それでは、1世帯限度額50万、これなんですけれども、本当に1世帯50万、そうっておるんでしょうか。1世帯で120万とか、そういうふうに使ったところはないんでしょうか。それはチェックできますか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　その内容については、商工会のほうでチェックはしていますし、その部分に対しては、私どもでは把握しておりませんので、ご理解願います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　　私はね、それはチェックすべきだと思います。買えなかった人もいるんですから、あれだけ並んで。それで別な人は120万、3倍も、240万じゃないんですけれども、そんなに使ったと私は言いませんよ。しかし、買えなかった人からみれば、片方はね、じゃあ金ある人がどんどんどん買ってしまったら、手分けしてね、そういう不公平感が起きると私は思うんです。ですから、商工会のほうにもそういうのはチェックしてもらって、ちゃんとね、1世帯60万で守ってもらうんだと、そういうことをお願いします。1世帯50万。50万、50万です。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長     お答えいたします。

商品券の世帯のダブリがないかというチェックの方法でございますが、町からそういう 1 世帯にいっぱいわたるようなことがないように、商工会には申し入れを行いまして、確かに商工会でもそれはチェックしているという部分ではございます。

○議長     8 番、渡部憲君。

○渡部憲     それは厳重にチェックしていただきたいと思います。

次に、過去の商取引の売掛金に利用されてはおりませんか、そういうことです。

○議長     商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長     お答えいたします。

そこまでは把握しておりませんので、ご理解願います。

○議長     8 番、渡部憲君。

○渡部憲     私はそういう可能性もあるんです。これはそうすると、この目的と外れるんですよね。これは何も、これは町の景気刺激策にも何もならないわけです。過去の借金を払ってしまった。そんなことではしょうがないわけです。これも、これを調べるというのは難しいと思いますね。ですから、一応、もしわかるんだったら、そういうことには使わないでほしいと、商工会のほうにも申し入れてください。

もう一つは、換金目的で使用の形跡はないか、換金目的での使用の形跡はございませんか。

○議長     商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長     お答えいたします。

換金目的でという部分についても、私どもとしては把握しておりませんので、ご理解願います。

○議長     8 番、渡部憲君。

○渡部憲     そうしますと、50 万の限度額、これは誰が決めたんでしょうか。

○議長     商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長     先ほどもご答弁申し上げましたように、やはりこのプレミアム商品券事業を実施するにあたりまして、商工会内部で、やはり会員の方、限度額、と申しますのは、前回、平成 21 年度のときに、定額給付金事業でプレミアム付き商品券を発売した経緯がございます。その中で 1 世帯当たり 2 万円という形の購入限度額でした。その部分で、やはりそのときに、やはり小売業だけしか消費喚起といいますか、日常品しか消費の喚起が起きなかったと。それでは町内の消費喚起にはつながらないだろうということで、商工会内部で十分に検討を重ねた結果、ある程度、50 万円という部分についてやってみたらどうだという部分で決定した次第があるということで報告は受けております。

ですので、あくまでも自主的な部分、商工会内部で、理事会の中でも話されたことだと思いますので、そういう形で誰が決定したという部分ではないですが、事業者である商工会さんのほうで、ある程度こういう形で決定しまして、こういうことでやりたいという部分については、町には報告はございました。

以上でございます。

○議長     8 番、渡部憲君。

○渡部憲 50 万の限度額は商工会で決めたんだと、この前、われわれ商工会と懇談会しましたときに、これはわれわれが決めたんですけれども、一応、町にお伺いして、町が 50 万でやったほうがいいんじゃないかと、そういうお話だったらしいんです。これ議員さんいるからわかりますよ。商工会は町に相談したと、50 万でね。だけど、町としては、やはり 50 万でやったほうがいいんじゃないかと、そういうお話だったと。だから商工会独自で決めたんじゃないんです。これは町にお伺いを立てて、町がそうしろと言ったからやったと、そういうお話もあるんです。それはどうですか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 私のほうから若干説明をさせていただきたいと思いますが、今回のこのプレミアム商品券の関係につきましては、これまでもお話ありましたように、1 番の目的は地方における消費喚起ということで、今回、安倍政権の中でそういった方針が出されました。それで、今回これを実施するにあたりまして、国のほうから地方創生のその交付金ということで事業費がまいりました。その地方の消費喚起をじゃあどうしようかというときに、商工会とのいろんな話の中で、プレミアム商品券という、そういった 1 つの手法が出てきたわけであります。それで、そのプレミアム商品券のやり方については、まず商工会の中で十分に検討していただくと。それで、その検討していただいた内容を、それは町に相談はありました。町はその段階で、商工会のその検討された内容については、商工会の自主性、それから主体性、そういったところを十分に尊重して、50 万でやりたいということでありましたので、町としては、50 万でいいでしょうというふうに申し上げた。そういうことでありますので、町が 50 万でやりなさいというようなことを言った関係ではありませんので、そこは誤解のないように、ひとつお願いしたいと思います。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 やっぱりこれも景気浮揚策ですから、税金ですよ、町も 1,700 万ですか、補助金を出しているわけですから、不正使用とか、過去の商取引とか、売掛金の入金とか、換金目的というのは絶対にないように、商工会にも厳重にそれは申し入れてほしいと、買えなかった人もいますから、3 時半から並んだなんて言いましたけれども、3 時半から並んだのは年寄りじゃないですよ、若い人でしょう、あれだけずっと並んで買えなかった人の気持ちもやっぱり汲んでやるべきですよ、私は。あとこれで終わりだからお前ら帰れ、それではね、やっぱりちょっと違うんじゃないかと、思いやりと温かみがある行政といっているんですから、そこはちゃんとしてやってもらわなければだめだと、これは 3 点セットは、私、12 月にも定例会でもう 1 度、再質問させていただきたいと思います。それでこの点は終わります。

次の質問です。野沢保育所の跡地利用については、今、大竹課長より答弁がございました。ただ、今のところ 1 町内、2 町内、3 町内、これは遍照寺が集会所になっていますよね。そして 11 町内は下小屋に集会所がございます。ただ、そのほかの町内は、4 町内から 10 町内までは公民館を使用しております。ですから、私は保育所跡地について、できれば 4、5、6、そして 7、8、9、10 はまた新しく、別に、元の幼稚園跡に建てるというか、そして 4、5、6 はあそこを使わせてもらおうとか、そういう考えはございませんか。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 野沢保育所の跡地利用ということでございますけれども、先ほどお答えしましたのは、建物自体、もう築 38 年経っているということで、老朽化が進んでいるというような、これからもしそういった集会所などで使うとしたならば、大変、修繕とかそういうのが必要だということでございます。

あと、そういった建物以外の跡地利用をどうするんだということですが、それは今後、それぞれ地区の方々のご意見等を聞きながら、どんな空き地を使っていくのかとか、そういうのは今後皆さん方と懇談を進めながら検討していきたいなというふうに考えております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 今まで公民館、われわれも使っていますけれども、公民館が悪いわけではないんです。ただ時間制限もありますし、いろいろありますので、できればあそこを利用してサロンとか、そういうのを使いたいと思うわけです。ただ、今課長が申すとおり、耐震の関係もありますから、そういう方面も検討しなければならないということらしいんですけれども、できれば、もっと前向きにみんなで使えるように検討していただきたいと、そう思います。これは答弁いりません。

あとは、最後、いじめや不登校についてお伺い申し上げます。今、教育長は、そういう問題は西会津町には起きてはいない。不登校は 3 人ほどいらっしゃる。しかし、いじめという問題は、今のところ私のところには報告はないんだと、そうおっしゃいました。しかし私は、いじめはあるものだと思って対処しなければならない、私はそう思うんです。私ね、ここに朝日新聞の、いじめどう考えますか、これ持ってきました。いじめは絶対悪である、毅然として対応すべきだと。ある担任の先生は、いじめは私はあるものだと思って生徒児童に対処、指導しております。そして、どんな小さなことでもいいから、私のところに言ってこいと、そういう私は担任になりたい。そうおっしゃっています。私は、今、子どもを取り巻く状況というのは、本当に悪い方向に向かっていると思うんですよ。あのラインとかスマホで、とんでもない世界に入ってしまった、親が気付いたころにはもう方法がなくなっている。そういうことがあると思うんです。教育長、そういうことどうでしょう、そういうことあると思いますよね。

○議長 教育長、新井田大君。

○教育長 ご質問にお答えいたします。

先ほどの答弁の中で、私たちも、いじめは、いつでも、どこでも、誰にでも起こり得ると、そういうふうな認識のもとに対応していきます。そして、本当に初期の段階で的確に状況を把握して適切に対応すると、これが一番大事だというふうに思っております。

それから、いじめというのは、なぜ絶対にやってはいけないのかということ、これは子どもの人格形成に非常に大きな影響を与えるからです。そこで大きな役割を果たすことは、学校の先生がまず第一ですけれども、それと同時に大人ですね、見つけたときに毅然と対応すると、これが一番大事なことだというふうに思っております。

○議長 8 番、渡部憲君。

○渡部憲 そのとおりだと私も思います。しかし、この日本全国ではいろんな、広島、そして岩手でも、14 歳の中学生の女の子、中学 2 年の男の子が自ら自分の命を断っております。

す。こういう悲しい現実があるわけです。この親御さんは、広島県の方ですが、中学3年生、14歳、このいじめの原因を調べましたら、部活動なんです。部活動でいじめられ、そして悪口を言われ、そして仲間外れにされた。それが一番辛かった。あの暴力を振るわれたり、お金を取られたり、そういうことはなかったそうです。でもね、その14年しか生きてこなかった子がね、なぜ死んだんだと。親はそんな部活動が嫌だったら辞めろ、そう言うときボロボロ涙をこぼして泣いたそうです。俺が世界中敵にまわったって、俺と母ちゃんはお前の見方だぞと、だから部活動は辞めろと、そう言ったそうです。しかし、親父さん1つ間違ったのは、学校に行けと、その代わり学校に行けと言ったそうです。これは最後まで親父さん悔やみましたが、学校なんか行かなくてもいいから、お前が生きていてくれればそれでいいんだと、それを私は言いたかったと。ね、教育長、俺もそう思います。つくづくそう思います。学校なんか行けるわけじゃないんですよ、そういう状況ですから、そうすると子どもの逃げ場がない。学校には行ったってしょうがない。親は行け、行けと、学校じゃなければどこに行くんだ、行くところがないんだ。例えばスクールカウンセラーとか、教育指導員がおりますけれども、そこまで目がまわらない、手がまわらない、1人ですから。ですから私は、そういうことを、やっぱりね、こういう事例もあるわけです。ですから、死にいたった原因が部活動である、教育長どう思われますか、このこと。

○議長　質問をちょっと町内のあれにまとめてください。

一般論で。教育長、新井田大君。

○教育長　感想ということですね。こういうことは、私は本当に断じてあってはならないということでもあります。子どもたちはやっぱり何が何でも、どんなに辛いことがあったとしても、自ら自分の命を絶つなんていうことは絶対にしないような周りの環境を整えられるんだったら、きちっと整えていきたい。

それからもう1つは、子どものその心の動きですね、それを敏感に感じることができる、まわりの先生をはじめ、大人の感受性ですね。これをやっぱり高めていく必要があるだろうというふうに思います。

感想です。以上です。

○議長　8番、渡部憲君。

○渡部憲　私は親として、やっぱりつくづく身に染みるんですよ、私もね。そういうこと、体験したことございますから、学校へは行きたくなかったら無理に行くなと、命のほうが大切なんだと、私はそれが基本だと思うんですよ。部活なんかどうでもいいんだと、どうでもいいということはないんですけども、それが原因でそういうことになっているんだったら、私は学校なんか行かなくてもいいと、私はそう言いたいと思います。言ったと思います。

それから、この部活動に限っては、やっぱり中学校も、そしていろいろな町のボランティア活動をやっている方もね、一緒になって、やっぱり中学校でその部活動に対してね、一緒になってやればいいと思うんです、広く。みんな入って一緒になって、学校に行って、それで教えたり、教えられたりして、私はそれが大事だと思いますよ。西会津中学校では、ちょっとそういう問題がございました、部活動に関して。どれがどうだとは言いませんけれども、やっぱり部活動は、学校も先生も、そして町のボランティア活動に参加してくだ

さる方も一緒になってやるべきだと。子どもも町に出てきて、そして一緒にやる。そして部活動も一緒にやる。そして私は、もっともっと強くなりたい、もっと上に行ってやりたい、インターハイ、高体連に出たいという人は、町の道場に来て、自分でまた剣道の修行でも何でもやればいいんです。

○議長　　8番、質問をあまり広げないでください。

○8番　　大事なことから。

○議長　　大事だけれども、いじめとあれに。

○8番　　そういうことだと、これは。だから、ある人が提言を言っているんですよね、こういうことにしたほうがいい、西会津総合計画基本計画、後期の、みんなの声が響くまちづくりを基本理念とした心豊かな人生を育むまちづくりを目指し、学校、家庭、地域の連携を一層強化し、地域の人材を活用した西会津町の風土、特色に溢れた地域全体での教育活動となるよう提言いたします。こういうことをいっているんです。

これで私の質問を終わりますけれども、こういうことをよろしく。また12月にまた再質問いたします。よろしくお願いします。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　皆さん、おはようございます。10番、多賀剛でございます。このたびの改選におきまして3期目の当選をさせていただきました。ご支援を賜りました町民の皆さまのご意見、ご要望を真摯に受け止め、町政に提言、反映していけるよう、初心に返って一生懸命努力してまいりたい決意でございますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、順次通告に従いまして質問に入らせていただきますが、昨日来の同僚議員の質問と一部重複する質問もございますが、通告どおり質問をさせていただきますので、ご了承いただきたいと思います。

まずはじめに、職員の定数管理計画についてお尋ねをいたします。なお、通告書には現在の職員数122名としておりましたが、その中には、特別職3名と再任用職員2名が含まれておりましたので、実数は117名でありましたので、訂正をお願いいたします。

現在の職員数は、平成17年に策定された職員適正化計画を前倒しで削減し、現在は117名の体制であります。この計画自体の是非は別にしても、近年の複雑かつ多種多様化している行政需要への対応と、地域の実情に応じた効率的で質の高い行政を実現するために、数だけではなく、質の観点からも適正を図る新たな定数管理計画を策定するとしております。

3月議会定例会でのご答弁では、8割方はできている。年度末の動きを踏まえ、内部調整を図った上で、6月ころには計画を示すとされておりましたが、いまだに示されておられません。来年度の職員採用計画にも影響が及ぶものと思われますが、計画の現在の進捗状況はどうなっているのか、計画はいつ示されるのかお伺いをいたします。

次に、さゆり公園周辺の整備計画と利活用の推進についてお尋ねをいたします。町長の町政の重要事項説明の中でもお話をされました。さゆり公園野球場は、今年度、新たにBCリーグに参戦している福島県民球団福島ホープスの公式戦開催球場として、県内で初めての冠球場として、福島ホープス西会津球場の愛称で、新たに命名されました。

6月6日の公式戦開催に合わせて、命名契約締結式も同球場でとり行われたところであ

ります。当日開催されました新潟アルビレックスボールクラブとの試合では、試合開始時刻の空模様が心配されましたが、町内外より数多くの野球ファンが本町を訪れ、物産販売や町のPRとともに、町の活性化にも寄与されたものでありました。また福島ホープス、この球団ネーミングのとおり、プロ野球選手のダイナミックな生のプレーを観戦されたのみならず、試合終了後には野球教室を開催するなど、多くの野球少年、少女に夢と希望を与えられたものでありました。

また、8月17日から21日には、福島ホープスの橋渡しで、慶応義塾大学野球部が秋季リーグに向けての合宿を誘致することができました。町内の野球ファンのみならず、今後の町の活性化、町の重点施策でもある交流人口の拡大、スポーツをとoshた子どもたちの健全育成を考えると、ますますさゆり公園周辺施設の重要性が増してくるものと考えます。

このさゆり公園周辺の施設群は、本町にとって数少ない人を集められる施設であります。周辺市町村にはない優位性を活かして、町のシンボルとして、さらなる利活用が望まれるところであります。今後の長寿命化計画と合わせた整備計画と、ハード面はもとより、ソフト面を含めた利活用推進対策、将来展望を含めてお伺いいたします。

次に、地域おこし協力隊についてお伺いをいたします。本町では現在4名の地域おこし協力隊が、それぞれのポジションで活躍をされております。隊員の皆さんの、町内外からの若い視点と行動力、斬新な発想と感性には、多くの町民が刺激を受け、いろいろなところにおいていい効果が表れているように感じられております。今年で3年目の地域おこし協力隊ですが、今後も隊員の皆さんには期待するところが大変大きいものがあると思われます。この地域おこし協力隊について、町の見解をお伺いするものであります。

1点目として、隊員の皆さんの貢献度、効果をどのようにとらえているのかお伺いします。

2点目として、現在の4人体制をどのように考えているのか、現在の4名体制が、4名程度がいいのか、あるいは将来的には増やしていこうということも考えていらっしゃるのかお伺いをいたします。

3点目といたしまして、最長で3年の任期とされておりますが、任期満了後の処遇はどのように考えているのかお伺いをいたします。

4点目としまして、来年度以降、この地域おこし協力隊の将来展望をお伺いをいたします。

以上の3件を私の一般質問といたします。明快なご答弁をお願いいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　10番、多賀剛議員のご質問のうち、私からは地域おこし協力隊員についてのご質問にお答えいたします。

まず、地域おこし協力隊員の貢献度及びその効果についてであります。現在、4名の隊員がアート、観光、加工品開発、移住定住の各分野において、自らの持つ能力やアイデアを活かし、地域団体や地元の若い人たちとの積極的な関わり合いをもって活動しております。町民にとりましても、隊員からいろんな刺激を受け、意識や視点が変化して、新しいアイデアや事業へと波及した事例もあることから、事業効果は大変高いものと考え

えております。また、活動内容をインターネット上へ定期的に発信しており、町のPRを積極的に行うなど、町外へ向けた情報発信力の強化にも貢献していると思っております。

次に、4名体制についてであります。本町の受入体制や財政規模等を考慮いたしますと、適当な体制規模であると考えておりますが、今後、多様化する住民ニーズや新たな行政課題に対応するため、隊員の配置が必要と思われる分野に対しては、次年度以降、十分検討してまいりたいと考えております。

次に、任期満了後の処遇についてであります。町といたしましては、隊員の自立に向けて、創業支援事業や職業紹介等の制度を活用するなど、積極的に提案していきたいと考えております。しかしながら、任期満了後の去就の内容については、協力隊本人の意向を十分考慮して、本人の意思確認を行いながら、対応していきたいと考えております。

次に、来年度以降についてであります。今後も地域おこし協力隊員制度を引き続き、これまでの実績等を判断をいたしまして、積極的に活用し、地域の活性化を図ってまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問等につきましては、担当課長より答弁いたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 10番、多賀剛議員のご質問のうち、職員の定数管理計画についてのご質問にお答えいたします。

職員の定員管理につきましては、これまで国の指針等に基づき、主に職員数の抑制に重点を置いた管理を行ってきたところであります。しかし、現在は、国の指針等に基づく策定義務はなく、それぞれの市町村の状況に応じた定員管理計画を策定することとされております。

本町におきましては、平成26年4月1日を目標とした定員適正化計画を策定し、取り組んでまいりましたが、その目標は、ほぼ計画どおり達成したところであります。新たな定員管理計画につきましては、これまでの職員数抑制だけの観点ではなく、少子高齢化等に伴う新たな行政需要への対応や地方創生などの地域の特性や実情に応じた効率的で質の高い行政を実現することを目的として、策定作業を進めてきたところであります。

現在の策定状況であります。素案がほぼまとまったところでありまして、今後、細部にわたり最終調整を行い、12月議会定例会にお示しするとともに、来年度の職員採用に反映させていく考えであります。

なお、本年3月議会定例会で6月頃にお示ししたい旨の答弁をいたしましたが、昨年度末におきまして予定外の退職者があったことや、計画策定の資料となる類似団体等の最新データが6月になってから公表されたこと、さらには平成28年度から導入が義務付けられました人事評価制度の位置付けなどにより策定作業が遅れることとなりましたので、ご理解願います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 10番、多賀剛議員のさゆり公園周辺の整備計画と利活用の推進についてのご質問にお答えいたします。

さゆり公園は、地域のスポーツ行事、各種イベント、中体連やスポーツクラブの合宿など、さまざまな用途で利用され、町民や町外からの利用者に憩いの場として親しまれてい

る施設であります。公園の主要な施設は、昭和 50 年代後半から整備が開始され、設置から 30 年以上経過し、老朽化が進んでいる状況であります。これまでも、施設管理や安全確保のため、緊急的な修繕や改修を計画的に行ってまいりましたが、大規模な修繕・改修までは至らなかったことから、国土交通省の補助事業である公園施設長寿命化事業により、今年度の事業採択から 5 年を目途とした施設を改修して行くこととしました。

現在、施設改修の方法、改修費の算定、安全面を最優先にした改修順位のランク付けを行う長寿命化計画策定（点検）業務を進めているところであり、その計画が国県に承認され次第、改修工事に着手するものであります。本年度は屋外プールのろ過器、トイレの洋式化、高圧ケーブルの改修を予定しており、次年度以降につきましては、国の交付金や町の財政状況を踏まえながら、改修を進める予定であります。

また、さゆり公園施設の利活用につきましては、福島県民球団・福島ホープスの仲介により慶應義塾体育会野球部の合宿が実現いたしました。来年度以降も継続して合宿地となるよう公社と連携し、誘致活動を進めるほか、野球場、多目的広場、体育館、屋外・屋内プールなどを兼ね備えたさゆり公園施設の優位性をアピールポイントとして、大学・高校・スポーツクラブの合宿を誘致し、公園施設の利活用を図りながら、交流人口の拡大に向けた取り組みを進めていきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 それでは順番に再質問をさせていただきます。はじめに地域おこし協力隊について、町長からご答弁いただきましたので、地域おこし協力隊について再質問したいと思いますが、効果、貢献度は、私がとらえていたと同じ、大変活躍させていただいているなと私は思っております。それで、実はいろいろ申し上げたいことあったんですが、昨夜、フェイスブックを見ていたならば、いわゆる西会津町の地域おこし協力隊について、宮城教育大学の 4 年生の佐藤君という方がちょうど記載されていました。これの一言に尽きるんじゃないかなという思いで、私ちょっと読ませていただきたいんですが、この宮城教育大学の佐藤君、インターンで、いわゆる西会津町の地域おこし協力隊のもとを 3 日間取材した記事、内容が載っていたところですが、いろいろな活動報告、自分なりに感じたことを素直に載っておいりましたので、ちょっと朗読してみたいと思います。

締めくくりに、町民の皆さんは、西会津町の活性化に対し、熱さを持っている。活性化のために自分の見解を持ち、ほかの方と議論し行動している。そして、その中心にいるのが地域おこし協力隊の方々です。町民の話を聞く、議論を後押しする、自ら発展、行動する。そういったことをしているのが地域おこし協力隊なんだと考えました。今回のインターンを経て、自分もこれから西会津町、さらに関わっていき、さまざまな魅力のある西会津町の発展に協力させていただきたいと思いました。

大変素晴らしいことをこう、おそらくここにいらっしゃる方も何人か、いいねをした方いらっしゃいますから、記事を読んだ方いたと思いますが、まさしく私はこのとおりのことだなという思いがあります。

それでまず、人数のことなんですが、町長は今の 4 人体制、受け入れ態勢とか財政規模等々を考慮しながら考えるということでありましたが、中にはこう 4 人ではなくて、10 名以上もの地域おこし協力隊を受け入れている町村があります。私の考えですと、これは総

務省から丸抱えでやれる事業だなという思いでございましたが、これだけ貢献している地域おこし協力隊、ますますこれからも活躍してもらって、町の活性化に寄与するためには、もう少し人がいてもいいんじゃないかなと、私は思いでおりますが、町長その辺はいかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　まず、今ほど宮城教育大学のインターンの方のコメントが述べられたことに対して、実はインターンの方で、ぜひ西会津町に地域おこし協力隊の活動内容、こういった内容で学生としてみたいということ、それはレポートとして提出をするということでありましたので、宮城教育大学、あるいは会津短大と明治とね、4名、明治、会津短大、宮城教育大学のインターンが2名と、4名の方が町長室に訪れまして、自分たちが、これから3日間の中で、西会津町の地域おこし協力隊、これの活動状況などについて十分勉強してみたいと、こういう話でありました。

なぜ西会津町を選んだんですかと、こう聞きましたらば、県内でもいくつか、あるいは全国的にもいくつかの、いろんなところで協力隊が活動している内容は知っておりましたけれども、西会津町のいろんな情報を見る限り、非常に活動内容が充実をしているというようなことも受けて、西会津町に来ましたという話でありました。いろいろ意見交換をいたしましたけれども、そのところに、分野に4名の協力隊員の方々がついていながら、いろいろ一緒にこの3日間の活動をしたのかなとこういうふうに思います。

そこで、今の4名体制でありますけれども、ただ、多ければ多いほどいいかどうかということは、私も実際わかりません。しかし、これまで1番最長で3年間務めております方の実績、あるいはそこから毎年来ていただいている皆さん方の内容等をみますと、やっぱり、ただこれをやってください、あれをやってくださいということではなくて、自分が何をしなければならぬのかということをしかりと持って、そして地域の人たちといろいろ活動しながら、その中に溶け込みながら自分の持っている技能やアイデアや知識、こういったことを活かして活動しているわけです。そういうことは、やっぱり恵まれて、来ていただいた方々について、西会津町はある意味で恵まれているのかなというふうに思っております。

そういったことから、やっぱり今の地域の中で活動している方々の実績評価というものも、これからしっかりみていただきながら、そして次年度以降について、そう10人も20人もといっても、なかなかこれ難しいところもありますので、できれば今度3年を継続している方のあとか、あるいは本人もまだ西会津町にもっととどまっていきたいということの意向であれば、またいていただけるような、そういう話し合いを進めていきたいというふうに思っております。

それから、1人当たり400万、これ総務省から派遣事業としていただいている。しかし、実際は月、多くても16万なんです。このことをずっと行ってきたときに、1年、2年経ったときに、やっぱり厳しいなとこう思いました。そこで、いろいろとこの活動内容を判断したときに、最低でも1人当たり20万、これがなければ厳しいんじゃないということから、町はこの16万プラス4万、20万をして、町の財政をプラスアルファしながら、今、事業を行っているということでもありますので、そういった意味での財政の問題というもの

は、そういったことが絡まっているということをご理解いただきたいと。

ですから、今の実績内容というものも、ただ私、判断だけではなくて、いろんなところからそういう要望があれば、やっぱりしっかり受け止めていきたいなと、増員についても受け止めていきたいなというふうに考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。増員等は今後要望等の中で検討していくということでありますから、大いに期待するところであります。

それとあと、いわゆる任期満了、来年で満了となる方がいらっしゃいます。町長おっしゃったように、やっぱり本人の意向が私も一番だと思います。私、この3年前に初めてこの事業をやろうという提案を受けたときに、これは大変いいことだと、今思えば大変失礼なことを言った覚えがあります。それは、できればこの隊員というのは若い女性の方を招致していただきたい。というのは、やっぱり本町は嫁不足だと、後継者対策の一助になればいいかなという思いがあったので、今、活躍している隊員の皆さんには大変失礼な言い方だったなという反省の思いでおりますけれども、やっぱり、いわゆる町長が重点施策の1つにあげている交流人口の拡大等々もそうなんです、最終的には西会津町のファンになっていただいて、定住していただくというのが、やっぱり究極の目標であろうかと私、思います。

ですから、この地域おこし協力隊もこれだけ西会津町に関わりを持ってもらって、いい効果をもたらしてもらった。だから、先ほど言ったように本人の意向が最大限ですが、一番ですが、ただ任期満了だからさようならということではなくて、なんとか町に残っていただけるような方策をこれから考えていただければなど、よその市町村の話をして恐縮なんです、中には役場の採用試験を受けて、職員になって、ずっと活躍しようと隊員の方もいらっしゃるようであります。そんなこともありますから、任期満了の前には、本人の意向があるならば、できれば積極的に採用試験を受けてみないかというような提案をしたり、なんとか残ってもらえる方策をひとつ考えていただきたいと。

それともう1つ、やむなく本町を離れていかなければいけないという場合でも、やっぱり西会津町の応援していただいた方ですから、いわゆるOB会とか同窓会のような集まりを、年やっぱり何回かはもってもらって、本町に顔出してもらおうとか来てもらおう、そういうこともやっぱり考えていかなければいけないんじゃないかなという思いでおりますが、その点をお尋ねいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 西会津町の職員というのは、大学、即採用とか、あるいは高校卒即ということではなくて、やっぱり人物的に実績を持って、即戦力になる方というののも必要ではないのかなというふうには思っております。ですから、そう年齢制限にこだわるということではなくて、やっぱり実務的にもそうした能力のある方というのは、積極的に私は採用すべきだなというふうに思います。これは基本的にそう考えております。

ただ、中には、一旦採用になってしまいますと、どうしても技術系とか、その固定された技術を要する方が、それをずっと担当しているということにはなかなか、この西会津町の職員では、そこだけというわけにはいかないわけです。やっぱり幅広くこの各分野にま

たがって、3年、あるいは4年、こういったところで各課をそれぞれ担当していただくというのが、広くこの対応する。そういったことが地方公務員の一般的な職員の内容でありますので、そういったことを考えてみた場合に、本当に自分はここをやりたいんだといっても、なかなかそこだけにずっと何十年間もいるというわけにもいかないということで、特定のところを、本当はここを好きだということではない限り、やっぱり一般の職員になるということをためらう方もやっぱりいるわけでありまして。そういったところについては、西会津町の中では、例えば観光だったら、その別な分野というものも、これはございますので、そういう方面であれば、そういった方面で採用していける場所であればお願いしたいなというふうに思っております。

いずれにしても、これは本人のご希望に沿った形が取られれば一番いいわけでありまして、十分に町としてもそういったことについては考慮をしていきたいというふうに思います。

それからもう1つは、この今の若い人というか、こういう活動している人たちの、皆さんがやっぱり集中的に集まり、いろんな意見交換をする場というのが、西会津町にあるんですね。これは芸術村なんでありまして。そこはインターネットなり、あるいはいろんな方々が、私たちがわからなくてもどんどんいろんな方が来て、意見交換をしております。アートであれ、あるいはいろんな観光分野であれ、いろんな方々がいろんな交流を行っているということでありますので、そうしたことが情報発信の源になっているのではないかなというふうに思います。

そういうところが、ある意味では西会津の、この若い人たちが集まり、情報交換する場があるということは、非常に恵まれた環境もあるのかなと、そういったことが町としての、ある意味では財産なのかなというふうに思っておりますので、これをもう少し、やっぱりこういうことも活かしていく必要があるかなというふうに思います。

○議長　　OB会というのは。

○町長　　あの、実は来年任期を待っている方も、やっぱり私は、例えこの町から離れていっても、本人曰く、西会津町でこれだけ活動したときには、やっぱりもう一度何かしらの形で応援してみたいという話もしておりますから、ぜひこういった方々が西会津町の応援団として、やっぱりずっとつないでいけるような、そうした会というものは、当然これから必要になってくるのではないかなというふうに思いますので、そういったことも含めながら、担当課、あるいはこの観光課の中で検討してまいりたいというふうに思います。

○議長　　10番、多賀剛君。

○多賀剛　　その地域おこし協力隊、私も町長と同じ考えでありますので、これからも大いに期待するところでありますし、今後の活躍を願っているところであります。

質問を変えます。次の質問としまして、いわゆる職員の定数管理計画について総務課長からご答弁をいただきました。詳細を詰めて12月議会にはお示しをするということでありまして。私、3月にも、昨年9月にも同じような質問を聞きましたけれども、まずこの定数管理計画、どのような形でつくられて、検討されてきたのか、いわゆる庁内で問題意識をどれだけ共有できているのか、どういう組織でこれを検討してきたのか、その辺が私はさっぱりわからない。いろんな人に聞いても、全然聞いていない、わからないという人が

多かったものですから、まずその辺を、どんな形で検討を進めたのかお尋ねをいたします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

今、素案まとめましたと答弁申し上げましたが、まず人事担当課であります総務課が、現在の各課の体制等々を分析をしまして、あと先ほど答弁でも申し上げましたが、類似団体等との人数の比較、そこらをすべて分析をしまして、素案として現在ある程度まとめたということでございまして、最終的には答弁で申し上げましたとおり、細部についてはきちんと今後調整をしながら、12月にはきちんとした形のものをつくりまして、議会のほうにお示しするというものでありまして、今後、各課等の調整は、当然、詰めの中で出てくるということでございます。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　その最後の詰めで各課の調整があるということではありますが、私はそれは順番逆じゃないかなという思いがします。やっぱり職員の定数管理計画というのは、いわゆる町の根幹をなすような重要な計画だと思います。その上で、いわゆる現場の問題意識を共有できない、類似団体を比較したり、あるいは総務課、財政等々の考えの中で、いわゆる机上で素案をつくったように私はとらえているんですが、現場の問題意識をどれだけこれ、今現在で反映されたと思っておりますでしょうか。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　お答えいたします。

各課の現状をどう把握しているのかというご質問でございますけれども、今までにつきましても、各課等の事務事業の見直し、さらには各課等のヒアリング等で、各課の現状、実情等については、ある程度把握しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　ある程度把握しているということでもありますから、今までの計画と同じように、やっぱりどうしても机上で考えた計画でしかないのかなという思いがします。要は何を言いたいかというと、今まではどうしても人件費を抑制、あるいは計画優先というような形で今現在にいたっているわけです。それで117名、いろんなところにこれ歪がきているなと私は感じております。それは見解の相違かもしれませんが、今日ここにいらっしゃる皆さん、本当に優秀な事務屋さんは確かにいっぱいいらっしゃる。私、圧倒的に不足しているのは専門職の方がいないと、土木、建築なんかは、そのために、いわゆる業者任せ、設計屋さん任せになっていて、例えば適切ではないかもしれませんが、今100円を惜しんで、1千円今現在払っているような状況ではないのかなという思いがします。

私やっぱりその辺はね、しっかり各課長ときっちり議論しないと、何が問題なのか、昨日の1番議員の答弁でもありました、町長のご答弁、これからは専門職の指導が絶対に必要になってくるというご答弁をされておりました。私もそうだと思います。これは農林振興ばかりではない、健康福祉もそう、企画なんかは、今の地方創生を考えると、これは大変なことをこれからやろうとしているんですから、今の体制で本当にいいのかなという思いがします。その辺、私は本当に、総務課長、副町長で考えてつくったのかもしれな

いですが、現場をまず聞かないと、これはうまい計画できませんよ。それで、しっかりとしたものをつくるには、やっぱり各担当課、課長の話をしっかりヒアリングしてからつくらないといいものできないと思うんですが、その辺もう1回ご答弁をお願いします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 多賀議員のご質問にお答えしたいと思いますが、私も3月まで総務課長という立場で、この計画の策定の中でだいぶ関わってきたわけでございます。それで、これを検討するにあたりまして、議員がおただしのように、机上のままでやったのでは絵に描いた餅であるということでもありますから、これは各課の状況がどうなっているのかというのを把握するのは当然の話であります。そのために組織の人事の配置の段階ですとか、あるいは年度初めの事業の進め方を協議するとき、そういったいろんな時点で、その各課の人員配置の状況、あるいはどの辺に問題があるのか、あるいはどこに職員が足りないのかと、そういったところについては把握しながら、これらを今、検討しているということでございます。

その中で、議員からおただしありましたように、その専門職の確保という部分で、本当に重要な問題だなというふうに考えております。ここ最近、行政のニーズというのは非常に複雑、それから専門化しております。そういったところで、今まではいろんな1人の職員が、いろんなセクションをまわって歩いてきたということでありました。それがよしとした時代もあったわけでありますけれども、今は、より専門性を深く追求するような、そういった職員構成が求められているということでもあります。

そういったところで、近年、土木職については、26年、27年と各1人ずつ確保しております。社会福祉士もその前に確保した。今年27年の採用試験では、社会福祉士、それから保健師の試験、募集をして、応募していただいているという状況であります。そういったところで、今後の職員の採用の中で、この素案の中にも記載しておりますけれども、議員からおただしありました、その建築の専門、そういったところも今後視野に入れながら、十分に検討していきたいというふうに考えておりますので、その点についてはご理解をいただきたいと思います。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 副町長からは、概要については少しお伺いしたところでありますが、12月、計画が示されるのを楽しみにしております。今、私が、今言ったような体制ですることによって、今やっている、いわゆるコンサルタント、あるいはアドバイザーというのを、私は必要最低限に、最小限の活用で済まされるようになるんじゃないかなという思いがしておりますので、単なる数の理論、人件費抑制ばかりではなくて、町全体の効果を考えて、12月にいいものが示されるものと期待しております。

質問を変えます。次にさゆり公園の周辺施設の整備計画、あるいはあと利活用計画について再質問しますが、冒頭申し上げておきたいのは、今回の福島ホープス、本当に天から降って沸いたように急な事案でしたが、役場、商工観光課の皆さんを中心に、私は、あまり褒めたくないんですが、いい対応をしていただいたなというふうに、私が感謝してもしようがないんですが、思っております。

その中で、昨日の同僚議員の答弁かな、町長の説明かなにかで、いわゆる今回ホープス、

あるいは慶応大学の合宿を誘致できたことによって、バッティングゲージを更新したというような話がありました。私、それはそれで大変いいことだと思っておりますけれども、いわゆる長寿命化計画はこれから５年間でつくるということでありますから、それはそれとして置いておいて、この野球場の改修計画、私はこれ町長にも申し上げた経緯がありますが、最低限、やっぱり安全な野球場にしなければいけないという思いでありますので、この前、慶応大学の野球部が練習したときに、ボールが飛んで行って、建物のガラスを割ってしまったとか、車の屋根に球が当たってへこんだとかという事案を、私聞いておりますので、最低限、いわゆるネットを張るとか、そういうことは私必要なのではないかという思いがしています。

それで、先月、福島ホープスの社長が、18 日でしたか、来たときに話を私もしました。プロ野球球団だからと、慶応大学に関しては昨日ね、これから秋季リーグ中だから、要望等があれば聞くということでありました。ホープスの球団社長に聞いてみたら、プロだからといったって、そんなに高飛車な要望があるわけじゃない。クラブハウスをつくったり、ロッカールームだったり、シャワールームだったり、そんなことを決して言っているわけではないし、特別そんなことはない。ただ安全な、私は球場にしていきたいなということでもありますので、その辺はそんなにお金もかからないし、これは来シーズン前にやってほしいということと、町長に申し上げたいのは、スコアボードの改修、これは、これから冬期間になりますけれども、普通はああいう野球場というのは、オフシーズンにそういう改修工事をして、来年の春のシーズンには間に合わせるというようなことが主流というか、なっておりますので、そのスコアボードの改修とネット張るぐらいは、これは年度内になんとかできないのかなという思いでお尋ねをいたします。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　この前、福島ホープスの看板といいますか、それらを設置したときに、扇谷社長、それから監督、慶応大学の野球部の監督、マネージャーかな、いろいろ来て、いろいろな協議をいたしました。1 番この球場で、ここをこうしてほしいという要望はありますかと聞きましたら、特段ここをこうしてほしいというものは、私たちはございません。非常に管理をされて、非常に練習をするにして、本当にいい野球場ですという話をいただいて、非常に安心したところであります。

ただ、このファールボールが、隣の施設に行ってガラスを割ったという話を聞きまして、これは何とかしなければならないかなというふうには思っておりますので、そのところについては、今後十分町として、これはただ、ガラス程度でよかったんでありますけれども、これが万が一、人的なものになっただらば大変なことになってしまいますので、これは十分安全対策も含めて、少し伸び伸びと練習のできる施設整備を図っていきたいなというふうに思っています。

それから、スコアボード、いつも気にはなっているわけですが、これまではそう大きな大会というのはあまりなかったことでもありますので、あまり気にはしていなかったわけですが、これからは、もう既に電動で、自動でなってくるであろうと。全体であれを改修するのにどのくらいかかるのかなというふうに、ちょっと関係者に聞きましたら、1 億円かかるそうであります。1 億円というのは大変なお金でありますから、とりあ

えず、どの辺を直さなければならないのか、この辺について詰めた話をしながら、やっぱりあのままというわけにはいきませんので、またランプの点く順序も違うなんていう話も聞いておりますから、そこは正規に対応していくことが必要かなというふうに思いますので、そのところについては、来年度の予算の中で十分ちょっとどの辺検討できるか、詰めた話を関係者とともに、町の内部でもちょっと検討してみたいなというふうに思っております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひ、まず安全対策については、早急できるところはやっていただきたい。スコアボードに関しましては、1 億円かかると言いましたけれども、本当に 1 億円かかるのかなと、オーロラビジョンでも付けるつもりなのかわかりませんが、やり方はいろいろあるかと思いますが、最低限の改修は私、望んでおります。

今回はたまたま隣町の野球場が使えなかったもので西会津町に来ましたけれども、隣町の野球場も虎視眈々と狙っておりますから、せっかくこの前、社長が来たときには、来シーズンは連戦でやりたいねなんていう話をしてくれています。それ 1 つ持って行かれては、町の損失ですから、そんなことのないように、われわれもしっかり対応しなければいけないという思いでおります。

それとあと、連戦していただけるという中で、それは雑談の中ですけれども、やっぱり慶応大学野球部はロータスインと町内の旅館を分宿して泊まったということでもありますけれども、やっぱり受け入れる側のおもてなしの姿勢といいますか、そういうこともこれからは考えていかなければならない、ハードの面ばかりではなくて、ソフトの面も必要かなという思いがしております。観光交流協会では、おもてなし講座等はやっているみたいなんですけど、私はあまり内容、よくわかりません。やっぱりその町内の来ていただいた人に、やっぱり歓迎の意を素直に表せるような対策、これから必要だと思いますが、これ商工観光課長、何か考えておりますか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 おもてなしに関するご質問にお答えしたいと思います。

現在、明日ですね、観光交流協会主催で、おもてなしセミナーを開催する予定でございます。やはり今まで、これちょっと話は違うんですが、今まで福島 DC という形でやっておりましたので、やはりおもてなしというのは重要であると、きめ細やかな心配りとかの部分、あとあいさつをすとか、そういう基本的な部分について、やはりもう少し充実していかなければいけないということで、今後、今回、おもてなしセミナーによりまして、今後、明日が第 3 回目で、4、5 回と続きますので、その中でおもてなしのものを、気分といいますか、それを醸成していきたいなと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ぜひお願いします。1 つ言い忘れましたけれども、私、思ったのは、慶応大学の野球部がせっかく合宿に来ていただいていたのに、あまり町民の方に認知されていなかったという思いがしています。あとでケーブルテレビ等々、新聞報道等々では知らされたけれども、私、せっかくそういう一流大学の野球部が来ているということであれば、やっ

ぱり、ここに少年野球の監督もいらっしゃいますけれども、子どもたちには、何時間の練習よりも、いい指導者が一生懸命練習するよりも、やっぱり一流のプレーを見てもらうのが、私は1番、百聞は一見にしかずというようなことで、1番ためになるなという思いがしておりました。告知されなかったのが、あまり周知されなかったのが残念だなと思いますが、次年度以降、その辺はどうお考えになっておりますでしょうか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 周知の関係についての質問にお答えいたします。

周知、確かに若干遅れてしまったのは事実でございます。しかしながら、一応、少年野球の監督さん、ソフトボールの監督さんとかには、直接お電話いたしまして、小学生若干、夏休み期間中でもあったとこともありまして、若干は見学されたという実績もございます。その中で、やはり慶応大学の野球部のマネージャーとお話した中では、もしこちらのほうの大学で、連盟、野球リーグがありましたら、もし練習試合なんてマッチングできたらいいですねなんていう話は、確かにその会話の中ではございましたので、そういうものも含めまして、どのような形で対応できるかというのは、今後検討していきたいと思っておりますので、周知も含めまして検討していきたいと思っております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 このさゆり公園周辺施設、やっぱり交流人口拡大の拠点として、これからさらなる利活用を願っております。

私の、じゃあこれで一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 こんにちは、11番、青木照夫でございます。8月は異常気象という猛暑の連続で、ところによると川の水が渇水し、ダム機能にも影響され、また堤の水が底をつき、稲作や畑作などの収穫にも大きな影響を及ぼす結果となったようであります。一方では、豪雨による土砂災害やがけ崩れによる人命に関わることや、また、竜巻などが発生し、家屋の崩壊や大木など倒れるなど、不安定な気象変化の連続でありました。また国会では、安保法案などによる国民の安全を守ることで、大きく左右に揺れ動き、問題を抱えている今日であります。

さて、今次の定例会会議は決算議会であり、大切な議会であります。町政の全般にわたり黒字決算であることの報告をいただいたところであります。しかし、まだまだ不安要素のある数字の動向がみられることから、9月の今次の質問は、実効性のある身近な問題を取り上げ、3項目を提出しておりますので、順次項目に従いたいと存じます。

それでは1つ目のプレミアム付き商品券発行事業についてお尋ねいたします。この質問要旨のことに對しては、今まで3人質問、私含めてありますが、私なりに質問をしたいと思います。

地域の消費喚起を促進するため、2014年度の繰越事業として、自治体向けの地域住民生活と緊急支援の交付金を財源に、町、商工会に補助金を交付し、プレミアム付き商品券として6月7日に販売されました。上限50万円とするプレミアム付き商品券は、前評判が高く、各会場には大勢の町民が行列を組み、即日完売の大反響であったようであります。そのことは町長の提案理由の中でも、消費拡大につながったことの報告内容でありました。

しかしその反面、真面目に定刻どおりに行列に並んでいた年金者や低所得者の方々、いわゆる生活弱者が買うことができなかった方も大勢いたようであったことから、公平性に欠けた販売になったのも事実であります。

行政が担当する課題でもっとも重要なものは、地域住民の福祉の充実と推進であります。去る6月議会でプレミアム付き商品券50万円が、はたして高齢者の方々に十分に配慮された販売であったのか、9月の定例会で検証する必要があると言ってやめられた先輩議員の言葉が、まさしく今次の一般質問に取り上げた理由でもあります。関連事項を含めお尋ねいたします。

1つ、プレミアム商品券が決定するまで、商工会との間で、事業目的、販売目的、販売方法についての話し合いはどのようにされたのか、その経緯を伺います。

2つ目、多くの自治体で年金生活者、高齢者、低所得者、いわゆる生活弱者に、世帯単位で優先的な配分を行っているのに対し、当町では上限1世帯50万円と、資金調達のできる経済強者優先としか思えない販売が行われたようですが、いつ、どこで、誰が決定をされたのか、その責任は誰なのか、企業団体が行う経済活動も、公共の福祉に反するものは制限され、行政指導などによって是正されることも少なくないことから、お伺いいたします。

3つ目、政府の自治体向けの地域住民生活緊急交付金1,700万円と、プレミアム付き商品券は、購入者負担分8,500万円、合わせて1億200万円が販売されたわけです。今回のプレミアム付き商品券販売内容は、地元小売商店の消費者よりも、建築設備関連、自動車機械関連等の事業者向けの高額な購入者が70パーセントを超えていることが、町長の提案理由でも説明され、購入された人数は194人であります。人口割合からすると、公平性、透明性が十分と思えません。監督責任者として町のご意見を伺います。

次に、庁舎となる用地の文化財発掘についてお伺いします。庁舎移転の目的に進められていた旧西会津小学校用地は、埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されていたことから、7月から約1カ月以上にわたり試掘調査が行われました。その結果、古くは鎌倉時代から安土桃山、江戸、明治、昭和初期ごろにかけての遺跡や複数の遺構などが出土されたことの報告がありました。西会津町にとって歴史を知ることができる貴重な埋蔵文化財であります。このことは西会津町、西会津町史にも載っていることからお尋ねをいたします。

1つ、旧西会津小学校が庁舎として決定されたあと、3月議会では、役場の一部、農林振興課、建設水道課が庁舎となる旧西会津小学校に入りきれず、新たに2階建ての建設が必要となったことから、議会では反対討論があった中で、庁舎として承認された経緯があります。そこでお伺いいたします。現在の旧西会津小学校グラウンドが、埋蔵文化財として試掘調査を必要とされたのは、いつ、どのようにして指摘されたのか、庁舎建設にあたり、事前に教育委員会の認識はどのように判断をされていたのかをお伺いいたします。

2つ目、本格的発掘作業とされた場合、莫大な経費がかかるといわれていますが、どのくらいの費用がかかるのか、聞くところによりますと7千万とも、1億ともいわれる中で、今後の見通しについてお伺いいたします。

3つ目、本格的な発掘調査がされるとする中で、文化財を保護するための埋戻しが必要とされます。そのことで、現在の地形とどのような影響を及ぼすのかをお伺いいたします。

4つ目、庁舎完成は28年度とされますが、発掘に伴う作業工程から判断しますと、庁舎移転の延期があるのかどうかをお尋ねします。

次に、空き校舎の利活用についてお伺いいたします。この質問事項は私の提案質問であります。西会津町の空き校舎がある中で、利活用決定の旧西会津小学校を除き、尾野本、群岡、新郷の空き校舎があります。取り壊しを含め見通しの立っていない空き校舎は、今後も膨大な維持経費がかかることが考えられます。そこでお伺いいたします。

1つ、東京23区は団塊の世代が10年後に迫ることから、介護施設が不足となり、新たな福祉施設が必要とされております。しかし、施設建設には土地の確保が困難であることから、施設建設が不可能とされ、一部の区では地方自治体と協定を結び、介護施設を地方に移し、すでに開所している区もあります。そこで、町は、人と自然に優しいまちづくりとして、福祉の充実を図っていることから、自然環境に恵まれた西会津町を老後の終の住家として情報を都会に発信すべきであります。介護における税負担などのデメリットなどが生じますが、契約の内容によっては、地元商店の食糧品や、高齢者の向けの介護用品、何よりもそこで働く雇用者も増え、ひいては人口減の抑制に大きく寄与できるメリットのほうが、2倍、3倍になる可能性があると考えます。いかがでしょうか。

2つ目、同じく東京を含め関東地区では、東日本大災害を契機に、いつか来る大災害を想定をしているのであります。緊急時の避難施設を、地方の受け入れ地を模索しているのであります。そこで、現在計画に載せることのできない空き校舎を無用の長物としてではなく、最大に活かせる宝として、区や国に積極的にPRすべきであると思いますが、いかがでしょうか。もしも実現可能としたら、緊急時の避難地としてばかりではなく、交流施設として併用することによって、交流人口の拡大につながり、相乗効果が生まれると思いますが、いかがでしょうか。

空き校舎の今後の取り組みについて利活用できることのご提案を申し上げて、私の一般質問といたします。

○議長 暫時休議します。(11時48分)

○議長 再開します。(13時00分)

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、プレミアム付商品券発行事業についてのご質問にお答えいたします。

プレミアム付商品券発行事業につきましては、地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金を活用し、町商工会に補助金として交付し実施しているものであります。

まず、事業目的等について、どのように話し合いがなされかたのご質問であります。事業目的や販売目的、販売方法については、事業実施主体である商工会において、会員からの意見・要望等をもとに十分検討を重ね、事業の目的である消費の喚起、地域経済の活性化につながるような事業内容として計画し、事業の実施前には、町に対して内容の説明があったところであります。

次に、購入限度額についてのご質問ですが、先ほど8番、渡部憲議員に答弁申し上げましたとおり、商工会会員の中から購入限度額を高くし、建築関係、自動車関係、設備関係、小売など幅広く消費ができるよう要望があったことから、商工会内部において検討を重ね

た結果、購入限度額を1世帯当たり50万円としたとのこととあります。また、販売方法、販売場所、低額商品券綴りの準備、障がい者等の代理購入などについても対応していたとのこととあります。

次に、事業者に偏った商品券の流通があるのではないかとのご質問ですが、購入限度額が50万円であったことから、住宅の改修・屋根塗装・設備関連・自動車関連など、買回り品・リフォームを中心として7割の商品券が換金されております。これは、購入者が目的を持って商品券を購入されたものであり、また、換金額が多い事業者については、積極的なPRを行った結果であると考えられます。

町といたしましては、町内の消費喚起・拡大、地域経済の活性化につながったものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 11番、青木照夫議員のご質問のうち、埋蔵文化財の試掘調査について、お答えいたします。

はじめに旧西会津小学校の敷地につきましては、古くは鎌倉時代頃の横町館跡として福島県埋蔵文化財包蔵地台帳に登録されており、江戸時代には、代官所等として利用されていた遺跡であります。町では、旧西会津小学校校舎に役場庁舎移転を計画しておりますことから、福島県教育庁文化財課と協議を行い、埋蔵文化財である横町館跡の試掘調査を実施したところであります。

1点目の試掘調査の指摘や教育委員会の認識についてお答えします。横町館跡の試掘調査の必要性につきましては、本年4月に入り、考古学の専門家から指摘を受け判明したものであり、調査の必要性の認識に欠けておりました。

次に2点目の本調査を実施した場合の経費の見通しについて、お答えします。今回のケースで本調査を実施する場合の経費は、全額町負担になるものであります。旧西会津小学校校舎の敷地は、全体で約7千平方メートルありますので、概算でも多額の経費を要するものと予想されます。総経費の積算につきましては、今次試掘調査の結果を考察し、調査期間の短縮と経費を縮減するため、事業量を十分精査してまいる考えであります。

3点目の発掘調査後の埋め戻し保護による現在の地形に与える影響について、お答えいたします。本調査を実施する場合は、遺跡の状況を詳細に調査・記録することになるため、遺跡の保護を行わずに造成工事が可能となります。したがって、地形への影響は特にないものと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 11番、青木照夫議員の文化財発掘についてのご質問のうち、役場庁舎移転の延期についてのご質問にお答えいたします。

役場庁舎機能の旧西会津小学校への移転につきましては、今年度及び来年度の2カ年で改修工事や分庁舎の建設、駐車場整備などの外構工事を実施し、平成28年度末には移転する計画でありました。

しかし、本年4月に敷地内は埋蔵文化財に登録されていることが判明し、計画通りに工事を進めるためには遺跡の本調査が必要となったため、本年度の改修工事には着手できなくなったところであります。

このことから、当初の計画より移転時期が遅れることとなりましたが、現在、関係課及び設計業者等が改修工事や遺跡の本調査の方法等について協議を行うなど、早期移転に向けた作業を鋭意進めているところでありますので、ご理解願います。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 11 番、青木照夫議員のご質問のうち、空き校舎の利活用についてのご質問にお答えいたします。

町では、各地区で開催した座談会などでの意見を踏まえ、平成 24 年度に、西会津町廃校施設等利活用計画を策定したところであります。ご質問の旧尾野本小校舎は、耐震診断において震度 6 強の大地震で倒壊の危険性が高い D ランクと判定され、建物の再利用は大変難しい状況になっており、利活用計画では解体する方針としております。

次に、旧群岡小校舎の耐震診断結果は、C ランクであり、不特定多数の人が利用するような用途には活用が困難なため、農業施設や工場などで利活用を図る企業や団体に貸与あるいは売却する方針としております。旧新郷小校舎の耐震診断結果は、同じく C ランクであり、本施設は、町の歴史・民俗資料の整理や保管場所としての活用を検討しているところであります。

このように耐震、構造上の問題から、それぞれ耐震補強工事を行なわなければ、介護保険施設等や避難施設として活用することは大変難しい状況でありますので、ご理解願います。また、平成 26 年度の建物共済、電気料などの維持管理経費については、旧尾野本小で 25 万 3 千円、旧群岡小で 10 万 8 千円、旧新郷小で 5 万 3 千円となっております。

なお、都道府県をまたぐ自治体間の広域連携による介護保険施設等の整備については、現在のところ、国の制度上課題も多く、支援も限定的であることから、今後、介護保険制度の改正や国の動きなどに注視していきたいと考えております。

また、災害時受け入れ協定などにつきましては、平成 26 年 2 月に埼玉県三郷市と災害時相互応援協定を結び、被災者の受け入れなど相互に支え合うこととしております。本協定では人的、物産交流なども併せて推進することとしており、イベントへの参加などを通し、交流人口の拡大につなげているところであります。今後も交流人口の拡大に向けて、都市との交流を推進していく考えでありますので、ご理解願います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 プレミアム商品券について再質問させていただきます。まず、商工会との間にどのような委託契約が締結されたのか、事業目的、販売方法、販売対象などの、また上限、期間などの決定したことについての、契約についての答弁をいただきたいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

今回のプレミアム付き商品券の発行事業につきましては、先ほどもご答弁申し上げましたが、補助金を交付して実施しているものでありまして、委託事業ではございません。ですので、商工会のほうから事業計画をいただきまして、それに基づいて町は補助金を交付しているというような状況でございます。

以上です。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　そういう説明の中であります。次に、買い物の中で、購入の中で、今までの質問の中のほかに、アンケート記入という用紙があったそうでありますが、その内容については、どこからかのアンケート用紙なのか、それを伺いたいと思います。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　質問にお答えいたします。

アンケートは確かに義務付けられておりまして、商工会のほうで使い道等の部分についてアンケート調査を、確かに取られたということでございます。今回の事業につきましては、まち・ひと・しごと交付金を使う関係から、やはりK P Iという部分が求められておりますので、どれだけの事業効果があったかという部分をあらかじめ把握するため、アンケート調査が求められているということでございます。

失礼しました。こちらのほうは、国からアンケートの内容についての概略の案は示されております。それに基づいて商工会のほうで作成したということであります。

○議長　　11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　国からと、内務省だということもうかがっておりますが、それは当然結果的には。内閣府、ごめんなさいね。という中でのアンケート調査であれば、その最終的にはプレミアム商品券の最終的な説明というか、国、県に対する説明というのがあるのかどうか伺います。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　質問にお答えいたします。

市町村に対して説明があったのかということによろしいのでしょうか。この部分につきましては、市町村ではなくて、今年の1月中旬に都道府県を対象とした説明会が、東京のほうで開催されたと、その部分についての資料が県のほうから一斉に市町村に流れたという部分で、その中で事業を選択していくというような形の流れとなっております。

○議長　　11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　今回、町の提案理由では、上限が1世帯50万、それで、先日、商工会の懇談会の中では、1世帯とも個人とも統一されていない話がありました。というのは、その中では個人で50万円を買ったのか、また1世帯50万であったのかというのがわからないわけではありますが、その中身については、1世帯50万円だったのか、それとも個人で50万円だったのか、それを伺います。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　購入限度の個人か世帯なのかということでございますが、プレミアム商品券の取り扱い要領の中では、1世帯50万円と、1世帯という形になっております。

○議長　　11 番、青木照夫君。

○青木照夫　　ということになりますと、1世帯50万円ということであれば、194人、最終的な完売人数だと報告を受けました。それで計算が1世帯50万で合うのかどうか、その辺お伺いします。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　　ご答弁申し上げます。

確かに94人と申しましたが、実際は94世帯という部分でございますので、そちら世帯

ということは変わりがないかと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 1 世帯とさっき答弁いただきました。その中で、1 世帯という、そういう購入する際に、受付の方ですか、この方はこの方の世帯の方だなという確認はどのように判断されたのか、例えば、よりっせ、新郷、それから奥川、3 カ所でありました。本当に今回は高額な、50 万円でありましたので、本当に買いたいという方は朝 3 時から並ばれて購入されたということもありますので、その世帯の確認というか、本当に 1 世帯 50 万円で確認できていたのか、その点ちょっとお伺いします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 世帯の確認についてのご質問にお答えいたします。

こちらの事業の実施にあたりまして、やはり世帯がダブってはいは確かに仕方がございませんので、その部分については、町から商工会にダブりのないようということと申し入れはしております。したがって、この世帯のダブりがどうかという部分については、商工会のほうにおきまして、十分対応しているものと認識しております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 これは最終的な 11 月 30 日が締め切りということで、その辺のデータはわかると思いますが、私なりに資料をいただいておりますので、8 月 26 日現在、売上内容についてちょっと申し上げたいと思います。西会津町町内で 677 万、若松市 1 千万、喜多方市 100 万、会津坂下町、柳津町 350 万、福島県の市町村 180 万、新潟県、五泉、阿賀町で 100 万、町外合計合わせると 1,730 万となっております。今回は町外の方も購入ができるという、広い、そういう枠組みで制度化されたわけですが、いろんな面でのそういう内容につきましては、町とのお互いの情報を交換しながらの、そういうお金のやり取りがあったと思います。

そこでもう 1 つ申し上げるのは、じゃあその中身に、業種別内訳について申し上げます。建設関係 3,179 万 2 千円。設備関係、水回り、空調設備で 679 万 3 千円。自動車、機械販売 713 万 8 千円。石材店 300 万円。ガソリンスタンド 152 万 7 千円。小売店 790 万 4 千円。飲食店 27 万円。小売店の合計 16.5 パーセント、83.5 パーセントが建設ほか関係となっております。この内容については誤りがありますか、それともこれでいいのか伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 数字の確認についてのご質問でございますが、その資料につきましては、私のほうでまとめて出したものではございませんので、その内容が正しいかどうかというのはちょっと把握できかねますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 ただいまのデータは 7 月 31 日のデータでありますので、当然、この数字は変更されていると思います。それと、一番肝心なことでありますが、即当日完売されたということで、商工会も総評的には大成功であったという説明を受けております。また町長も、このプレミアム商品券については、これは成果があったということの含みがあったかと思っています。

その中で、生活弱者ということに質問の内容も、私も取り入れておりますが、その中で、

年金生活者、低所得者に対しての対応というか、取り組みという点についてはどのようにされましたか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　改めて私から、今回の、なかなか理解度、あるいは今回のプレミアム商品券の本来的な目的はなんであったのかということで、もう少し整理をして私のほうから答弁させていただきたいと思うんですが、今回の場合は、まずはじめに議員が申されましたように、福祉と高齢者と弱者に重点を置いて行ったということでは決してありません。今回は、これは何回も繰り返すようでありますけれども、国の創生事業の一部を、商工会の中で消費を喚起して地域の活性化に、ぜひこれは役立てて、そしてそれを経済効果を高めていただきたい、その一番の大きな目的だったわけであります。そのために、いろいろやり方、方法というものについては、商工会のほうで具体的に主体性を持って、そして取り組んできたわけであります。

その結果、上限 50 万という話が、盛んに独り歩きするように出ておりますけれども、194 人の方、全部 50 万円を買ったわけではないんです。何か勘違いされているようでありますけれども、194 名の結果的に世帯といっても構わないと思うんですが、その方々にしか配分はされなかったということについては、内容的に不十分かどうかということに対する町の、そういう考え方を求められれば、それに対して、これは大きな評価だというだけで、いうつもりはまったくありません。

ですから、ただ、今回のインパクトのあるこの内容が、どれだけ西会津町の経済効果が高まったのかと、このことについてのご質問であれば、先ほどから答弁しているように、ただ工事業者のみならず、建築業も、あるいは一般的な高額なものを物品購入にあたって、こうした幅広いところまで今回のプレミアム商品券の影響、その枠というものが効果を奏しているということであります。ですから 100 パーセント町民の皆さんが、ほしいものに全部行きわたっているということでは決してございません。そのことは、やはり限度額というものがございますから、その部分はどうしてもなかったのかなということでございます。

ですから、今回の場合は、ある意味ではこうしたことの評価検証をとおして、もし今後こうした 1 つの大きなプレミアム、さらにはこうした景気喚起型の内容を取り組む場合についてはどうあるべきかという判断材料も、やはり残しているなということについては、十分認識しておりますので、まず今回、与えられた範囲の中での経済効果、この点について議論して、そして評価をいただければありがたいというふうに思いますので、細かい点については、残念ながら町が具体的に数字を求めて、あるいは設定してやったわけではございませんので、もしその分、詳しいことがあったならば、商工会のほうに直接お伺いしたらいかがかなと思います。

○議長　11 番、青木照夫君。

○青木照夫　商工会に委託したからということでありますが、私はやはり、町もお互いにそういうことの打ち合わせ、協議をした中でのことだと理解しております。今町長が言われました、確かに前回もいろんな面で商工会、商店のほうに力がということで、今回は建設関係にというような話もうかがっております。経済効果といえば、確かにもう 70 パーセ

ントが言われたように注がれて、効果は大だと思います。

ただし、私の最初にこの一般質問の中で、行政が担当する重要な課題、これは地域住民の福祉の充実と推進ということが載せてあります。これはやはり、町としてはもっと大勢並んだ中にも、高齢者の方、年金生活者の方もいらっしゃるわけです。そういう方のことを考えると、今のお話の中では、それでいいのか、私は疑問を感じます。そういうことで、もう一度伺います。先ほど、まだ答弁いただいておりますが、生活弱者、その低所得者に対しての取り組みはどうであったかをもう一度伺います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 生活弱者への取り組みという部分にお答えしたいと思います。

先ほどもご答弁申し上げておりますが、やはり障がい者の方とか、やはり定額しか買えないという方の部分については、低額綴りの商品券をご用意しておりました。また、障がい者の方がどうしても階段が昇れないという部分があれば、代理でもかまいませんということで準備はしておりました。しかし、それを予想を上回る部分で、やはり並んでしまった分。あとは皆さん限度額近くまで購入されてしまったという部分で、商品券が売り切れてしまったというのが現実でございます。そういう対応も準備しておりましたので、それなりの弱者の方の対策も十分に商工会としては配慮していたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 今は生活弱者ということに対して、十分に体制を整えていたというお話をうかがいました。しかし、その時点では、商品券は完売されていたわけですね。ということは、本当に目的がそういう生活弱者に対してまでの準備あったとしたら、私は完売じゃなくて、11 月 30 日まで、そういう方々がいらっしゃったらこの枠の部分は用意してあってもいいんじゃないかと、そういう解釈をしますがいかがですか、その点は。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 その生活弱者の方々に対する部分までご用意してはどうかというようなご質問にお答えいたしたいと思います。

先ほども再三申し上げておりますが、今回の事業につきましては、やはり消費喚起というのが大きな事業目的でございます。その中におきまして、どう効果的に事業を実施するという部分の中で、今回の金額設定等は商工会内部で十分に検討されたと、内容にうかがっております。それに含めまして、皆さん、生活弱者の皆さまが、もしご来場いただいた場合にも対応できるように、先ほど申し上げましたように、代理購入も可能にしておりましたし、低額商品券も用意しておりました。しかしながら、商工会のほうとしても予想を上回るものだったということで、予想はできなかったということで売り切れてしまったと。もし余った部分の中であれば、確かにそういう部分がまわったかもしれませんが、あくまでも本当に予想外の反響であったという部分で、商工会のほうとしてもとらえているということでございます。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 私はそういう優しさを求めるならば、その部分は、やはり取っておくべきだと、完売したという答弁ではなくて、その部分は、わが町は取っておきますよという答弁

がほしかったわけであります。

それからもう1点でございますが、今の中で話は順位がちょっと変わりますが、今、建設業社関係、設備業者関係、機械関係業者が多く買われたということでありましたが、私は本来ならば、一般住民に世帯順位で希望者を募り、確定した段階で企業などへ配布、分配すべきだということを思っています。今までは、確かに商業、そういう生活弱者に手が回らなく、買い手がなかったという問題があります。だからこそ、そういう方々を優先的に手を差し伸べて取り組んで、それから余った部分は全部、余った部分という失礼かもしれませんが、そういう分配であれば、いろんな問題、いろんなそういう町民の声が、私はその中にはやはり公平性、透明性があれば、いろんな面でそういう苦情がなかったのではないかと思います。その分配の順序については、今までどおり変わりませんか。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 青木議員のご質問にお答えしたいと思います。どうも質問と答弁がかみ合わないといえます。堂々巡りしているような感じもいたしますけれども、先ほど町長のほうからもお答え申し上げましたように、今回のこのプレミアム付き商品券の事業というのは、先ほど来、何回も申し上げておりますように、まず主たる目的は地域の経済の活性化、地域の消費の喚起というところがまず第1のこの事業の目的でございます。かつての平成21年度とか、その以前の定額給付金とか、そういったときのプレミアム付き商品券であれば、そういった生活の、いわゆる生活をする上でお困りの方、そういったところの優先と、優先順位を上げて対応するということは、十分それは考慮すべきことだというふうに思います。今回は、そこが主たる目的ということではなくて、地域の消費、経済の活性化、そういったところがまず第1だったということでございます。

議員が先ほどから申されておりますように、今回の購入された方が194世帯ということでございますけれども、今回の限度額が高かったために、高かったことから、そういったことになったわけでございますけれども、この辺は、先ほど町長も申し上げましたけれども、これからこの次、またこのような事業が構築される時には、十分に検討して配慮すべき点なのかなというふうには感じておりますけれども、今回の事業については、主たる目的がそこにあるということでございますので、その点については十分にご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 質問を変えます。庁舎となる用地の文化財発掘について再質問いたします。一番気になっていたところは、本掘調査をしたあとの埋戻しに対しての影響があるのかということがあったわけですが、それはないという答弁をいただきました。

それからもう1つは、これからのかかる費用ということは、具体的にはまだ述べておられません。その中で、また延期があるのかということにも、まだ明確にお答えがなされておりましたが、これは本当の意味での、本当の意味というか、庁舎に向けての計画方針には変わらないのか、その辺をもう一度伺います。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

先ほどの答弁でもお答えいたしました。庁舎移転、当初計画につきましては、本年度

27年度と28年度に改修工事、それから駐車場等の外構、分庁舎の建設と。当初予定では2カ年をかけて整備し、できれば来年度、28年度中の移転を計画してございました。その中で、遺跡の関係が出てきましたので、今年1年は工事に着手することができないということでありまして、最低1年は今の状態で計画よりも遅れるということでございます。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 これは読み原稿の中でも述べましたが、3月議会では私がこの件に対しては反対討論したということがあります。それはそれとして、経費削減だということでの、今の旧西会津小学校を庁舎とするということに決定したわけではありますが、やはりいろんなことを考えてみますと、今まで6億円ですか、そしてこれから本格的な作業が始まるとなると、また7千万とか、1億円とかかかるということでもあります。私はそういうことであれば、これからの予想もできない費用がますます、想像できないことが重なるのではないかと。その中には引っ越しの費用額が入っているのかどうか分かりませんが、現段階では、やはり私は再三今まで質問させていただいた中で、反対ということの意思表示がありましたが、この文化財ということであれば、私はもう一度見直しする考えが必要ではないかと思いますが、その点の考えはいかがですか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 基本的な、これは庁舎建設の方針でありますから、これはこれまでも何度か具体的な図面まで提示をしながら、議会の皆さんにご理解をいただいてまいったところであります。今回、くしくもこうした文化財、埋蔵文化財の問題が出てまいりまして、町としては、これはやはり途中で終わることなく、しっかりとこの調査についてはやっていこうと。

そしてもう1つの案件は、これは計画通り、町の庁舎として旧野沢小学校は、これは増改築をしながら、ここに町の公舎をもっていこうという計画については、これは計画通り行ってまいりたいと思います。ただし、これは今ほど申し上げましたとおり、1年遅れになるということだけは明確にわかっていることでもありますので、議会の皆さんにもお諮りをしながら、このことについてご理解をいただきたいと思います。

経費の削減だけではなくて、やはりこうした町の公有財産をいかに有効的に活用するかということは、これが一番大事なところのポイントの1つでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 11番、青木照夫君。

○青木照夫 本当はこういう文化財ということの前に、やはり教育委員会で、そこはそういうものがあるよと、初めからやっぱりチェックがあったのかどうか、やはりいろんな面でそういう事業に対するチェック面の甘さがあったと、私は指摘せざるを得ません。今、オリンピックの競技場も白紙撤回、私は、できれば白紙撤回していただきたいと、答弁はいりません。最後もう少々。

最後の空き校舎についてであります。私は、これは確かにCランク、Dランクの中です。これは危険であります。これは使用できません。しかし私の申し上げたいことは、それをもし提供できたとしたら、その人たちの維持管理で全部やってもらおうと、その代わり町でそれは無償提供するというような条件があつての話であります。これは私の提案であります。すべてそういう危ないから何もできないというようなことの内容でありま

せん。その点、答弁いただけますか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 町としては、現在ある空き校舎については、そのまま利活用するということは、これはできない状況、できないというのは、これが介護施設とか、交流施設とか、人的に関わるような施設については構造上問題があるので、町としては責任をもってお貸しすることはできません。そのために、仮にここを全部取り壊し、整地にしたのちに、いろいろ貸与方法があると、あるいはそういうことでこれを利活用したいと、その土地を利活用したいということについては、受け入れをしていきたいなというふうに思っております。

○議長 11 番、青木照夫君。

○青木照夫 それでは、11 番、質問を終らせていただきます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 皆さん、こんにちは。13 番、清野佐一でございます。私は改選後初となる今定例会に 3 点ほど通告をしておりますので、順次質問をいたします。

その前に、去る 6 月 17 日にご逝去されました元教育委員長、故井上祐悦様には、本町の教育行政に多大なるご尽力とご貢献をしていただきました。心より感謝を申し上げますとともに、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

それでは質問に移ります。まずはじめに、子育て支援策の拡充についてであります。町では今日まで、少子化対策の一環として、出産祝金として 3 人目以降 50 万円、この内訳としては、生まれたときに 20 万円、2 歳の誕生日に 10 万円、小学校入学時 20 万円や、子育て医療費サポート事業、これは生まれてから 18 歳までの医療費自己負担分の助成であります。それから児童手当、これは 15 歳までとなっております。ほか保育所における延長保育や放課後児童クラブといわれている放課後の児童の健全育成事業など、各種事業が実施されております。加えて保育所等の保育料についても、認可保育所においては国の基準の 45 パーセント、へき地保育所においては 75 パーセントの軽減を行っていますが、保育所の児童数も毎年 30 人余の人数で横ばいの状況となっております。今後減少することのないように、対策をしなければならないと思っております。

私はこのたびの選挙の中で、人口減少、過疎化が進む本町の実情や、町民の抱えている将来への不安解消について訴えてまいりました。その中で、町では西会津町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定町民会議を設置し、地方人口ビジョンや地方版総合戦略の策定に入ったことや、今後への期待も含め話をしてまいりました。そして私は、伊藤町長が掲げる、住んでみたい、行ってみたいまちづくりについても、これが本当に実現すれば、まさに素晴らしいことだとも言ってまいりました。しかし私はそれも大事ですけれども、まずはそれよりも、今この西会津町に住んでおられる町民の皆さんが、住んでよかったと心から思えるまちづくりをすることがもっと大切だと話もしてまいりました。町長も先日の敬老会の中で同じ話をされております。そしてそのためには、小さい子どもたちから高齢の方々まで、それぞれの立場で抱えている問題、課題を思いやりの心と目線で考えていけば、自ずと答えは出てくると考えております。

そして、子育て世代の若い方たちへの支援を考えたとき、保育料が 2 人目以降は無料と雖も、2 人が同時入所という条件付きではなく、今こそ完全無料化にすべきと考え

ます。6月議会において、6番、猪俣議員の質問もあり、検討するとのことではありますが、今後、出生率アップの一助にするためにも、思い切った決断が必要と思いますが、いかがですか、考えを伺います。

次に農業政策についてお伺いいたします。昨年7月から8月にかけて大発生したマイマイガについては、秋にはいたるところに卵を産み付け、春には越冬した幼虫の大発生となり、防除対策に追われた日々でありました。通常であればこの時期には大量の蛾が飛び交うことが心配されましたが、幸いに現在のところほとんど見当たりません。聞くところによりますと、ウイルスに感染し死滅したとのことでもあります。結果として労せずして駆除ができたということで、ほっとしているところでございます。

さて、今年は例年になく高温の日々の連続であり、さらに梅雨入り後も降雨が少なく、川や堤の水利が枯渇するなど、農家にとっては大変な年となりました。このような状況の中、町ではどのような対応をされましたか。また、被害等があれば、どの程度かお伺いをいたします。

次に町政への取り組みについてに移りますが、その前に、去る7月17日に第7回臨時議会が開催され、西会津町地域連携販売力強化施設の整備工事請負契約の変更契約についての議案が提出され、議決をいたしました。この内容については、設計業者がよりっせの地質調査データや敷地の形状から、安定した地盤であると想定し、地質調査を実施しなかったためであり、設計に基づく深さでは支持基盤を確保できず、1,500万円余の追加工事が必要になったものであるとの説明でありました。町長からも反省とともに陳謝の弁があったところであります。

私は今回の事案については、今定例会の提案理由の中に織り込んで、協働のまちづくりの主役である町民の皆さんに、広く経緯、内容について説明すべきではなかったかと感じております。このことについては通告はしておりませんので、答弁は求めませんが、透明性のある町政を期待するものであります。

それでは、町政への取り組みについてのうち、プレミアム商品券の発行の成果については、3人の同僚議員が質問をしておりましたが、私にも町民から不満の声や批判の声が多く寄せられました。その内容としては、今までの3人の同僚議員の質問に集約されておりましたので、取り下げとさせていただきます。今後については、他地区町村の取り組みも参考にされ、今後、今回の教訓を十分に活かされるよう期待するものであります。

次に、デマンドバス運行の改善について質問いたします。私は6月の定例会において、定時路線バスへの運行改善を要望したところでありますが、経費等の問題により実現にはいたりませんでした。このデマンドバスについては、選挙期間中にも改善をしてほしいという声をいただきました。私は交通弱者といわれる方々への足の確保や利便性を図るのが公共交通の大きな役割だと思っています。そこで私は、土曜日や日曜日を除く週5日間のうち、1日を定時路線バスとして運行することを提案したいと思います。そして、今までできない理由を並べるよりも、どうしたらできるかということに知恵を絞り、西会津方式といえるデマンドバスの運行体系を確立してほしいと思いますが、いかがでしょうか。考えをお伺いいたします。

以上で私の一般質問といたします。明快なご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 13 番、清野佐一議員のご質問のうち、私からは子育て支援策の拡充についてお答えをいたします。

子育て支援策につきましては、私は就任以来、最重点施策の 1 つとして取り組んでまいりました。昨年策定しました総合計画の後期計画の中でも、認定こども園整備・子育てサービス充実プロジェクトとして、重点プロジェクトの 1 つに位置付けて取り組んでいくこととしております。これまでも、結婚祝金の支給、不妊治療や不育治療への助成、出産祝金の支給、乳幼児家庭子育て応援金の支給など、結婚期から出産期・保育期それぞれに各種支援策を講じているところであります。保育につきましても、延長保育の充実や乳児保育の拡充、一時保育事業の開始など、その時々保育ニーズに応える事業を実施しております。そのため、保護者の中からは、近隣の町村に比べて西会津町の子育て支援は充実しているという声も聞かれております。

ご質問の、保育料の無料化につきましては、現在、保育所同時入所児童 2 人目以降の保育料無料化を実施するとともに、保育料自体も国が定める利用者負担については、議員もご承知のとおり、水準より軽減しているところであります。このことから、さらなる保育料の無料化につきましては、公平な負担、将来的な財政負担など総合的に判断しながら、今後十分に検討してまいりたいと思っております。

いずれにしましても、人口減少への対策といたしまして、生み育てやすい環境をつくることは大変重要であると考えており、今後も保護者の働き方や生活環境等の変化にも対応できる支援施策の充実を図ってまいりますのでご理解をいただきたいと思います。

その他のご質問につきましては、担当課長より答弁いたさせます。

○議長 農林振興課長、玉木周司君。

○農林振興課長 13 番、清野佐一議員のご質問のうち、農業政策についてお答えいたします。

今年は 4 月後半から晴れの日が続き気温が高く、森野のアメダスのデータによりますと、4 月から 7 月にかけての平均気温が前年よりも高く、5 月からは降水量が少ない状態が続き、7 月の降水量は前年の 3 分の 1 程度でありました。このような中、5 月の春作業時に一部地域において水不足により田植え準備に支障が出ているとの情報が寄せられましたので、町では町内全域の主な用水路と各ため池の状況を巡回、確認を行いました。

その結果、特に上野尻地区のため池と大沼など数カ所において、例年の 3 分の 1 程度と極端に水位が低い状況となっていたことから、6 月以降 8 月末まで毎週巡回確認を行い、大沼からの放水を 7 月末まで停止・貯水してもらうなどのため池の管理や水稻生育段階に応じた、適時必要なアドバイスを行ってきたところでございます。8 月中旬からは、冷涼な気候となり、適当な降雨もあったことから、今年の灌がい期における用水は確保できたものと考えております。

次に、干ばつによる被害等についてであります。会津農業共済組合に確認したところ、奥川地区において水不足により田植えを断念した水田が 10 アール、1 反部ほどあったほか、田植えが遅くなり生育が心配される水田もあるとのことでした。

一方で、同組合が例年 9 月に行っている水稻損害評価調査には、8 月下旬の段階では町

内農家からの調査要望はないということですので、町内においては大きな干ばつ被害とはなっていないと認識しておりますので、ご理解をお願いいたします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 13 番、清野佐一議員のご質問のうち、デマンドバスの運行改善についてのご質問にお答えいたします。

デマンドバスにつきましては、高齢者などの交通弱者の交通手段、町内全ての集落へのバス運行、効率的で安全・安心な運行などを考慮し、平成 24 年 4 月より運行を開始してきたところであります。デマンドバス方式にしたことによって、バスが小型化となり、集落内に入れるようになり停留所が近くなった。週 1 回しか利用できなかった集落が、毎日利用できるようになった。1 日の利用本数が増えた。などの利便性が図られているとの声を聞いており、地域の実情に応じているものと考えております。

町といたしましては、限られた財源の中で最大の効果が発揮できる現行のデマンドバス運行体系が最善の方策であると考えており、定時定路線バスの運行につきましては、現在のところ考えておりませんので、ご理解願います。なお、引き続き、利用者のご意見等をお聞きしながら、さらなる利便性の向上を図り、より良い交通体系を構築してまいる考えでありますので、ご理解願います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 それでは再質問させていただきます。まず子育て支援についてであります、6 月の猪俣議員の質問においては、いろいろお金の問題等々が答弁としてされております。それらについては、これを実施して行く上にあたってのネックにはなっていないのかどうか、まずお聞きしたいと思います。2,400 万くらいのお金がかかるんだというようなことでありましたので、その財政的な面のそういう問題というのがクリアできるのかどうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 まずこのことは、総合的に判断をしなければならない課題であるということも何度か言ってまいりました。それは町全体の保健、医療、福祉、これにかかる計画と、今後将来的な財政負担、あるいは町民の皆さんから求める一般的な負担、こういった計画性のあるところでいろいろ検討しているところでございます。その福祉と医療等々について、保健もそうありますが、そうした中で、特に福祉的な子育てという 1 つの部分的な対応をみたときに、今ほど議員が申しましたけれども、保育料の徴収料で、だいたいどの程度皆さんに負担していただいているのかなとこう、皆さんというよりも保護者の皆さんですね。約 2 千万以上、2,400 万くらいはいただいている、それが無料化になれば、そっくり今度は、それが町の財政負担に、はっきり言えば転換されていくということになってくるわけでありまして。そうした場合、これ単年度だけではなくて、将来的にずっと、制度上設けた場合、それが財政的な負担になってくるわけでありまして、総合的な財政構造上の問題にも絡まってくるだろうということで、なかなかその有効的な、本当に人口減少に対する、他町村に対してインパクトのあるようなものを本当に提示をしたいという、そういう気持ちは私自身もあるわけですがけれども、なかなか今、そこまで踏み切れないでいるところについての窮状を理解していただきたいというふうに思っています。

そこで、今この問題を解決する前の段階として取り組んでいるのが、いわゆる子育て環

境の充実、拡充ということで、これは認定こども園、ようやく今年から、これは実施計画をもって取り組んでいくわけでありますので、まずこのことを先行しながら、そして負担等の問題について、その後もろもろな財政計画をいろいろ検討しながら、そういう時期になったときには、やっぱり政策上の課題として、きちっとこれを載せてまいりたいというふうに思っているところでありますので、来年以降、無料化するという、そういうことについて、今、明確に答えられないということでありますので、ただ、しかしこれは、まったく考えていないのかということではございませんので、そのところについてはご理解をいただきたいというふうに思っています。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 町長の言われた内情といいますか、気持ちはわかりました。一応、確認をさせていただきたいのは、やはり今、先ほど申し上げましたように、保育児童が 30 人余の、その 30 人台の人数でこうずっと横ばいだというような状況です。だからいろいろ無料化するのには、それが少なければ本当は負担が少なくてもいいかもしれませんが、対策として行うには、やはり早くやることが成果としては出るし、そのためにやらなければなんの意味もないというふうに思います。だから、その辺のところ、町長の思いというか、本気度というか、どの程度のお考えでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 このことは、かつて福島県選出の少子化担当の大臣がいたときに、このことを本気になって、国も当時、5 歳児無料化にしたいという大臣の考え方がありましたので、非常に期待感を持っていたわけであります。国が 5 歳児無料化することであれば、あとゼロ歳から 4 歳児は、なんとかこれ頑張りながら、地方でも、各町村でもやれそうだといいところについては、思い切ってやれる方法ではないかということで、その話、その思いというものを語ってきた経緯がございました。

しかし国では、なかなかその 5 歳児の無料化というところまで、現在いたっておりませんので、なんとかこの制度がそうしたところにうまく制度上のつかうようなものがないか、あるいはそういうことがどこかで、何か財政構造上、この財源をうまく活用できないかということで、もっと財政構造上検討していきたいというふうに思います。

ですから、私の思いとしては、やっぱり他の町村が 80 パーセントくらい無料化で終わっていたときに、ようやく西会津町もそこにのつかるというようなことではなくて、こういう人口減少の 1 つの大きなキーワードとして、やっぱり掲げていく段階においては、やっぱり西会津町のよさというものをうまく PR するには、こういう施策も私は重要な政策課題であるということを認識しておりますので、このことについては十分私としても政策上、本気になって考えてまいりたいというふうに思っております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 町長の本当の思い、聞かせていただきました。それで私としては、来年から保育所の、認定こども園の建設に入る。29 年度の春から開園、入所ができるというふうになります。私としては、そのタイミングで、無料化で西会津町認定こども園ができましたよということが、内外に向けての大きな PR、そしてまたインパクトも強いのかなと。そして、定住促進に大きなプラス材料になる。そして多分に私よく思っているのは、やはり

いろんなことを情報発信するのに、いかにマスコミにのっかると、そういうのにのっかって町をPRしてもらおうかということも合わせて考えたときに、そのタイミングが一番いいのかなというふうに、私なりに考えています。

あとはいろいろ財源等々言われました。一問一答ですから、まずそのことを先にお聞きしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 これ課内で、町長、勝手にそういうことを言ったから、これから予算を組むときに、非常に困ってしまうというようなことを言われないように、しっかり課内、庁内で検討していきたいというふうに思っていますが、そういう思いを持ちながら、ぜひいい時期にこうしたインパクトのあるような西会津町の子育て環境というのは、やっぱり充実しているということを言われるように、早期な時点でやっぱり考えていく必要があるだろうというふうに思いますので、そのところについては、あと何年後かということと言われてしまいますと、議員がおっしゃるような時期が非常に有効的なのかなとも思っておりますので、ただ、そのことは実現するかどうかということについての明言だけは避けていたいというふうに思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 財源ということで、このまま提案というか、申し上げたいと思いますのは、やはり一番期待できるのはふるさと納税だなと思っています。皆さまご存知のように、もう近隣の村では、もう3億を超えたというような話もあるわけです。本町においては、4月の当初予算で100万、6月で補正で400万プラスして500万。やっぱりここに、本当にやる姿勢、取り組む姿勢が見えてこないのではないかなと思うわけです。せめて千万単位、結果、あのかとき町長の答弁の中では、少なくともいい結果を出すんだというような話もございました。そうではなくて、やっぱり目標を高く掲げて、一生懸命やれば、誰も何やっているんだとか、そういう批判的なことは言わないと思います。そういうところに私は積極的に取り組んで、これを子育てに使うんだと、あれがふるさと納税で5千万、仮に寄付があったと、今30パーセントですけれども、仮に5割返礼をしたと、そうでも2,500万。そういうのをやはりちゃんとした目的を持って使えるのであれば、大いにそれに賛同していただける方がどんどんおられるんじゃないかというふうに思います。いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 ふるさと納税のそうしたところへの、新たな財源の確保というのは、これはまったくそのとおりだと思います。しかし真水で、5千万、1億というようなことは、非常にこれは難しいんであります。例を出して言うわけではありませんけれども、直接、今、米で売って、2億、3億あげている湯川の村長さんと話をしましたけれども、これいくらくらいと言いませんけれども、そんなに財源的に、村財源で入ってくるわけでは決してありません。それはほとんど農協を通し、主として住民の皆さんに還元している部分が多いんですと、こういう話でありましたので、新たな財源の確保の一部を活用するということはいいい考えでありますから、ただ、西会津町の場合について、真水で5千万、1億集まる、そのぐらいの勢いを持ってやるということは、これ確かに必要でありますので、今、話変わりますが、ふるさと納税に対する取り組みも、いよいよパンフレット等も、態勢もでき

つつありますので、これは議員の皆さんにもご提示を申し上げ、今後、主とした財源が捻出された暁には、やっぱりこういったことについても有効活用になるのかなと、これは大いにその考え方には賛同していきたいというふうに思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 取り組む姿勢、いろいろなことで私も今までも言ってきたのは、とにかくやることだと、取り組むことだ、そしてそこに反省があって、またいろいろその反省に基づいて取り組んでいくということを申し上げてきましたので、今後に期待をして、積極的な取り組みの姿勢を見せていただければというふうに思います。

次に農業政策について伺います。ただいまご答弁いただきました中に、本当に水利のいろいろな不便というか、窮をしたことがあったけれども、実質、被害という形のは、今のところはないということでありました。私も今回のこの暑さ続きの中で、どうなっているんだろうかなと、自分の家の田んぼも結構干てましたから、よそも干ているんだろうと思ったりして、またいろいろなそういう水利、ほかの話も聞いたりして、堤が空っぽになってしまうんだというようなことがありました。役場にもおじゃましたときに、どうですかというようなことで聞いたら、今の課長の答弁と同じく、実質、今、稲が枯れてしまうとか何かというような、そういうようなことはないというようなことでありました。

それでいろいろ話を聞くと、役場内でいろんなところを巡回をして、調査もして歩いているんだというようなことでありました。だから私とすれば、そうであれば、そういうことをやはり町民の方にお知らせをして、こんなことで巡回をしていますとか、何か被害ないですかとかっていう、そういうことがあれば、結局、役場で一生懸命やっているんだなと、町が一生懸命やっているんだなということが伝われば、こういろんな理解にも、町と町民の方の理解も深まる、信頼関係も生まれるというふうに考えます。ですから、今後いろんなこと、どんどんPR、PRとまではいわなくても、実績、こういこうことをやります。やりましたというようなことは、町民の方にお知らせしたほうがいいんじゃないかというふうに思います。

そこで、いろいろこの天気、やはり去年もだいたい同じような節に同じように水が少なくなるというようなことで、まさに地球温暖化の影響ではないのかなと私なんか思いますが、毎年のように豪雪対策をつくって、大雪が降っているにも関わらず、水がその節になるとなくなってくるということで、春先の気温の高いので、どんどん雪が消えて、その保水力にも影響が出ているのかなというふうに思います。

それで、私なりに考えてみましたのは、今の例えば堤で、自然水利の川の場合はどうにもなりません、堤であれば、今までよりも計画的な中でかさ上げをしていくと、貯水量を増やすというような、将来的な展望に立って考えてみてはどうかなというふうに思います。それはやはり、その集落、またその地域の、今後の農業に対するいろんな担い手なり、いろんな方向付けがちゃんとしていないと、それは計画立てても無理なことなんです、それらも含めて調査をしたり、それらの取り組む、金のかかることでありますから、これは町長にお願いしたいんですが、そのようなこと、将来的、今すぐ来年からかさ上げなんというのはしょうがないですが、そういうのを付けて、農業に対する考え方と合わせて伺いをしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今回は渇水時期も重なって、いろんなところから相談を受けた1つに、野尻方面、群岡方面からの話が具体的にあったわけであります。はっきり言えば、大沼、小沼が渇水のとくに、阿賀川が満杯に水があるんじゃないかと、それでその水を使うことができないのかと、もういよいよ苦肉の策であれば、その水をポンプアップして、そしてそれを有効に活用すれば、一気に解決するんじゃないかという話であります。担当課のほうに、あの水の水利、活用というのは、私もそういうことは同感だと、そういうことは即できないものかということで、実際これを調査をさせました。

そうしたら、やはり阿賀川の水というのは発電所うんぬんの問題だけではなくて、その水利権を持っているところの承諾を得なければならないということで、それをやっている、このいろんな団体がありますから、それをクリアしていくには半年以上かかってしまって、今の間に合わない、今年であればもう米づくりもほぼ、とり入れも終わってしまうということでありましたので、そして、またそれを具体的にしていくためには、これどういうところをまず乗り越えていかなければならないのかというところもございましたので、実現にはいたりませんでした。

それで、阿賀川の所長も、局長も町長室に訪れますので、そのときにもこういう話を出しましたらば、非常にそれは難しい話でありますけれども、どういうふうにしたらいいのかということについては、私のほうとしても十分その検討をしてみたいという話もされておりました。ただ、それは来年以降、実現するかどうかというのは、これはまた別な話であります、そういうところまで、今回の渇水の問題というのは出ていたというのは事実でございます。

今ほどおっしゃいました、確かに沼とか、そういったかさ上げをして、満杯に水を貯えて、一朝有事の際には使うということでありましようけれども、ただ、それが貯水量と、その溜めの安全性というのは、多分に私はあるんじゃないかというふうに思いますので、現在、溜めの、あるいは堤防、その他のことの安全上の問題もありますので、安易にそれを、かさ上げをしていいかどうかということは、これは基準上の問題もありますので、貯水量との関係もあるかと思しますので、その安易に、ここでそうだ、そうだということにはならないのかなというふうに思いますが、1つの方法でもあるのかなというふうに思います。

あとPR関係でありますけれども、確かに災害とか、あるいはそれに類するものについては、もうすぐさま各町民の皆さんに、一般的にお知らせをしておくわけですが、こういう渇水時期になりましたときに、対応策というのはなかなか見つからないわけであります。水がすぐそこに湧くというわけでもございませんので、そうしたことへのいろんな対策、あるいは相談の窓口開設等々について、もしそういうことが手薄だったということであれば、来年以降、しっかり担当課のほうで、そういった問題についてもいち早く対応するように申し上げて、指導していきたいというふうに思います。

いずれにしても、今年、全体的な作況指数や作柄状況をみると、ほぼ平年になっているということでありますので、ある意味では、今年はまず一安心しているところでありますが、いずれにしても、こういったもろもろの農業対策の、天候に左右されますから、十分

そういったことについては意を持って対応してまいりたいというふうに思っています。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今、町長がPRについて言われましたけれども、それは何も、しないのが悪いんじゃないくて、せっかく皆さんがそれだけやっているのに、お知らせして、その内容を知ってもらったほうがいいんじゃないんですかということです。

それで、今そういうかさ上げの問題、あとは水利の問題なんですけど、実は今、概算要求終わったのかな、の中で、農業の整備事業というようなことが、そういう事業が農水省の事業でありまして、それらは、結局これからの農業の足腰を強くするための、コスト削減のために基盤整備をしようとか、あるいは老朽化した水路、補修や更新というようなことをやろうとして、今、予算を請求するというようなことであります。これも金額的に、ある時期下がってしまったので、それをここ3年くらいの間に満額というか、かなり額を上げて、いろいろそういうふうに対応しようというような、今、話があります。これは、やはり今、私たちの町、基盤整備やってもう25年余ですか、過ぎているわけです。いろんな水路関係も傷んでいる。今のこの水不足もそうですが、結局ちゃんとした水路が、ちゃんとした形で流れれば、無駄な水もなくなる。そして有効活用というか、利用ができる。というようなことも合わせて考えますと、今のうちから、やはりある程度の計画を立てながら準備をしていただければというふうに思います。

あとこれは土地改良事業、町なり改良区なりの事業と取り組んでいただくようになると思いますが、それらもやはり改良区と連携をよくしていただいて、やっていただければと思いますけど、いかがでしょう。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 今お隣の喜多方市をみますと、第2次改良事業に取り組んでいるところがござります。ですからもう、今は1町歩くらいずつ大型化をする。それでそれには、ある意味では条件として、農業法人化を図ると、そして土地の集約も図っていこうということで、ある意味では省力的な、あるいは農業法人化をして、耕作全体をみていく、つくっていない土地をないように整備をしていくというのが進められております。

今、現時点で西会津町にそういう事業が今後必要かどうかというのは別にしても、ただ、今、議員ご承知のとおり、改良区においては、もっとこの解決しなければならない土地の問題がまた抱えているところでございますので、これがやっぱり整理しないうちに、新たな第2次農業基盤整備ということに入るというのは非常に難しいなというふうには思っています。

ただいづれにしても、今の水路とか、あるいは今後必要な要素、多分に今、水土里事業でいろんな箇所については、手直し工事も含めて行っているところでございます。今、そういったことから、もっと将来的に、これではどうしようもないということで、新たな段階に入った時点については、農家の皆さん、あるいは水土里事業の中で、それ以上の枠の拡大も含めながら、全体の土地の有効活用も含めて検討していく時期もくるのかなというふうに思っていますが、今の土地改良区の中においては、解決しなければならない課題をまず解決をしながら、その後に対応していかなければと考えております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一　いろいろ事業をやる前に、やはりある程度の準備をして、そういう事業があるといったときには、すぐ手を挙げてできるような態勢づくりもお願いしておきたいと思っています。

次に、デマンドバスについてお伺いしたいと思います。これについては、今までお金の問題等々でできませんということでありました。また今回は、そのお金の問題までは出てこなかったんですが、できませんというようなことでもあります。やはり私、町長にお伺いしたいのは、町長が選挙に出られたときに、福祉タクシーを走らせるというか、を導入するというようなことも言われ、そしてまた、このたびの敬老会の中でも、福祉の町というか、福祉に力を入れてやるんだというようなことも強調され、やはり今、高齢の方が自分の足となる公共交通機関を使って野沢に行きたい、診療所に行きたいというふうに、デマンドバスでやったけれども、やはりそれではどうにもならないというか、いろんな不便というか、煩わしさがあって、どうにかその定時路線バス、できないかという切なる思いなんです。

ですから、今まで、乗っていて、ただ、極端な話ですよ。これがお金がかかって、こっちが高い、こっちが安いからどうだこうだと、そういう話ではないんです。本当に使ってよかったなというところには行っていない部分もありますので、その辺は、本当に高齢化の方への思いを考えていただいて、敬老会も本当にいい敬老会でありました。でも敬老会だけが高齢者に対する感謝の気持ちじゃないんです。日々敬老会だと思って、やっぱり福祉の向上といいますか、福祉に対する、町民の福祉の向上に対して、いろいろ心を応えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

○議長　町長、伊藤勝君。

○町長　町全体で福祉を考えるというのは、行政だけではなかなか、これは完全に網羅することはできないというふうに思っています。そこで、いつも私も言っているんですが、自助、公助、共助、いわゆる自分できるところは自分でやっていただく、それで、公でやるものについて、これは町としてやる場所については、しっかり町としてやりたい。そして共助、いわゆる共同で、互いに助け合っていかなければならないところは、お互いに助け合っていきましょう。こういうことでなければ、この福祉社会、あるいはいくら町で福祉、福祉と言っても、互いにそれが連携しあっていかなければ、なかなかそれはうまく回っていかないのではないかなというふうに思っています。

そこで、いわゆる私から考えてみれば、50人乗りのバスが小さな集落まで入れないところに、大路線だけでずっと1週間、毎日でもいいんですがまわって行っただけで、果たしてそれが現在の福祉の、あるいは高齢者のためになるかどうかということだと思います。例をあげて、こういってはなんでありませうけれども、例えば小杉山とか、あるいはいろいろこう大型の入れないところにおいては、電話をかけていただければ、そこにデマンドバスが出向くわけでありませう。それがいいということで、やっぱり多くの皆さん、あるいは高齢者の皆さんから、最初は電話をかけるのは、ある意味では苦痛であったけれども、今は、慣れてしまえば、むしろそのほうが私は非常にいいということで、そういう意見、声もたくさん聞かれておりますし、また、デマンド以外の、それは通常、議員が言われた1週間に1回ずつ循環型を取りいれたらということについて、これについてそういう要望が

各地域ごとにあるのかどうなのかと、率直にこれを言ってくださいということで、担当課長を踏まえて、この答弁を練るにあたっても、直接、私から言いましたらば、町のほうには直接そういう話はございませんと、そういう話でありました。それは1本もないのかと、そうしたら、今のところはまったくありません。こういう話であったわけであります。

それで、それはそれぞれの方々の方々にまわって、皆さんからお話を聞いていけば、これプラスアルファ、これプラスこういうふうにあったほうがいいということは多分に私はあると思うんです。しかし、それをすべてこれ公助、いわゆる町の施策の中で取り入れた場合について、私は財政の問題うんぬんでありませんけれども、なかなかそこまでは到達はできないのではないかというふうに思いますので、それはお互い自立できるところは自立をし、そして共同でやれるところは共同でぜひお願いをしたいなというふうに思っているところであります。

取り入れてまだそんなに時間も経ってございませんので、これに対していろいろな課題もありましようけれども、なんとか町民の皆さんで支え合いながら、有効的に活用する方法を全体でやっていただければ、非常に町としてはありがたいなというふうには思っています。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 定時路線バスを出してくれというのは、電話をかけられないから出してくれと言っているんです。その方が苦情で電話かけられますか。それで、やはり1回試行的にやってもみないで、ただできませんという答えだけで、私は納得はできませんけれども、高齢者に対する言葉だけではなくて、本当に福祉の町、そういうことになれば、そのような姿勢でもって取り組んでいただきたいと思います。最後に一言お願いします。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 私は、そうした方々がいるということは否定いたしません。目の不自由な方、あるいは耳が不自由な方、身体が不自由な方、そしてなかなか、これは電話をかけるにしても非常に難しい方というのは、私は町民の中にはたくさんおられると思います。だからこそ、その集落なり、隣近所であったりなりして、都会にはない、この町だからこそ、こういったことを地域の中で支え合えっていけるんだと。お互いにそれは共同で支え合っていきましょうよと、そういった方々に対する手をどう差し伸べていただくかということも、私はある意味では、これは地域に対してお願いすべきところではないのかなというふうに思います。

それでも、なおかつどうしようもないということであれば、そういう方をまったく見捨てるということではありません。じゃあそういった方々について、このバス利用というときについては、どういう方法があるか、そのことについては十分町としても、これはご相談に乗りますし、また定時的に、仮にですよ、うかがって、いつ、1週間のうちにこの日とこの日は迎えに来ていただきたいという予約制であれば、ちゃんとその予約に応えられるような対応も取っていけるわけでありますから、そのところはお互いに、それぞれ助け合う、そういう精神を持って取り組んでいただくということも、私は1つのあり方なのかなとこう思っております。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一　　本当に町長が今まで、敬老会やいろんなところで言われてきた、そういう福祉についての思いを、やはり政策にちゃんと反映させていただいて、整合性のある町政を期待して、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長　　以上をもって、一般質問を終結いたします。

　　以上で、本日の日程は全部終了しました。

　　本日はこれで散会いたします。（１４時４５分）

平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月9日（水）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 建設水道課長     | 成 田 信 幸 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第6号）

平成27年9月9日 午前10時開議

開 議

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第3号  | 平成26年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第2  | 議案第4号  | 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第3  | 議案第5号  | 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第4  | 議案第6号  | 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第5  | 議案第7号  | 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 議案第8号  | 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7  | 議案第9号  | 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第8  | 議案第10号 | 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第9  | 議案第11号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |

日程第12 議案第14号 平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について

日程第13 議案第15号 平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について

延 会

(各常任委員会)

(各常任委員会会場)

○総務常任委員会……〔議員控室〕(第1会議室)

○経済常任委員会……〔議会委員会室〕



○議長 おはようございます。平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程に入るに先立ち、諸報告をいたします。

農業委員会会長、佐藤忠正君から欠席する旨の届出がありましたのでご報告いたします。

日程第 1、議案第 3 号、平成 26 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 13、議案第 15 号、平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでを一括議題といたします。

職員に議案を朗読させます。

議会事務局長、渡部峰明君。

(事務局朗読)

○議長 議案第 3 号から議案第 13 号までの説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 おはようございます。それでは、議案第 3 号、平成 26 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、議案第 4 号から議案第 13 号までの各特別会計歳入歳出決算の認定についてをご説明申し上げます。

説明に先立ち、提出いたしました書類、資料のご確認をお願いいたします。まず、地方自治法及び同施行令に規定されております議会への提出資料といたしまして、平成 26 年度西会津町歳入歳出決算書、同じく歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書であります。なお、説明資料といたしまして、主なる施策の執行実績調書、こちらの横長のものがございます。西会津町一般会計決算の状況、この縦版のものでございます。及び予算の執行実績調書、起債の状況、こちらの書類を提出しております。

それでは、一般会計の財政状況について ご説明申し上げます。一般会計決算の状況、こちらの書類のほうをご覧いただきたいと思えます。縦長のものであります。薄いものであります。

まず、1 ページであります。歳入決算の状況であります。

平成 26 年度一般会計の歳入総額は、75 億 7,654 万 4 千円で、前年度と比較し 10.4 パーセントの増となりました。構成比では、9 款地方交付税が全体の 40.5 パーセントを占めており、続いて 13 款国庫支出金が 12.5 パーセント、20 款町債が 11.8 パーセントなどとなっております。1 款町税は 8.1 パーセントとなりました。なお、地方交付税の推移でございますが、2 ページに記載のように、前年度と比較し、普通交付税は 1.5 パーセントの減額となりましたが、特別交付税は 18.4 パーセントの増額となりましたことから、合計では 1.3 パーセントの増額となっております。

次に、歳出について申し上げます。3 ページをご覧ください。

歳出決算の状況であります。平成 26 年度の歳出の決算額は、72 億 7,576 万 2 千円となり、前年度と比較し 8.9 パーセントの増となりました。目的別決算額の構成比は、2 款総務費が 23.6 パーセント、続いて 10 款教育費が 21.3 パーセント、3 款民生費が 15.9 パーセントとなっております。西会津小学校新校舎新築事業がありましたことから、10 款教

育費が前年度より増額となったところであります。

4 ページをご覧ください。

性質別決算額であります。こちらでも普通建設費が西会津小学校新校舎新築事業などにより、前年度より増額となっております。経常収支比率につきましては、財政構造の弾力性を示す指標であります。普通交付税の減額などにより、昨年度より 1.2 ポイント増の 84.2 パーセントとなりました。

次に 5 ページの決算収支の状況をご覧ください。

歳入総額から歳出総額を差し引いた歳入歳出差引額は、3 億 78 万 2 千円となり、ここから翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は、1 億 9,140 万 6 千円の黒字となりました。さらに、前年度の実質収支を差し引いた単年度収支も 4,104 万 8 千円の黒字となりましたが、ここから、財政調整基金からの取崩額を差し引き、積立金を加えた実質単年度収支につきましては、2 億 440 万 9 千円のマイナスとなったところであります。なお、平成 26 年度は、庁舎整備基金に 3 億円の積立をしております。この積立をしなかったと仮定しますと、実質単年度収支は 9,560 万円ほどの黒字となったところであります。

次に 6 ページの公債費比率等の状況をご覧ください。

公債費比率、公債費負担比率、準公債費比率は、いずれも前年度より数値が好転しております。

次に、地方債年度末現在高であります。71 億 6,796 万 7 千円となりました。地方債の借入に当たりましては、元利償還金が地方交付税で交付される割合の多い起債を優先的に活用しており、償還額の 77.1 パーセントが普通交付税に算入されましたので、町の実質一般財源負担率は 22.9 パーセントとなります。債務負担行為、翌年度以降支出予定額は、債務負担行為を定めておりました西会津小学校新校舎新築事業など 3 事業が平成 26 年度で完了しましたことから、翌年度以降の支出予定額は減額となりました。

次に健全化判断比率の状況をご覧ください。

実質赤字比率、連結実質赤字比率及び資金不足比率につきましては、比率は算定されませんでした。また、実質公債費比率、将来負担比率とも、全て適正值の範囲内であるとともに、数値は年々好転しております。

それでは議案第 3 号、平成 26 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

なお、決算の認定の対象となりますのは歳入歳出決算書であります。歳入歳出決算の主な内容につきましては、主なる施策の執行実績調書で説明をさせていただきたいと思っておりますので、ご了承をお願いいたします。こちらの横書きの資料となります。

また、税等の収納率、不納欠損額、収入未済額、翌年度繰越額等につきましては、事項別明細書に記載してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

それでは主なる施策の執行実績調書の 1 ページをお開きください。

まず 1 款町税、1 項 1 目個人町民税は、1 億 6,976 万円で、前年度と比較し 498 万 3 千円の減となりました。収納率は 97.84 パーセントです。同じく 2 項 1 目固定資産税は、3 億 4,279 万円で、前年度と比較し 222 万 1 千円の増となりました。収納率は 91.09 パーセントです。なお、町税に係る不納欠損額は、602 万 2,329 円、件数で 344 件となりました。

前年度に比べ、金額で15万5,706円の減、件数で16件の増となっております。また、町税全体の収納率は94.10パーセントとなり、前年度を0.46ポイント上回りました。

次に、6款1項1目地方消費税交付金は、平成26年4月に地方消費税を含む、消費税の税率が引き上げられたことから、前年度と比較して1,425万1千円増の7,445万円となりました。

7款1項1目自動車取得税交付金は、1,131万9千円となり、前年度より1,267万1千円の減です。

9款1項1目地方交付税は、30億6,410万5千円となり、前年度と比較し4,078万3千円の増となったところであります。

2ページをご覧ください。

11款分担金及び負担金、2項2目民生費負担金は、保育所運営費負担金などの増により、前年度に比べ293万7千円増の1,972万9千円となりました。

12款使用料及び手数料は、1項1目総務使用料9,219万9千円、1項5目土木使用料4,328万7千円などです。

13款国庫支出金、1項3目教育費国庫負担金は、西会津小学校新校舎新築事業に係るものであり、4億1,509万3千円となりました。同じく2項1目民生費国庫補助金は、前年度より3,801万1千円増の4,500万2千円となりました。増額となりました要因は、臨時福祉給付金給付事業及び子育て世帯支援臨時特例給付事業などによるものです。同じく2項3目農林水産業費国庫補助金610万1千円は、商業団地に整備中の地域連携販売力強化施設の実施設計に係る補助金であります。

3ページをお開き願います。

13款2項5目教育費国庫補助金は4,791万円となり、前年度より4,531万6千円の増となりました。主な内容であります、学校施設環境改善交付金は西会津小学校新校舎のグラウンド整備などに対する補助金です。防災対策推進学校施設環境改善交付金は、西会津中学校天井等落下防止対策事業に対する補助金であります。同じく2項6目総務費国庫補助金は、3,378万6千円となり、前年度より1億246万2千円の減となりました。減額となりました要因といたしまして、平成25年度は、地域の元気臨時交付金が交付されており、この分が減となったことなどによるものです。

14款県支出金、2項1目総務費県補助金は、9,240万2千円となり、前年度と比較し9,187万8千円の減となりました。減額の要因といたしましては、再生可能エネルギー導入等防災拠点支援事業補助金の減額などによるものです。同じく2項2目民生費県補助金は、前年度と比較し1億354万1千円増の1億3,517万4千円となりました。主なものといたしましては、小規模介護施設等緊急整備特別対策事業補助金などであります。

4ページをご覧ください。

14款2項5目農林水産業費県補助金は、前年度と比較し2,105万8千円増の1億6,048万5千円となりました。主なものといたしましては、中山間地域等直接支払交付金や森林整備加速化林業再生基金事業補助金、これは西会津小学校新校舎バイオマスボイラーの補助などであります。同じく2項8目教育費県補助金は、公立学校等校舎内緊急環境改善事業補助金、内容は、西会津中学校の空調整備設置事業に対する補助金であります、この

補助金などにより、前年度と比較し1,045万5千円増の1,080万4千円となりました。同じく3項4目土木費委託金は、前年度より2,105万8千円増の4,666万9千円となりました。国県道除雪委託金の増などによるものであります。

5ページをお開き願います。

15款財産収入、2項2目物品売払収入は1,466万7千円となりました。公用車や除雪機械等の売払いによるものであります。

16款寄付金、1項2目ふるさと応援寄附金は、116万6千円で、前年度に比べ17万4千円の増となりました。寄附件数は36件であります。

17款繰入金、2項1目財政調整基金繰入金は、前年度と比較し2億7,984万3千円増の6億4,984万3千円となりました。

19款諸収入、5項4目雑入は、前年度より3,471万5千円増の5,860万4千円となりました。歳入の主なものといたしましては、6ページになりますが、後期高齢者医療療養給付費負担金の過年度返納金、次世代自動車充電インフラ整備促進事業補助金、コミュニティ助成事業補助金などがございます。

20款町債、1項2目過疎対策事業債は、前年度と比較し2千万円増の6億10万円となりました。同じく1項7目全国防災事業債5,450万円は、西会津中学校天井等落下防止対策事業に充当した起債であります。

以上、歳入総額75億7,654万4千円となり、前年度と比較し7億1,283万2千円の増となったところであります。

7ページをお開き願います。

歳出です。主な事業につきましてご説明申し上げます。

2款総務費、1項5目財産管理費は、7億8,780万2千円となりました。主な事業といたしまして、財政調整基金への積立金4億438万6千円、庁舎整備基金への積立金3億11万円などであります。なお、決算年度末の財政調整基金の現在高は11億3,301万1千円、庁舎整備基金の現在高は4億5,531万8千円となっております。同じく1項6目企画費は、3,672万9千円となりました。主な事業といたしまして、杉山地内における携帯電話等エリア整備事業や木質エネルギー地産地消計画策定事業などであります。同じく1項8目自治振興費は前年度より1,297万4千円増の2,693万5千円となりました。増額となりました要因といたしましては、町政施行60周年記念事業及びコミュニティ育成事業補助などによるものでございます。

8ページをご覧ください。

2款1項10目ふるさと振興費は、1億6,153万7千円となり、前年度に比べ2,431万5千円の減となりました。主な事業につきましては、さゆり公園や温泉施設の管理業務委託料、地域おこし協力隊配置事業のほか、前年度からの繰越事業であります、道の駅電気自動車急速充電器設置工事などであります。

9ページをお開き願います。

3款民生費、1項1目社会福祉総務費は、1億7,606万円となりました。主な事業といたしまして、国民健康保険特別会計事業勘定及び診療施設勘定への繰出金などあります。

10ページをご覧ください。

3 款 1 項 3 目老人福祉費は、前年度と比較しまして 8,012 万 4 千円増の 4 億 9,608 万 8 千円となりました。主な事業といたしましては、介護保険特別会計繰出金及び後期高齢者医療療養給付費負担金のほか、前年度からの繰越事業であります、小規模介護施設等整備補助金などであります。同じく 1 項 5 目臨時福祉給付金等給付事業助成費 3,961 万 6 千円は、平成 26 年度に消費税率が引き上げられたことに伴い新設されました、臨時福祉給付金及び子育て世帯臨時特例給付金にかかる経費であります。

11 ページをお開き願います。

3 款 2 項 2 目児童措置費は、2 億 5,781 万 1 千円となり、前年度と比較し 2,780 万 7 千円の減となりました。主な要因といたしましては、児童手当や保育所業務委託料が減額となりましたほか、平成 25 年度は保育所駐車場整備工事がありましたことから、この事業費分などが減少したものであります。

4 款衛生費、1 項 1 目保健衛生総務費は、2 億 4,091 万 7 千円となりました。主な事業といたしまして、水道事業会計及び簡易水道等事業特別会計への繰出金などであります。

12 ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 5,186 万 1 千円の主な事業は、緊急雇用創出基金事業であります。

6 款農林水産業費、1 項 3 目農業振興費は、1 億 6,169 万 7 千円で、前年度と比較して 3,244 万 3 千円の増額となりました。主な事業といたしましては、中山間地域等直接支払事業や青年就農給付金事業補助金、前年度からの繰越事業であります地域連携販売力強化施設実施設計委託料などあります。

13 ページをお開き願います。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費は、3,918 万 9 千円となりました。企業誘致計画策定委託料、中小企業振興資金融資制度貸付金、商店街街路灯 LED 化事業補助金などが主なものであります。

14 ページ、8 款土木費、1 項 2 目道路維持費は、2 億 5,289 万 4 千円となり、前年度と比較し 1 億 176 万 3 千円の減となりました。前年度は除雪機械 10 台分の購入費があり、この分が減となりました。一方、除雪費は 7,539 万 7 千円の増となったところであります。同じく 1 項 4 目橋りょう維持費は、1 億 6,822 万 1 千円で、前年度より 1 億 2,541 万 1 千円の増となりました。主な事業としましては、前年度からの繰越事業であります、明神橋耐震補強工事及び川浦橋橋りょう補修工事などがございます。同じく 3 項 3 目都市再生整備計画事業費は、2,078 万 7 千円となりました。町道上原中央線新設事業に伴う用地購入費及び立木等補償費などあります。

15 ページをお開き願います。

9 款消防費、1 項 3 目消防施設費は、732 万 2 千円となり、前年度と比較し 5,961 万 8 千円の減となりました。前年度は防火水槽 6 基分の整備費や消防ポンプ自動車購入などがあり、この事業費分などが減額となったものでございます。

10 款教育費、1 項 2 目事務局費であります。前年度と比較いたしまして 3,937 万円の減となりました。前年度は、小中学校交流基金及び新田正夫教育振興基金へ、それぞれ 2 千万円ずつの積立をしており、この分が減額となったものでございます。同じく 2 項 3 目

小学校費の学校建設費は、前年度と比較し 5 億 5,422 万 5 千円増の 10 億 8,364 万 6 千円となりました。西会津小学校新校舎新築事業に係る工事費などであります。

16 ページ、同じく 3 項 1 目、中学校費の学校管理費は、前年度と比較し、1 億 1,832 万 1 千円増の 1 億 4,269 万 8 千円となりました。主な支出内容は、空調設備設置事業及び前年度からの繰越事業であります天井等落下防止対策事業などです。

17 ページをお開きください。

12 款公債費、1 項 1 目公債費元金は、6 億 5,140 万 8 千円となり、前年度と比較し 1 億 2,742 万 7 千円の減となりました。平成 25 年度は、償還元金の通常分に合わせ、約 1 億 3 千万円の繰上償還を実施したことから、この分が減少したものでございます。

以上、一般会計の歳出総額は、72 億 7,576 万 2 千円となり、前年度と比較し 5 億 9,330 万 2 千円の増となったところでございます。

次に、各特別会計の決算についてであります。引き続き、主なる施策の執行実績調書によりご説明を申し上げます。

19 ページ、20 ページをお開き願います。

議案第 4 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成 26 年度におきましては、用地の売却はございませんでした。現在、保有しております用地は、2 万 6,781 平方メートルとなっております。

それでは、歳入であります。2 款 1 項 1 目の繰越金のみで、歳入総額は、1 万 8 千円となりました。

20 ページは歳出であります。歳入はありませんでしたので、歳入歳出差引額は 1 万 8 千円となり、実質収支額も同額となっております。

21 ページをお開き願います。

議案第 5 号、平成 26 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

現在、商業団地におきましては、平成 28 年中のオープンに向けまして、地域連携販売力強化施設の施設整備を実施しておりますが、平成 26 年度は、実施設計を行ったところがあります。また、施設の設置条例を制定いたしますとともに、施設の管理にかかる指定管理者を指定いたしました。

では、歳入であります。2 款 1 項 1 目繰越金 1,347 万 2 千円が主なものであります。歳入総額は 1,347 万 9 千円となりました。

22 ページは、歳出です。

歳入はありませんでしたので、歳入歳出差引額は 1,347 万 9 千円となり、実質収支額も同額となっております。

23 ページをお開き願います。

議案第 6 号、平成 26 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成 26 年度におきましては、1 区画の分譲があり、残る区画数は 16 区画となりました。なお、平成 25 年度から住宅団地購入費補助をはじめとした住宅整備に係る補助制度を導入

し、販売促進に努めております。

まず、歳入でありますが、2款2項1目、不動産売払収入749万8千円が主なものであり、歳入総額は783万5千円となりました。

24 ページ、歳出におきましては、分譲促進謝礼、団地内修繕料などが主なものであり、歳出総額は263万3千円となりました。

歳入歳出差引額は、520万2千円となり、実質収支額も同額となっております。

25 ページをお開き願います。

議案第7号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成26年度の主な事業といたしまして、芝草地内の管きょ布設工事や、堀越地内の舗装本復旧工事などを実施いたしました。

決算年度末の野沢処理区及び大久保処理区を合わせた接続人口は前年度末より30人減少し、接続率も、0.2ポイント減少して58.4パーセントになりました。

では、歳入でありますが、主なものといたしまして、5款1項1目一般会計繰入金が1億976万円で、歳入全体の55.3パーセントを占めております。そのほかの収入として、下水道使用料、施設整備に対する国、県の補助金及び起債などであり、歳入総額は1億9,861万6千円となりました。

26 ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費、3,519万9千円は、施設の管理運営経費であります。

2款1項1目下水道施設費は、6,839万3千円で、野沢処理区管きょ布設工事などが主な内容であります。

歳出総額は1億9,455万円となり、歳入歳出差引額は406万6千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

27 ページをお開き願います。

議案第8号、平成26年度西会津町農業集落排水処理特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

本事業では、小島・森野・宝川・白坂・笹川・野尻の6処理施設を管理運営を行っております。これら6地区の決算年度末の接続人口は、前年度末より21人減少いたしましたが、接続率は0.5ポイント増加し、86.2パーセントになりました。

歳入の内訳でありますが、1款1項1目下水道使用料が3,206万9千円、2款1項1目一般会計繰入金が7,778万5千円などで、歳入総額は1億1,232万9千円となりました。

28 ページ、歳出です。

1款1項1目一般管理費は、6処理施設に係る管理運営経費です。歳出総額は1億708万円で、歳入歳出差引額は524万9千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

29 ページをお開き願います。

議案第9号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成26年度は16基の整備を行い、これまでの累計は289基となりました。なお、全体

計画では800基の整備を目標としておりますことから、事業進捗率は36.1パーセントとなっております。

歳入であります。主な内容といたしましては、下水道使用料、一般会計繰入金、下水道事業債など記載のとおりであり、歳入総額は、5,290万4千円となりました。

30 ページ、歳出であります。2 款 1 項 1 目個別排水処理施設費は、浄化槽 16 基分の設置工事費などあります。歳出総額は5,103万2千円で、歳入歳出差引額は187万2千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

31 ページをお開き願います。

議案第10号、平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明申し上げます。

本医療制度は、平成20年4月に創設され、都道府県単位で設立されました広域連合が保険者となっております。決算年度末の被保険者数は1,924人となりました。

では、歳入であります。1 款保険料は 特別徴収、普通徴収合わせまして、5,408万4千円で、歳入の52.1パーセントを占めております。収納率は99.63パーセントとなりました。

2 款 1 項 2 目保険基盤安定繰入金 3,769万4千円は、保険料の軽減措置分に対する繰入金であります。

歳入総額は1億383万4千円となりました。

32 ページ、歳出です。

3 款 1 項 1 目後期高齢者医療広域連合納付金 9,186万1千円が主なものであります。

歳出総額は、1億372万7千円で、歳入歳出差引額は10万7千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

33 ページをお開き願います。

議案第11号、平成26年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

事業勘定におきましては、被保険者の負担軽減を図るため、平成25年度に第5期国保財政3カ年計画を策定し、毎年度、国民健康保険給付費支払準備基金より2千万円の繰り入れをおこなっておりますが、平成26年度はさらに前年度繰越金から、2千万円を減税財源に充て、さらなる負担軽減を図ったところであります。

診療施設勘定におきましては、平成26年4月に西会津診療所内に指定訪問看護事業所を設置し、専属の看護師を配置して、自宅での療養生活のサポート体制整備を図ったところであります。

それでは、事業勘定の歳入です。

1 款国民健康保険税は、1億8,618万5千円となりました。収納率は現年度分で97.08パーセントとなり、前年度と比較し0.32ポイントの増となりました。不納欠損額は311件、958万8,790円となり、前年度と比較し24件、156万4,856円の増となったところであります。

34 ページ、11 款 3 項 1 目一般被保険者第三者納付金 334万7千円は、交通事故に係る損害保険会社等からの損害賠償金であります。その他、款項の主な内容につきましては記載

のとおりであり、歳入総額は、9億7,400万1千円となりました。

次に歳出です。35ページをお開き願います。

2款1項1目一般被保険者療養給付費は、4億3,229万8千円となり、前年度と比較し1,076万5千円の減、同じく1項2目退職被保険者等療養給付費も4,400万2千円となり、前年度と比較し1,024万9千円の減となりました。

9款1項1目国保基金積立金は、前年度繰越金から2千万を減税財源に充てましたことなどから、前年度より1,214万1千円減の201万7千円となりました。なお、基金の決算年度末現在高は9,912万6千円となっております。

10款2項1目診療施設勘定繰出金が前年度より1,820万3千円の減となりましたのは、前年度は、診療所のシステム化に係る国の調整交付金などの繰出があり、この分が減となったものであります。その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりでありまして、歳出合計は9億2,550万円で、歳入歳出差引額は4,850万1千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

37ページをお開き願います。診療施設勘定の歳入です。

1款1項外来収入は、1億4,855万2千円となり、前年度と比較し124万5千円の増となりました。

2款1項1目介護保険事業収入は、平成26年4月より訪問看護事業を開始したことに伴う収入であります。

6款1項1目一般会計繰入金は、4,265万7千円となり、前年度と比較し2,280万8千円の減となりました。前年度は西会津診療所への太陽光発電施設等設置に係る繰入金などがあり、この分が減額となったものであります。なお、繰入金の内容といたしましては、地方債償還金及び歳入不足補填分などあります。

9款1項1目過疎対策事業債は、3千万円となりました。医師対策確保事業分であります。その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は2億8,315万6千円となりました。

38ページは歳出です。

1款1項1目一般管理費は、2億985万3千円で、前年度と比較し5,345万2千円の減となりました。前年度は太陽光発電施設等の設置及び西会津診療所の駐車場整備工事費などを実施しており、この分の減によるものであります。

2款1項1目医療用機械費は、2,060万2千円となり、前年度より414万2千円の増となりました。医療用機械器具修繕料などであります。

歳出総額は2億7,711万3千円で、歳入歳出差引額は604万3千円となり、実質収支額も同額となったところであります。

それでは39ページをお開き願います。

議案第12号、平成26年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

平成26年度は、第5期介護保険事業計画の最終年度となります。年度当初の第1号被保険者数は3,008人となっております。また、第1号被保険者のうち、介護認定をされた人は585人で、認定割合は19.4パーセントとなっております。

それでは、歳入であります。1 款 1 項 1 目第 1 号被保険者保険料は、1 億 4,247 万 2 千円となりました。収納率は、98.80 パーセントで、前年度と比較し 0.35 ポイントの減となりました。

介護保険料の不納欠損処分は、8 件、2 万 2,728 円であります。

2 款 1 項 1 目民生手数料は、一般会計で実施しておりましたミニデイサービスを平成 26 年度より介護保険事業で実施したことに伴う利用料であります。

40 ページ、7 款 2 項 1 目介護給付費準備基金繰入金は、2,689 万 5 千円となり、前年度より 1,129 万 2 千円の増です。なお、基金の決算年度末現在高は 1,044 万 3 千円となりました。

その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであり、歳入総額は、11 億 851 万 3 千円となったところであります。

41 ページをお開き願います。歳出です。

2 款 1 項 1 目居宅介護サービス給付費は、前年度と比較し 4,147 万 1 千円増の 3 億 9,408 万 9 千円となりました。同じく 1 項 3 目施設介護サービス給付費は、4 億 240 万 2 千円となり、前年度と比較し 2,754 万 9 千円の減となったところです。その他、款項の主な内容につきましては記載のとおりであります。

歳出総額は 10 億 6,857 万 7 千円で、歳入歳出差引額は 3,993 万 6 千円となり、実質収支額も同額となりました。

それでは、43 ページをお開き願います。

議案第 13 号、平成 26 年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について、ご説明を申し上げます。

本特別会計では、簡易水道 7 施設、飲料水供給施設 3 施設、合わせて 10 施設の管理運営を行っております。決算年度末の給水件数は 708 件となっており、前年度と比較し 6 件の減となりましたが、普及率は 0.71 ポイント増えて、93.97 パーセントとなっています。

まず、歳入であります。主なものといたしまして、水道使用料や一般会計繰入金、さらに青坂地区飲料水供給施設拡張事業に係る簡易水道事業債などで、歳入総額は 9,083 万 8 千円となりました。

44 ページ、歳出です。

1 款 1 項 1 目一般管理費は、給水施設の管理運営に係る経費であり、3,584 万 6 千円となりました。同じく 1 項 2 目簡易水道施設整備費は、甲石地区へ水道水を供給するための青坂地区飲料水供給施設拡張工事などで 907 万 1 千円となり、歳出総額は 8,833 万 8 千円となりました。歳入歳出差引額は 250 万円となり、実質収支額も同額となりました。

次に、実質収支に関する調書、財産に関する調書についてでございますが、これにつきましては記載のとおりでございます。説明と重複する部分もございますので、説明は省略させていただきます。

以上で議案第 3 号から議案第 13 号までの説明を終了させていただきます。

○議長 事務局長、渡部峰明君。

○事務局長 皆さまに申し上げます。皆さまにお配りしております記事日程の記載に誤りがございました。議案第 14 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計余剰金となっております。

すが、剰余金の記載誤りでございます。訂正とお詫びを申し上げます。

以上です。

○議長 議案第 14 号の説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 14 号、平成 26 年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてご説明いたします。

説明の資料といたしましては、私のほうとしては、歳入歳出決算書と、こちらの事項別明細書、この 2 冊を使ってご説明を申し上げたいと思いますので、よろしくお願ひしたいと思います。

それでは、はじめに決算書のほうでお願いします。決算書の 55、56 ページをお開き願います。剰余金の処分についてご説明いたします。

地方公営企業法の第 32 条第 2 項の規定により、資本金、資本剰余金及び、未処分利益剰余金の処分について、議会の議決を求めるものでございます。

今次の決算では、55 ページの下の表にございますが、平成 26 年度西会津町水道事業剰余金処分計算書（案）のとおりでございまして、資本金、資本剰余金の処分は、今回はなく、未処分利益剰余金の処分のみでございます。詳しくは、上の表でご説明をいたします。

地方公営企業法が一部改正をされまして、表の見出しの中ほどに書かれてございます、新地方公営企業会計基準移行に伴う変動額、これが出てまいりました。これまで減価償却の対象ではございませんでした国県補助金と負担金、これが新たに減価償却の対象となりました。その結果、前年度末残高の未処分利益剰余金は 1,586 万 8,584 円であり、これから減債積立金 200 万円、建設改良積立金 800 万円、合わせまして 1 千万円を処分した残額 586 万 8,584 円が処分後の繰越利益剰余金でありまして、当年度変動額として建設改良積立金から 400 万円と当年度純利益の 398 万 3,437 円を足しました 1,385 万 2,021 円が当年度末処分利益剰余金となります。

次に下の表でご説明いたします。

当年度末残高 1,385 万 2,021 円を減債積立金に 200 万円、建設改良積立金に 300 万円、これを積み立て、処分後の繰越利益剰余金を 885 万 2,021 円とするものでございます。

次に決算の概要を説明いたします。事項別明細書にて説明いたしますので、お出しいただきたいと思います。ページにつきましては、215 ページになります。

まず 215 ページ、1 の概況の（1）総括事項のうち、ウ、経常収支でございますが、収益的収支では、損益計算において 398 万 3,437 円の黒字となりましたが、資本的収支では収支差し引き 5,857 万 5,003 円の不足が生じたので、過年度分損益勘定留保資金、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額、建設改良積立金及び当年度分損益勘定留保資金で補填をし、その結果、実質収支は 5,459 万 1,566 円の赤字となりました。

次に 217 ページをご覧くださいと思います。

3 の業務でございます。（1）業務量は、給水人口、給水件数、年間配水量など表のとおりでございまして、いずれも前年度比で減となっています。

次に、供給単価は、1 立方メートル当り 221 円 82 銭であり、一方、給水原価は、1 立方メートル当り 328 円 43 銭で、106 円 61 銭の差額となっています。この差額分は、一般会

計から補助金をいただき運営をしております。

次に 218 ページ、219 ページをお開きいただきたいと思います。

(2) 事業収入に関する事項では、営業収益と営業外収益の平成 26 年度合計額は、1 億 5,446 万 3,970 円となり、(3) 事業費に関する事項では、営業費用と営業外費用、さらに特別損失の平成 26 年度合計額で 1 億 5,048 万 533 円で、398 万 3,437 円の黒字となりました。

次に 220 ページをご覧くださいと思います。

4 会計は、工事請負契約の内容、企業債の状況、他会計補助金の充当について記載がされてございます。221 ページ以降の明細につきましては、決算書にて説明をいたしますので、また決算書のほうに戻っていただきたいと思います。ページにつきましては、53 ページ、54 ページでございます。

この決算報告書につきましては消費税及び地方消費税を加算した額で計上しております。これまでご説明してきました内容は税抜きとなっております、金額的には一致をしておりますので、あらかじめご了承くださいと思います。

まず、1. 収益的収入及び支出の収入でございます。

第 1 款水道事業収益は、第 1 項営業収益と第 2 項営業外収益の合計、1 億 6,181 万 2,575 円でした。

次に支出です。

第 1 款水道事業費は、第 1 項営業費用の決算額 1 億 1,482 万 5,612 円、第 2 項営業外費用の決算額 3,904 万 1,729 円、第 3 項特別損失の決算額 258 万 2,287 円、支出合計の決算額は 1 億 5,644 万 9,628 円となりました。

次に 2 の資本的収入及び支出です。

収入は、第 1 款資本的収入の第 1 項補助金のみでありまして、4,185 万 8 千円となりました。

支出は、第 1 款資本的支出、第 1 項建設改良費 1,862 万 3,390 円は、小島水源の取水ポンプ更新、水源施設修繕、老朽管更新事業の基本計画策定業務、特定環境保全公共下水道工事関連などでございます。第 2 項企業債償還金は、8,180 万 9,613 円でございます。

以上、支出合計決算額は、1 億 43 万 3,003 円となりました。

資本的収支不足額の補填方法については下段に記載のとおりでございます。

次に 55、56 ページにつきましては、先ほどご説明したとおりでございます。

次に 57 ページの損益計算書をご覧くださいと思います。

1. 営業収益は合計額 9,538 万 415 円で、2. 営業費用の合計額 1 億 1,200 万 2,539 円との差額 1,662 万 2,124 円が営業損失額です。

3. 営業外収益は、5,908 万 3,555 円で、4. 営業外費用は 3,589 万 5,707 円で、営業外利益はその差額 2,318 万 7,848 円でありまして、営業外利益と営業損失との差額 656 万 5,724 円が経常利益となります。

5 の特別損失が 258 万 2,287 円ですので、その差額 398 万 3,437 円が当年度純利益であり、前年度繰越利益剰余金 586 万 8,584 円を加算した 985 万 2,021 円が当年度末処分利益剰余金となります。

次に、58 ページの貸借対照表をご覧ください。

1 の固定資産と 2 の流動資産を合わせた資産合計額と 3、4 の負債、5 の繰延収益、6 の資本金、7 の剰余金を加えた負債・資本の合計額とも 23 億 7,869 万 967 円でございます。

以上で、議案第 14 号の説明を終了させていただきます。

○議長 議案第 15 号の説明を求めます。

会計管理者、長谷川浩一君。

○会計管理者 それでは、議案第 15 号、平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてご説明を申し上げます。

決算の説明資料といたしまして、平成 26 年度西会津町本町財産区会計歳入歳出決算書、こちら別の白いものでございます。同じく、歳入歳出決算事項別明細書、同じくこのようなものでございます。実質収支に関する調書、財産に関する調書、こちらの書類を提出しておりますのでご覧いただきたいと思います。

なお、決算認定の対象となりますのは、歳入歳出決算書であります。よりご理解をいただくため事項別明細書にて説明をさせていただきます。

それでは 事項別明細書 1 ページをご覧くださいと思います。

まず歳入であります。金額は、2 ページの収入済額で申し上げます。

1 款財産収入、1 項 1 目財産貸付収入は、7 万 3,790 円となりました。これは、貸地料 38 件分であります。

2 款使用料及び手数料は、収入がありませんでした。

3 款繰越金 41 万 1,551 円は、前年度からの繰越金であります。

4 款諸収入 74 円は預金利子であります。

以上、歳入合計は 48 万 5,415 円となりました。

3 ページ、4 ページをお開き願います。

歳出であります。金額は、4 ページの支出済額で申し上げます。

1 款委員会費、1 項 1 目委員会費は、4 万 4,350 円です。報酬 4 万 1,600 円は、管理会委員の報酬であります。

2 款総務費、1 項 2 目財産管理費は、3 万 6,410 円の支出となりました。浅岐・願治苅作業道の草刈作業などに係るものであります。

3 款予備費の充当はありませんでした。

以上、歳出合計は 8 万 4,060 円となり、歳入歳出差引残額は、40 万 1,335 円となりました。

次に実質収支についてであります。実質収支に関する調書・財産に関する調書の 1 ページをお開き願います。

歳入総額 48 万 5 千円から歳出総額 8 万 4 千円を差し引いた額は 40 万 1 千円となり、翌年度に繰り越すべき財源はありませんので、実質収支額は 40 万 1 千円の黒字となりました。

次に、財産に関する調書であります。3 ページ（2）の山林のうち、立木の推定蓄積量の決算年度中増減高 250 立方メートルは自然増加分によるものです。そのほか、前年度末現在高から増減はありませんでした。なお、本決算につきましては、議会への提案に先立ち、去る 8 月 21 日開催の本町財産区管理会で同意を得ておりますことを、申し添えます。

以上で、全ての決算の説明を終了いたしました。よろしくご審議をいただきまして、提出いたしました全会計の決算につきまして、ご認定くださいますようお願い申し上げます。

○議長 説明がありました議案第3号、平成26年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてから、議案第15号、平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの決算審査について、監査委員の意見を求めます。併せて財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等監査報告も行ってください。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 皆さまのお手元に、監査の冊子が差し上げてございます。このページに従って順にご説明申し上げたいと思います。

まずはじめに1ページから20ページになりますが、一般会計、特別会計決算審査意見書でございます。これは、地方自治法第233条第2項及び同法241条第5項の規定により、監査に付されました。平成26年度西会津町一般会計及び各特別会計の歳入歳出決算、また、それと併せて提出された関係書類の監査結果を申し上げたいと思います。

まず監査に付されました書類でございますが、各会計、歳入歳出決算書、歳入歳出決算事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書、以上の書類は法令に準拠して作成されており、決算計数は関係諸票及び証拠書類と照合した結果、誤りがないことを認めました。

詳細に見てみたいと思います。はじめに3ページ、4ページをご覧ください。

一般会計と特別会計を合わせた実質収支でございますが、3億1,837万9千円の黒字となっております。これは昨年度と比べても5,664万7千円の増となっております。黒字ということで、大変すばらしいということが言えると思います。全体的に黒字ではございますが、平成26年度の歳出の主なものをあげてみたいと思います。

一般会計では、西会津小学校新築事業、小規模介護施設等整備事業、橋梁改修等事業、西会津中学校天井等落下防止対策事業などの大きなものがございました。その他、庁舎の整備基金としての積立金、これによりまして、決算額は前年比8.9パーセントの増となりました。

特別会計におきましては、国民健康保険特別会計の診療施設勘定のところでございますが、太陽光発電施設の設置事業が完了したことによって、その事業費が減となり、決算額が1.8%の減となりました。

続きまして、6ページ、8ページをご覧ください。6ページから8ページでございます。

歳入の不足を補う町債についてでございます。発行額は前年度比7.4パーセントの増となっております。一方、町債の償還額は、前年度比11.9%の減となっています。また実質公債費比率は12.4%となっています。この実質公債費比率についてはのちほど触れたいと思います。

続いて収入未済額と不納欠損額についてです。いわゆる滞納という部分でございます。これは収入未済額は町税を含めて、一般会計、特別会を全部合わせまして8,052万6千円ございました。これは前年度比999万7千円の減となっております。町のほうといたしましては、収入未済を1億円以内におさめるという目標があったそうでございます。昨年度に続いて目標が達成できたということが言えると思います。これについても、庁内に委員

会を設けたり、あるいは管理職の徴収があつたりとか、職員の皆さま方のご努力の成果だと思います。また不納欠損額については、1,563万3千円となっております。その全額がすべてそれぞれの法に規定する時効に該当しております。

続いて財政調整基金についてでございますが、前年度比17.8%の減となりまして、11億3,301万1千円でございます。この額は、標準財政規模35億4,218万円の10パーセントをはるかに超える額となっております。つまり余裕があるということが言えると思います。

続いて、飛びまして12ページのほうにまいります。

特別会計について申し上げたいと思います。特別会計というのは、直接住民サービスに直結するものでございます。本町では10の会計に分かれておりますが、その中でも国民健康保険特別会計は、アの事業勘定と診療施設勘定イということで、ア、イというふうに申し上げますが、2つに細分化されております。総体的に概ね計画的に執行され、良好と認められました。それでは順に見てまいります。

まず1つ目の工業団地造成事業特別会計でございます。当該年度、26年度は用地売却はございませんでした。

2つ目の商業団地造成事業特別会計でございますが、前年度の繰越金が収入のほうでほとんどを占めております。今後、よりっせの隣に地域販売力強化施設が整備されることになっております。町の活性化の拠点となるよう努めていただきたいと思います。

3番目、住宅団地造成事業特別会計でございます。これはさゆりが丘の管理のための会計ということになります。26年度は1区画の分譲があり、歳入総額は783万5千円となりました。残る16区画の販売につながるよう努力をさらにお願ひしたいと思います。

4つ目の特別会計でございます。下水道施設事業特別会計でございます。野沢処理区、大久保処理区ともに、その下水処理にあたる会計でございますが、2処理区とも接続率の向上に努めてほしいと思います。

5番目、農業集落排水処理事業特別会計でございます。これは野沢大久保以外の6地区の下水処理にあたる会計でございます。ここでも接続人口の増加が課題であります。また、使用料の収入未済もみられます。その徴収に、さらに努力をしていただければと思います。

6つ目でございます。個別排水処理事業特別会計でございますが、これは合併処理槽をおきまして浄化するというための会計でございます。先ほど担当者よりございましたが、800ほど用意してあるということでございますが、現在289基、ぜひPRに努められるとともに、数を増やしていただければ大変よろしいのかなというふうに思いました。ここもまたさらに収入未済等もみられます。

7番目、後期高齢者医療特別会計です。1,924名の該当者がございました。

続いて8番目、国民健康保険特別会計のア、事業勘定でございます。これは皆さんご存知だとは思いますが、平成30年度より県単位の広域運営に移行される予定になっております。各種国保制度の動向を踏まえながら、計画的な運営にあたってほしいと思います。国保税全体の収納率、ある程度高いものがみられますが、さらなる徴収に努力していただければと思います。

続いて、国民健康保険特別会計のイ、診療施設勘定でございます。平成26年度より開始

された訪問介護事業でございますが、町民の健康や生命を守るために、さらに医療の充実、安全の確保、サービスの向上に努めてほしいと思います。

続いて9つ目、介護保険特別会計でございます。施設介護サービスよりも居宅介護サービスを受ける被保険者が多いという現状がみられます。しかし給付費では、居宅介護サービスのほうが施設介護サービスよりも多いという現状がみられます。いずれにしても、介護予防事業に力を入れていただき、給付費の増加を抑制して、安定した運営を行っていただきたいと思います。

10番目でございます。簡易水道等事業特別会計でございます。これも説明ございましたが、簡易水道7施設、飲料水供給施設3施設の維持管理を行うものでございます。ここでも収入未済がみられます。よろしくご努力をお願いしたいと思います。

以上、一般会計、特別会計について申し上げましたが、極めて帳簿上もしっかり整理されており、計数的にも異常がございませんでした。なお一層のご努力をよろしくお願いしたいと思います。

続きまして、21ページのほうにまいります。

21ページから28ページまでは水道事業会計決算審査意見書でございます。これにつきましては、地方公営企業法第30条の第2項の規定に基づいて実施いたしました。ただいまも説明がございましたが、審査に付されました決算諸表、経営成績、財政状況を適切に表示し、計数に誤りがないことを認めました。

町民に安心安全な水の供給のため、適切に検査等を実施し、総体的には安定的に水を供給できたことを確認しました。施設等の維持管理については、排水施設、給水管老朽化が進んでいます。漏水事故も増加している中、老朽化した配水管の更新計画を策定中であるということをお聞きしておりますが、なお、更新作業をスピーディーに実施されることを望みたいと思います。

続きまして、29ページをご覧ください。

本町財産区特別会計、決算審査意見書でございます。この監査につきましては、地方自治法の第233条第2項の規定に従って実施いたしました。歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書について、帳票及び証書類を照合した結果、計数に誤りはみられませんでしたが、また財産に関する調書についても適正であると認められました。今後も区民の理解を得ながら適切な管理運営にあたってほしいと思います。

続きまして、31ページ、32ページになります。

ここでは、財政健全化判断比率等審査意見書でございます。これにつきましては、地方公共段階の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により審査を実施いたしました。審査にあたって提出されたもの、健全化判断比率等の算定の基礎となった書類等は適正に作成されておりました。法令等に基づき適切な算定要素が計算に用いられておりました。3つ目、法令等にてらし、健全化判断比率等の算出過程に誤りはありませんでしたが、その結果でございますが、実質収支が黒字になりました。実質収支が黒字であったために、実質赤字比率、そして連結実施赤字比率は表示されませんでした。なお資金不足比率は、資金不足がないために、これも表示されておられません。実質公債費はこの何年間か少しずつ減少し、平成26年度には12.4となりました。大変良好な数字だと

思います。また、将来負担比率も 87.0 という数字になっております。すべての財政指標が早期健全化基準を下回っていることが確認できました。

その他、33 ページですか。33 ページをご覧いただきたいと思います。

定期監査の報告書でございます。これにつきましては、地方自治法の第 199 条第 4 項によって進めてまいりました。なお、次の 34 ページに対象事業等がございます。ご覧いただきたいと思います。

監査の結果についてでございますが、事務の処理、事業の執行は、概ね所期の目的を達成しているものと認められました。なお、改善を要すると思われた事項については、定期監査講評としてまとめまして、担当部局に提示してございます。

35 ページをご覧ください。

補助金等交付団体監査報告書でございます。これも同じように地方自治法の第 199 条の第 7 項により実施し、同第 9 項により、その結果をこの場で報告するものでございます。なお、この対象につきましても、次の次になりますが、37 ページになりますか、37 ページに記載してございます。ご覧いただきたいと思います。

監査の結果でございますが、会計処理及び事務の処理状況、極めて良好であったと認められました。所管課においては、補助金等が効果的に活用されるよう、補助金等交付団体の状況を十分把握し、今後とも適切な指導監督がなされるよう望みたいと思います。

最後になりますが、39 ページをご覧ください。

指定管理者、出資団体の監査報告でございます。この根拠となるものは、同じように地方自治法の第 199 条の第 7 項になります。及び同法の 244 条の 2 第 3 項により実施しております。指定管理者と出資団体のほうは法的に違ってまいります。条項的に違ってまいります。

さて、内容でございますが、これについても詳細に拝見させていただいたわけですが、管理運営、そして会計経理等について適切に処理されているということを認めました。監査の意見でございますが、指定管理者及び出資団体は、町の貴重な財産等の管理運営を受託しています。町はその財産等が適正かつ効率的な運営が図れるよう、今後とも適切な指導監督を行うように望みたいと思います。

以上、監査報告に代えさせていただきますが、詳細につきましては報告書、意見書の内容についてお目を通していただければと思います。

以上をもちまして、監査委員の報告とさせていただきます。大変ありがとうございました。

○議長　以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで延会いたします。(11時34分)



平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月10日（木）

開 議 13時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 農業委員会長     | 佐 藤 忠 正 |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |
| 建設水道課長  | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第7号）

平成27年9月10日 午後1時開議

開 議

- |       |        |                                       |
|-------|--------|---------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第3号  | 平成26年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第2  | 議案第4号  | 平成26年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第3  | 議案第5号  | 平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第4  | 議案第6号  | 平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第5  | 議案第7号  | 平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第6  | 議案第8号  | 平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第7  | 議案第9号  | 平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について   |
| 日程第8  | 議案第10号 | 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第9  | 議案第11号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について     |
| 日程第10 | 議案第12号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について       |
| 日程第11 | 議案第13号 | 平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について    |
| 日程第12 | 議案第14号 | 平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について     |
| 日程第13 | 議案第15号 | 平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について      |

延 会

○議長 平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。(13 時 07 分)

監査委員より、昨日の決算監査、財政健全化判断比率等審査の意見、定期監査報告及び財政援助団体等の監査報告に対し、追加報告をしたい旨の申出がありますので、これを許します。

監査委員、佐藤泰君。

○監査委員 昨日報告いたしました決算審査等の意見、監査報告につきまして、若干、報告すべき事項が漏れましたので、追加で報告させていただきます。

各審査、監査執行にかかる法的根拠につきましては、昨日報告したとおりであります。また、その執行にあたりましては、私と小柴敬監査委員の 2 名により執行し、意見及び監査報告につきましても、昨日報告したとおりであります。報告書につきましては、監査委員 2 名の合議による報告となりますので、よろしくお願いいたします。

各審査、監査の執行期日について報告いたします。

まず一般会計、特別会計決算審査について申し上げます。本審査につきましては、平成 27 年 8 月 5 日、6 日及び 7 日の 3 日間で執行いたしました。水道事業会計決算審査は平成 27 年 7 月 30 日に、本町財産区特別会計決算審査は平成 27 年 8 月 6 日に、財政健全化判断比率等審査は平成 27 年 7 月 31 日に執行いたしました。

次に、定期監査について申し上げます。本監査は平成 27 年 8 月 3 日、4 日の 2 日間で、平成 26 年度中において執行された各課等の事務及び事業の中から、6 件の事業を抽出し監査を執行いたしました。執行にあたっては、事務及び事業が合法かつ効果的、効率的に行われたか。また、住民福祉の増進に寄与したかに主眼を置き監査をいたしました。

次に、補助金等交付団体監査について申し上げたいと思います。平成 27 年 7 月 28 日、29 日の 2 日間で執行しております。平成 26 年度において補助金等として町が財政的援助を行った団体等の中から 6 団体を抽出し、当該団体及び当該団体に補助金等交付事務を行った所管課に対し監査を執行いたしました。所管課においては、補助金等が法令及び予算で定めるところに従い、公正かつ効率的に使用されるように努めているかどうか、補助団体等においては、当該補助金が税金やその他の貴重な財源でまかなわれているものであることを認識し、法令の定め及び補助金等の交付の目的に従って、誠実に補助事業を行っているのかを重点に監査いたしました。

最後になりますが、指定管理者・出資団体監査について申し上げます。平成 27 年 7 月 29 日に執行しております。平成 26 年度の指定管理者及び出資団体の中から、指定管理者につきましては社会福祉法人西会津町社会福祉協議会。監査対象とした施設は、西会津町老人憩いの家。また、出資団体につきましては、株式会社西会津町振興公社を抽出し、当該団体の役職員及び所管課の担当職員から関係書類等の提出を求め、その内容の説明を受けました。指定管理者については、条例の定めるところにより、管理運営が適切に行われているかどうか、出資団体については、主に経営状況を重点に監査いたしました。

以上のとおり、追加で報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長 これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第1、議案第3号、平成26年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

なお、皆さんに申し上げます。質疑は一般会計については最初に総括、そのあとに歳入の款ごとに、次に歳出の款ごとに質疑を進めたいと思いますので、ご協力をお願いします。

それでは総括に入ります。

10番、多賀剛君。

○多賀剛　それでは、総括で何点かお尋ねをしてみたいと思います。まず今回の、平成26年度の決算、一般会計、すべての特別会計、黒字で終わったということであります。一般会計におきましては、実質収支1億9千万円余の黒字になったということでありますので、財政担当というか、各担当課長のご努力がうかがえる、ある意味評価すべき決算ではなかったかなという思いでおります。

決算内容の説明の中で、縷々説明をいただいているわけなんですけど、この決算は、今やらなければいけないこと、喫緊の課題はすべてやった上で、この実績だという報告を受けております。嫌味ではありませんが、自画自賛の評価をいらっしゃると。

しかし私、はたして本当にそうなんだろうかという思いでおります。町民の皆さんからすれば身近な問題、道路の修繕やら、あるいは老朽施設の改修、冬場の除雪等と、いろんな設備の更新も含めて、すべて年次計画で優先順位を付けながら計画的にやっているといわれます。町民の皆さんの中には、これだけ黒字ならば、何で前倒しで改修やら更新をできないんだろうかという声がありますが、その辺はいかが考えていらっしゃるか。

私は、いわゆるすべて黒字で、大変体裁のいい決算でありますけれども、私は体裁なんかよりも中身のある、要は血のかよったといいますか、町民の皆さんに喜ばれる内容であれば、何がなんでも、すべて黒字でなくても私はいいのかなという考えでおります。これは間違っているのかもしれませんが。公にはお認めにはなりたくないかもしれませんが、除雪やら町道の改修やら、いろんな面で役場に行って、なんとかしてくれと町民の方がおみえになったときに、今年度予算がないと、お金がないから今はできないと言われるケースが多々あるように聞いております。これは事実関係は置いておいても、そういう声か聞かれます。

そんな中でこの決算内容、すべて黒字でよかったと、もろ手を挙げて喜んでいただけるかと、まして財調が11億3千万円もあると。ある意味、見方によれば裕福な状態で、そういうことを考えている方がいらっしゃいますので、その点を見解をまずお尋ねをいたします。

次に、町税に関しまして、町税も、町民税務課長から説明を受けました。個人住民税は多少落ち込んだということではありますが、これは昨年の農業所得、米価の下落による落ち込みが大きな要因だという説明を受けました。しかし、法人町民税は伸びている。これは業績がよかった会社があるということでありますので、本町もやっと景気がよくなってきて、その恩恵に少しずつあずかっているのかなという考えで私はおりますが、実際には景気が回復傾向にあるという判断のもと、今後もこういう傾向は続くのかなとみておりますが、その辺の見解をお尋ねします。

次に、収入未済と不納欠損、これは毎年お尋ねしますけれども、収入未済額に関しまし

ては、年々順調に減少して、平成 26 年は 8 千万あまりになったと、これはこれで大変いいことだと思います。反面、不納欠損額は、平成 25 年度よりも増加しております。1,500 万あまりと前年よりも増えております。平成 25 年度に関しましては、いわゆる時効となる 5 年、6 年前の経済状況が、リーマンショック等の影響で大幅に景気が落ち込んだというような説明を受けましたけれども、26 年は 25 年度よりも、この不納欠損、増えているこの要因は何なのか、まだまだリーマンショックの影響が続いているのかということをお尋ねします。

それともう 1 つ、この不納欠損に関しましては、毎年、時効が来たから機械的に不納欠損処理をしているのではないということですが、いわゆる時効の中断の手續、あるいは差し押さえ等々で、時効に達したけれども不納欠損処理をしなかった金額、件数はどれほどあるのか、私は普通、一民間の経営者とすれば、その不納欠損というのは本当にもったいない金額だと私は思っております。いわゆる売掛を捨ててしまうような感覚で私とらえているんですが、その辺はどうなのか。

それと、先ほど町税で 1 つ聞き忘れました。いわゆる徴収率、収納率に関しまして、これも年々、現年度分に関しては徴収率もよくなってきているということですから、これも徴収対策が功を奏しているという話も聞きますが、これも景気の動向等も勘案されますので、徴収対策が進んだ面と、いわゆる景気の動向によって収納率が上がっているのか、その辺もお尋ねをいたします。

それとあと、歳入の財源構成、監査委員報告の中でありましたけれども、その中で自主財源の比率が、平成 24 年、25 年、26 年と年々伸びてきております。平成 26 年は 24.4 パーセントとなって、これは大変いい傾向だと思いますが、なぜこのような状況になっているのか、要は自主財源の確保が進んだためにこうなったのか、依存財源が入ってくるのが少なくなってこうなってきたのか、ということを経括でお尋ねします。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　多賀議員のご質問のうち、まず身近な道路改修、公共施設の修繕、除雪等、財政調整基金に余裕があるのであれば、前倒ししてできないかというご質問に、まずお答えいたします。

町では計画的に実施計画等により事業を執行してございます。ただし、やらなくてはいけない事業については、当然予算措置をし、その中で道路の修繕、除雪等については予算を取りながらやらなくてはいけないものはやってございます。その点をご理解をいただきたいと思います。

財政調整基金、26 年度末で 11 億 3 千万ほど残高がございます。しかしながら、今後のさまざまな各種計画されている事業がございます。例えば来年度でありますと、28 年度、認定こども園の新築工事、今のところ概算で約 6 億ほど見込んでございます。この認定こども園につきましては、なかなか補助といいますか、そういうものが今時点ではない状態でありまして、起債を充当するしかないのかなと、今時点では考えてございますが、その起債につきましても、過疎債、これは枠がございまして、例えば 6 億、単年度で過疎債を充当できるのかと、なかなかその県の枠も今厳しくなっておりますので、当然、億単位の一般財源、投入しなければならない、そういった整備であります。そのほかにも、防災行

政無線のデジタル化、これも4億から5億かかる工事であります。そういったあと、今、地方創生、盛んに作業を進めてございますけれども、地方創生、町の活性化のための地方創生の各種事業につきましても、すべて国から財源が手当されるのかといいますと、そうではないと。ですから、当然、町の一般財源も多額に必要になると、もろもろそういった事業が目白押しに控えてございます。

そういったことで、今時点で財政調整基金11億3千万ございますけれども、今後の動向によっては、かなり厳しい財政状況も予想されますので、今現在、そういったことで、必要なものについては財源を確保しながら事業を展開しているということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、最後の自主財源比率が伸びているというおたしでございますけれども、確かに25年度、自主財源が15億89万9千円。26年度の決算につきましては、18億5千万ということでございまして、自主財源と申しますのは、町、自治体自らの収入調達にもとづきまして、自主的に収入するものであると。つまり、予算でいいますと、町税、分担金負担金、使用料手数料、財産収入、寄付金、繰入金、繰越金、諸収入、そういったものでございます。大きく26年度、3億ほど伸びていますのは、繰入金で財政調整基金繰入金が昨年度より増えた部分があります。それからあと近年ですと、町営住宅の使用料、ケーブルテレビ、インターネットの使用料も年々伸びてございますので、そういった部分で自主財源が近年伸びているということでございます。

以上です。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　多賀議員の町税に関するご質問にお答えいたします。

まず個人町民税は、先ほど議員がおっしゃられたように、昨年は500万ほど減額となつてございまして、やはり農業所得、また営業、年金所得などのさまざまな要因がございまして、減額となっているところであります。特に農業所得につきましては、米価の、25年産米の米価が下がっているということで、これらが大きな要因であるというふうに認識をしているところであります。

一方、法人町民税でありますけれども、これにつきましては、約600万ほど前年と比較しまして増えてございます。これにつきましては、製造業の業種におきまして、特に500万ほど伸びているというような実績がございまして、このような状況から見て、少しずつ、その企業の業績等、伸びているというふうに感じているところでございます。今後も法人町民税は、少しずつ伸びていくのかなというふうに認識をしているところでございます。

続きまして、不納欠損についてのご質問にお答えいたします。不納欠損につきましては、先ほど議員から1,500万円伸びたというふうに聞いたのですが、ではなく、不納欠損が1,500万円であるというふうなことで、現状としてはあります。これについては、21年度分、税法から言えば5年前の分であります。基本的には5年がくればという部分もありますが、ただ一方、期間だけにとらわれるわけではなく、中には財産の差し押さえ等もしてございます。約600万ほどというふうなところもございまして、町としては、ただ単に不納欠損を機械的にやるというわけではなく、やはり税につきましては、適正な課税、公平負担が原則でありますので、このようなことから、5年経過したからといって不納欠損を

処理するわけではなく、十分調査、納税の能力があるのかどうか、それらをみながら、しっかりと対応していく考えでございますので、その点をご理解をいただきたいと思います。

なお、21 年度、先ほどリーマンショックというようなことがありましたが、そのころ、リーマンショックのことによって、20、21、22 の 3 年ほど、やはり経済情勢が非常に悪化して、なかなか納税したくてもできないという方々もおられ、最終的には、その年度で 1,500 万というふうな数字になってしまった経緯もございますので、ご理解をいただきたいと思います。

それから、収納率につきましてであります。収納率につきましては、財産の差し押さえ等、徴収率を向上させるために、町としてもさまざまな対応をしているところでございます。それで、滞納対策としては、給与であったり、預金であったり、それから支払の債券の差し押さえ、所得税の差し押さえなど、さまざま取り組んでございまして、前年度と比較して、いずれも件数、金額とも増加しているところでございます。特に県税との連携も取りながら、併任徴収というようなことで対応もしてございます。これらにつきまして、併任で未納額がまず 100 万くらいあったわけですが、その県のほうの併任と合わせて徴収していただいたところ、60 万から 70 万ほどの納入があったというようなことであります。町としては、いずれにしても公平公正な課税というような点から、積極的にさまざまな取り組みをしながら、徴収率向上に向け対応していきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明をいただきました。まず黒字の決算の中で、すべて事業は、必要な事業はやっているというような話でありましたけれども、私はそれはそれで十分理解しておりますが、町長はご就任以来、いわゆるいろんな事業をスピード感を持ってやりたいと、いわゆる役所目線ではなくて、町民の目線、そういうことでスピード感を持ってというのは、最近あまり言わなくなりましたけれども、以前は随分言われていたように思います。そのスピード感の中で、本議会の一般質問にもありましたけれども、本当にこれ今やっておかないと、10 年後ではもう手遅れになってしまうと。やろうと思ったときには、もう遅くなってしまうということが、私はあるのではないかなという思いがあります。

そんな中で、確かにこれからやらなければいけない事業、目白押しであるということですが、私はそれを全部蔑ろにしろというわけではありません。その本当に必要なところに、やっぱり必要な経費を、費用を負担しながら事業をやっていくということは必要だと思いますので、以前、私は、貯めるばかりとは言いませんけれども、本当に将来負担という、虚像に怯えて、今、本当に必要なことに使えてないんじゃないかと言った覚えがありますけれども、確かにこれから控えている事業は多々ありますでしょうけれども、私はこの決して黒字の決算、財調をいっぱい残すことじゃなくて、そういうことをやっぱりもう一回精査しながら、しっかり取り組んでいくべきじゃないかなという思いでありますので、そのスピード感について町長に一言お尋ねしたいと思います。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 スピード感を持って対応するということについては、これは各課それぞれの部署に、そうした姿勢で取り組むよう伝えてございます。議員も知っているとおりの、これは

計画というものは、あくまでも予算との関係でありますから、災害は別としても、その計画の中でしっかり対応するというのが、執行にあたっての基本的な姿勢であります。

しかしそうは言っても、一般質問や、あるいは議会がそれぞれの地区で座談会や議会報告会を開いたときの要望書の提出などを、私のほうに持ってこられますけれども、そうした中身は、私はしっかりその年度内でできるものは年度内にやってくださいと、こういう姿勢で、また各それぞれの課に指示しているところであります。ですから、例えば、奥川のこういうところが側溝が悪いとか、あるいはこういう対応をしてほしいとかというのは、ある程度、ほぼこれは年度内にやれることについては、年度内に対応しているはずなんであります。

それともう1つは、これも私はスピード感を持ってやったんじゃないかなと思いますが、LED化、これは一般質問に出てきたんですよ。それでその一般質問に出てきて、その翌年度からすぐにLED化をしようと、そうした場合に、じゃあこれをどういう予算を使ったらいいのかということで、即これは各担当のほうで、予算措置も含めて検討した結果、1、2年くらいで、ほぼこのLED化が進んでおりますし、またLED化の町の街路灯だけではなくて、防犯灯まで、今、だんだんと各集落がLED化にしてくれという要望が出されて、ほとんどこの要望の個数については予算化しているんです。

ですから、そういう意味においても、そういう取り組みもしてまいりましたし、さらには道路箇所もございます。すべての道路について、全部舗装をし直すということは、なかなかこれは困難であります。これも計画的にきちっとやってございます。そしてどうしても、その道路に支障がある場合については、早急に行って、学生が自転車で転んだとか、あるいはそういう事故のないようにすべきだということで、この道路の決壊も、登山道まで実際にこれはやっているんです。登山道に行ったお客さんが、車の腹をこすったというようなこともございまして、すぐこれは登山道である意味でも、これはやるべきだということで、年度内にそれはしっかり対応しているわけであります。

あるいは、その毎年予算のころ、またその翌年度に、各自治区長さんお集まりになって対応しているところに行ったら、いろんな要望を出されます。それは予算化できるものについては、来年度、次年度、そしてこれは予算化してくださいということで、ほとんど、これは将来の大きい事業ではなかなかできないものもありますけれども、ほぼ次年度以降予算化を図りながら、その内容については、町としてしっかり受け止めさせていただいているはずであります。水道もそうですよ。そして、これは橋屋の水道なんていうのは、もうこれは1年、次のすぐ年度内、次の年度にやっておりますし。また高目の水道も、それは次の段階で、今からもう始まっているわけです。

ですから、一つ一つ具体的にしてみれば、どこがどういうふうに遅れているのかなというふうに、実際その事業内容について精査をしたときに、指摘に、こういうことどうなんだと言われれば、それはしっかり受け答えさせていただきますけれども、スピード感を持ってということについては、今ほど申し上げたような内容で、しっかり対応しているということだけは申し上げておきたいと思います。

○議長　10番、多賀剛君。

○多賀剛　ぜひそんな形で、年度内にできるものは、私は補正を組んでもやることはや

っていただきたいと、それが本当のスピード感だという思いであります。

あと、いわゆる税等徴収対策本部のことを聞くのを忘れましたけれども、ご努力の結果、いろいろ成果があがっているということでもあります。私、これにプラス、やっぱり先ほど町民税務課長の話にもありましたけれども、その差し押さえ等々のこともやっているということでありましたが、やっぱりこれは税の公平性からすれば、しっかりもっと力を入れてやっていく必要があるかと思います。実際成果があがっているということでもありますので、これ以上は言いませんけれども、さらなる徴収に力を入れていただいて、税の公平性を高めてもらうことが必要だという思いであります。

あと、税等徴収対策の本部のやり方等々、ご説明いただきましたけれども、いわゆる出納閉鎖前の時期、あるいはお盆前、年末等々の回数のほうも少し検討していただきながら、あとは、いわゆる換金しやすいようなところの差し押さえばかりではなくて、以前から言っているように、いろんな動産、不動産も含めて、私はこれからは考えていく必要があるんじゃないかなという思いであります。その点を最後にお尋ねをいたします。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 多賀議員の徴収に関するご質問にお答えいたします。

先ほど収納率向上の中で、税等の徴収対策本部会議、ちょっとお話をするのをあれだったんですが、町では毎年、会議、事務局会議、それから本部会議ということで、課長方、町長を本部長として、課長方で組織する税等対策本部会議というようなことで実施してございます。4月にその年度の方針を定め、それから先ほど議員が申されたように、5月、それから8月の盆、年度末というようなことで、10班に分かれまして、各課長、それから税務の担当職員ということで、町内、該当する家庭のほうに訪問し、納税相談を受けながら、またはどういった形で納付していただけるのか、その辺を十分お話をうかがったり、またはこちらからも申し伝えたりということで、ご理解をいただいて、少しずつ納入をいただいているところでございます。

差し押さえにつきましても、また別な面で、少しでも収納率向上というような1つの手段でありまして、やはり先ほども申し上げましたが、適正な課税、適正、公平というような部分では、やはりしっかりとやっていかなければならないというふうに考えてございます。さまざまな点、お話ありましたけれども、その辺も十分踏まえまして、さらなる徴収率の向上に向け対応していきたいと考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

すみません。答弁漏れている部分もございましたので、再度、答弁させていただきますが、特に差し押さえにつきましては、その差し押えする物件なり、そういった内容も十分精査しないと簡単にはできない部分もありますので、その点も十分考慮しながら検討をしていきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 ほかに総括ありませんか。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 それでは、総括はこの程度に止め、引き続き款ごとに入ります。

それでは、まず歳入の1款、町税、ありませんか。

7番、伊藤一男君。

○伊藤一男　先ほど同僚議員から町税についての質問がありましたんですが、私の委員会では、まだ説明を受けておりませんでしたので、これから質問をいたします。

平成 26 年度の町税については、6 億 955 万 9 千円で、25 年度と比較して 196 万ほど増額になっております。しかしながら、個人町民税については、25 年度と比較して 498 万 3 千円ほど減額になっているが、その減額になった要因について。そしてまた、収納率、26 年度の収納率、そして 25 年度の収納率と比較してどうであったかをお尋ねいたします。

あともう 1 つは、やはり法人町民税の中で、612 万 6 千円ほど増額になっておりますが、これについての増額の要因についてお尋ねをしたいと思います。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　伊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず法人町民税でございますけれども、先ほども申し上げましたが、約 600 万ほど前年度と比較して増額となっておりますけれども、その主な要因としては、製造業種で約 500 万ほど伸びているというような状況であります。したがって、そういった企業の業績が伸びている関係で、法人町民税の増収になったというふうに認識をしております。

それから、徴収率の関係でございますが、個人町民税につきましては、現在 26 年度においては、94.10 パーセントというような数値でございます。法人町民税に関してお話をするとすれば、県内の法人町民税の割合といいますのは、本町においては県全部で 59 市町村でございますけれども、13 位ということで、非常に高い数字となっております。また会津管内におきましても、滞納繰越を合わせても、やはり 5 位ということで、他市町村に比べ大変ポイントの高い数字ではないかなというふうに考えてございます。

なお、減額となった要因、個人町民税につきましては、先ほども申し上げましたけれども、農業所得、それから営業、年金等々合わせまして、前年度と比較して所得の伸びがなかった。逆に減少していると、特に農業所得においては、米価の下落、25 年産米が減っているというのが大きな要因ではないかなというふうに認識しているところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　総括で、私、今の町税に関して 1 つ褒めるところを忘れていましたので、今ほど言いましたように、県下、会津でも優良な徴収率に関しては、状況だということで、いわゆる優良市町村の表彰を受けられたという話を聞きましたが、これはいったいどういうことなのかご説明をいただきたいと思います。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　多賀議員のご質問にお答えいたします。

今年度は、今年度といいますか、昨年度分において、今年の 8 月 31 日に、平成 26 年度分の個人県民税の現年分、さらには滞納繰越分につきまして、前年度、高い数値でポイントが上がっているというようなことで、そういった町村につきましては、県知事の感謝状が贈られることになってございます。本町につきましては、25 年もそうでしたが、26 年度の実績においても高い評価を得られたことから、8 月の 31 日に会津地方振興局長から伝達をされたところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　ほかに。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 2 款、地方譲与税。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 3 款、利子割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 4 款、配当割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 5 款、株式等譲渡所得割交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 6 款、地方消費税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 7 款、自動車取得税交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 8 款、地方特例交付金。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 9 款、地方交付税。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 26 年度は、いわゆる特別交付税、震災復興分も含めて 5 億円を超える特交がこうきておりますが、過去にこれは例がなかった数字だということであります。これは特殊要因によって変わるということを理解しておりますが、平成 26 年度、なんでこのようにいっぱい特交がきたのか、その辺をお尋ねいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 特別交付税、増額になったのはなぜかというご質問にお答えいたします。

主なる施策の執行実績調書に記載のとおり、特別交付税につきましては、平成 26 年度決算額で 4 億 1,643 万 6 千円。その下の震災復興特別交付税が 9,169 万 2 千円と、2 つ合わせまして特別交付税の総額が、5 億 812 万 8 千円ということでありまして、前年度と比較しますと、7,889 万 1 千円、18.38 パーセントの増となっております。

特別交付税、最近、直近 5 年間の総額を申し上げますと、その前段に、震災復興特別交付税につきましては、平成 24 年度から町のほうに交付されてございます。平成 24 年度が 1,260 万ほど、25 年度が 4,130 万ほど、26 年度が 9,170 万円ほどと、年々伸びてございます。それを合わせまして、平成 22 年度から 25 年度まで、約 4 億から 4 億 3 千万くらいの間で、ずっと推移してございまして、26 年度、昨年度の決算が 5 億 800 万ということで、かなり伸びているわけですが、その要因としましては、震災復興特別交付税を除く額、除いた特別交付税ですと、前年度より 2,850 万ほどの増です。これにつきましては、豪雪による除雪経費、そこらが増えた要因の 1 つであります。それから震災分につきましては、昨年度、西会津中学校の空調設備がございまして、その分で 5、6 千万ほど、その該当になったということで、それが主な、大きな伸びた要因でございます。

以上です。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛　　いわゆる震災復興分の伸びに関しましては、西中のエアコン、空調設備だということでした。いわゆる普通の特別交付税、ここ何年かは豪雪対策本部ができるような豪雪が続いていると思うんですが、その中でも昨年度は2,850万伸びたということでありまして。豪雪だけ、中身は、詳細はわからないにしても、豪雪だけなんだろうか。一昨年もそれなりに雪が降ったと思うんですが、その点をもう一度お尋ねします。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えいたします。

特別交付税につきましては、国の総額が決まっております。例えば平成25年度につきましては、広島県の豪雨災害で、かなり大規模な災害がございまして、そちらのほうにかなり特別交付税が流れたということでございまして、こちら、大雪が降っても、それほど増額にはならなかったということでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　　6番、猪俣常三君。

○猪俣常三　　関連しますが、普通交付税のいろいろと基準財政の需要額等などがあるとお話をうかがっておりましたけれども、そういったところの要因、要素といいたし、そういったところの内容があつて25億うんぬんという金額になっていく、そういったところの説明は、わかる範囲内をお願いいたします。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　普通交付税についてのご質問にお答えいたします。

まず普通交付税の算定にあたりましては、まず町の基準財政需要額というものがございまして、各地方公共団体において、合理的かつ妥当な水準の行政を行うための財政需要を一定の方法で算出した額であります。例えば、具体的には町の人口ですとか、世帯数、あと面積、あとは道路の延長、面積、小中学校の児童生徒数、高齢者数、さまざまあるわけでございますけれども、その数字を基準にはじき出した数字が、基準財政需要額ということでございます。そこから、基準財政収入額というものがございまして、同じく地方公共団体の財政力を測定するために、税収入などの一定割合によって算出される額でありますけれども、要は、普通交付税につきましては、基準財政需要額から、基準財政収入額を引きまして、要は足りない分ですね、足りない分について交付税として町に交付されるということでございます。

26年度の決算額、交付税の決算額は25億5,597万7千円でございます。その算出根拠でございますけれども、基準財政収入額が6億3,614万6千円、そこから基準財政需要額31億9,212万3千円を差し引いて出た額が、交付税、今ほど申し上げました25億5,597万7千円ということでありまして。

以上です。

○議長　　10款、交通安全対策特別交付金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　11款、分担金及び負担金。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　　12款、費用料及び手数料。

（「質疑なし」の声あり）

- 議長 13 款、国庫支出金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 14 款、県支出金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 15 款、財産収入。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 16 款、寄附金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 17 款、繰入金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 18 款、繰越金。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 19 款、諸収入。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 20 款、町債。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 続いて歳出に移ります。  
1 款、議会費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 2 款、総務費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 3 款、民生費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 4 款、衛生費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 5 款、労働費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 6 款、農林水産業費。  
(「質疑なし」の声あり)
- 議長 7 款、商工費。  
5 番、長谷川義雄君。
- 長谷川義雄 商工費の中で、観光費の中で、ちょっと今日の大雨にも関連するかと思いますが、銚子の口に、予算だと、外構木質化工事ですか、載っていた予算が、確か当初 613 万で、今回は木質化工事とバイオトイレとなっていますが、バイオトイレの中身については、どのようなものですか。
- 議長 商工観光課長、伊藤善文君。
- 商工観光課長 銚子の口のバイオトイレの設置のことについてお答えいたしたいと思います。  
まず銚子の口の外構の木質化工事につきましては、木道の設置ということで、ちょっと

岩場が出ているところに木道を設置した部分でございます。それで352万1千円ほど。そのほかにバイオトイレの設置ということで、洋式のバイオトイレと申しまして、おが屑でバクテリア菌を使いまして、トイレットペーパーまで分解できるというものを1台設置させていただきました。ということで、そちらのほうで259万2千円ということで、合わせて約、先ほど言いましたように、当初予算くらいの規模ということになっております。

○議長　　5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄　それで、そのバイオマストイレなんですけれども、メンテナンスと、今後普及の考えはありますか。

○議長　　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

バイオトイレにつきましては、年1回ほどメンテナンスが必要ということでございまして、こちらのほうは、やはりおが屑を出して、その業者が回収いたしまして、それを2次処理しまして、堆肥とかにできるというような形になっているトイレでございます。

その部分で普及ということではございますが、やはり若干、考えられるとすれば、祓川山荘のほうのトイレとか考えられるんですが、若干やはり電気が、モーターを回さなければいけないということでかかりますので、その辺を踏まえて、観光地とかにも今後設置できるという部分があれば検討はしていきたいですが、現在のところ、まだ具体的な部分は決めておりません。

以上です。

○議長　　8款、土木費。

8番、渡部憲君。

○渡部憲　8款、町道上原中央新設事業の進捗状況をちょっと教えてほしいと。

○議長　　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　上原中央線の新設事業についての進捗状況というようなことでございすけれども、決算では、今回、2,078万7千円ほど計上させていただいておりますけれども、そこにありますように、26年度については用地購入費、それから立木等補償ということで、建物移転なわけですが、中央線については、今の駅前通り、県道から幼稚園を横切って85メートルほどの道路を新設するわけですが、そこに1件建物がございしますので、この建物について移転していただくというようなことで、それに伴う移転補償費が1,774万7千円でございます。それから、その方が別なところに家を建てたいということですので、その代替地として用地購入費ということで208万というようなことで、昨年度購入させていただいたということでございます。

今年度、その代替地の方も、その家が合ったわけですが、そこを解体しまして、現在更地にしたということで、今度は今、建物を移転する方が、その更地のところに現在新築の家を建てるというようなことで、今月あたりから新築工事が始まるのかなということでございます。

その建物移転、新築工事が終了したのちに、現在、新たにつくる道路上に家がありますので、その家を解体していただいて、そののち道路改良工事が入るというようなことでございます。

ですから、今現在としては、建物の移転がまだ終了しておりませんので、道路改良までは、まだちょっといたっていないということでございます。家の新築工事が済んで、建物解体が済み次第、道路改良に入りたいということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ完成予定はいつごろになりますかね。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 完成予定ということですが、現在その建物移転が、年内中に新築できたとしても、降雪の時期を迎えますので、道路改良については、繰り越しのような形にさせていただきまして、翌年度早々に道路改良をするような、そういったスケジュールで進めたいということで検討しているところでありますので、来年度春先ごろに道路改良工事が始まって、夏くらいを目途にということを今検討しているところでございます。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 道路新設改良費の中で、5,400万ほど、かなり減額になっております。この要因はなんであったかというのと。

それから、8款の4項1目の住宅管理費の中の、公営住宅等の長寿命化計画策定、こういったところの内容についてお尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 まず8、1、3の道路新設改良費ということで、平成25年度と比較して5,400万ほど下がってございます。これにつきましては、ここにいろいろこう路線が載ってございますが、道路の改良舗装事業については、数々の事業を国の交付金事業で行っておりまして、その中には、繰り越しをしながら行っているということで、総体的に5,400万ほど少なくなったということでございます。

次に8、4、1の住宅管理費の中の公営住宅等長寿命化計画ということでございますが、これにつきましては、今あります、いわゆる町営住宅、これにつきましては、補修等しながら長くもたせるための計画でございまして、実際のところ、現在は西原住宅の屋根の塗装、こういったものを進めているものでございます。これらの事業を行うために、国の交付金を得るためにつくった計画でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 私も今の6番議員の住宅管理費に関連してですが、町営住宅の修繕料149万、これは今課長が言われた塗装関係かなというふうには思うわけですが、町営住宅といっても、西原ばかりではなくて、それぞれ下小屋なり、また西林東にもあるわけですが、それらの計画的な修繕というか、改修というか、そういうことについて、いろいろこう計画なり、見通しなりをお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 公営住宅ということで、今、議員おっしゃいましたように、公営住宅は下小屋と、あと西原、あと西林東ということで、3つ、3カ所ございます。それぞれ年度が違いまして、下小屋につきましては昭和61年ということで、一番古く、一番新しいのが、いわゆる西林東でございます。これらにつきましては、長寿命化計画ということで、基本的には法定耐用年数ということで、建物は決まっておりますので、これになる前に、長寿命

化にするために補修をするということでございますが、現実的には、法定のだいたい半分の年を超えると、改善をする事業、交付金でできます。

したがって、現在、一番そういう点で進んでいますのが、西原住宅ということで、平成4年からの建築でございますので、あそこ木造でございますので、これについてまず優先して屋根の塗装、また屋根の修繕をやっていくというふうに考えております。

それ以降、今度、下小屋住宅が出てまいりますので、こちらについても耐用年数の半分、いわゆる30年以上超えた際には、中の改善を交付金を使いながらやっていくというようなことで、順々にこの計画に基づいて進めていきたいというふうに考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 その順々ですけれども、およそ年数的にといいですか、あるいは金額はちょっとつかめないかと思いますが、どのくらいの期間でやりたいとかというお考えは、いかがですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この計画自体は、実は5年スパンとか10年スパンという短い計画ではございますが、これだけの数、町営住宅全部合わせますと100戸以上ございますので、そういった3つの施設をやっていくには、やはり切れ間なくやっていくような形になろうかと思えます。まずは優先して西原、次、下小屋、最後に西林東という形で進めていきたいと考えております。

○議長 9款、消防費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 10款、教育費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 教育費の中で、まず西会津高校の活性化対策、4つほどありますが、これは実際どれほどの効果があったと検証なさっているのか。26年度、4月に入学して、いわゆる年度末まで何人いたのか。27年度の入学者の現在の、何人残っているか等もわかれば、それをお示しいただきたいと思えます。

あと、学校給食に関しましては、この給食費滞納等がないのか、あるのか、それを伺います。

あと、スクールバスの運行に関しまして、いわゆるスクールバスの運行に関する安全管理体制、プロのドライバーはしっかりやっているかと思いますが、いわゆる個人委託のドライバーの安全管理の体制を十分やっていると思いますが、詳細を教えてくださいと思います。

それとあと、西会津小学校に取り付けたバイオマスボイラー、を付けたわけなんです、これは私の認識だと、チップと灯油、併用で使えるボイラーなのかなという思いがありますが、今、随分、灯油も安くなって、今週またちょっと上がりましたが、安くなっているようであります。これはやっぱりチップを燃やしたほうがいいのか、灯油を燃やした方が安くあがるのかという、その境があると思うんですが、これは灯油が安かろうが高かろうが、やっぱりCO<sub>2</sub>削減、環境に優しいバイオマスボイラーということで、チップをずっと燃やしてやっていこうとしているのかをお尋ねいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 まず西高の活性化対策であります。26年度は総額729万6千円ほどの支援をいたしております。その効果につきましては、確かにあがっていると思います。年度中途での退学者、今ここでちょっと数字、詳細にはつかんでおりませんが、過去あったような大きな中退者も出ていないということから、教育委員会としては、十分に効果があがっているものと考えております。

2点目の学校給食費の滞納であります。残念ながら滞納はございます。現年度に滞納につきましては、基本的に回収はしておりますが、以前の部分につきましては、まだ未納がございます。それにつきましては、対面でその都度納入をお願いしております。今年度中につきましては、ほぼ完納という形で努めたいと考えております。

それから3点目、スクールバスの安全管理体制であります。個人の方々、5名の方々に業務を委託してございます。その方々につきましては、会津交通、または会津乗合交通の専門的な部分でご指導いただきながら、その都度研修等を行って、安全管理については万全の体制を組んでいるところでございます。

最後、西小のバイオマスボイラーの対応であります。まだ実際には稼働しておりません。ただ、バイオマスボイラー、せっかく導入してございます。今年度チップの単価もキロ当たり18円ほどということで、単価設定もさせていただきましたので、できるだけチップを燃やしながら、環境にやさしい学校という形で、当初の考え方で進めてまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 西高の活性化策に関しては、効果を出しているということではありますが、今年はおかげさまで定員の半数の入学者が確保できたわけではありますが、以前は、夏休みが終わるころにはもう10名からの退学者、中途退学者がいたということでもあります。その辺を心配しているわけなんですか、以前ほどそんなに中途退学者が少なくなった。この西会津高校の活性化策が功を奏しているんだなという認識でいいのかどうか。

あと給食費に関しましては、じゃあ年度中には過年度の滞納分もすべて回収できると、回収というか、徴収できるという認識でよろしいのかなと、それを確認します。

あとスクールバスは、会津バス等々の研修等を受けているということではありますが、私は一番大切なのは、日々の、いわゆる朝の点呼、アルコールチェッカー等々の検査は、プロのドライバーはすべてやっているということではありますが、果たして個人委託のドライバーはどこまでそれできているのかなという気がしております。以前は役場前で到着しておりましたから、そこでやっているのは承知しておりましたが、今年はもう向こうに行ってしまったということなので、その辺の体制、しっかりやっていただきたいと思いますので、その辺の内容をもう一度詳しく、日々の安全管理体制の内容をもう一度詳しく説明いただきたい。

バイオマスボイラーに関してはわかりました。環境にやさしいボイラーということで、灯油の価格、かまわずチップを当面は燃やしていきたいということでもありますので、その辺は理解しましたので、以上のことについて再質問します。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それではお答えいたします。

まず学校給食費であります、今年度中に過年度分の滞納分、徴収できるよう最大限努力してまいりたいと考えております。

次に、スクールバスであります、現在も朝、ミーティングを実施しております。週に1回は全員、全体のミーティング、業者も含めまして、個人と、あと会津バス、あと会津交通の方々を対象にしましたミーティングをしております。

あと日々の部分につきましては、個人委託の方々に対して、アルコールチェック等、あとヒヤリハット、そういった部分での日々の交通、道路の運行状況につきましては、その都度ミーティングを実施しているというようなことであります。

以上です。

○議長 1番、三留満君。

○三留満 社会教育総務費の学社連携融合事業というのは、いったいどういうものなのか、ちょっと説明いただきたいんですが。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

事業名でいいますと、正確には学校支援地域本部事業と申します。これはボランティアの方で、コーディネーターを1名お願いしまして、それで学校の授業に役立つ講師を派遣する。または学校の外に出まして、町内の文化財なんかを学習すると、そういったところの調整をするような事業を展開してございます。

それで、例えばあとは、農業の関係であれば、農業の先生をお願いして、座学のほかに、その畑に行くとか、そういったことで生の体験ができるような事業展開を年間を通してやっているというような内容でございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ学校給食のことなんですけれども、これ今の人員でちゃんと普通に余裕を持ってやっていられるんでしょうか、人が足りないとか、それとも人に負担かかるということは、いまいる人たちで。

○議長 調理なのか、何だか。何の人員だかはっきり。

○渡部憲 委託料が1,700万払っているわけですから、実際あそこで給食やっている人にもものすごく負担がかかっているというような話も聞くんですけれども、これ実際、余裕を持ってやっていられるんでしょうか、実際業務をやっている人は。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

学校給食につきましては、平成25年4月1日から株式会社メフォスという企業に業務を委託しておりますので、その点は大丈夫であります。

以上です。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それはわかるんですけれども、ただ、そこに働いている人ですよ、実際いろんな中で業務をやっている方には負担がかかっていないかと、大変じゃないのかと、人

数が足りなくて大変だとかね、そういうことはないんですかと言っているんですよ。その働いている人たちに負担がかかっていないかということなんですよ。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

ですので、メフォスに業務を委託しておりまして、この会社が7名の給食の調理員さん方の体調管理なり、すべての管理をしておりますので、その点につきましては、万全を期していると考えております。

以上です。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それでは、その人たちに、働いている人たちには、一切負担はかかっていないんだと、余裕を持ってやってらるんだということですね。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

その件につきましては、こちらも給食次長、現場におりまして、そのメフォスの担当者の方と日々情報を交換しておりますが、そのような話も聞いておりませんし、また、実際メフォスのほうでしっかり業務をされていると、そのように教育委員会では考えております。

以上です。

○議長 6番、猪俣常三君。

○猪俣常三 16ページの10款の5項1目の中の保健体育総務費の町体育協会の補助金の中身をちょっとお尋ねをしたいと思います。この補助金のところについては、たぶん26年度、ソフトボール関係で、市町村関係に参加されたり、あるいは野球の市町村関係でも、たぶん参加されたというふうにうかがってはおります。この中身がどのような補助体制で進められたのか、お尋ねをします。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

補助金、総額で351万ほどでございます。内訳としましては、まず体育協会のほうが111万、それからふくしま駅伝で201万ほど、あと県の野球大会が25万、それからソフトボールで14万1千円というような決算になってございます。

それで、その出場する、例えば県の大会の出場するにあたっては、実行委員会というような形で、体育協会の会長を先頭に組織を立てまして、そしてそれぞれの協会とともに選手の選考ですとか、組織体制も含めて協議しながら、メンバー構成をやっているというような状況でございます。

あとふくしま駅伝につきましては、陸協がございますので、その専門化の組織とともに連携しながら進めているというような状況でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 10の4の4の図書館費であります。図書購入費で153万からの図書を購入され、ケーブルテレビでも新刊案内というようなことで、図書館利用をPRされています。そういう中で、これらの一般町民も含めまして、この利用頻度といいますか、学校に隣接

されていますから、中学生の方、生徒さん、あるいは小学生の児童さんも、それは利用されていると思いますが、その辺の利用の具合はいかがでしょうか。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

まず26年度の延べ利用者数を申し上げたいと思います。1万と352人、昨年度は1万と478人ですので、ほぼ横ばいというようなことでございます。内訳で、一般、小学生、中学生というようにデータを取っております。一般、小学生につきましては、ほぼ横ばいでございます。中学生についてですけれども、本年度の、これは冊数でいきますと、1千以上借りていると。平成25年におきましては、432冊だというようなことでございましたので、2倍以上になっていると。それで、この中学生のほうの伸びた要因でございますが、朝読書というように展開しているということで、大幅に伸びたというような状況でございます。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 この図書館については、新田正夫氏からの寄附によりまして、文庫まで今できているわけです。ですからやはり、大いにPRして。また本を読むことはいいことだとわかっていながらも、私たちも、私ですか、たちということは言えませんが、なかなか本に親しめない部分もあります。本当にこれから読書の秋というようなことになると思いますので、その辺も大いにPRしていただきながら、利用頻度を高めていただければと思います。いかがでしょうか、PR。

○議長 生涯学習課長、石川藤一郎君。

○生涯学習課長 お答えいたします。

読書活動につきましては、本当に、今議員おっしゃったように、非常に大切な分野であるというふうに認識しております。子ども読書活動の推進のための計画も町でつくっております。この中で、国の法律でもうたっておりますけれども、子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていくこと、これに関しては欠くことができないと。まさにこの趣旨に則って、われわれも今後、町民の皆さんがより一層図書館を活用いただけるよう努力してまいります。

○議長 11款、災害復旧費。

5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 災害復旧費ですけれども、現年災害というのは、主なものはどのようなものでしょうか。また金額はいくら以上なんですか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この年の現年災害復旧工事ということで、今254万ほどございます。この年は、大きな災害が実はございまして、小さなもの、特に林道、林道の法が崩れたりとか、そういうやつが主でありまして、ちょっと細々したものを合わせた形の工事になっております。林道は、下松滑沢線でした。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 その現年度災害なんですけれども、聞いたかったのは金額の下限とか、あるんでしょうか。そのガイドラインです。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 特に工事の金額というお話でございますが、特に下限とか上限というのは設けてございませんで、工事請負という形でやる場合は工事という形でやっております。

○議長 そうじゃないでしょう。そういう意味ではないでしょう。採択条件を言っているわけでしょう。いくら以上でないと、はまるとかはまらないとか。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回のこの現年は、特に補助はございませんが、一般的に災害復旧の補助要件といたしましては、その災害が、雨量とか、そういうのを条件があった上で、災害の査定ということで、査定官がまいりまして、その査定を取ったものについて補助が該当し、最終的な補助を使った復旧工事ができるというような状況になります。

○議長 金額は関係ないんですか、査定しただけで。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ちなみにその補助を受けることができる金額ということでよろしいんでしょうか。工事費の金額ですね。基本的には、激甚災害とかいろいろな災害がありますが、一般的には40万、30万というような金額からできるというふうになっております。

○議長 40万、30万、どちらなんですか。40万、30万という基準あるんですか。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 それでは申し上げます。一般的に50万ということでやっておりますので、よろしくお願いします。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確か、災害には小規模、中規模、大規模とあると思うんですが、その査定となる一般的なところでもいいですけれども、50万でいいんでしょうか。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 今回の災害というのは林業施設災ということで、これについては50万ということでありまして、あとまた、農地とか、それぞれ各々、公共災ございまして、農地は確か30万というようなことで、金額が違う金額になっておりますので、各々違うということでご理解いただきたいと思います。

○議長 12款、公債費。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 公債費なんですが、昨年よりも1億3千万弱、元金が少なくなっておりますけれども、これは25年度、1億3千万、繰上償還したというご説明を受けました。公債費の中には、この繰上償還できるもの、できないもの等々あるの承知しておりますが、私はこういう財調に余裕があるときには、返せるものは早めに返したほうがいいんじゃないかなという思いでおりますし、当時、随分金利の高い起債もあるように承知しておりますが、実際にこの繰上償還できる起債というのはどれほどあるのか。それで、26年度繰上償還しなかったのはどういう理屈なのか、お尋ねをいたします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 繰上償還についてのご質問にお答えいたします。

まず平成 25 年度、1 億 3 千万ほど繰上償還をしまして、今年度の負担軽減を図ったということでございます。ただいま残っている、今現在償還中の起債の中で、いわゆる縁故債といえますか、民間の金融機関等が借り入れしている起債はほとんどありません。それと、利率の高いものもほとんどなくなりなりました。結局、一般会計でいいますと、起債残高のうち約 77 パーセントが交付税に算入されるといった過疎債、辺地債等の、そういった起債がほとんどでありまして、繰上償還してもメリットといえますか、逆に損になる場合があるということで、ほとんど繰上の対象になるものは現在ないということでもあります。

○議長 13 款、予備費。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 3 号、平成 26 年度西会津町一般会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 号、平成 26 年度西会津町一般会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休議します。(14 時 54 分)

○議長 再開します。(15 時 20 分)

日程第 2、議案第 4 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

6 番、猪俣常三君。

○猪俣常三 先ほど監査委員のほうからのご報告もありました。残地が 2 万 6,871 平方メートル、未分譲地としましても 36 パーセント以上残っているということではありますが、この分譲を、いかに、どのようにやっていったらいいのか、町当局としましての、企業誘致の戦略みたいなものを考えていかなければならないのではなかろうかと、こう思うんですが、そういった今後の考え方をお聞かせください。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 現在の工業団地ではありますが、ご承知のとおり、なかなか工業団地として、それが有効に活用されないできているというのは、ここずっと続いているわけです。一般的に塩漬けのような状態になってしまっているということで、町としても、本来であればその目的に沿って対応するというのが当然でありますけれども、なかなか今の状態でいけば、他の市町村の工業団地の状況をみますと、やっぱりものすごく整地をされて、区画が明確になっていると。また交通の利便性もいいというところにあるというのが一般的な工業団地のあり方であります。かつてはそこが有効的に活用されて、数社、来た経緯もございま

すけれども、そのあと、残土置き場になってしまいまして、その残土がなかなか使うにも使えないという、非常に質的に問題があるような状況でございます。町として、その残土を今、どこにまたそれを持っていくかということについても、今のところそういう有効な対応するところが見当たらないというのが現実でございます。

したがって、今後それらも含めながら、本当に工業団地としての有効活用が図られる場なのかどうかと。そしてその目的に沿って、このいわゆる特別会計そのものに、本当にこれでいいのかということの抜本的な考え方を、やっぱり議会のほうにもお示ししながら、ぜひ検討することにしていきたいというのが考え方でございますので、来年度に向けて、これらについて十分町として検討していきたいということでございます。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 今まで本当にずっと同じ形で来ています。この決算書も見ますと、管理すらされていないと、早い話、草刈りすらやっていないという状況であります。ですからこれはやはり、近隣の隣接する方々にご迷惑はかけなかったのかどうなのか、ちょっとこう思うわけです。だから、やはり町の管理すべき土地であれば、そのくらいは必要ではなかったのかなというふうには思うんですが、いかがでしょうか。

○議長 町長、伊藤勝君。

○町長 あのままですと、木も生えてきておりまして、あと 4、5 年もすれば林になってしまう可能性すらあるわけです。したがって、やっぱりそうならないうちに、草を刈るとか、本来的な土砂そのものはやむを得ないにしても、周辺環境の整備については、来年度少し整備をしていきたいというふうに思います。

しかし、なかなか土砂まで片づけるとなると、非常に難しい面もございますので、その辺については十分検討してまいりたいというふうに思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 4 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 4 号、平成 26 年度西会津町工業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 3、議案第 5 号、平成 26 年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第5号、平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号、平成26年度西会津町商業団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第6号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 住宅団地に関しましては、26年度1区画の分譲がされたということで、大変いいことでありますが、この分譲にいたった、買った人といいますか、は、どういう方なのか、町内の方なのか、あるいはほかの方なのか。いろんな補助制度がありますけれども、そういうのを使われて買われた方なのかを1点お尋ねします。

もう1点は、団地内に修繕料123万ほど、修繕をしておりますが、どこをどのように修繕なされたのか、その点をお伺いいたします。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

まず購入された方でございますが、購入された方は、被災地、浜通り、富岡のご出身の方でございます。こちらのほうに住宅の居を構えたということでございます。

続きまして2点目のご質問の、住宅団地内の修繕料でございますが、公園地内の近くの歩道の部分、インターロッキングになっていたんですが、そこをアスファルト舗装にしたということでございます。インターロッキングですと、除雪でちょっと凸凹になってしまいますので、そちらをきれいにしたということになっております。

以上でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 被災地の方が買っていただいたということで、町内の住人が増えたということで大変喜ばしいことでありますが、これ富岡から被災された方というのは、平成26年は何らかの補助制度あったんでしたっけ、その点ちょっと確認したいと思います。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 補助制度についてのご質問にお答えいたします。

富岡ということでございますので、富岡町のほうである程度の費用は出たということでしておりまして、特段町といたしましては、紹介していただいた方への分譲謝礼等の部分で、また定住部分には、年齢がちょっと要件が合わなかったということでございますので、そちらはちょっと該当にならなかったというような状態となっております。

以上です。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第6号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第6号、平成26年度西会津町住宅団地造成事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第7号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第7号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第7号、平成26年度西会津町下水道施設事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第8号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第8号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号、平成26年度西会津町農業集落排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第7、議案第9号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10番、多賀剛君。

○多賀剛 これは毎回出ることでありますけれども、いわゆる浄化槽の設置目標800に関して、これは公共下水道の整備エリアから外れたところもあるし、あとは生活排水処理は、この800という目標は下げられないんだということで、毎年答弁されておりますので、その辺は理解しているつもりであります。

そんな中で、いわゆる公共下水道の整備エリアから外れた中で、いわゆる個別、それだったら個別処理、排水処理を、浄化槽を入れたというような実績は26年度ありましたでしょうか。その点を1点お尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 個別排水処理の中で、今回の合併浄化槽ということで、平成26年度は16基、今回整備しました。議員ご存知のように、この個別排水については、公共下水、または農業集落排水事業のエリア内のところで希望される方ということで、その希望に応じまして整備をしているところでございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 それはわかりますが、いわゆる今まで公共下水の整備エリアだったので我慢していたというのはおかしいんですが、そういう方が、いわゆる公共下水道の整備エリアから外れて、個別の浄化槽で対応してくださいよというようになった地域があるはずであります。そこで、いわゆるそうだったらば個別で入れたような、整備したようなところはあるのか、どうなのかをお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問の中で、公共下水の野沢処理区というのがございます。その本町でございますが、そこについては、認可があったところを、エリアを外したという経過が確かにございます。ただこれについては、この個別排水に入るためというわけではなく、管渠を引っぱるのを、かなり長いものですから、そういう点を考えた場合には、公共下水よりも、こちらのエリアのほうがいいということで変えたものでございます。

なお26年度では、そのエリアで整備したものはございません。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 26年度はそういうことで個別、16基の中で、そういう公共下水道のエリアから外れたところで整備したところはないということでありますが、これはおそらく周知のほうは十分していると思いますが、将来はうちも下水道が、公共下水道が来るんだというようなことで整備しない家があったりすると、私は大変だなと、心配、余計な心配しているわけですが、その辺は十分周知のほうしておりますね、公共下水道のエリアから外れたので、あなたのエリアは、今度、個別でやらなければいけませんよということは、十分周知されていますでしょうか、その点をお尋ねします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 この個別排水のPRでございますが、そこにつきましては、今年3回、チラシを出したり、またケーブルテレビを使いながら、そのエリアの方たちにも、しっかり周知をいたしているところでございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第9号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号、平成26年度西会津町個別排水処理事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ、延会したいと思います。

これにご異議ありませんか

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本日はこれで延会することに決定しました。

本日はこれで延会します。(15時40分)

平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月11日（金）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 農業委員会会長    | 佐 藤 忠 正 |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |
| 建設水道課長  | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第8号）

平成27年9月11日 午前10時開議

開 議

- |       |        |                                           |
|-------|--------|-------------------------------------------|
| 日程第1  | 議案第10号 | 議案第10号 平成26年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について |
| 日程第2  | 議案第11号 | 平成26年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について         |
| 日程第3  | 議案第12号 | 平成26年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について           |
| 日程第4  | 議案第13号 | 平成平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定について      |
| 日程第5  | 議案第14号 | 平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定について         |
| 日程第6  | 議案第15号 | 平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定について          |
| 日程第7  | 議案第16号 | 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第3次）                   |
| 日程第8  | 議案第17号 | 平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算（第2次）           |
| 日程第9  | 議案第18号 | 平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1次）            |
| 日程第10 | 議案第19号 | 平成27年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）             |
| 日程第11 | 議案第20号 | 平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）               |

散 会

（議会運営委員会）

○議長 おはようございます。平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 05 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 10 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 この後期高齢者医療の特会というのは、いわゆる広域連合でやっておりまして、町は徴収事務等のことをやっているということではありますが、これは収納率、ずっと 100 パーセントできたわけなんです、残念ながら 100 パーセントを割ってしまっております。この理由はなぜなのかということと。

お尋ねしたところ、いわゆる収入未済がある場合は、短期証を出しているところもある。自治体もあるという話をうかがいましたが、本町では出していない。この短期証等を出す場合は、どこでどう判断して出すようになるのかということをお尋ねします。

あともう 1 つ、クレアチニン検査というのをやっているそうではありますが、これの受診者数、これによって早期発見、あるいは重篤化を防げたようなケースはあったのかなかったのかをお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 後期高齢者医療に関する質問にお答えいたします。

まず徴収の部分で未納者が出たということではありますが、未納者につきましては、昨年度から出ておりまして、昨年度は 2 人でございました。今年度も繰り越しになっている部分は 2 名の分でございます。この未納の原因でございますが、昨年度の未納につきましては、両親がともに介護状況になっていて、本人がその介護をしなければいけないとかであって、収入がやっぱり減ってしまったというようなことがありまして、すみませんでした。そうではなくて、本人の年金からの徴収がちょっとできない方でありまして、年金額が少ない方でありまして、その分を息子さん等が払っていた部分ではありますが、その介護とか、介護費用、医療費がかかっていまして、ちょっと年度内に納入ができなかったというような状況でございました。

今年度の方につきましては、一昨年度、ちょっと収入が大変増えまして、今年度の、26 年度の保険料が大変高額になった部分がありまして、その分については、現在分納というような形で納めていただいているというような状況でございます。

それから短期証の発行ですが、短期証も発行できることになっております。現在、今、2 名の方、滞納であるということではありますが、まだ短期間でございますので、分納等も、1 名の方は完全に納入されておりますし、もう 1 名の方も分納しているというような状況でございますので、短期証の発行はしておりません。短期証の発行については、市町村の判断でできるというようなことありますので、税の、国保税の短期証の発行とか、そういったのと整合性を取りながらやっていきたいというふうに考えております。

それから、クレアチニン検査であります、これは検診の際に一緒にやっている検査でありまして、腎機能の検査であります。昨年度は 742 名の方が受けておりまして、特にこ

の検査で大きく引っかかったというか、値の高かった人はおいでになりませんが、ある程度高い人については、保健師が指導しているというようなところでございます。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 10 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 10 号、平成 26 年度西会津町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 2、議案第 11 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　保険給付費に関しましては、過去 5 年の推移をみますと、年々右肩下がり、こう下がってきているというような状況で、いい傾向だと思いますが、この主たる要因は人口減少によるものなのか、あるいは町民全体が健康になって、お医者さんにかからなくなっているというようなことが主たる要因なのか、その点をつかんでいればお示しいただきたい。

あともう 1 つは、この会計も後期高齢者同様、30 年には広域化をされるということでありますので、この広域化に向けての、移行に向けての対応をどうなさる、今現在でどうしようとしているのか、例えば個々の支払準備基金、26 年度も積み増しをしているようですが、広域になったときのこれの処分の仕方等々。あとは医療費抑制のために本町独自でやってきた、いわゆる検診の向上策、あるいはいろんなことをやってきたと思うんですが、その方向性は、今後どうなっていくのかお尋ねをいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　国民健康保険のご質問にお答えいたします。

まず給付費の推移でございますが、総額的には議員おただしのように年々減少しているというようなことでございますが、平成 24 年度までは、1 人当たりの医療費をみますと、平成 24 年度までは上昇しておりました。ずっと毎年右肩上がりに上がってきたわけですが、平成 25 年には、平成 24 年度からみますと、大変大きく減少をしました。26 年度につきましても、25 年度と同程度の推移で、金額で推移しているという状況でございます。

その原因でございますが、25 年度から下がったときの状況をみますと、血圧、循環器系の疾患であったり、血圧に関する病気ですね。それと、新生物、がんの、胃がん等の患者さんが減ってきたというような状況によって、全体的な医療費も下がってきたというような傾向がございました。ですので、下がった部分につきましては、今まで町が健康がいち

ばん等で進めてきました血圧測定ですとか、健康がいちばんで進めました食と運動と検診の成果が表れているのかなというふうなことでとらえているところでございます。

それから、広域化に向けての準備ということでございますが、ご質問のありました支払準備基金につきましては、現在、準備基金の基金残が、平成 26 年度残では 9,900 万ほどございます。これにつきましては、基本的には財政計画によって、保険税の軽減に毎年 2 千万ずつやっていくというようなことで、計画的にやっているわけではありますが、今後広域化になった場合、じゃあどういうふうになるのかということでございますが、現在、国のほうまだ制度的にしっかりしたものがまだ示されておりませんが、今までの通知等をみますと、今後も広域化になった時点でも、町でそういう減税財源等に使えるというような情報も入ってきておりますので、今後そういったものを、そういう情報をしっかりとらえながら、今年度にその基金の使い方等についてはしっかり検討していきたいというふうに考えております。

それから、検診、広域化になった場合の今までの町の検診の向上と健康づくりの取り組みの部分でございますが、こういったものについては、これからも当然続けていかなければなりませんし、町民の健康を守って行くというのは、町の基本施策でございますので、今後もしっかりやっていきたいと考えております。またそういった取り組みがしっかりなされれば、今度、広域で市町村のほうにいくら納めなさいよという金額がくるわけですが、国のほうで特別調整交付金という部分がございます、そういう健康の取り組みをしっかりとって成果の出ている町村については、特別調整交付金というようなものもくるというような制度設計になっておりますので、そういったことも踏まえまして、今後も健康づくりについてはしっかりやっていきたいというふうに考えております。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 わかりました。お尋ねするのを忘れましたけれども、1 人当たりの医療費に關しましてご説明がありましたが、これは以前は、本町は随分県内でも安いほうだという、私イメージ持っておりましたけれども、現在、順位というか、どの辺のレベルにこの 1 人当たりの医療費はなっているのかということでお尋ねします。

それとあともう 1 つは、いわゆる健康づくりのための、町の単独でやっている努力は今後も、広域になっても報われるんだと、今後もこれは続けていくということ。私は、下手すれば広域になれば、その各市町村でやっている努力が本当に水の泡になってしまうのかなと、一律の保険料になってしまうのかなんていう心配をしていたんですが、それはやればやっただけ市町村の努力は報われるという認識でよろしいのか、その点をお尋ねします。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 お答えいたします。

まず 1 人当たり医療費の県内的な順位でございますが、先ほど言いましたように、平成 24 年度まで、ちょっとすみません、正確なデータちょっと手元にないんですが、平成 24 年度までは半分より少し上程度に。

1 人当たりの県の順位ということでありますが、まず国保の一般の被保険者、退職被保険者も含めて、国保の被保険者につきましては、24 年度までは中段よりちょっと上位の、

高い方から数えてちょっと上のほうにありました。ただ、先ほど言いましたように、平成 25 年度から 1 人当たりの医療費が下がったということで申し上げましたが、25 年度からは下から数えて 10 何番目くらいに、こう下がったというようなことで記憶をしております。大変申し訳ありません。

なお、後期高齢の医療費につきましては、本当に前から低い金額で推移しておりまして、県内で 10 番、下から数えて、低い順で 10 番とか、6 番とか、そういったところにいるという状況でございます。

それから、広域化によって町が取り組んできた健康づくりの成果が反映されるのかという部分でございますが、これは県のほうでも、制度的にも、そういった保険者がやっている取り組みについては評価をするというようなことを国のほうでも言っておりますので、そういった部分は、今までどおりやっていけば、それだけのことが保険料だったり、そういったものに反映されるというように考えております。

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 11 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 11 号、平成 26 年度西会津町国民健康保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第 3、議案第 12 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 12 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 12 号、平成 26 年度西会津町介護保険特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第4、議案第13号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 簡易水道の特別会計であります。これは簡易水道と、あと飲料水供給施設といえますか、10施設があるということでもあります。それで、一番古いといえますか、施設ができてから古い施設は何年くらい経っているのか。

あと、それらいろいろな施設、総合的にですが、その水道管等の老朽化による漏水等、そういうことが今まであったのか、なかったのかをお聞きしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 簡易水道の、まず施設の古い施設ということでございまして、最もこの中で古い施設が奥川の簡易水道でございまして、昭和58年ということでございます。それ以降、杉山、徳沢、あと宝坂、あと新郷、尾登、高陽根、小綱木という順序で整備をしてまいりました。奥川については、昭和58年ということで、かなり年数がなっております。管自体もかなり老朽化が進んでおります。そういった意味からも、やはり漏水というようなことがかなりおきておまして、特に奥川簡易水道につきましては、毎年漏水の調査をしております。その調査をもとに、漏水のあった箇所について、順次補修をしているところでございますが、だんだん管が老朽化してきますので、老朽化の更新についても今後検討しながら進めていきたいというふうに考えております。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第13号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号、平成26年度西会津町簡易水道等事業特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

日程第5、議案第14号、平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についての質疑を行います。

13番、清野佐一君。

○清野佐一 この水道に関しては、以前、3年くらい前になりますか、いろいろ監査の意見が付されたにも関わらず、3年間手つかずの状態できて、ようやく今年度からですか、いろいろな計画の段階に入ってきたということでもあります。いろいろ監査の報告によりますと、有収率も全国レベルといえますか、そういうところからも下がっていると、本当に老朽化が進んでいるというのが顕著に表れているわけです。それで、町もこれから取り組むということでもありますから、やはりそれこそスピーディーに取り組んでいただきたいと

いうことを申し上げておきますが、あと今までいろいろ道路に関して、あるいは下水道に関して工事をした場合に、更新すべきところから更新しているんだというようなことがあります。それらの更新をしてきた長さといいますか、その距離というのはどのくらいあるのか、やはり古い管を少しでも早く更新することが漏水防止でもあり、有収率を高めるということであると思いますので、その辺の、平成 26 年度の実績というか、そういう内容をお聞かせ願いたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 上水道に関するご質問にお答えしたいと思います。

議員おただしのように、この上水道につきましては、かなり、昭和 51 年に整備をしたものでございますから、かなり管は老朽化してございます。それに合わせまして、長寿命化計画という計画を策定いたしまして、その中で老朽化については計画的に更新をしていくというふうに進めてきたところでございます。

その管でございますが、これまで下水道の工事などを利用して、老朽化については石綿セメント管から塩ビ管等に更新をするというふうに進めてきております。その結果でございますが、現在、石綿管は約 1 万 9 千メートル、約 20 キロ近くなんですが、ございますが、塩ビ管が 20 キロを超えるということで、割合としまして、石綿セメント管が約 3 分の 1 くらいまでに減少するような形で更新を進めております。

今後はその計画に基づきまして、最終的には石綿セメント管については、すべて更新をするという形で進めてまいりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

○議長 13 番、清野佐一君。

○清野佐一 少しでも早くやっていただきたいということでもあります。町全体からすれば相当数の世帯の、まさに命の水を扱っているわけですから、それらは、これからの計画においても、例えば 5 キロくらいの長さをやろうとしたときに、7 キロくらいに拡張して、延長してやるくらいの意気込みでお願いをしておきたいと思います。

以上です。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 老朽管の更新につきまして、スピーディーに、できるだけ早めにやるように努力したいと思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 水道事業会計なんですが、この水道というのは、今ほど 13 番議員申したとおり、全ての町民に等しく安心安全な水を提供しなければいけないということで、理念のもとにやっていると思います。先ほどの簡水、あるいは飲料水供給施設、組合等々含めて、この全町民にこの、いわゆる 100 パーセント安全安心な水を提供できてはいないと思うんですが、実際どのくらいの割合で、いわゆる安心な水を提供できているのか、それでできていないところは今後どうなさろうとしているのかお尋ねをいたします。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えしたいと思います。

本町におきましては、上水道、また簡易水道、飲料水供給施設、あと集落単位で整備をいただいております水道、これらの種類を使いながら、安全で安心な水を供給する。また

飲んでいただくように努力をしているところでございます。

ご質問にもございましたが、実はまだ水道がつくっていない集落、確かにございます。それにつきましては、いろいろこの集落からの希望、またその集落の状況に応じまして、ご相談に乗りながら、できるだけそういう希望があるところについては、整備ができるように進めているところでございます。

なお、その未普及といわれます集落の数については、現在のところ9つほどございます。以上です。

ちょっと直近の数字、手元にはございませんが、私の手元の数字では、だいたい4.1パーセントということで、未普及の人口になっております。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 4.1パーセント未普及のところがあるということは、これは早急に改善しなければいけない大切な問題だと思いますので、建設水道課には、いろんな更新事業等々、難しいこともこれから控えておりますが、それはまず積極的に取り組んでいただきたいと思うんですが、姿勢ですね、それをもう一度お伺いしたいと思います。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問にお答えしたいと思います。

これにつきまして、各集落さん、また水道組合さんは設置しているところもございしますので、そちらとよく相談に乗りながら、またこちらとしてもできるだけの支援をしながら進めていきたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第14号、平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算の認定についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号、平成26年度西会津町水道事業会計剰余金の処分及び決算については、認定することに決定しました。

日程第6、議案第15号、平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定についての質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第15号、平成26年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算の認定に

ついてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり認定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 15 号、平成 26 年度西会津町本町財産区特別会計歳入歳出決算については、認定することに決定しました。

暫時休議します。(10時37分)

○議長 再開します。(10時42分)

日程第 7、議案第 16 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 16 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正の主な内容であります。歳入においては、平成 26 年度決算の確定による繰越金の増と普通地方交付税及び臨時財政対策債の額の決定に伴う増減などを計上いたしました。一方、歳出においては、来年度に建設を予定しております、認定こども園の建築材料として使用する地元産材の伐採・搬出・製材等の経費を計上したほか、ふるさと自慢館整備事業に対する商工会への補助金などを新たに計上したところであります。

これら歳入歳出の調整を行った結果、2 億 7,258 万 8 千円の剰余金が生じたので、全額財政調整基金に積み立てることといたしました。

それでは予算書をご覧ください。

平成 27 年度西会津町の一般会計補正予算(第 3 次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 3 億 6,273 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 6,969 万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

債務負担行為の補正。

第 2 条、債務負担行為の補正は、第 2 表債務負担行為補正による。

地方債の補正。

第 3 条、地方債の補正は、第 3 表地方債補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。8 ページをご覧ください。

まず歳入であります。9 款地方交付税、1 項 1 目地方交付税は 2 億 3,320 万 9 千円の増であります。これは、本年度の補正係数が当初予算で見込んでいた積算より伸びたことと、地方創生関係で人口減少等特別対策事業費が新たな項目として創設されたことなどによるものであります。なお、平成 26 年度の交付決定額と比較いたしますと、7,355 万 2 千

円、率にして2.88パーセントの増となったところであります。

次に、13 款国庫支出金、1 項 1 目民生費国庫負担金 292 万 7 千円は、国民健康保険税の本算定に伴う保険基盤安定負担金の増であります。2 項 1 目総務費国庫補助金 985 万 3 千円は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度導入に係るシステム整備費補助金の増であります。6 目消防費国庫補助金 807 万 9 千円の減は、本年度、整備を予定しております防火水槽に係る補助が不採択になったことによる減額であります。7 目教育費国庫補助金 100 万円の増は、歴史文化基本構想策定支援事業の補助決定による新規計上であります。

9 ページをご覧ください。

14 款県支出金、1 項 1 目民生費県負担金 117 万 6 千円は、国民健康保険税の本算定に伴う保険基盤安定負担金の増であります。2 項 4 目労働費県補助金 973 万 8 千円の減額は、緊急雇用創出基金事業、震災対応事業の決定による減であります。3 項 1 目総務費委託金 107 万 8 千円の増は、国勢調査等の各種統計調査交付金の確定によるものであります。

10 ページをご覧ください。

17 款繰入金、1 項 3 目住宅団地造成事業特別会計繰出金 800 万円の追加は、今年度に入り 3 区画の分譲があったことから、一般会計に繰出すものであります。

18 款繰越金、1 項 1 目繰越金 1 億 3,140 万 6 千円の増は、平成 26 年度分の純繰越金であります。当初予算で 6 千万円を計上しておりましたので、その差額分を増額計上するものであります。

次に、11 ページをご覧ください。

19 款諸収入、5 項 4 目雑入 75 万 3 千円の増は、克雪体制支援調査費補助金の新規計上などであります。

20 款町債につきましては、それぞれ事業費の決定等に伴い額の調整を行うものでありますが、5 目臨時財政対策債 620 万円の減は、決定によるものであります。

次に、12 ページをご覧ください。

歳出であります。

2 款総務費、1 項 3 目電算管理費 1,346 万 1 千円の増額であります。マイナンバー制度導入に係るシステム改修委託料 1,064 万 9 千円、個人番号カード交付金 251 万 5 千円などであります。5 目財産管理費 2 億 7,479 万 3 千円の増額は、老朽化により廃車となった公用車の代替車購入費 150 万円、財政調整基金への積立金 2 億 7,258 万 8 千円などあります。この結果、財政調整基金の補正後の積立残高は 9 億 9,197 万 8 千円となります。

次に、13 ページをご覧ください。

8 目自治振興費 270 万 8 千円の増は、防犯灯 LED 化事業に係るコミュニティ育成事業補助金の増額であります。10 目ふるさと振興費 140 万 3 千円の増額は、管理棟浄化槽などのさゆり公園修繕料の増などあります。4 項 4 目町議会議員選挙費 102 万 3 千円の減額は、確定による賃金などの経費の減額であります。

14 ページをご覧ください。

5 目原町財産区議会議員選挙費 78 万 1 千円の減額は、確定による報酬などの経費の減額であります。

15 ページをご覧ください。

5 項 2 目各種統計調査費 107 万 8 千円の増額は、交付金が決定したことによる報酬・賃金等の経費の追加であります。

次に、16 ページをご覧ください。

3 款民生費、1 項 1 目社会福祉総務費 695 万円の増額は、国民健康保険税の本算定に伴う保険基盤安定負担金及びマイナンバー制度導入に伴うシステム改修に係る事業勘定への繰出金の追加であります。3 目老人福祉費 241 万円の増額は、マイナンバー制度導入に伴うシステム改修に係る介護保険及び後期高齢者医療特別会計への繰出金の追加などであります。2 項 2 目児童措置費 3,454 万 1 千円の増額は、来年度に建設を予定している認定こども園の建築材料として使用する地元産材の伐採・製材等の委託料を新たに計上したものであります。

次に、17 ページをご覧ください。

5 款労働費、1 項 1 目労働諸費 985 万 6 千円の減は、緊急雇用創出基金事業の決定に伴い、不採択となった事業に係る経費を減額するものであります。

次に、18 ページをご覧ください。

6 款農林水産業費、2 項 2 目林業振興費 297 万 2 千円の増額は、林道小綱木呼賀線及び青坂線の修繕料の計上などであります。

次に、19 ページをご覧ください。

7 款商工費、1 項 2 目商工振興費 1,731 万円の増額は、商工会が中小企業庁の補助採択を受けて実施する、ふるさと自慢館整備事業に対する町補助金の計上などであります。3 目観光費 170 万 9 千円の増額は、飯豊山登山道改良工事の計上や銚子の口外構工事費の賃金や借上料などへの組み替えなどであります。

8 款土木費、1 項 2 目道路維持費 76 万 7 千円の増額は、草刈機の修繕及び町道の法面等の補修に係る重機の借上料の追加であります。

次に 20 ページをご覧ください。

3 目道路新設改良費につきましては、補正額はありませんが、町道改良・舗装工事に係る委託料、工事請負費、土地購入費、立木等補償費を組み替えするものであります。次の 4 目橋りょう維持費につきましても、道路新設改良費と同じく委託料と工事請負費を組み替えするものであります。

9 款消防費、1 項 4 目防災費 170 万 8 千円の減額は、21 ページに記載の産業廃棄物処理手数料 200 万円の減などであります。

10 款教育費、2 項 1 目小学校管理費 1,053 万円の増額は、平成 26 年度の繰越事業として整備が完了しました西会津小学校の空調設備屋外機の囲い設置に係る設計監理委託料及び工事費 1,403 万円の追加計上、当初予算で計上しました底上げ用プールフロア 350 万円の減額であります。2 項小学校教育振興費 175 万円の増額は、特別支援教育事業に係る支援員 1 名分の社会保険料及び賃金の追加計上であります。

22 ページをご覧ください。

3 項 2 目中学校教育振興費 57 万 2 千円の増額は、準要保護生徒の増加に伴う就学援助費の追加計上であります。

5 ページにお戻り願います。

第2表は、債務負担行為補正であります。

町道本町森野線大槻橋橋りょう補修工事において、工事期間が2カ年にわたることから、本年度から平成28年度まで債務負担行為を設定するものであります。なお、全体事業費につきましては、4,500万円であり、その内、1,110万円を限度額としたところであります。

次に、第3表は、地方債補正、変更であります。

辺地対策事業費、過疎対策事業費、緊急防災・減災事業費の各事業費の調整と、臨時財政対策債については額の決定に伴い、それぞれ限度額を変更するものであります。なお、起債の方法、利率、償還の方法については、変更ありません。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

1 番、三留満君。

○三留満　16 ページの民生費、地元産材伐採・製材等委託料がございますが、今回、この地元産材の取得といいますか、これはどのような方法で、前回のように寄附をいただくか、という形になるんでしょうか、中学校のときと。それとも、特定の業者さんにお任せをしてされるのか、ちょっとその辺をお伺いしたいと思います。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　地元産材の取得方法の質問についてお答えいたします。

この地元産材の取得につきましては、来年度、認定こども園の建築を行うということでありまして、その認定こども園につきましては、木の温もりを重視した施設にするということで、木造で建築をすることとしております。その材料につきまして、なるべく地元産材を利用したいというようなことで、現在計画を進めているところでございます。

木造建築でありまして、全体的に木造、現在の基本設計の中での数字でございますが、木材の使用量としては478立米ほどの使用を予定しておりまして、そのうちの地元産材では291立米ほどの地元産材で利用できればというようなことで考えております。その取得方法でございますが、これから今回の補正予算が通れば、まず町内の皆さんに寄附を募りたいというふうに考えております。ただ、大変大きな量になってございますので、寄附ですべてをまかなうことはできないというふうに考えておりますので、今回の補正予算の中にも、ある程度購入の部分も含まれております。寄附と購入という、両方の形で進めたいというふうに考えております。

○議長　8 番、渡部憲君。

○渡部憲　19 ページの7 款1 項、ふるさと自慢館補助事業補助金と、1,766 万7 千円。この補助金なんですけれども、ふるさと自慢館が、今後どのようなビジョンを持って、将来どのようなふうになるんだということがちょっとみえないんですけれども、町民の方々にも本当にこのようにしていくんだと、駐車場はどのようにつくっていくんだとか、そのようなもの、ちょっと教えてほしいんですけれども。

○議長　企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　8 番、渡部憲議員の自慢館についてのご質問にお答えしたいと思います。

今回のふるさと自慢館の整備事業補助金ということで、1,700 万ほど町のほうから商工会へ補助金というようなことで、今回計上させていただいたわけですが、今回は商工会が事業主体となりまして、経済産業省、中小企業庁の補助事業に申請いたしまして、採択を受けたというようなことで、今全体事業費が5,300 万ほどの、いわゆる自慢館の裏の旧住居跡地を解体、新築するということで、5,300 万ほどの事業費をかけるというようなことでありまして、中小企業庁の補助率が3分の2ということで、残り3分の1について、町が9割、そして商工会が1割負担するというようなことで、今回その9割分の1,700 万を町として計上させていただいたということでございます。

今回、事業主体、商工会ということで、今後の自慢館の運営状況など、商工会のほうでいろいろと検討しているところでもありますけれども、その内容をみますと、内容的には、施設的には展示ブース、飲食ブース、それからふれあいサロنبースというような、そういった3つのブースを設けまして、いわゆる観光客を呼びとめるような施設。それから、一方、地元住民で賑わうような施設づくりをしたいというようなことで、多くの地域の方にも利用していただきたいというような、そういった内容を検討しているというようなことでございます。

特に展示ブースは、今までもやっておりましたように、自慢館でやっているような企画展などをやるというようなことと、それから町民の方のいろいろな作品なども展示したいというようなこと。それからあと飲食ブースなどでは、商店街に休憩できるような施設がないというようなことで、コミュニティカフェなどをつくりまして、簡易に軽食などが食事できるような、そういった施設にしたいと。それからふれあいサロنبースでは、野沢商店街地域に集会所等もないものですから、そういった集会所的に地域の方々がいろいろ説明会とか、集まりなどができるような、また老人クラブの方々が、お茶のみなど気軽にできるような、そういった施設にしたいというようなことで、今、商工会として考えているのは、そういった形で地域の方々も利用できるような施設にしていきたいと、そういうことを考えているということでございます。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 だいたいわかりましたけれども、町としても、やっぱり本当に町として自慢できるような品物を、ちゃんとしてつくってほしいとそう思います。

○議長 7番、伊藤一男君。

○伊藤一男 それでは、歳出の10款の教育費の2項1目の、この需用費の350万減額になっているんですが、先ほどの説明では、小学生がプールを使用するときの、底上げ用の器具といいますか、その減額だと思うんですが、これはなぜ減額になったんでしょうか、その辺の理由についてお尋ねいたします。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

この350万、プールフロアの減額であります。今回、小学校のプールの使用につきましては、さゆりの屋内プールの水位を下げまして実施したところであります。当初、このプールフロアを使って底上げをしまして、そこで子どもの背丈に、肩の高さにあった水位で当初やろうと考えていたんですが、水位を下げるということで、このプールフロアが必

要なくなったということで、今回減額となりました。

以上です。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 理由についてはわかりましたが、おそらくこのさゆり公園のプールを使うわけですので、一般客とのそういう兼ね合いといいますか、一般客は使用料といいますか、料金を納めて使うわけですので、その辺の支障は、一般客との支障はないのかどうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

基本的に、今回、学校の授業で使わせていただいた曜日は月曜日であります。その月曜日に水位を下げて、中学年の児童に対して水泳の、プールの活動を行ったと。あと、火曜日の午前中を高学年に利用ということで、火曜日の午前中につきましては、一般の方と一緒に利用させていただいたわけですが、利用者が少人数、数人であったということから、特に一般の方にはご不便をかけずに利用できたかなと、そのように考えております。

○議長 7 番、伊藤一男君。

○伊藤一男 そうすると火曜日については、水位については戻してやっているといいますか、そういう理解でよろしいんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 はい、日曜日から月曜日にかけまして水位を 85 センチ程度に落とします。それで児童のプール活動が終わったあとから水位を元に戻しまして、翌日にはだいたい 1 メートル程度の、通常の水位に戻すと、そのような形で一般の方々に使っていただいております。

○議長 5 番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 同じく教育費なんですけれども、21 ページの委託料と、13 と 15 ですか、それは確か、これにいたった経緯なんですけれども、昨年の 12 月 5 日の全員協議会では、当初は保健室とパソコン教室しかエアコンは考えていないと。その後、校舎の接続等により、エアコンを設置することが県に要望していたと、それによって 10 月に入り、県の補助枠ができたから、連絡が来たことにより計画が進んだと思います。そのときの説明では、エアコンの設置箇所はありましたが、室外機のはありませんでした。そのときに室外機の検討とか、雪囲いについては検討されたのでしょうか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに平成 26 年の 12 月の補正によりまして、西会津小学校にエアコンを設置するということで予算計上し、ご議決をいただいたところであります。この時点で、当然、室外機の設置も考えておりました。ただ、台数とか、あとその設置する箇所が確定しておりませんでしたので、その部分につきましては予算計上しなかったと。あともう 1 つは、今回 12 月の時点で、福島県公立学校等校舎整備内緊急環境改善事業、これに該当いたしますエアコンの機器及びキュービクル、受電装置にかかる工事のみを計上しておりまして、翌年度繰越で事業を実施するということを想定しておりましたので、室外機の雪囲いにつきましては、翌年度補正予算で対応すると、そのような考えでおりました。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 確かに子どものことを考えれば、エアコン設置は大変賛成はできます。県に要望していて、予算が確保できたからエアコンをする。だったらそのときに考えるべきだと思います。それで、今なぜこの9月の議会に出すのですかと、非常に首をかしげるんです。というのは、今9月ですよ、仮に修正なりやめになった場合、雪囲いはできなくなるわけです。でも室外機は設置してあります。そこが私は不安に思うわけです。なぜすでに隣の中学校にはエアコンも付いているし、室外機もあるのに、なぜそういった面を参考にしなかったんですか。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 お答えいたします。

確かに西会津中学校につきましては、当初想定していなかったエアコンを、のちほど設置したわけでありまして、ただ、中学校につきましては、室外機を設置するバルコニー、ベランダがありまして、そちらのほうで対応できたわけでありまして、小学校ではそのような施設は想定しておりませんでした。当然、一番設計段階から小学校はエアコンを設置しない、設置しなくても自然のクーラーで対応できると、そういったコンセプトで当初は進んできたわけです。その後、先ほど長谷川議員がおっしゃったように、中学校と校舎が一体型になるということで、中学校も入るのであれば、小学校も入れたいということから設置をしたわけでありまして。

当初、県のほうに要望を打診した時点が平成25年の10月ごろであります。それで、ある程度固まったのは、その年の12月ということで、西中は26年の4月当初から予算計上できたわけなんです、小学校の部分につきましては、その要望した時点で、もうすでに杭打ち工事が終わっておりまして、それから設計を変更するとなりますと、工期的な問題、あと杭打ちをまた改めてやらなければならないと、そういったこともございまして、やはり工事が終わってからの設置というふうになったところであります。

以上です。

○議長 5番、長谷川義雄君。

○長谷川義雄 3回目ですから、ちょっと理解に苦しむんですけども、なぜ事前調査等、全体を検討しなかったのかというのが私の言いたいところです。子どものためにお金をかけるのは大事なことです。というのは、町が行った地域連携販売力強化施設ですか、そのときも事前の調査、検討、収集なりが足りなくて補正を組んで一時工事がストップしたと、今回は工事のストップではありませんが、前回の反省点が活かされていないように思うんです。事務方のトップの考えをお聞きします。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私のほうからお答えさせていただきたいと思いますが、今回の小学校のエアコンの設置につきましては、先ほど学校教育課長がお答えしたとおりでございますけれども、当初、小学校の校舎にはエアコンは設置する予定がなかったという設計内容でございます。その後、中学校の校舎にエアコンを設置するという計画が生じまして、それで、中学校に設置するということであれば、当然、小学校も設置するべきでしょうとい

うことになりまして、県のほうにも要望いたしまして、その結果、中学校にも設置できる、小学校にも設置ができるようになったということでございます。

その段階では、もう小学校の工事も進んでおりまして、設計変更はできないというような状況でありましたので、エアコンについては工事が、本校舎の工事が終了してから、その設置をしましょうという形になったところでございます。その際に、エアコンと一緒に室外機の計画といたしますか、当然、エアコンを設置すれば室外機も設置するということになりますけれども、その雪囲いに、今回補正をお願いしております雪囲いについては、担当課のほうでは、ある程度木造的なものでも対応できるんじゃないかという考えがあったわけでありましてけれども、校舎の構造を考えたときに、屋根先があまり長くないということで、落下する雪が直接その室外機にあたるような形になったということでございます。そのために専門化といたしますか、建築の業社の皆さんに、いろいろ検討していただいた結果、木造ではなかなかその耐久性の中では難しいだろうということで、今回、鉄骨でそれを計画をしたということでございます。

そういったところで事業費的には1千万を超えるような形になったわけでございますけれども、当初の想定がなかった、そのエアコンの事業ということでありましたので、これを設置する際に、その雪囲いについても十分に検討して、そのときに一緒に予算化できればよかったのかもしれませんが、まずは県の補助事業の中でエアコンと室外機の設置の部分について対応をお願いしたという経過もございますので、今回、先ほどよりっせの脇の地域連携販売力の例も出されましたけれども、あれとはまたちょっと質の違うような内容でございますので、その点についてはひとつご理解をいただきたいなというふうに思います。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 私も何点かお尋ねしたいと思います。

まず歳入におきまして、地方普通交付税が決定されたということで、中身の説明いただきました。その中に、人口減少対策の特別事業費というようなことで、いくらか来ているということでありましたが、これは人口ビジョンをこの前つくっていただいて、私も見ましたけれども、このいわゆる特別事業費をどのような形でこれから使われようとしているのか、それをまず1点です。

それと歳出で聞いてもいいんですが、歳入の14款県支出金の中で、緊急雇用創出基金事業補助金、これ減額されております。これは来年でなくなるんだという話は聞いておりますが、来年の傾向、本当に全部ゼロになってしまうのか、その辺もわかればお知らせいただきたい。

それと17款の繰入金、10 ページ。先ほど住宅団地の造成事業の中で、3区画売れたということで、大変これはいいことであります。これ毎回聞きますが、どなたが、町外の方か、被災者の方か、どなたが買って、今、町でやっている補助金の該当者で、補助金が功を奏したのか否かも、それも教えていただきたいです。

それとあと19款、11 ページになりますが、雑入の中の克雪体制支援調査費補助金、これも新規で認められておりますが、これはどのような形で使われようとしているのかを歳入の面でお尋ねします。

次、歳出にいきまして、歳出 12 ページの財産管理費、これ備品購入で自動車購入費があります。これ老朽化した自動車を更新するということではありますが、どこで使っている自動車を購入されるのか、それをお尋ねします。

あと同じく総務費の自治振興費のコミュニティ育成事業補助金、防犯灯 LED 化をするということではありますが、150 基、これをどこに整備なさるのか、補助されたのかをお尋ねします。

それと、先ほど 1 番議員も質問ありますけれども、16 ページの民生費、児童措置費の中の、いわゆる認定こども園の地元産材の委託料、製材等の委託料があります。これは地元産材を使って、木の温もりのある施設をつくりたいということでありまして、ある程度は購入も考えているということでありましたが、地元産材、聞いてみれば、小学校の建築等の実績をみれば、2、3 割くらいしか使えないということでありました。寄附を募るということでありましたが、本町には学校林だとか、いろいろ財産区等の森林なんかもありますが、その辺の活用方法はどうか、それとあと材料に関しては、板材なのか、あとは丸太等の材木等も考えているのか、その点をお尋ねします。

それとあと、20 ページの 9 款消防費、これ 800 万ほどの防火水槽が不採択になったと、充足率が本町は高いので不採択になったという話ではありますが、これはどこで、いわゆる判断をされて不採択とされたのか、いっぱい防火水槽等の要望があって、これだけ減額されたのか、その辺もお尋ねをいたします。

それとあと、10 款の教育費の中で、今ほど同僚議員の話からもありましたが、まず需用費の中のプールのフロア、これは買わなかったということで理解しております。水位を下げてシーズン中の水泳の事業をやったということではありますが、この水位を月曜日下げて、火曜日戻すということではありますが、その際の費用は実際 1 シーズン、どのくらいかかったのかをお尋ねします。

それと、今ほど来、出ていましたが、いわゆる小学校の空調設備の雪囲い、これは子どもたちの学ぶ学校、エアコン付けて、快適な環境でやってもらうというのは、これ大変いいことでもあります。私がどうしても納得できなかったのは、たかが雪囲い、室外機の雪囲い、これに、設計管理も含めて 1,400 万も計上されている。これは庶民感覚では 1,400 万というと、ちょっとした家が建つ金額です。このどうしても雪囲いを必要だというのは私も理解しますが、当初木造だったのが、いわゆる鉄骨でやらなければいけないと、それも当然わかります。この冬の状況、春先見てみれば、北側の屋根下というのは、本当に屋根とのべ続きになるほど雪が溜まる場所です。当然、しっかりした鉄骨で鉄板の屋根をつくって、しっかりしたものをつくらなければいけないというのは私も理解していますし、今シーズンに合わせてつくらなければいけないというのは十分承知しています。

いろんな経緯は伺いましたが、一番納得できないのが、何で 1,400 万もかけなければいけないのか、もしこの 1,400 万なんでかんでかけるんだとなれば、私は到底承知できません。この 1,400 万の詳細な中身、ただ設計や業者が出されたものを鵜呑みにしてしまったのか、あるいは積み上げた資材の高騰、人件費の高騰、私十分承知しておりますが、そんな中で本当にこれほどかかるのか、それをもう一度説明をしていただきたい。

あと、最後になりますが、いわゆる債務負担行為の中で、大槻橋の橋梁改修、補修工事

がありますけれども、これは当然、優先順位の中で、今回はこの大槻橋の橋梁補修ということになったと思いますが、これは今後、計画の中で、本町ではどれほど橋梁を修繕しなければいけないところがあるのか、それも合わせてお伺いいたします。

以上です。

○議長　総務課長、新田新也君。

○総務課長　まず交付税についてのご質問にお答えをいたします。

平成 27 年度、新たに地方創生関連で、人口減少等特別対策事業費という項目が新たにできたわけでございます。結局その基準財政需要額の中の項目ということでありまして、平成 27 年度、項目で、1 億 4,360 万 6 千円が基準財政需要額に算入されました。普通交付税につきましては、決定ベースで 7,352 万 2 千円増えたというご説明をいたしましたので、今回その新たな人口減少等特別対策事業費、1 億 4,300 万ほど算入されたということで、これが増えた大きな要因でございます。

なおその使途はということでございますが、議員ご承知のとおり、普通交付税につきましては、一般財源ということでありまして、この項目の額をどこに充てなくてはいけないということではありません。ただ町としては、そういった、これから今、地方創生関連事業、行っていくわけでございますけれども、そういった部分に極力充てるようなことで考えてございます。

それから、2 款 1 項 5 目の財産管理費の中の自動車購入費でございますが、これにつきましては、総務課管理の公用車ということで、各課の職員が出張ですとか、そういったものに使う車ということでございます。

以上です。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　お答えいたします。

まず緊急雇用の来年の見込みということでございますが、現在緊急雇用、震災対応事業で 5 事業、実施しております。来年の方向性ということで、国の今現在で示されている部分につきましては、来年は緊急雇用事業自体は廃止するということで、だいたいそういう形で今、事業が進んでいるということでございます。

今後、緊急雇用につきましては、町で本当に行わなければいけない事業については、今後予算化等の部分は検討していかなければならないということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

続きまして、住宅団地の関係の分譲、3 区画になったということで、そのまずどちらの方が買われたかという部分については、まずお 2 人の方については町内の方、もう 1 組の方については町外からということで、計 3 区画の予定でございます。

そのまず町内の方については、やはり住宅団地の購入費補助金という部分で、確かに 50 万円の補助は該当になりますし、移住、定住の部分の、今度が入ってくる町外の方についても、補助金は 50 万出せるということになっております。

なお、3 件ともやはり、今の定住住宅整備補助金については、大変やっぱり決断になると、大変よい制度だということでお話しはうかがっておりますので、その関係で住宅団地の購入につながったと認識しております。

以上です。

○議長 企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長 10 番、多賀議員のご質問のうち、克雪体制支援調査費補助金についてのご質問にお答えしたいと思います。

この事業につきましては、国交省の補助事業でありまして、名称が雪処理の担い手の確保育成のための克雪体制支援調査業務という、そういった内容でございます。所管は国交省であるわけですが、窓口は外郭団体の、日本産業能率協会というところが窓口になって、今回、こういった補助事業を支援を受けるというようなことであります。

内容でありますけれども、近年、人口減少、それから高齢化の進行というようなことで、雪処理の担い手といいますか、特に豪雪地帯に、それから過疎地域、こういったところでは、なかなか雪処理の体制がだんだん難しくなっているというようなことでありまして、そういった地域において、今後地域の実情にあった除排雪体制づくり、そういったものの調査業務というか、それに対する支援ということで、今回、補助事業ということで、国交省の採択を受けたところでございます。

内容としましては、69 万 8 千円ほどの歳入であるわけですが、今年はアンケート調査や町民座談会、こういったものを実施しながら、地域の現状、課題などを調査していきたいというふうに考えております。そういったアンケート調査で約 49 万ほど計上させていただきまして、コンサルタントに委託しながら、内容の分析などをしていきたいというふうに思っております。

なお、今年は、そういった現状分析、それから課題の発見などをしながら、次年度以降、克雪、利雪関係の計画づくりなどにもつなげていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長 健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 10 番、多賀議員のご質問のうち、私のほうからは、保育所建築にかかる地元産材の利活用の部分についてのご質問にお答えしたいと思います。

まずその材料のために、その学校林ですとか、財産区、そういったものの使用はないのかということですが、当然、今回の中で、学校林、財産区等の山についても、現地視察等を見ながら見ているところであります。学校林につきましては、やはりもう植えた植栽場所がちょっと奥地であったりというようなことで、なかなかこう利用できるものがないというふうに現在のところ考えております。あと財産区のものにつきましては、今、財産区の方と話し合いをしながら、適材があるものについては寄附をしていただくなり、購入するなりという形で利用していきたいというふうに考えているところでございます。

それから利用方法ということでございますが、小学校の建築の際は、板材に挽いたために、その町の材ではなかなか利用ができなかったということがございましたが、今回、保育所につきましては、なるべく丸太のままを、柱なんかについては丸太のままを使うというようなことで考えておりまして、現在、地元産のちょっと節があっても、そういったものも模様になるような形で使っていくというような形で考えておりまして、ある程度のものは使えるというふうに考えております。すべてを使うことはできませんので、そのほかに、やはり購入の材料も考えているというところでございます。

○議長 町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 多賀議員のご質問にお答えいたします。

まず歳出のコミュニティ育成事業補助金についてでございます。この内容につきまして、昨年から事業を開始いたしました各集落にあります防犯灯、これのLED化に対する更新の補助金でございます。当初では、昨年の要望等から50基を見込んでございました。昨年各自治区で実施されまして、やはり各集落、やりたいというようなことで、今年度に入り、それを上回る要望がございました。

したがって、その要望のございました150基について、今回、計上をさせていただいたところでございます。なお、どこにというようなことでありますが、数が多いので、集落数で申し上げますと、33集落に対して補助をしたいというようなことでございますので、ご理解をいただきたいというふうに思います。

それから、歳入に関わる部分の消防防災施設整備費補助金の関係でございます。この補助事業につきましては、国、いわゆる消防庁の補助事業でございまして、今年度、防火水槽を3基予定してございまして、国に申請をしたところでございます。先ほど議員から申されましたように、充足率が高いということで、今次不採択というような状況になったわけであります。近年、ご承知のように、火災だけでなく、いわゆる震災の場合においても火災が発生するというようなことで、耐震性の防火水槽が全国の自治体において要望がかなりございます。そういったことから、本町では、充足率が95パーセントを超える数値でありまして、やはりそういった部分で、高い町村は今回は降りていただくというような連絡があったところであります。

しかしながら、今年度予定をしておりました防火水槽の整備につきましては、少しでもやりたいというようなことで、事業調整をさせていただきまして、起債のほうに振り替えるというようなことで実施したいと思っております。しかしながら、いわゆる事業費の高騰等もございまして、本年度は3基から2基というようなことで、事業変更もさせていただきながら、少しでも取り組んでまいりたいと思っております。なお残りの1基については、今後の実施計画等において、早急にできるよう努力をしてまいりたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

答弁漏れましたが、いわゆる充足率が高いということをどこが判断したのかというご質問にお答えをいたしますが、これについては、先ほど申し上げました事業主体であります国、いわゆる消防庁のほうで、すべて町村の充足率を把握してございます。その中で要望のあった箇所、いわゆる市町村について、すべてチェックをし、その申請が妥当なのかどうかというようなことで判断しているようでありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは多賀議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず1点目の、さゆり公園屋内プールを使った小学校の水泳の授業等にかかる経費であります。水道代などでありまして、額は確定しておりませんが、その経費として30万ほどではないかなと、そのように見込んでおります。

あと2点目の雪囲いの経費についてであります。先ほど来ご説明を申し上げております

が、やはり裏側に室外機を設置するというので、その雪囲いにつきましては、フレームは鉄骨づくりとなります。その鉄骨であります、使用する鉄骨はおよそ 11 トンで、この種の工事では非常に小さな、小規模な工事になるということでもあります。ですので、小規模な工事は手間がかかり割高になってしまうということがまずあります。

あともう 1 点が、今回予算に教育課で要求しました額であります、これは参考見積をいただいたものであります。これを根拠に、今回要求いたしました。そのため、雪囲いにかかります経費の最大限を見込んでおります。そのことから、今後ご議決をいただいたのちには、庁内各課と連携を取りながら、設計業務等を発注し、内容を精査するとともに入札等などにおいて経費の圧縮を図っていききたいと、そのように考えておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 答弁調整のため、それと資料配付のため、暫時休議します。(11時41分)

○議長 再開します。(11時44分)

学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、改めまして配付いたしました資料に基づきご説明を申し上げます。

まず資料のナンバー 1 であります。この黄色く囲っております、塗っております部分が室外機であります。校舎裏 4 カ所に計 12 基を設置しております。当初ばらばらと置いてあったんですが、このような形でまとめております。

あとその次のページ、資料ナンバー 2 と資料ナンバー 3 なんですが、これは裏面の雪囲いの設置にかかります鉄骨の配置等であります。わかりやすいのは、資料ナンバー 3、3 ページの右の上の部分でございます。このように、屋根から落ちてきた雪を斜めにこう受けるといような形で、一番大きなものと高さ 3 メートル 15 センチ、あと奥行が 1 メートル 20 センチほどの鉄骨づくりの雪囲いが後ろのほうに設置されるわけです。この黄色く囲っておりますところが、1 つの雪囲いの形になります。ですので、資料ナンバー 2 ですと、この黄色い上の部分ですと、小さな雪囲いが 1 つと、あと上の部分ではちょっと大きめの室外機の雪囲いの部分があります。その下はまとまった形で雪囲いを設置すると、このような形で、各設置された室外機に対応した形で雪囲いを設置していくと、鉄骨づくりで雪囲いを設置していくという形であります。

一番最後の資料、ナンバー 4 でありますが、これがまとめて設置しております室外機であります。4 カ所ありまして、多目的ホールの後ろに、こういった業務用の大きな室外機、あとその隣が校舎裏①、校舎裏②、校舎裏③ということで、その下を見ていただくとわかりますが、軒先がほとんどございません。真っ直ぐこう屋根が落ちてくるというような形になっておりますので、これに対応するには鉄骨で雪囲いが必要だということから、今回、予算、補正予算をお願いするところであります。

なお、先ほど私がご説明申し上げました参考見積であります、1 社からいただいたものをそのまま鵜呑みにして、今回、議会のほうにご提示したわけではございません。中学校のほうで対応していただきました設計会社のほうにも内容を確認していただいて、見ていただいたんですが、ほとんどの部分につきましては県単価を使っております。ですから、どの設計工事屋さんと同じ単価であります、やはり鉄骨工事の部分が高いということで

ありました。ただし、それは依頼した設計業者さんにつきましても、県中、県南、あと会津のほうの単価の部分につきましては、詳細な部分が判断つきかねるということと、あと、若干県中の辺りでは、その鉄骨工事が低い、安くあがる可能性もあるということですが、先ほど申し上げましたように、こちらのほうでの工事につきましては、判断しかねるということで、最終的に当初いただいた設計業者の方の参考見積を今回、それを根拠に予算要求させていただいたというところであります。

以上で説明を終わらせていただきます。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 ご質問のうち、橋梁に関するご質問にお答えしたいと思います。

町で管理をしております橋梁は、165 ございまして、そのうち 81 が修繕を不要とする橋でございまして、84 修繕を必要とする橋がございまして、そのうち明神橋については、すでに完了しておりますことから、現在 83 ございまして、本年度、川浦橋をやっております、また次年度、大槻橋ということで、このような形で、年々計画的に補修を進めていきたいというふうに行っているところです。

○議長 10 番、多賀剛君。

○多賀剛 ご説明をいただきました。まず総務課長からご説明いただきました、いわゆる普通交付税の中に算入された人口減少対策の特別事業費、これは一般財源であるから、これから町で有効に使いたいというような話でありますので、本当にこれは地方創生、今、盛んに騒がれている地方創生の中で、大変な重要な仕事になってこようかと思います。これしっかり取り組んでいただきたいことを要望するのと。

あと、今ほど最後に教育課長、いわゆる小学校の空調設備の雪囲いのことを説明、資料を含めて提出、説明してもらいましたが、こういう説明資料が事前にあるならば、事前に配付していただいたならば、もっとわれわれの理解も深まったのかなという思いがあります。ご説明の中で、この設計含めた 1,400 万というのは、最大値の数字であるという話がありました。それも複数の業者から、いわゆる参考価格を出してもらっての数字だということですが、私はその、何べんも言いますが、鉄骨だろうが、材木だろうが、いわゆる雪囲いは雪囲いでしか、一般的には見ないんです。それで、たかが、たかかと言うと大変失礼ですけれども、エアコン室外機の雪囲いに 1,400 万かかるのは何事かというのを明確に説明、われわれもしなければいけない。だから、これから入札等々の中で、なるべく下げていきたいということのお話ありましたので、それは、これどちらに聞けばいいのか、設置者に聞けばいいのか、教育委員会なのかわかりませんが、その辺の心意気をもう一回しっかり出していただきたい。要は 1,400 万、これは補正予算通ったからこれを執行しなければいけないんだというようなことでかかれたんでは、われわれも到底承知できないので、その辺を再度お尋ねします。

あと緊急雇用の中で、来年度はゼロになるという話であります。それで今やっている 5 事業、私は大変重要なものもあると思いますけれども、これに向けて、これから継続すべきか廃止すべきか、いろいろ検討なさるということですが、私はもう来年度の事業、それに携わっている人がいる以上、私は、ことあるごとに言いますが、今方向性を示していかなければ、その事業に関わっている人ばかりではなくて、いろんな影響は出

てくると思います。その辺の方向性もししっかりと出していただきたいという思いであります。

それと、また教育課に戻りますけれども、プールの、いわゆる水を抜いて 30 万ほどの経費と、それは 1 シーズンの金額だととらえていいのか、私は思ったより安くなるなど、これ 10 年、同じような経費であれば、300 万、いわゆるスノコの底上げのあれをつくるよりも安全だし、これは有効なのかなと、結果的にいい方向で済んだのかなという思いありますので、その辺を 1 シーズンであろうかと思いますが、ご答弁をいただきたいと思います。

あと、ちょっといっぱい言ったので、忘れましたので、その辺を再質問します。

○議長 副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 それでは、私のほうから小学校のエアコンの室外機の関係についてお答えをさせていただきますと思います。事務的な部分でございますので、教育委員会の所管ではございますけれども、私のほうから答えさせていただきます。

議員からおただしがありましたように、この雪囲いに対して 1 千万を超える事業費ということで、大変多額な額でございます。先ほど課長のほうからお答えしましたように、その見積の金額については、1 社だけではなくて、何社、数社のお話を聞きながら、予算を計上するにあたって検討したという状況もございます。ただ、なかなかその正確な見積といますか積算というのは、これから実際に積算をしていく必要があるということでございますので、予算的には、今、上限値で予算をお願いしているという状況ではございますけれども、今後その発注にあたりましては、できるだけ抑制を図りながら、最小限の経費の中で対応できるような方策を取ってまいりたいということでご理解をいただきたいと思っています。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 緊急雇用についてのご質問にお答えいたします。

現在、確かに委託事業 3 事業、直接実施 2 事業ということで実施しております。来年度以降につきましては、やはり町に直接、やはり深く関わりあるものとか、そこら辺を中心に、今後來年の予算化に向けて検討していきたいと考えておりますので、ご理解願います。

○議長 学校教育課長、会田秋広君。

○学校教育課長 それでは、多賀議員のプールにかかる経費であります、先ほど 30 万という金額は 1 シーズンの金額であります。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 16 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 16 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 3 次)は、原

案のとおり可決されました。

暫時休議します。(11時57分)

○議長 再開します。(13時00分)

日程第8、議案第17号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 議案第17号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)の調製についてご説明いたします。

今次補正の主な内容であります。去る6月定例会におきまして、2区画分譲に係る関係予算をご議決いただいたところですが、その後、新たに1件の分譲契約の見込みとなりましたことから、歳入においては土地売却収入などを増額するとともに、歳出では分譲促進謝礼、住宅団地購入費補助金、及び一般会計繰出金を追加計上するものであります。なお、住宅団地の分譲区画数は、これで69区画中、56区画が分譲されることになり、未分譲区画は13区画となります。

それでは、予算書をご覧ください。

平成27年度西会津町の住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ、996万8千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2,252万8千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分、及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明を申し上げます。4ページをご覧ください。

まず、歳入であります。2款財産収入、2項1目不動産売却収入476万7千円の増であります。これは、先ほど申し上げましたが6月定例会後に、新たに1区画の分譲の契約の見込みとなりましたことから、増額するものであります。

3款繰越金、1項1目繰越金520万1千円を増額であります。これは、前年度繰越金を追加計上するものであります。

以上、歳入合計で996万8千円を増額し、2,252万8千円とするものであります。

次に歳出であります。5ページをご覧ください。

1款事業費、1項1目住宅団地分譲事業費900万円の追加であります。これは、分譲促進謝礼、住宅団地購入費補助金、及び一般会計繰出金の追加計上であります。

2款予備費、1項1目予備費、96万8千円の追加であります。売却収入の残額を予備費として計上するものであります。

以上で説明を終了いたしますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬　それでは質問させていただきます。今回、残り 13 区画ということでありましてけれども、ほとんどおそらく北側というような形でありましようけれども、今後の売却に向けた P R 方法、活動の方法、あとは周知徹底の方法、そういった今後の方向について伺いしてみたいと思います。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　4 番、小柴敬議員の今後の分譲に向けた P R 方法のご質問にお答えしたいと思います。

今後、今、順調に 3 区画分譲されたということでございますが、今後、去年も行いましたが、新聞社への P R、並びに、今後取り組もうとしておりますのは、やはり在京関係と申しますか、そちらのほうで U ターンして戻って来たいという方もいらっしゃると思いますので、そこら辺りで、ダイレクトメール並びに、あとはいろんな会合があるたびに P R するとともに、ふるさと回帰支援センターというのが東京にございますので、そちらのほうに行きまして、田舎暮らしを体験していただいたあとに、西会津町が気に入っていただければ、住宅団地も購入していただけるような取り組みを展開してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長　4 番、小柴敬君。

○小柴敬　今後、やはり交流人口の拡大、そして人口拡大というようなことで、非常にやっぱり住宅団地、大事だと思いますので、しっかりと取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長　13 番、清野佐一君。

○清野佐一　今回も分譲促進謝礼というようなことで、計上されていますが、この制度を取り入れて販売促進というようなことでやってきていますけれども、今までこの制度でお世話していただいた方々というのは、どの程度おられるのか。

それとあと、これからの、今の話ではないですが、あそこの P R ということにつなげるためには、この西会津においでいただいた方々の、いろんな西会津の魅力というのがたぶんあっておいでいただいていると思います。それらも調査といいますか、そういう中で P R にプラス材料にというか、使えれば、さらに促進されるのかなというふうには思いますが、いかがでしょうか。

○議長　商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長　13 番、清野議員のご質問にお答えしたいと思います。

まずはじめに分譲謝礼ということでございますが、受け取った方というか、これまでほとんどの方が申請されておりました、受け取っております。私の知る範囲内では、受け取らなかった人というのはなかったような感じでおります。

続きまして、その住んだ方に対して、P R するためにその方を、何と言うんでしょうか、東京のほうに行って一緒に P R してこようとかという部分の、P R の部分でございますが、確かに先ほども申し上げましたが、私どもで田舎暮らし体験ツアーということで、東京のふるさと回帰支援センターのほうでプレゼンテーションを行いまして、今年度もだいたい

4組の方が西会津町を訪れております。その中で、西会津をまずは知っていただいて、好きになっていただくということから始めて、そこから移住に向けたIターンとか、Jターンとかという形であれば、大変重要になると思います。ですので、まずは西会津町をよく知っていただいて、好きになっていただくという作業から、今、現在進めておりますので、それを踏まえながら、今後、事業展開をしていきたいと考えております。

○議長 13番、清野佐一君。

○清野佐一 今ほとんどの方と言われましたけれども、だいたい件数でどのくらいかわかれば。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 お答えいたします。

今まで56区画分譲しておりますので、たぶん50件以上はあったと思いますが、あとで正式な数字につきましては、お知らせしたいと。

失礼しました。途中からこの制度は謝礼ということになりましたので、あとで調べましてご提示したいと思います。失礼いたします。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 課長、分譲価格について、これはずっと最初から変わらないんでしょうか、この値段は。

あともう1つは、やはり、前、私一般質問で言ったことあるんですけども、冬の除雪、これちゃんとやってもらわないと、やっぱりこの人たちが都会から来た人たち、やっぱり口伝えでね、いや冬はあそこはだめだぞと、ひとつも雪なんか、ちゃんときれいにやってくれないと、そういうこともやっぱり話で、インターネットでも何でも今いきますからね。そういうところをちゃんと心配ない、雪でも、冬でも心配ないんだと、だからぜひ買って住んでください。そういうこともやっぱり。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 渡部憲議員のご質問にお答えしたいと思います

まず分譲価格は変更なかったのかということでございますが、平成23年にA街区と申しまして、貯水池に近いところに、3区画を4区画に分割したということで、若干それで金額は変わっておりますが、ほとんどの価格帯につきましては、これまで値引きとかしたことはございません。その通常販売価格、当初のままで分譲しております。

続きまして除雪でございますが、住宅団地内、町の直営で除雪やっていただいておりますので、除雪に対しては、これまで道路に関しては十分に除雪しているということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 それはわかりました。ただ他町村の住宅団地ってあると思うんですけども、それに比べてどうですかね、西会津町は、ほか湯川とか、北会津とかと比べたらどうなんでしょうかね。住宅団地の値段。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 再質問にお答えいたします。

さゆりが丘ニュータウンでございますが、一応、1区画当たりの面積は結構、150平米

とか100とか、結構広いものですから、他市町村、例えば新鶴の吹上台とか、そちらから比べると若干は面積が広い分、高いと思いますが、単価自体は、平米単価は安いということでございますので、面積分でちょっと若干高めかなと思いますが、そういう形でなっておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 8番、渡部憲君。

○渡部憲 これ向きによって値段が違うということはあるですか。北向きだから安いとか、南向きだからちょっと安くなるとか、そういうことはございませんか。

○議長 商工観光課長、伊藤善文君。

○商工観光課長 北向き、南向きによって値段が違うかということでございますが、北と南では若干単価が違っておりました、だいたい北と南の単価で、だいたい平米当たり600円くらい違うということと、あと角地で、北、南でも、最大で平米当たり1,700円ほど単価が違うということでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第17号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号、平成27年度西会津町住宅団地造成事業特別会計補正予算(第2次)は、原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第18号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長 議案第18号、平成27年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成26年度決算により繰越金が確定したことや社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度に係るシステム改修費を計上したものであります。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成27年度西会津町の後期高齢者医療特別会計補正予算(第1次)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ101万4千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億249万5千円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出予

算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

2 款繰入金、1 項 1 目事務費繰入金 90 万 8 千円の増額は、マイナンバー制度にかかるシステム改修費に対する一般会計からの繰入金の追加であります。

3 款繰越金、1 項 1 目繰越金 10 万 6 千円の増額です。これは、平成 26 年度からの繰越金の確定によるものであります。

次に 5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 90 万 7 千円の追加は、マイナンバー制度に係る後期高齢者医療システム改修に係る委託料の追加であります。

4 款諸支出金、1 項 1 目一般会計繰出金 10 万 7 千円の増額ですが、前年度からの繰越金について全額一般会計に繰り出しをするものであります。

以上で説明を終わらせていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 18 号、平成 27 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 18 号、平成 27 年度西会津町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 10、議案第 19 号、平成 27 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　議案第 19 号、平成 27 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）についてご説明申し上げます。

はじめに、本予算案の概要について申し上げます。今次の補正予算は、6 月議会定例会においてご議決をいただきました国保税率改正に基づき本算定を行い、その所要額を計上し調製したものであります。

第 5 期国保財政 3 カ年計画に基づき、被保険者の保険税の負担軽減を図るため、当初予算において国保給付費支払準備基金から 2 千万円を繰り入れているところでありますが、

さらに平成 26 年度決算剰余金から 2 千万円と前期高齢者交付金の減による特別調整分として支払準備基金から 1 千万円を減税財源として充当し、負担軽減を図ったところであり、また、今年度は、国民健康保険法の改正が 5 月末にずれ込んだことにより、税率算定後に前期高齢者交付金等の決定があったことから減額分を繰越金等で調整しております。

それでは予算書をご覧いただきたいと思います。

平成 27 年度西会津町の国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、事業勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 849 万 6 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 10 億 3,458 万 4 千円とする。診療施設勘定の歳入歳出予算の総額の増減はしない。2 項、事業勘定の歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主要内容につきましては、事項別明細により説明させていただきます。

6 ページをご覧ください。事業勘定の歳入であります。

1 款国民健康保険税、1 項 1 目一般被保険者国民健康保険税は、3,668 万 4 千円を減額するものであります。医療給付費分と後期高齢者支援分、介護納付金分の現年課税分であり、税率の改正により、本算定した結果、繰越金を減税財源充当したことと、被保険者数の減少などにより、当初予算と比較して減額補正となりました。2 目退職被保険者等国民健康保険税は、459 万円の減額であります。

3 款国庫支出金、1 項 1 目療養給付費等負担金は、180 万 3 千円を減額するものです。療養給付費の一定割合、32 パーセント分を計上したものであります。

7 ページをご覧ください。

5 款前期高齢者交付金、1 項 1 目前期高齢者交付金 1,495 万 3 千円の減額は、前々年度の医療費が減少したことによる、今年度の概算交付金の額が減額されたことによるものです。国民健康保険法の改正が、先ほど申し上げましたが 5 月末にずれ込み、改正後の国からの正式通知が遅れたため本算定に間に合いませんでしたので、今次補正となります。

8 ページをご覧ください。

6 款県支出金、2 項 1 目県財政調整交付金 909 万 2 千円の減額は、県からの交付金で、共同事業交付金にかかる調整分の減額等であります。

7 款共同事業交付金、1 項 1 目高額医療費共同事業負担金、155 万 2 千円の増額、2 目保険財政共同安定化事業交付金、921 万 7 千円の増額は国保連合会からの通知による決定であります。

9 款繰入金、1 項 1 目一般会計繰入金 695 万円の増額は、マイナンバー制度に係るシステム改修費と本算定による保険基盤安定繰入金の増額であります。

9 ページをご覧ください。

2 項 1 目国民健康保険給付費支払準備基金繰入金、1 千万円の増額は、前期高齢者交付金の平成 25 年度精算による減額分を補填するために、本算定の際に追加したものであります。

10 款繰越金、1 項 2 目その他繰越金 4,850 万円の増額は、平成 25 年度繰越金の確定に

よるものであります。

10 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 148 万円の増額は、社会保障・税番号制度、いわゆるマイナンバー制度であります、に係るシステムの改修費の増額であります。

2 款保険給付費については、財源の調整であります。

11 ページをご覧ください。

3 款後期高齢者支援金等、1 項 1 目後期高齢者支援金 248 万円の減額は、後期高齢者医療制度への支援金の確定によるものであります。

12 ページをご覧ください。

6 款介護納付金、1 項 1 目介護納付金 563 万 7 千円の減額は、介護保険への納付金の確定によるものであります。

7 款共同事業拠出金、1 項 1 目高額医療費共同事業医療費拠出金、196 万 5 千円の減額ありますが、確定による減額であります。

9 款基金積立金、1 項 1 目国保基金積立金 471 万 9 千円の追加であります、繰越金から積み立てるものであります。本算定時は 1,588 万 7 千円追加することとしておりましたが、先ほど申し上げましたように歳入の前期高齢者交付金が本算定時と比べて 1,495 万 3 千円減額となり、その他を調整しても不足することから、その分を繰越金で充当したために 471 万 9 千円の積立となりました。なお、これにより平成 27 年度末の基金残高は、7,385 万 2 千円になる予定であります。

13 ページであります、10 款諸支出金、1 項 3 目償還金 1,199 万 9 千円の増額は、国県支出金等精算返還金で、平成 26 年度の精算による返還金であります。

以上で説明を終わらせていただきますが、本案につきましては、去る 8 月 21 日開催の町国民健康保険運営協議会に諮問し、適当である旨の答申をいただいているところであります。よろしく、ご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いいたします。

○議長 これから質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 19 号、平成 27 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 19 号、平成 27 年度西会津町国民健康保険特別会計補正予算（第 2 次）は、原案のとおり可決されました。

ここで、先ほど議案第 17 号、平成 27 年度西会津町住宅団地造成事業特別会計の質疑の中で、答弁がありますので、発言を許します。

商工観光課長、伊藤善文君。

- 商工観光課長　それでは、まず 13 番、清野議員のご質問の中で、これまで分譲謝礼をどれだけいただいた方がいるのかというふうな質問だったと思いますが、こちらのほう、この分譲謝礼の制度を創設しましたが、平成 15 年 4 月からということでございます。それから、今日現在まで全部で 11 区画分譲しております。そうしますので、11 名の方すべて、その分譲謝礼は請求されたということでございますので、ご理解いただきたいと思います。
- 以上でございます。

- 議長　日程第 11、議案第 20 号、平成 27 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

健康福祉課長、渡部英樹君。

- 健康福祉課長　議案第 20 号、平成 27 年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第 1 次）についてご説明申し上げます。

今次の補正は、平成 26 年度決算により、繰越金が確定したことと、社会保障・税番号制度、マイナンバー制度に係るシステム改修費及び前年の介護給付費の確定による国、県等への返還する過年度分の償還金などを計上したものであります。

それでは予算書をご覧ください。

平成 27 年度西会津町の介護保険特別会計補正予算（第 1 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 4,099 万 4 千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 11 億 7,184 万 5 千円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

主な補正内容につきましては、事項別明細書により説明させていただきたいと思います。

4 ページをご覧ください。歳入であります。

7 款繰入金、1 項 4 目その他一般会計繰入金 105 万 9 千円の増額は、マイナンバー制度にかかるシステム改修に必要な財源を一般会計から繰り入れるものであります。

8 款繰越金、1 項 1 目繰越金 3,993 万 5 千円の増額であります。平成 26 年度からの繰越金であります。

次に、5 ページをご覧ください。歳出であります。

1 款総務費、1 項 1 目一般管理費 105 万 9 千円の増額は、マイナンバー制度に対応するための介護保険システムの改修委託料の増額であります。

3 款基金積立金、1 項 1 目介護給付費準備基金積立金、1,928 万 5 千円を追加するものであります。平成 26 年度繰越金の中から平成 26 年度分精算による返還金等を除き、介護給付費準備基金へ積み立てするものであります。

5 款介護予防支援事業費、1 項 1 目介護予防支援事業費は、生活支援コーディネーター

委託料の一部を講師謝礼等に組み替えをするものであります。

6 ページをご覧ください。

6 款諸支出金、1 項 2 目償還金は、2,065 万円を追加するものであります。これは、平成 26 年度にかかる介護給付費確定に伴う国県等への返還金であります。

以上で説明を終わりますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決を賜りますようお願いいたします。

○議長　これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛　1 点お尋ねします。介護予防支援事業費の中で、いわゆる生活支援コーディネーター委託料 81 万 6 千円減額して、講師謝礼等に組み替えたというご説明でありましたが、実際に生活支援コーディネーター委託料、どういうところを減額して、この講師謝礼というのはどういうところの講師をお願いするようにするのか、その 1 点をお尋ねいたします。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　地域支援コーディネーターの関係の質問にお答えをいたします。

この生活支援コーディネーターでございますが、この方の仕事であります、地域における生活支援介護予防サービスの提供体制の整備に向けた組織をつくったりとか、その後のサービス提供をコーディネートしたりとするような仕事でございます。西会津町としましては、その生活支援介護予防サービスにつきましては、平成 28 年度から実施をするということで計画をしております。今年度につきましては、当初からこのコーディネーターを設置し、コーディネーターを中心に、その生活支援介護予防サービスの組み立てをしていくというふうに考えておりましたが、まずその前段で、町の関係者、町、それから社会福祉協議会、にしあい福祉会、ボランティアサポートセンター、それからシルバー人材センター等、関係機関と話し合いをしながら、どういったそのサービスの提供体制を取ったらいいかという、まず前段で話し合いをする必要があるということでございまして、そのために、1 年間取っておりました、そのコーディネーターの委託料を減額をして、その前段で勉強会等をするために講師を呼んで、みんなで勉強をしたり、そういったことにすることで、今回、組み替えをさせていただいたところでございます。

○議長　10 番、多賀剛君。

○多賀剛　いわゆるうちの町は介護予防といいますか、要支援の段階で、いわゆる 1 次予防だとか、2 次予防に力を入れて、なるだけ介護認定にならないように努力しているということでもありますけれども、残念ながら要支援が年々少なくなってきた、介護認定者数が伸びてきている。私はこの辺をやっぱり重点的に力を入れていかなければならないところだなという思いでございましたが、今年は、じゃあ予定していた事業はできなくなったという認識でよろしいのでしょうか。

○議長　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　再質問にお答えいたします。

今年予定していた事業ができなくなったということではなく、事業については、現在も今の旧そのサービス提供の枠の中ではしっかりとやっているところでありまして、今後、新たに必要な生活支援ですとか、介護予防サービスのあり方を、しっかり検討するために

この方を置いたものですから、事業は事業として実施をしております。それで新たなサービス、あるいは違う体制づくり、そういったものをこれから検討していくために、これからまず前段では、まず関係者で話し合いをして、その後、そのコーディネーターを設置して、次年度につなげていくというようなことで考えているところでございますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長　　8番、渡部憲君。

○渡部憲　課長にお尋ねいたします。この介護保険料は高くなりましたけれども、私のような生活弱者は大変なんです。それで、これやっぱりわが町のような少子高齢化が進むような町は、これからこの介護保険料というのはどんどん鰻登りに高くなっていくんでしょうか、どうでしょう。

○議長　　健康福祉課長、渡部英樹君。

○健康福祉課長　介護保険料に関するご質問にお答えいたします。

今回の第6期の介護保険事業計画におきましては、第5期から比べますと、第5期が4,350円、月平均でありますね。第5期が4,350円。第6期が5,486円と、1,100円超の増額になったわけであります。これにつきましては、介護認定者が増えた。まず後期高齢者の数が増えてきたということがあって、介護認定者も増え、介護給付費が増えたために保険料の増額につながったわけであります。ですので、その介護認定者数を抑えることによって、保険料についても抑えることができるということでございますので、先ほども言いました地域支援事業なり、そういったことで、なるべくその介護にいかないような努力を町としては続けてまいりますが、ただ今後も後期高齢者等の数については、その増減、そんなに変わらない状況でありますので、保険料については若干ずつ上がっていくのかなというようなことでは考えているところであります。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第20号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第20号、平成27年度西会津町介護保険特別会計補正予算（第1次）は、原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会いたします。（13時42分）



平成27年第8回西会津町議会定例会会議録

平成27年9月14日（月）

開 議 10時00分

出席議員

|     |         |      |         |      |         |
|-----|---------|------|---------|------|---------|
| 1 番 | 三 留 満   | 6 番  | 猪 俣 常 三 | 11 番 | 青 木 照 夫 |
| 2 番 | 薄 幸 一   | 7 番  | 伊 藤 一 男 | 12 番 | 荒 海 清 隆 |
| 3 番 | 秦 貞 継   | 8 番  | 渡 部 憲   | 13 番 | 清 野 佐 一 |
| 4 番 | 小 柴 敬   | 9 番  | 三 留 正 義 | 14 番 | 武 藤 道 廣 |
| 5 番 | 長谷川 義 雄 | 10 番 | 多 賀 剛   |      |         |

欠席議員

な し

地方自治法第121条の規定により説明のため議会に出席した者の職氏名

|         |         |            |         |
|---------|---------|------------|---------|
| 町 長     | 伊 藤 勝   | 会計管理者兼出納室長 | 長谷川 浩 一 |
| 副 町 長   | 伊 藤 要一郎 | 教 育 委 員 長  | 五十嵐 長 孝 |
| 総 務 課 長 | 新 田 新 也 | 教 育 長      | 新井田 大   |
| 企画情報課長  | 大 竹 享   | 学校教育課長     | 会 田 秋 広 |
| 町民税務課長  | 上 野 善 弘 | 生涯学習課長     | 石 川 藤一郎 |
| 健康福祉課長  | 渡 部 英 樹 | 代表監査委員     | 佐 藤 泰   |
| 商工観光課長  | 伊 藤 善 文 | 農業委員会長     | 佐 藤 忠 正 |
| 農林振興課長  | 玉 木 周 司 | 農業委員会事務局長  | 玉 木 周 司 |
| 建設水道課長  | 成 田 信 幸 |            |         |

会議に職務のため出席した者の職氏名

|        |         |         |       |
|--------|---------|---------|-------|
| 議会事務局長 | 渡 部 峰 明 | 議会事務局主査 | 薄 清 久 |
|--------|---------|---------|-------|

第8回議会定例会議事日程（第11号）

平成27年9月14日 午前10時開議

開 議

- 日程第1 議案第21号 社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立3号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結について
- 日程第2 議案第22号 財産の取得について（消防ポンプ自動車）
- 日程第3 議案第23号 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第4 議案第24号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第5 議案第25号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第6 議案第26号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第7 議案第27号 西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて
- 日程第8 議案第28号 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 日程第9 西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙
- 日程第10 議会活性化特別委員会の設置について
- 日程第11 議会活性化特別委員会委員の選任について
- 日程第12 陳情第2号 「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書
- 日程第13 常任委員会の管外行政調査実施申出について
- 日程第14 議員派遣について
- 日程第15 総務常任委員会の継続審査申出について
- 日程第16 議会運営委員会の継続審査申出について
- 日程第17 議会広報特別委員会の継続審査申出について
- 日程第18 議会活性化特別委員会の継続審査申出について

閉 会

（議会広報特別委員会）

第8回議会定例会議事日程（第11号の追加1）

平成27年9月14日

追加日程第1 提案理由の説明

追加日程第2 議案第29号 平成27年度西会津町一般会計補正予算（第4次）



○議長 おはようございます。平成 27 年第 8 回西会津町議会定例会を再開します。

(10 時 00 分)

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1、議案第 21 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 議案第 21 号、社会資本整備総合交付金事業、町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結についてをご説明いたします。

お手元に入札結果並びに議案第 21 号説明資料として橋梁全体図を配布してございますので、併せてご覧いただきたいと思います。

はじめに、工事の概要について申し上げます。本工事は、町縦貫道路の一部を成す町道野沢柴崎線の橋立 3 号橋の上部工を整備するものでございます。橋の長さは 52 メートル、幅員は 8 メートルの鋼板桁橋です。本工事は、整備費が多額であることと、上部工の製作に期間を要すること等から、平成 27 年度と 28 年度の 2 カ年にわたり整備をするものでございます。

入札につきましては、土木工事で、その予定価格が 1 億円を超えることから、条件付一般競争入札により実施をいたしました。入札の条件は、町に入札参加資格の申請をし、福島県の工事等請負有資格者名簿の鋼橋上部工事で A ランクの登録となっている者で、過去 5 年間に 50 メートル以上の鋼橋上部工の工事实績がある者といたしました。

その結果、最低制限価格の範囲内において、最低の価格で入札した者は、東開工業株式会社であり、その価格は 1 億 4,683 万円でありました。この入札額に、消費税及び地方消費税相当額を加えた合計額 1 億 5,857 万 6,400 円で、8 月 21 日に同社代表取締役伊藤賢一氏と工事請負仮契約を締結いたしました。なお、本工事の竣工期限は、平成 28 年 9 月 30 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条の規定に基づき、議会の議決をお願いするものです。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

10 番、多賀剛君。

○多賀剛 1 点お尋ねしますが、近年、いわゆる町が提出する土木、あるいは建築工事の説明の中では、建築資材の高騰、あるいは人件費の高騰で、予定よりも随分、想定した金額よりも上がっているという説明を受けますけれども、この橋立 3 号橋の前に、いわゆる 2 号橋等の工事をしたわけなんです、いわゆるその 2 号橋をつくるときの上部工事と、単価、おそらく幅員は同じでしょうから、メーター単価等はどのくらい上がっているのか、わかれば教えていただきたい。

それと、以前の橋立 2 号橋等の入札された業者は、今回の 3 号橋も同じ業者であって、件数も同じ程度であったのか、その差を教えていただければ幸いです。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 3号橋の件についてお答えをいたしたいと思います。

橋立2号橋と3号橋、議員おっしゃいましたように、幅員は一緒なんですけど、橋の長さ、これがだいぶ違っていて、実際のところ構造が違う関係上、単純にちょっと比較ができない橋梁でございます。議員おっしゃったように、ここ近年、やはり資材等の高騰、あと人件費の高騰がございまして、かつてよりもかなり単価的には上がっているというような状況でございます。

2号橋、3号橋、どちらも1億円を超える工事であることから、競争については、一般競争入札、条件付きでございますが、それで実施をしたところでございます。この一般競争入札は、競争入札に関しまして希望を取りまして、希望される方がその入札を行うという、指名とは違うものでございますから、まったく同じ業者でやったというものではございません。ただ、条件といたしまして、2号橋のほうが橋の長さが長かったことから、あちらのほうについては、長い分だけ当然単価も大きいですし、また業者としても、やはり多かったというような状況でございます。

今回については、4社が一応希望いたしまして、最終的には東開工業さんが落札をしたというような状況でございます。

○議長 10番、多賀剛君。

○多賀剛 入札に関してはわかりました。なかなか坪単価というのは厳密には出せない、坪単価というか、そのいわゆるメーター単価というのは、構造等も違うので、私もある程度は理解しますが、構造といってもそんなには私、素人目で見ると変わりはないような気がします。例えば前回の工事よりもこれだけ、メーター換算で上がったとか、大まかな数字でもあれば、これだけ資材が高くなって、人件費が高くなっている状況なのだなというのを理解したいんです。大まかなところでもいいですから、その辺を教えていただければ。

○議長 建設水道課長、成田信幸君。

○建設水道課長 高騰の具合ということでございまして、基本的な橋の構造については、先ほどご説明いたしましたように、鋼板の桁橋でございます。今回、延長が52メートルと短いものですから、こちらの説明資料の中で、ちょっと字が細かくて大変申し訳ございませんが、右下の表の中、設計条件という真ん中辺りに、形式ということで、単純非合成鋼板桁橋ということで載っております。桁が長くなれば、継管、つまり1個でできるか、2つ以上つないでやるかというようなことになるんですが、今回は長さが短いことからと1つ。前は長かったから2つつなげるというような構造でございますから、単純な比較はできないという話でございます。

なお、やはり資材、労賃、これに関しましては、確実の今回のほうがやはり高騰しているというような状況でございます。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第21号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線(橋立3号橋)橋梁

上部工工事請負契約の締結についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 21 号、社会資本整備総合交付金事業町道野沢柴崎線（橋立 3 号橋）橋梁上部工工事請負契約の締結については、原案のとおり可決されました。

日程第 2、議案第 22 号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 22 号、財産の取得についてご説明を申し上げます。

本案につきましては、現在、町消防団第 1 分団第 2 部に配備している消防ポンプ自動車について、平成 2 年 10 月に購入してから 24 年が経過し、老朽化に伴う性能の低下や故障時の部品調達に支障をきたすようになったことから、この度、更新するものであります。

それでは、議案書をご覧ください。

まず、1 の取得する財産及び数量であります、消防ポンプ自動車 1 台であります。

2 の取得の方法は売買であります。去る 8 月 27 日に、指名競争入札による入札会を執行したところであり、入札に指名した業者はお手元に配布いたしました入札結果のとおり、会津消防用品株式会社、株式会社ホシノ、有限会社豊和防災サービスの 3 社であります。

入札の結果、会津消防用品株式会社代表取締役佐瀬良一氏が 1,850 万円で落札いたしましたので、これに消費税及び地方消費税を加算した額 1,998 万円を取得価格として、同日、物品売買仮契約を締結いたしました。納入期限は平成 28 年 3 月 25 日であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議をいただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願いを申し上げます。

○議長 これから質疑を行います。

13 番、清野佐一君。

○清野佐一 消防のポンプ、購入するとき、いつも聞いているわけですが、消防団からの要望とかあって、いろいろ仕様の中で、特にお願いとか、今までの購入したポンプとまた違うようなことを要望というか、そういうのがあったかどうかをお聞きします。

○議長 総務課長、新田新也君。

○総務課長 お答えいたします。

このたび購入を予定しています 1 分団 2 部の消防ポンプ自動車につきましては、当然、1 分団とも打ち合わせをしながら仕様を決めたわけでございます。2 年前、2 分団森野班に導入しました消防ポンプ自動車と、仕様につきましてはほぼ同じでございます。放水銃も付いていますし、あとバックモニター、ただ 1 点だけ、今回 1 分団 2 部の要望で、カーナビを付けていただきたいと、連絡が来たとき、字の箇所では火災発生とかの連絡があって、なかなかその若い団員さんは字では場所がわかりづらいというような話もございまして、そんなことから、今回導入するポンプ自動車には、新たにカーナビを付けたということでございます。

以上です。

○議長　　８番、渡部憲君。

○渡部憲　　これ第１分団の第２部にこれは配属されるというか、そういうことだと思うんですけども、私もこの前の消防自動車、われわれ使っていました。火事の時もこれに乗って吹っ飛んで歩きました。この自動車の処分というのはどのようになされるんでしょうか。

○議長　　総務課長、新田新也君。

○総務課長　　お答えいたします。

過去にも更新、消防ポンプ自動車の更新をしまして、古い自動車につきましては、できるだけ売却の方向で、実際売却している自動車もかなりありますので、今回の１分団２部の消防ポンプ車、古い分については、極力売却の方向で進めてまいる考えでございます。

○議長　　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　　討論なしと認めます。

これから議案第２２号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　　異議なしと認めます。

したがって、議案第２２号、財産の取得について（消防ポンプ自動車）は、原案のとおり可決されました。

日程第３、議案第２３号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

企画情報課長、大竹享君。

○企画情報課長　　議案第２３号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてご説明させていただきます。

議案書並び資料に添付しております辺地に係る公共的施設の総合整備計画をご覧いただきたいと思います。こちらの資料になります。

辺地に係る公共的施設の総合整備計画につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律に基づいて策定しているところであります。辺地債を活用し公共的施設の整備を図る際には、事業が計画書に盛り込まれていることが要件となっております。現計画につきましては、平成２７年度から３１年度までを計画期間とする計画であります。平成２７年度事業として予定していた事業の内容に変更が生じたので、計画の変更を本議会に提出したところであります。

それでは、辺地に係る公共施設の総合整備計画（変更）をご覧いただきたいと思います。今次の変更であります。群岡辺地に係る総合整備計画の変更であります。

その内容であります。３ページをご覧いただきたいと思います。

施設名、消防施設、防火水槽、事業内容は変わりませんが、事業費について 644 万 8 千円から 896 万 2 千円に、それから、うち辺地債充当額 370 万円を 890 万円に変更するものであります。これは諸経費や人件費、物価の高騰による事業費の増加及び当初予定しておりました補助事業に該当しなかったため、事業費全額、辺地債に充当することによるものであります。

これで説明を終わりますが、本案につきましては、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律第 3 条第 8 項の規定において準用する同条第 1 項の規定により、議会の議決をお願いするものであります。よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますよう、お願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

4 番、小柴敬君。

○小柴敬　1 点お聞きしたいと思います。事業内容については、40 立方ということで変わっていないんですが、この事業費、250 万も上がっているということは、資材、それから人件費、その他どういう要因でもってこの 250 万という金額が上がったんでしょうか、その細部、わかればお願いします。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　小柴議員のご質問にお答えいたします。

防火水槽の、いわゆる事業費が上がっているという部分でのご質問でございますが、議員申されましたように、ここ数年、いわゆる復興事業等の兼ね合いでもって物価の変動、資材高騰等、それからまた人件費というようなことで、だいたいこの金額でいいますと 250 万ほど高騰してございます。またそれに関わる諸経費というようなことで、合わせましてそれらが 250 万、合わせますと上がっているというような状況でございます。

○議長　4 番、小柴敬君。

○小柴敬　細部的に、要するに人件費等でどのくらい上がったのか、それから資材でどのくらい上がったのか、同じものをつくるのに、当初 650 万、約ですね。それが約 900 万、これ 250 万という差額は、やはり大きいんじゃないかなと思うんですが、この辺、詳細にわかればお願いします。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長　物価等、それから人件費等によりまして、合わせますとだいたい 50 パーセントくらいは上がっているような状況でございます。

また、設計等、それからあと諸経費、がわ経費等につきましても、これら、いわゆる復興関係によりまして、経費が上がっているというような状況でございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長　13 番、清野佐一君。

○清野佐一　この防火水槽については、先般、つくるのに、いろいろ耐震性のあるというか、そういう防火水槽をつくるんだということであります。たぶんこれもそうだと思うんですが、今まで、この耐震性のある、対応している防火水槽というのはどのくらい町にありますか。

○議長　町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 清野議員の防火水槽の、耐震性の防火水槽なのかという関係のご質問にお答えいたします。

まず町では、やはり地震が発災しても、防火水槽として使えるような防火水槽でないといけないというようなことで、耐震性の防火水槽を計画的に進めているところでございます。今次、整備する部分につきましても、耐震性の防火水槽というようなことでありますが、ただ町内に、現在どのくらいあるかというようなことでありますが、ちょっと資料がございませんので、のちほどお答えをいたしたいと思っておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから議案第 23 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更についてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 23 号、辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更については、原案のとおり可決されました。

日程第 4、議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、新郷、小清水の長谷沼清吉さんの功績について、平成 27 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 21 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

長谷沼清吉さんの功績であります、昭和 62 年 7 月から平成 27 年 6 月までの 7 期 28 年間、町議会議員として地方自治の進展と町政の向上発展に貢献されました。特に、平成 15 年 7 月から 1 期 4 年間、町議会議長として円滑なる議会運営に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 24 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 5、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、新郷、滝坂の五十嵐忠比古さんの功績について、平成 27 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 21 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

五十嵐忠比古さんの功績であります。平成 11 年 7 月から平成 27 年 6 月までの 4 期 16 年間、町議会議員として地方自治の進展と町政の向上発展に貢献されました。特に、平成 23 年 7 月から 2 期 4 年間、町議会経済常任委員会委員長として円滑なる議会運営に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 暫時休議します。(10時31分)

○議長 再開します。(10時32分)

お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 25 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程第 6、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、奥川、山浦の宮澤一一さんの功績について、平成 27 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 21 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

宮澤一一さんの功績であります。町消防団員として 37 年余の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、平成 10 年 7 月から平成 12 年 3 月まで、第 5 分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 26 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

日程 7、議案第 27 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 27 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについて、ご説明を申し上げます。

西会津町表彰条例の規定に基づき、群岡、下野尻の鈴木弘さんの功績について、平成 27 年度自治功労者表彰における特別功労表彰に該当することから、去る 8 月 21 日開催の町表彰審査委員会に審査を依頼したところであります。

その結果、表彰が妥当である旨の答申をいただきましたので、特別功労表彰者の決定につきまして、町表彰条例第 5 条の規定に基づき、議会の同意をお願いするものであります。

鈴木弘さんの功績であります。町消防団員として 37 年余の長きにわたり、町民の生命・身体・財産を守るため、率先して災害の予防、警戒、鎮圧にあたってきたところであります。特に、平成 4 年 7 月から平成 10 年 6 月まで、第 3 分団の分団長として、団員の指導と組織の強化に尽力されました。

以上で説明を終了させていただきます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論は省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 27 号、西会津町特別功労表彰者の決定につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

先ほど議案 23 号で、13 番、清野議員の質問に対する答弁の発言を求められていますので、これを許します。

町民税務課長、上野善弘君。

○町民税務課長 先ほどの清野佐一議員のご質問の、耐震性の防火水槽がどのくらい設置されているのかというご質問にお答えいたします。

現在、防火水槽につきましては、町内に 232 基整備してございます。そのうち、耐震性の防火水槽につきましては、これまで 39 基整備したところでございますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長 議案配付のため、暫時休議します。(10時41分)

○議長 再開します。(10時42分)

日程第 8、議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題とします。

本案についての説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてご説明を申し上げます。

現職委員の死去により、現在 1 名の欠員となっております教育委員会委員につきまして、その職務の重要性を十分に考慮し、選考いたしました結果、群岡、上野尻在住の平野マチ子さんを適格者として認め、任命したいので、ここにご提案申し上げる次第であります。

平野さんについて、ご紹介申し上げますと、昭和 22 年 6 月の生まれで、和洋女子大学英文科を卒業後、昭和 45 年 4 月から福島県公立中学校の教職員として採用されました。西会津町立西会津中学校、黒沢中学校、群岡中学校、高郷村立高郷中学校、喜多方市立喜多方第一中学校、会津坂下町立第一中学校と会津地方の中学校で教壇に立たれ、平成 18 年 3 月に教職員を退職されました。また、平成 25 年 12 月からは、民生児童委員を務められており、温厚誠実な人柄から地域の厚い信頼を得られている方であります。

以上、略歴等についてご説明を申し上げましたが、その職務の重要性に鑑み、平野マチ子さんを教育委員会委員に任命したいので、なにとぞ、満場一致をもって、ご同意を賜り

ますようお願いを申し上げます。

○議長 お諮りします。

本案については質疑・討論を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、本案についての質疑・討論は省略することに決しました。

これから議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり同意することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 28 号、教育委員会委員の任命につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決しました。

○議長 追加議事日程配付のため、暫時休議します。(10時46分)

○議長 再開します。(10時48分)

追加議案として、町長から議案第 29 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)が提出されました。

これを日程に追加し、提案理由の説明を追加日程第 1 とし、議案第 29 号を追加日程第 2 として日程の順序を変更し直ちに議題にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、提案理由の説明及び議案第 29 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)を日程に追加し、追加日程第 1、第 2 として日程の順序を変更し直ちに議題とすることに決定しました。

追加日程第 1、提案理由の説明を行います。

町長の提案理由説明を求めます。

町長、伊藤勝君。

○町長 (町長提案理由の説明)

○議長 追加日程第 2、議案第 29 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)を議題とします。

本案についての説明を求めます。

総務課長、新田新也君。

○総務課長 議案第 29 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算(第 4 次)の調製について、ご説明を申し上げます。

今次補正につきましては、町交通安全母の会が、長年にわたる交通安全思想の普及活動などの顕著な功績が国に認められ、平成 27 年度交通安全功労者表彰を受賞されたことに伴い、受賞記念事業を実施するための経費を計上するものであります。

それでは予算書をご覧願います。

平成 27 年度西会津町の一般会計補正予算（第 4 次）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第 1 条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 20 万円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 64 億 6,989 万円とする。第 2 項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第 1 表歳入歳出予算補正による。

補正の主な内容であります。事項別明細書でご説明いたします。

4 ページをご覧ください。

まず歳入であります。17 款繰入金、2 項 1 目財政調整基金繰入金 20 万円の増額は、歳出に係る財源として計上するものであります。

次に歳出であります。2 款総務費、1 項 9 目交通安全対策費 20 万円の増額は、町交通安全母の会の交通安全功労表彰受賞記念事業に係る実行委員会への補助金の計上であります。

以上で説明を終了させていただきますが、よろしくご審議いただきまして、原案のとおりご議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長　これから質疑を行います。

（「質疑なし」の声あり）

○議長　これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」の声あり）

○議長　討論なしと認めます。

これから議案第 29 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）を採決します。  
お諮りします。

本案は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、議案第 29 号、平成 27 年度西会津町一般会計補正予算（第 4 次）は、原案のとおり可決されました。

日程第 9、西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙を行います。

お諮りします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長　異議なしと認めます。

したがって、西会津町選挙管理委員会委員及び補充員の選挙は指名推選といたします。  
お諮りします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決しました。

資料配付のため、暫時休議します。(10時56分)

○議長 再開します。(10時58分)

選挙管理委員には、野沢字原町乙2207番地、高濱秀道君。登世島字馬場乙3874番地、佐藤秀一君。群岡字御館野甲1193番地、豊島洋一君。奥川大字元島字居平43番地、伊藤重人君。補充員には、野沢字原町乙2169番地、多田修君。睦合字縄沢甲14番地、三留南海雄君。上野尻字上五職神3606番地、齋藤和則君。新郷大字豊洲字千歳島5131番地、武藤達朗君。

以上の方を指名します。

お諮りします。

ただいま議長が指名した方を選挙管理委員及び補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

選挙管理委員には、ただいま指名いたしました高濱秀道君、佐藤秀一君、豊島洋一君、伊藤重人君を、補充員には、多田修君、三留南海雄君、齋藤和則君、武藤達朗君、以上の方が当選されました。

日程第10、議長発議による議会活性化特別委員会の設置についてを議題とします。

議会基本条例の目的を果たすため、議会改革と議会活性化に向けた調査を鋭意進めるため、特別委員会を設置したいと思います。

議長を除く全議員で構成する定数13名の議会活性化特別委員会を設置し、議会改革及び議会活性化に関する事項の調査をこれに負託して調査することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、定数13名の委員で構成する議会活性化特別委員会を設置し、議会改革及び議会活性化に関する事項の調査をこれに負託して調査することに決定しました。

日程11、議会活性化特別委員会委員の選任についてを議題とします。

議会活性化特別委員会委員の選任については、委員会条例第4条第3項の規定によって、1番、三留満君、2番、薄幸一君、3番、秦貞継君、4番、小柴敬君、5番、長谷川義雄君、6番、猪俣常三君、7番、伊藤一男君、8番、渡部憲君、9番、三留正義君、10番、多賀剛君、11番、青木照夫君、12番、荒海清隆君、13番、清野佐一君、以上の諸君を西会津町議会活性化特別委員会委員に選任したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、以上の諸君を議会活性化特別委員会委員に選任することに決定しました。

このあと、直ちに議会活性化特別委員会を開催し、委員長及び副委員長を選任してください。会場は議員控室、第1会議室であります。

暫時休議します。(11時03分)

○議長 再開します。(13時00分)

先ほど設置された議会活性化特別委員会の委員長に、荒海清隆君。副委員長に、伊藤一男君を選任した旨の報告がありました。

日程第12、陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書についてを議題とします。

委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、多賀剛君。

○多賀剛 総務常任委員会に負託されました陳情の審査結果を報告いたします。

陳情審査報告書。

本委員会に負託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第93条の規定により報告いたします。

受理番号、陳情第2号。

付託年月日、平成27年9月4日。

件名、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書。

委員会の意見としまして、継続審査を要するものと決しました。

以上、報告いたします。

○議長 これから、陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書の質疑を行います。

(「質疑なし」の声あり)

○議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」の声あり)

○議長 討論なしと認めます。

これから陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書を採決します。

お諮りします。

陳情第2号は、委員長報告のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、陳情第2号、「所得税法第56条の廃止」を求める意見書採択に関する陳情書は、委員長報告のとおり可決されました。

日程第13、常任委員会の管外行政調査実施申出についてを議題とします。

各常任委員会より、それぞれの所管にかかる事項の現況を把握するため、閉会中、管外の優良自治体及び施設等を調査したい旨の申出があります。

お諮りします。

各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長 異議なしと認めます。

したがって、各常任委員会から申出のとおり、管外行政調査を実施することに決定いた

しました。

なお、その結果は、12月議会定例会に報告をお願いいたします。

日程第14、議員派遣についてを議題とします。

来る10月13日、火曜日に開催されます会津耶麻町村議会議長会主催の平成27年度会津耶麻町村議会議員研修会及び10月22日、木曜日に開催されます福島県町村議会議長会主催の町村議会議員研修会に全議員出席するため、西会津町議会会議規則第118条の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

お諮りします。

議員研修会への議員派遣について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議員研修会に議員を派遣することに決定しました。

なお、この際お諮りいたします。

ただいま議決した議決事項について、諸般の事情により変更する場合は、議長に一任願いたいと思いますがご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

日程第15、総務常任委員会の継続審査申出についてを議題とします。

総務常任委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、総務常任委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第16、議会運営委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会運営委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会運営委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第17、議会広報特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会広報特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会広報特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第 18、議会活性化特別委員会の継続審査申出についてを議題とします。

議会活性化特別委員会よりお手元に配付しました特定事件について、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。

議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長 異議なしと認めます。

したがって、議会活性化特別委員会から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

本定例会に付議された事件は、以上をもって審議を終了しました。

介護保険料特別徴収にかかる過不足について及び専決処分事項について、町より説明の申出がありましたので、発言を許します。

副町長、伊藤要一郎君。

○副町長 本会議の貴重な時間をいただき、誠にありがとうございます。

私から、介護保険料特別徴収にかかる過不足徴収についての報告と専決処分についてのお願いにつきまして申し上げます。

まずはじめに、介護保険料特別徴収にかかる過不足徴収について申し上げます。平成 27 年度の介護保険料につきましては、これまで 4 月に第 1 期、6 月に第 2 期、そして 8 月に第 3 期の納入をいただいたところであります。このうち、8 月に納めていただきました、第 3 期の介護保険料の特別徴収、いわゆる日本年金機構の年金から直接天引きされるものにつきまして、9 月 3 日にその納入にかかる確認作業を行ったところであります。その結果、本来納めていただく保険料の額と、実際に引き落とされた保険料の額に差が生じていることが判明いたしました。

町といたしましては、直ちに原因を究明するため介護保険料のシステムを運用する管理会社に対して、調査確認を行ったところ、そのシステムの一部に不具合があることが判明いたしました。このシステムの不具合による過不足の状況であります。金額が足りなかったものが 800 件、多かったものが 177 件、金額といたしましては 499 万 2,942 円でありました。

この度の介護保険料の過不足徴収の主たる原因につきましては、システムの管理会社によるデータ入力の誤りが原因であることから、去る 9 月 11 日に管理会社の社長が本町に来町し、会社側に全責任があるとして、町長に対し謝罪を行ったところであります。

いずれにいたしましても、多くの町民の皆様にご迷惑をおかけいたしましたこと

に、心からお詫びを申し上げます。

今後は、このようなことが起こらないよう、システムの管理会社への指導を徹底するとともに、対象となられた皆さまには、一人ひとり訪問しながらお詫びと説明を申し上げ、ご理解をいただきたいと考えております。

議会並びに町民の皆さまには、なにとぞ、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、平成 27 年度一般会計補正予算の専決処分のお願いについて、申し上げます。本件につきましては、台風 18 号の通過に伴う応急復旧費の計上についてであります。

台風 18 号による大雨の被害状況であります。今月 9 日、午後 10 時 41 分に大雨警報が発令されたところであります。町では、翌 10 日に、この大雨による被害状況を把握するため、9 班体制で町内全域について調査を行ったところ、農地や農業用施設において冠水による被害、また町道・林道の一部で道路の洗掘や土砂崩れ等が発生したのを確認したところであります。

今後、各自治区から被害の報告も想定されることから、応急復旧作業については、迅速に対応していきたいと考えております。その所要経費につきまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、専決処分をお願いいたしたく、議員各位のご理解をお願いするものであります。

以上で、報告並びにお願いにつきまして、終了とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

○議長 町長よりあいさつがあります。

町長、伊藤勝君。

○町長 9 月議会閉会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、決算議会にあつて、慎重にご審議を賜り、平成 26 年度決算をはじめ、条例の一部改正、補正予算、人事案件等、すべての議案に対しまして、原案のとおりご議決いただきましたこと、誠にありがとうございました。

特に平成 26 年度決算においては、議員各位のご理解とご協力によりまして、年度内における事業が順調に進み、財政においても健全財政が保たれ、将来の財政計画も予定通り推移されておりますことに、衷心より厚く御礼を申し上げます。

本議会で賜りましたご意見、ご要望につきましては、町政執行において十分に意を持って取り組んでまいりますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

さて、今年の夏は猛暑続きで、町民生活や農業などに影響は出ないかと案じておりましたが、現在のところ、大きな被害もなく、作柄も平年並みを維持しており、また過般の台風 18 号による豪雨の被害も、他町村から比べ最小限でおさまったことから、安堵しているところであります。災害箇所については、今後十分調査をしながら、早急に対策を講じてまいります。もうじき彼岸を迎え、刈り入れどきとなりますが、多忙を極めますが、町においても町民交通安全町民大会や、あるいは健康まつり、文化と産業祭など、多彩な行事が予定をされております。議会、町民の皆さまにおかれましては、積極的なご参加とご協力のほど、よろしくお願いを申し上げます。

結びに、これから朝夕めっきり涼しくなりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意され、活発なる議会活動をとおして、町勢伸展に一層のご尽力賜りますようご期

待申し上げまして、閉会にあたってのあいさついたします。

ありがとうございました。

○議長　閉会にあたり一言ごあいさつ申し上げます。

今期定例会は去る9月4日の開会以来、本日まで11日間にわたり、平成26年度の決算をはじめ、平成27年度の補正予算など多数の重要案件について議員各位の終始、極めて真剣なご審議をいただき、議事進行に各位のご協力を得ましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

本会議において議員各位から述べられました意見及び要望事項につきましては、特に考慮され、執行の上に十分反映されますよう強く望む次第であります。

議会と町は車の両輪にたとえられますが、信頼と協働の車軸がしっかりつながらなければ町民を乗せることも前に進むこともできません。相互の信頼の上で議論が重要と考えます。

議会は平成25年3月に制定した議会基本条例の目的達成のため、議会活性化特別委員会の中で、議会がどうあるべきか、議員がどう活動すべきかなど、議会改革や議会の活性化のため再確認しながら協議検討を進めていきます。

また、その一環として町民の皆さまへの議会報告会、並びに意見交換会を開催しており、本年も11月上旬に5回目となる議会報告会を各地区で開催する予定であります。

議会としましては、町民の皆さまと議会、町と議会の絆をしっかりとつなぎながら、町勢伸展のため取り組む所存でありますので、ご理解いただきたいと思います。

これから秋も深まってまいります、町当局はじめ、議員各位におかれましてはこの上ともご自愛くださいます、町勢のより積極的な推進にご尽力賜らんことをお願い申し上げます、閉会の言葉いたします。

これをもって平成27年第8回西会津町議会定例会を閉会します。（13時21分）